



吉備羣書集成

第九輯

吉備溫故秘錄

利上卷



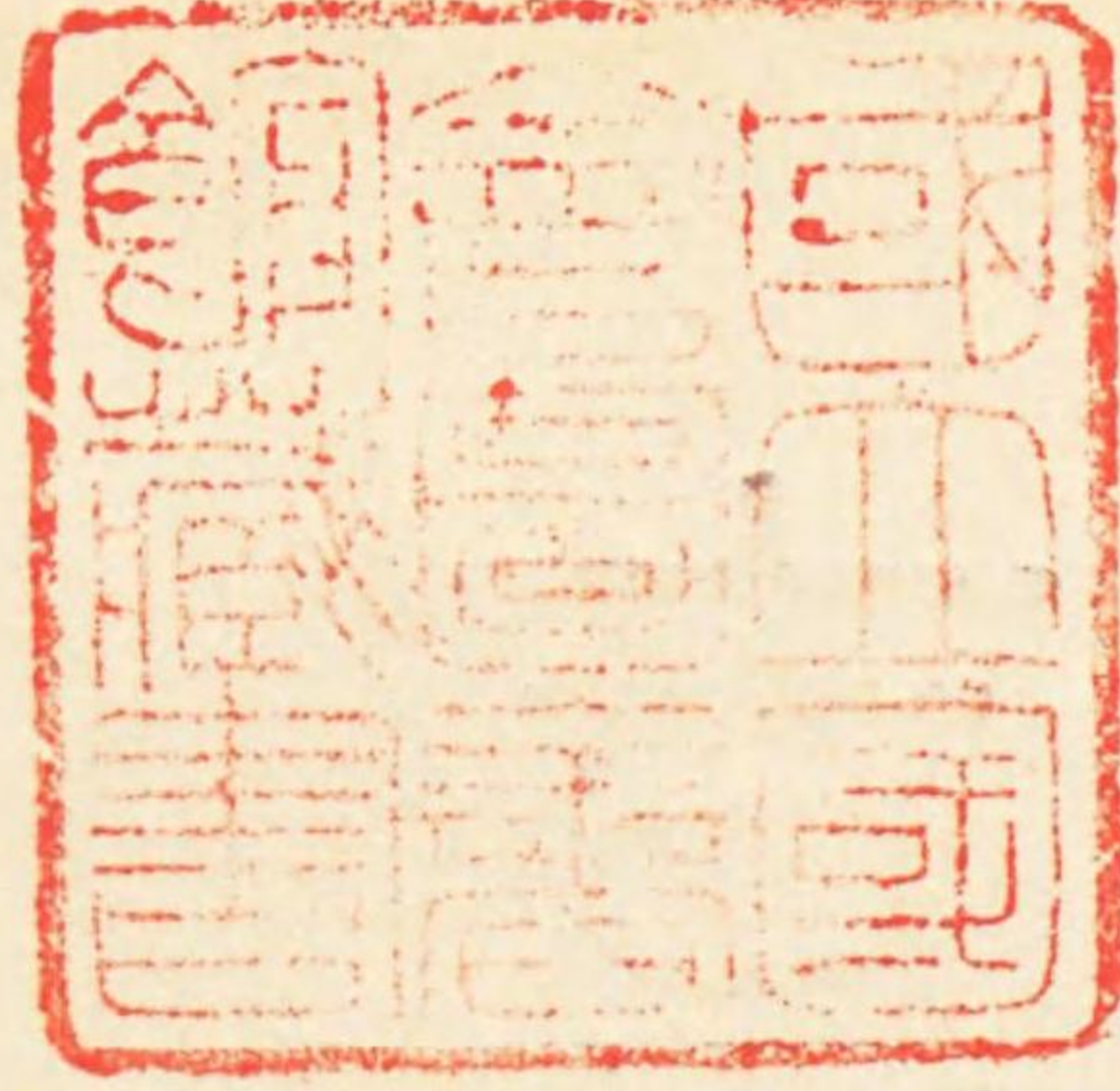
吉備羣書集成

第九輯

吉備溫故秘錄

利生卷





251931

### 凡例

一、本書に収載せる紀事(十一卷)は、底本として東京帝國大學史料編纂所本を採つたが、その外五卷は、土肥經平氏の著書備前軍記であつたから、本輯には収録しない事とした。(本集成第三輯所載、土肥經平著備前軍記參照。)そして、編纂所本の缺漏せる所は、岡山縣立圖書館本・池田家文庫本(原本及木刻本)によつて補つた。

一、山狩・御國目付御巡見・學習武技は、史料編纂所本を、東照宮御祭禮傳聞大概・來客は、岡山縣立圖書館本を底本とした。

一、本書録載の第五十四卷紀事四以下は、原本に卷數を缺いでゐたが、本書は、紀事に就ては、年代の序によりて卷數を入れ、順次、山狩・東照宮御祭禮傳聞大概・御國見附御巡見・來客・學習武技と卷數を附加したが、固より原本に卷數なきものは、割註を以て無卷數の意を明かにした。

九月中旬

森田敬太郎識



吉備群書集成第九輯目次

吉備溫故秘錄 自卷之五十一 利之卷

原本卷數

一、凡	例	卷頭
一、紀	事(一)……卷之五十一……(繪圖一葉)	一頁
一、紀	事(二)……卷之五十二……卷之五十二	二七頁
一、紀	事(三)……卷之五十三……卷之五十三	六三頁
一、紀	事(四)……卷之五十四……無卷數	九五頁
一、紀	事(五)……卷之五十五……無卷數	一五七頁
一、紀	事(六)……卷之五十六……無卷數	一九九頁
一、紀	事(七)……卷之五十七……無卷數	二七一頁
一、紀	事(八)……卷之五十八……無卷數	三〇五頁
一、紀	事(九)……卷之五十九……無卷數	三三七頁
一、紀	事(一〇)……卷之六十……無卷數……(繪圖一葉)	三五二頁
一、山	事(一一)……卷之六十一……無卷數	三七七頁
一、東照宮祭禮	狩……卷之六十七……無卷數	四〇九頁
	……卷之六十八……無卷數	四三五頁

吉備群書集成第九輯目次



一、御國目付御巡見……………	卷之六十九…無	卷數……………	四八九頁
二、來客……………	卷之七十…無	卷數……………	五二一頁
三、習學武伎……………	卷之七十一…無	卷數……………	五四三頁

(繪圖二葉)

吉備群書集成第九輯 (吉備溫故秘錄) 利之卷 目次終

吉備溫故秘錄 (紀事)



紀事に就て

自吉備溫故秘錄卷之六十二(紀事十二)  
至吉備溫故秘錄卷之六十六(紀事十六)

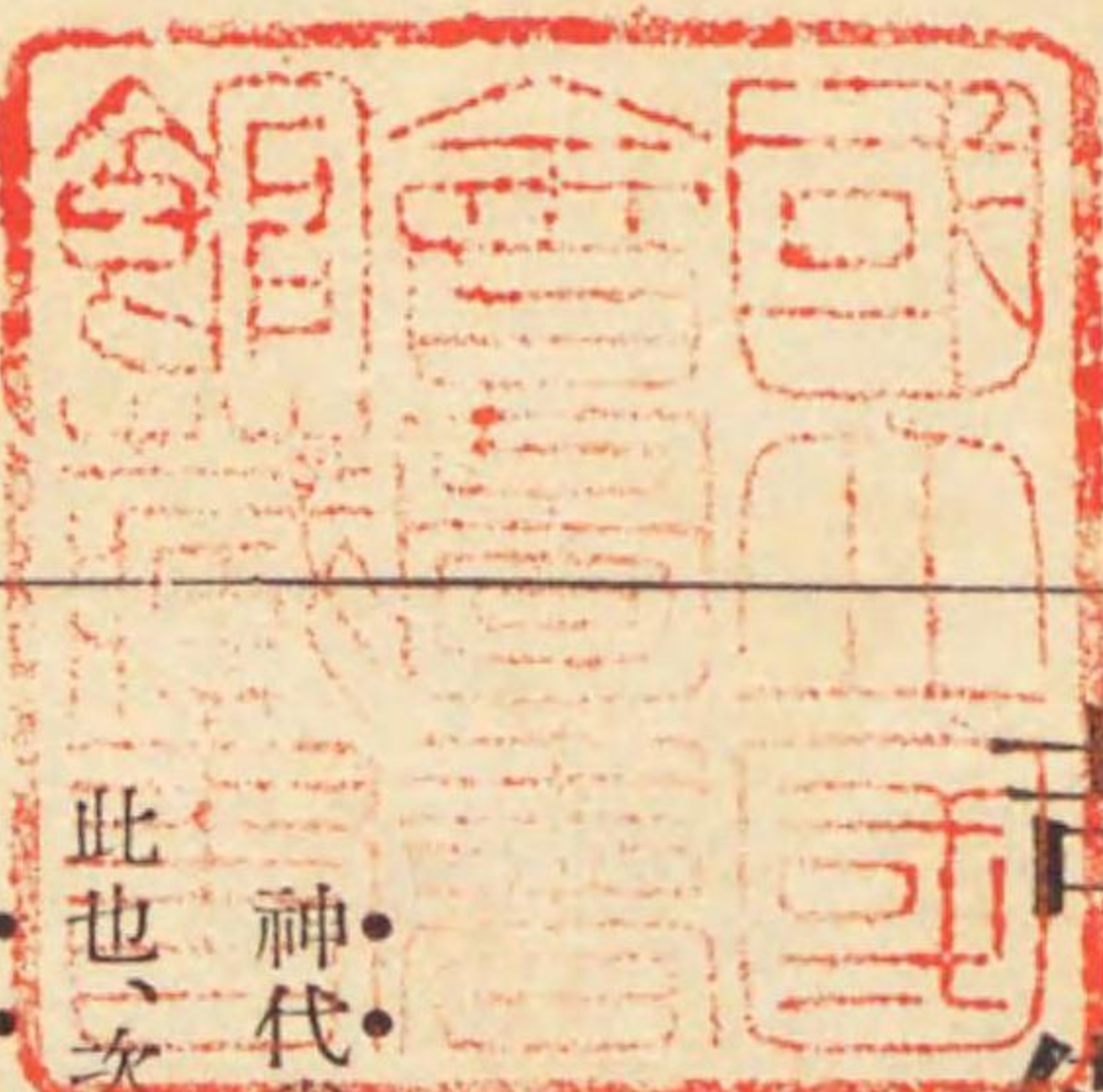
五卷は、本集成第三輯戰記部に収載してある土肥經平の著、備前軍記を録載したものであるから、本輯は、記述の重複を避ける爲めに、該軍記を採録せぬ事とした。

無適生記

吉備溫故秘錄 卷之五十一

大澤惟貞輯錄

紀事 一



神代卷曰、生大日本豊秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次雙生隱岐洲與佐渡洲、世人或有双生者象此也、次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉。

舊事紀曰、先産生淡路洲爲胞、意所不快、故曰淡道州、即謂吾恥也。次生伊豫二名洲、次生筑紫州、次

生壹岐州、次生對馬州、次生隱岐州、次生佐渡州、次生大日本豊秋津州、因茲以先所生謂大八州矣。然後

還坐之時、生吉備兒島、次生小豆嶋、次生大嶋、次生島、次生血鹿島、次生兩兒島。

凡産生十四島、其處々小島、皆是水沫潮凝而成者也。

又同書曰、次生六小島、兄吉備兒島謂建日方別、次小島謂大野手上比賣。頭書曰、手字下注上字者、

古事記も、亦舊事紀に同じ、故にこれを略す。

神代卷一書曰、素盞鳴尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也。舊事亦同頭書、引延喜式神名帳曰、

日本紀曰、神武天皇乙卯年春三月甲寅朔已來、從安藝國埃宮、徒入吉備國、起行宮以居之、是曰高島宮、

積三年間、脩舟楫、蓄兵食、埒欲以一舉而平天下也、戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師即遂東、舳艫相接。

舊事記は、日本紀に同じゆえに略す。

古事記曰、神倭伊波禮毗古命、從安藝國還上幸而於吉備之高島宮、八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲

爲釣、乍打羽擧來人遇于速吸門、命喚歸問之、汝者誰也、答曰僕者國神、又問汝者知海道乎、答曰能知、又問

從而仕奉乎、答曰仕奉、故爾指度槁機、引入其御船、即賜名號槁根津日子。此者、倭國

吉備溫故秘錄

生島間別有一字  
原本字闕



日本紀に三年、古事記に八年と有、三年といふ是ならんか。  
 大成舊事本紀曰、神武天皇時居高島宮、庭中一夜生八蕨、其長一丈二尺、其太二尺五寸、其色濃黃也。國有三人  
 神云黃光命、即朝奏曰、此草異草也、當治八洲之祥、是天爲瑞軍卒競之、故道以國號黃薇國、作者作吉備之  
 守。

此書、據とすべきものならねど、世に知るものなれば、爰に記す。

古事記曰、孝安天皇娶姪忍鹿比賣、生御子大吉備諸進命。

此皇子も、吉備國を給りしならん、故に爰に記す、下是にならん。

同書曰、大倭根日子子賦斗邇命、天皇皇子大吉備津日子命與若日子建吉備津日子命、二柱相副而於針間氷河之

前居忌貧、而針間爲道口、以言向和吉備國也。故此大吉備津日子命者、吉備上道臣之祖也。次若日子建吉備津

日子命者、吉備上道臣笠臣之祖也。針間、爲道口。播磨國、山陽道之始也。

同書曰、大吉備津日子命、亦名比古伊佐勢理毗古命。

日本紀曰、崇神天皇十年九月丙戌朔甲午、以大彥命遣北陸、武停川別遣東海、吉備津彥遣西道、丹波道臣命

遣丹波、因以銘之曰、若有不受教者、乃舉兵伐之、既而共授印綬爲將軍、未幾時、武埴安與妻吾田媛

謀反逆、興師忽至、各別道、而夫從山背、婦從大坂、共入欲襲帝京、時天皇遣五十狹芹彥命、擊吾

田媛之師、即遮於大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒、冬十月乙卯朔詔群臣曰、命反者悉伏誅、幾内無

事、唯海外荒俗、騷動未止、其四道將軍等、今忽發之丙子將軍等共發路。十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍

以下平戎夷之狀、奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧。

倭姬命世記曰、八年辛酉正月、即建都橿原、經營帝宅、天皇孫尊乃美豆御舍乎造仕奉豆天御蔭日御止隱坐豆

四方國乎安國止乎、久知食須天津鹽乃劍鏡乎捧持賜言壽宜、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾奉、護利奉、祐留稱爾竟

奉、凡神倭伊波々禮彥天皇以往九帝歷年六百三十餘歲、當此時帝與神其際未遠、同殿共床、以是爲常、故

神物宮物亦未分別焉、御間城入彥五十瓊殖天皇即位六年己丑秋九月就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天  
 照太神及草薙劍、令皇女豐鋤入姬命奉齋焉、其遷祭夕部宮人皆參、終夜宴樂歌舞、然後隨太神之教、國々處  
 々仁大宮處乎求給、天皇以往九帝同殿共床、然漸畏其神勢、共住不安、改令齋部氏率石凝姥神裔天目一  
 筒裔二氏、更鑄造鏡劍、以爲護身神靈焉、是今踐祚之日所獻神靈鏡劍是也。三十九年壬戌三月三日遷幸但  
 波吉佐宮、積四年春齋、從此更倭國求給、此歲豐宇介神天降坐奉御饗、留、四十三年丙寅九月九日遷倭國伊  
 豆加志本宮、八年春齋留、五十二年甲戌四月八日遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀國造進舍  
 人紀麻呂地口御田留、五十四年丁丑遷吉備國名方濱宮、四年春齋、于時吉備國造進采女吉備都比賣又地口御  
 田留、五十八年辛巳遷倭彌和乃御室嶺上宮、二年春齋、是時豐鋤入姬命吾日足止白支、爾時姪倭比賣命事依奉  
 利御杖代止定豆、從此倭姬命奉戴天照太神而行幸。相殿神天兒屋命太玉命御戶開闢神天手力雄神栲幡姬命御  
 戶神豐石窓權石窓命並五部伴神相副奉  
 仕矣。

元々集曰、五十四年丁遷吉備國名方

濱宮、神崎岩上殘水御壺坐、四年春齋。

同書、御遷幸指圖。

同書曰、景行天皇八坂入媛爲妃、生

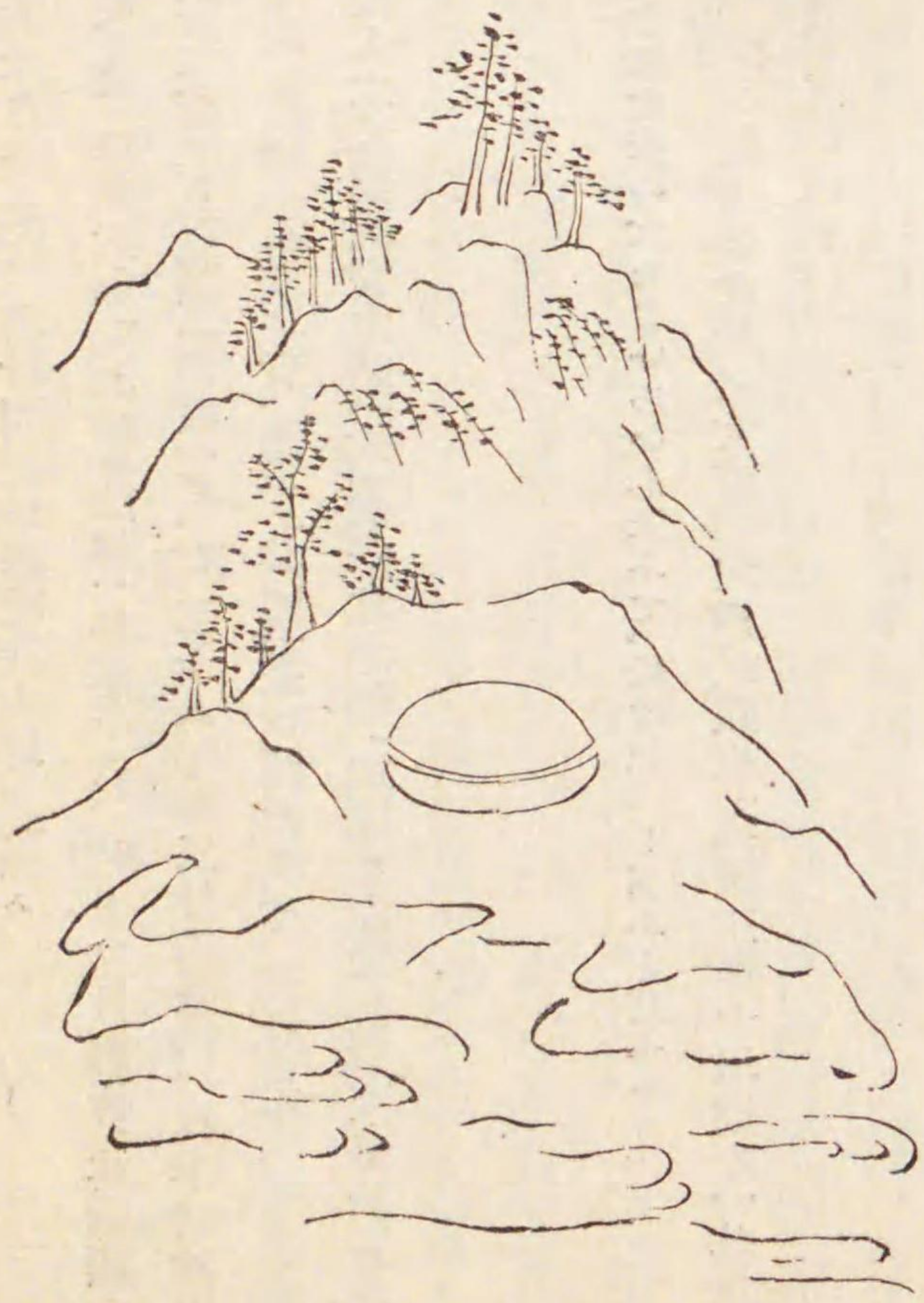
七男六女、畧第十一曰吉備兄彥皇子。

舊事紀曰、景行天皇所生男女總八十

一皇子之中、男五十五女二十六、就中際

留二六皇子、女一以外皆封州縣矣、吉

備兄彥命。他皇子畧。





古事記曰、景行天皇娶吉備臣等之祖若建吉備津日子之女、名針間之伊那毗能大郎女云々。  
 日本紀曰、景行天皇二十七年十月丁酉朔己酉、遣日本武尊令擊熊襲、時年十六、畧十二月悉斬其黨類、無餘、唯一既而從海路歸、倭到吉備、以渡穴海、其處有惡神、則殺之、畧二十八年春二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之狀曰、臣賴天皇之神靈、以兵一舉頓誅熊襲之魁師者、悉平其國、是以西洲既謐、百姓無事、唯吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放毒氣、令苦路人、並爲禍害之藪、故悉殺其惡神、並開水陸之徑、天皇於是美日本武尊之功而異愛。

古事記曰、穴戸神皆言、向和而參上。云々。

此時日本武尊しばらく爰にましませしによつて、吉備武彦の女をさいあいし玉ふて、後は妃にし玉ふと見へたり。

日本紀曰、日本武尊娶兩道入姬皇女爲妃、畧又妃吉備武彦之女吉備穴戸武嬪生武鼓王與十城別王、其王武鼓王是讚岐綾君之始祖也、第十城別王是伊豫別君之始祖也。

舊事紀も亦同じ、但武鼓王を武卵玉に作る。

古事記曰、倭建命娶吉備臣建日子之妹大吉備建比賣、生御子建見兒王。

國造本紀曰、吉備穴國造纏向日代朝御世和邇臣同祖彦訓服命孫八千足庄定賜國造。

穴國、何れの處といふ事未審、され共兒島などなるらんか。日本武尊熊襲を平げ、倭國に還玉ふ時、當國穴海・穴濟の惡神を殺して、水陸をひらき玉ひ、都に上り玉ひてこれを奏せられしにより、この八千足庄を國造になし玉ひて、其處を治め玉ふと見へたり。又兒島と天城との間の海、昔藤戸の渡といひて甚狭間なる海東西へ通したる故に、穴門といひ、穴戸と言ひたるか、此藤戸の渡りを穴海といひ、東に串村の米崎より藤戸迄の内海を穴海といひしものならんか、すれば穴國は兒島にてもあらんかなれ共、何の據もなきまゝに、委しく記さず、後人これを正せ。又此國吉備津宮の緣起、兒島郡通生村般若院の紀等に有、此邊のあしき神々を討玉ひし神軍の事どもをいふは、大吉備津日子命を若日子建吉備津日子命の二柱、此國を言向和し玉ふと、日本武尊の穴海の惡神を平げ玉ふを記せしものならんか、後人これをたゞせ。

古事記曰、景行天皇亦頻詔倭建命、言向和平、東方十二道之荒天流神及摩都樓波奴人等、而副吉備臣等之祖名御鈕友耳建日子而遣之。云々。

姓氏錄曰、廣原公稚武彥命之後也、孫吉備津彥命景行天皇御世被遣東國、伐毛人及鬼神、到于阿倍廣原國、復命之日以廣原國給之。

日本紀曰、仲哀天皇九年遣吉備臣祖鴨別、令擊熊襲國、未經浹辰而自服焉。

本朝神社考曰、神功皇后船過備前海上、時、大牛出有欲覆船、住吉大明神化老翁、取其角、投倒之、名其所以曰牛轉、今言牛窓誤也。其牛蓋塵輪鬼之所化也。落死塵輪亦射帝、帝遂崩。

舊事紀・古事記・日本書紀とも此事なし、春齊の正保の犬追物には、道春の神社考のごとく此事を記て、此事風土紀に有つらんと書たるにて考れば、道春の書れしは、備前風土紀の文を以て、其儘記せるなるべし。

姓氏錄曰、神功皇后征伐新羅、凱旋明年車駕還都、于時忍熊別皇子等竊構逆謀於明石界、備兵待之、皇后鑑識遣弟彥王於針間吉備界、造關防、之所謂和氣關是也。太平後錄從駕勳、酬以封地、仍被吉備磐梨縣始家之焉、光仁天皇寶龜五年四月丙申、改賜和氣朝臣姓也。

日本紀曰、應神天皇二十二年春三月甲申朔戊子天皇幸難波、居於大隅宮、丁酉登高台、而還望時、妃兄媛侍之、望西以大難、御友別之妹也。於是天皇問兄媛曰、何爾歎之甚也、對曰近日妾有戀父母之情、便因西望而自歎矣、冀暫還之、得省親歟、爰天皇愛兄媛篤溫情之情、則謂之曰、爾不視二親、既經多年、還欲定省、於理灼然則聽之、仍喚淡路御原之海人八十人、爲水手、送于吉備、夏四月兄媛自大津發船而往之、天皇居高台、望兄媛之船、以歌曰、

淡路島 小豆島 並美島  
 阿波旋辭摩、異柳敷多那羅弭阿豆枳辭摩、異柳敷多那羅弭豫呂枳辭摩、之魔儂伽多佐例阿羅智之、吉備那流伊慕隔阿比彌菟流莫能。

此條歌詞旁訓校本史而改寫一二文寫與原本異者亦同



秋九月辛巳朔丙戌天皇狩于淡路島、是島者橫海在難波之西、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草蒼蔚、長澗潺湲、亦粟鹿麋雁多在、其嶋、故乘輿屢遊之、天皇便自淡路轉以幸吉備、遊小豆島、庚寅亦移居於葉田葦守宮、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫、爲膳夫而奉饗焉、天皇於是看御友別謹憚侍奉之狀、而有悅、因以割吉備國封其子等也、則分川島縣封長子稻速別、是下道臣之始祖也、次以上道縣封中子仲彥、是上道臣香屋臣之始祖也、次以三野縣封弟彥、是三野臣之始祖也、復以波區藝縣封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也、即以苑縣封兄浦凝別、是苑直之始祖也、即以織部賜兄媛、是以其子孫於今在吉備國、是其緣也。

大八州記註曰、下道今爲備中之郡也、上道今爲備前之郡也、香屋今爲備中之郡、作賀夜也、三野今爲備前之郡、作御野也、波區藝今未詳焉。

舊事紀國造本紀曰、大伯國造輕島豐明、應神天皇朝御世神魂明七世孫佐紀足庄定賜國造、前國邑久郡。

同書曰、上道國造輕島豐明朝御世元、封中彥命、兒多佐臣始國造、同、今備前國邑久郡。

同書曰、三野國造輕島豐明朝御世元封弟彥命、次定賜國造、同、今備前國邑久郡。

同書曰、笠臣國造輕島豐明朝御世元封鴨別命、八世孫笠三枝臣定賜國造。

頭書曰、備中國郡縣今無笠名、姓氏錄云、應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠、一頭書曰、備中國郡縣今無笠名、姓氏錄云、應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠、一

苑縣、按、和名抄備中下道郡有曾能是也、備前邑久郡備中賀夜郡共有二服部鄉也。

故事紀曰、大雀命仁其太后石之日賣、甚多嫉妬、故天皇所使之妾者不得臨宮中、言爾天皇聞看吉備海部直

之女名黑比賣、其容姿端正、喚而上使也、然畏其太后之嫉、逃下本國、天皇坐高台、望瞻其黑日賣之船出浮海、以歌曰、

沖邊沖邊、波波、浪浪、小小、船船、連連、夜夜、際際、然然、下下、

故太后聞是之御歌、大忿遣人於大浦、追下而自步追去、於是天皇戀其黑日賣、欺太后曰、欲見淡道島、而行幸之時、坐淡道島遙望歌曰、

於志於志、氏氏、流流、夜夜、那那、爾爾、波波、能能、佐佐、岐岐、由由、伊伊、傳傳、多多、知知、底底、和和、賀賀、玖玖、邇邇、美美、禮禮、婆婆、阿阿、波波、志志、摩摩、游游、能能、基基、呂呂、志志、摩摩、阿阿、遲遲、摩摩、佐佐、野野、志志、摩摩、母母、美美、田田、

乃自其島傳而幸行吉備國、爾黑日賣命令大坐其國之山方地、而獻大御飯、於是爲煮大御羹、採其地之菘菜、時天皇到坐其孃子之採菘處、歌曰、

夜夜、麻麻、登登、幣幣、邇邇、邇邇、斯斯、布布、岐岐、阿阿、宜宜、底底、玖玖、毛毛、波波、那那、禮禮、曾曾、々々、岐岐、袁袁、理理、登登、母母、和和、禮禮、和和、須須、禮禮、米米、夜夜。

天皇上幸之時、黑日賣獻御歌曰、

夜夜、麻麻、登登、幣幣、邇邇、邇邇、斯斯、布布、岐岐、阿阿、宜宜、底底、玖玖、毛毛、波波、那那、禮禮、曾曾、々々、岐岐、袁袁、理理、登登、母母、和和、禮禮、和和、須須、禮禮、米米、夜夜。

又歌曰、

夜夜、麻麻、登登、幣幣、邇邇、邇邇、斯斯、布布、岐岐、阿阿、宜宜、底底、玖玖、毛毛、波波、那那、禮禮、曾曾、々々、岐岐、袁袁、理理、登登、母母、和和、禮禮、和和、須須、禮禮、米米、夜夜。

同書曰、仁德天皇六十七年吉備中國川鳴河、有三大亂、令苦人、時路人觸其處、而行必被其毒、以死亡、於是笠臣祖縣守爲人勇悍而強力、臨瀨淵、以三全瓠投水曰、汝屢吐毒令苦路人、余殺汝亂、汝沈是瓠、則余避之、不能沈者仍汝身時水、亂化鹿以引入瓠、瓠不沈、即舉劍入水斬亂、更求亂之黨類、乃諸亂族滿淵底之岫穴、悉斬之河水變血、故號其水曰縣守淵也。



同書曰、雄略天皇元年春三月庚戌朔、王子立<sub>ニ</sub>草香幡媛姬皇女<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>皇后<sub>一</sub>、是月立<sub>ニ</sub>三妃<sub>一</sub>、元妃葛城圓大臣女<sub>中</sub>次有<sub>ニ</sub>吉備上道臣女稚媛<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>二男<sub>一</sub>、長曰<sub>ニ</sub>盤城皇子<sub>一</sub>、少曰<sub>ニ</sub>星川稚宮皇子<sub>一</sub>、云々。二十三年八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與<sub>ニ</sub>百寮<sub>一</sub>辭訣、握手獻<sub>ニ</sub>秋<sub>一</sub>、崩<sub>ニ</sub>于大殿<sub>一</sub>、云々。吉備稚媛陰謂<sub>ニ</sub>幼子星川皇子<sub>一</sub>曰、欲<sub>レ</sub>登<sub>ニ</sub>天下之位<sub>一</sub>、先取<sub>ニ</sub>大藏之官<sub>一</sub>、長子盤城皇子、聞<sub>ニ</sub>母夫人教<sub>一</sub>其幼子<sub>一</sub>之語、曰、皇太子雖<sub>ニ</sub>是我弟<sub>一</sub>、安可<sub>レ</sub>欺乎、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>、星川皇子不<sub>レ</sub>聽、輒隨<sub>ニ</sub>母夫人之意<sub>一</sub>、遂取<sub>ニ</sub>大藏官鑰<sub>一</sub>、開<sub>ニ</sub>外門<sub>一</sub>、式備<sub>ニ</sub>乎難<sub>一</sub>、擁<sub>ニ</sub>勢自由<sub>一</sub>、費用<sub>ニ</sub>官物<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>是大伴室屋大連<sub>一</sub>言<sub>ニ</sub>於東漢<sub>一</sub>、擲<sub>ニ</sub>直<sub>一</sub>曰、大泊瀨天皇之遺詔、令<sub>レ</sub>將<sub>ニ</sub>至矣<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>從<sub>ニ</sub>遺詔<sub>一</sub>、奉<sub>ニ</sub>皇太子<sub>一</sub>、乃<sub>レ</sub>發<sub>ニ</sub>軍士<sub>一</sub>、圍<sub>ニ</sub>繞大藏<sub>一</sub>、自<sub>ニ</sub>外拒<sub>一</sub>、閉<sub>ニ</sub>縱<sub>一</sub>、火燔<sub>ニ</sub>殺<sub>一</sub>、是時吉備稚媛盤城皇子異父兄<sub>ニ</sub>君城丘<sub>一</sub>前來<sub>ニ</sub>目<sub>一</sub>、隨<sub>ニ</sub>星川皇子<sub>一</sub>、而被<sub>ニ</sub>燔殺<sub>一</sub>焉、云々。吉備上道臣等聞<sub>ニ</sub>朝作<sub>一</sub>亂<sub>一</sub>、思<sub>レ</sub>救<sub>ニ</sub>其腹所<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>星川皇子<sub>一</sub>、率<sub>ニ</sub>船師<sub>一</sub>四十艘、來<sub>ニ</sub>浮於海<sub>一</sub>、既<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>被<sub>一</sub>燔殺<sub>ニ</sub>、自<sub>ニ</sub>海而歸<sub>一</sub>、天皇即遣<sub>ニ</sub>使<sub>一</sub>、噴<sub>ニ</sub>讓<sub>一</sub>於上道臣等<sub>一</sub>、而奪<sub>ニ</sub>其所領<sub>一</sub>山部<sub>一</sub>。

同書曰、雄略天皇七年、吉備上道臣田狹侍<sub>ニ</sub>於殿側<sub>一</sub>、盛稱<sub>ニ</sub>稚媛<sub>一</sub>於朋友<sub>一</sub>曰、天下麗人莫<sub>レ</sub>若<sub>ニ</sub>吾婦<sub>一</sub>、茂矣、綽矣、諸好備矣、擘矣、溫矣、種相足矣、鉛花弗<sub>レ</sub>御、蘭澤無<sub>レ</sub>加、曠世罕<sub>レ</sub>儔、當時獨秀者也、天皇傾<sub>レ</sub>耳遙聽而心悅焉、便欲<sub>ニ</sub>自求<sub>一</sub>稚媛<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>女御<sub>一</sub>、拜<sub>ニ</sub>田狹<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>任那國司<sub>一</sub>、俄而天皇幸<sub>ニ</sub>稚媛<sub>一</sub>、田狹娶<sub>ニ</sub>稚媛<sub>一</sub>而生<sub>ニ</sub>兄弟<sub>一</sub>、弟君<sub>一</sub>也、田狹既<sub>ニ</sub>之任所<sub>一</sub>、聞<sub>ニ</sub>天皇之幸<sub>一</sub>其婦<sub>一</sub>、思<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>求<sub>ニ</sub>媛<sub>一</sub>而入<sub>ニ</sub>新羅<sub>一</sub>、于時新羅不<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>中國<sub>一</sub>、天皇詔<sub>ニ</sub>田狹<sub>一</sub>、臣<sub>ニ</sub>弟君<sub>一</sub>與<sub>ニ</sub>吉備海部直赤尾<sub>一</sub>曰、汝宜<sub>ニ</sub>往<sub>一</sub>罰<sub>ニ</sub>新羅<sub>一</sub>、於是西漢才伎<sub>ニ</sub>因知<sub>一</sub>利在<sub>レ</sub>側、乃<sub>レ</sub>進而奏<sub>ニ</sub>曰<sub>一</sub>、巧<sub>ニ</sub>於奴<sub>一</sub>者多在<sub>ニ</sub>韓國<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>召而使<sub>ニ</sub>、天皇詔<sub>ニ</sub>郡臣<sub>一</sub>曰、然則宜<sub>ニ</sub>以<sub>一</sub>歡<sub>ニ</sub>因知<sub>一</sub>利<sub>ニ</sub>副<sub>一</sub>弟君等<sub>一</sub>、取<sub>ニ</sub>道於百濟<sub>一</sub>、並<sub>ニ</sub>下<sub>一</sub>勅書<sub>ニ</sub>、令<sub>レ</sub>獻<sub>ニ</sub>巧者<sub>一</sub>、於是弟君御命<sub>ニ</sub>率衆<sub>一</sub>行到<sub>ニ</sub>百濟<sub>一</sub>、而入<sub>ニ</sub>其國<sub>一</sub>、國神化爲<sub>ニ</sub>老女<sub>一</sub>、忽然逢<sub>ニ</sub>路<sub>一</sub>、弟君就<sub>レ</sub>訪<sub>ニ</sub>國之遠近<sub>一</sub>、老女報言<sub>ニ</sub>、復行<sub>一</sub>一日而復<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>到、弟君自思<sub>ニ</sub>路遠<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>伐而還、集<sub>ニ</sub>聚百濟所<sub>一</sub>貢<sub>ニ</sub>、今來才伎<sub>ニ</sub>於大嶋中<sub>一</sub>託<sub>ニ</sub>稱<sub>一</sub>候風<sub>ニ</sub>、淹<sub>ニ</sub>留<sub>一</sub>數月、任那國司田狹臣乃喜<sub>ニ</sub>、弟君不<sub>レ</sub>伐而還、密使<sub>ニ</sub>人<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>百濟<sub>一</sub>、戒<sub>ニ</sub>弟君<sub>一</sub>曰、汝戶領項有<sub>ニ</sub>何牽<sub>一</sub>、而伐<sub>ニ</sub>人乎<sub>一</sub>、傳<sub>ニ</sub>天皇幸<sub>一</sub>吾婦<sub>一</sub>、遂有<sub>ニ</sub>兒<sub>一</sub>、盤城皇子<sub>一</sub>、今恐禍及<sub>ニ</sub>於身<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>躡<sub>ニ</sub>足<sub>一</sub>待<sub>ニ</sub>、吾兒汝者<sub>ニ</sub>踏<sub>一</sub>據<sub>ニ</sub>百濟<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>使<sub>ニ</sub>通<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>、吾者<sub>ニ</sub>據<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>任那<sub>一</sub>亦勿<sub>レ</sub>通<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>、弟君之婦<sub>ニ</sub>樟媛<sub>一</sub>國家情深、君臣義切、忠踰<sub>ニ</sub>白日<sub>一</sub>、即冠<sub>ニ</sub>青松<sub>一</sub>、惡<sub>ニ</sub>斯謀<sub>一</sub>、叛<sub>ニ</sub>盜殺<sub>一</sub>其夫<sub>一</sub>、隱理<sub>ニ</sub>室內<sub>一</sub>、乃與<sub>ニ</sub>海部直赤尾<sub>一</sub>、將<sub>ニ</sub>百濟所<sub>一</sub>獻<sub>ニ</sub>手<sub>一</sub>才伎<sub>一</sub>在<sub>ニ</sub>大島<sub>一</sub>、天皇聞<sub>ニ</sub>弟君不<sub>レ</sub>在<sub>一</sub>、遣<sub>ニ</sub>日鷹吉士<sub>一</sub>堅磐固安錢<sub>一</sub>使<sub>ニ</sub>共復<sub>一</sub>命<sub>一</sub>。

日本紀、雄略天皇九年、新羅を紀乃小弓の宿禰等に討しむ、是時に紀小弓宿禰使<sub>ニ</sub>大伴室屋大連<sub>一</sub>憂<sub>ニ</sub>陳<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>曰、臣雖<sub>ニ</sub>拙弱<sub>一</sub>、敬奉<sub>ニ</sub>勅矣<sub>一</sub>、但今臣婦命過之際、莫<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>視<sub>ニ</sub>養<sub>一</sub>臣者<sub>一</sub>、公冀將<sub>ニ</sub>此事<sub>一</sub>具<sub>ニ</sub>陳<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>、於是大伴室屋大連具<sub>ニ</sub>爲<sub>一</sub>陳<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>、天皇聞<sub>ニ</sub>悲類<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>吉備上道采女大海<sub>一</sub>賜<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>紀小弓宿禰<sub>一</sub>、爲<sub>ニ</sub>隨身視養<sub>一</sub>、遂推<sub>ニ</sub>殺<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>遺焉<sub>一</sub>、紀小弓宿禰即入<sub>ニ</sub>新羅<sub>一</sub>、行屠<sub>ニ</sub>傍郡<sub>一</sub>、新羅王夜聞<sub>ニ</sub>官軍四面鼓聲<sub>一</sub>、知<sub>ニ</sub>盡得<sub>一</sub>、喙地與<sub>ニ</sub>數百騎<sub>一</sub>、馬軍亂走、是以大敗<sub>ニ</sub>小弓宿禰<sub>一</sub>、追斬<sub>ニ</sub>敵將<sub>一</sub>陳中、喙地悉定、遺衆不<sub>レ</sub>下、紀小弓宿禰亦收<sub>ニ</sub>兵<sub>一</sub>與<sub>ニ</sub>大伴談連等<sub>一</sub>會<sub>レ</sub>兵、復大振與<sub>ニ</sub>遺衆<sub>一</sub>戰<sub>ニ</sub>、畧<sub>ニ</sub>小弓宿禰<sub>一</sub>、病而薨、略於<sub>ニ</sub>是采女大海<sub>一</sub>從<sub>ニ</sub>小弓宿禰<sub>一</sub>喪<sub>ニ</sub>到<sub>一</sub>來<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>、遂憂<sub>ニ</sub>諸於<sub>ニ</sub>大伴室屋大連<sub>一</sub>曰、妾不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>葬所<sub>一</sub>、願<sub>ニ</sub>占<sub>一</sub>良地<sub>ニ</sub>、大連即爲<sub>ニ</sub>奏<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>、勅<sub>ニ</sub>大連<sub>一</sub>曰、大將軍紀小弓宿禰龍驤<sub>ニ</sub>虎視<sub>一</sub>旁眺<sub>ニ</sub>八維<sub>一</sub>、掩<sub>ニ</sub>討<sub>一</sub>逆節<sub>ニ</sub>、折<sub>ニ</sub>衝四海<sub>一</sub>、然則身勞<sub>ニ</sub>萬里<sub>一</sub>、命墜<sub>ニ</sub>三韓<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>哀矜<sub>一</sub>、宛<sub>レ</sub>視<sub>ニ</sub>喪者<sub>一</sub>、又汝大伴卿與<sub>ニ</sub>紀卿等<sub>一</sub>、同國近隣之人由來尙矣、於是大連奉<sub>ニ</sub>勅<sub>一</sub>使<sub>ニ</sub>上師連小鳥作<sub>一</sub>家墓於<sub>ニ</sub>田身輪邑<sub>一</sub>而葬<sub>ニ</sub>之也<sub>一</sub>、由<sub>ニ</sub>是大海欣悅<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>自默<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>韓奴室兄<sub>一</sub>鷹弟<sub>一</sub>鷹<sub>ニ</sub>、御倉小倉針六口<sub>一</sub>送<sub>ニ</sub>大連<sub>一</sub>、吉備上道蚊嶋田篋<sub>一</sub>家<sub>一</sub>人部是也。

同書曰、雄略天皇二十年八月天皇病彌甚、與<sub>ニ</sub>百寮<sub>一</sub>辭訣、握<sub>ニ</sub>手獻<sub>一</sub>秋<sub>ニ</sub>、崩<sub>ニ</sub>于大殿<sub>一</sub>、略<sub>ニ</sub>是時征<sub>一</sub>新羅、將軍吉備臣尾代行<sub>ニ</sub>至<sub>一</sub>吉備國<sub>一</sub>、過<sub>ニ</sub>家後所<sub>一</sub>率<sub>ニ</sub>五百<sub>一</sub>、蝦夷等聞<sub>ニ</sub>天皇崩<sub>一</sub>、乃相謂<sub>ニ</sub>之曰<sub>一</sub>、領<sub>ニ</sub>制吾國<sub>一</sub>、天皇既崩、時不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>失也、乃相聚結<sub>ニ</sub>侵<sub>一</sub>寇<sub>ニ</sub>傍郡<sub>一</sub>、於是尾代從<sub>ニ</sub>家來<sub>一</sub>、會<sub>ニ</sub>蝦夷<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>娑婆水門<sub>一</sub>、合戰而射<sub>ニ</sub>蝦夷等<sub>一</sub>、或踊<sub>ニ</sub>或伏<sub>一</sub>能<sub>レ</sub>避脫<sub>一</sub>、箭終不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>射、是以尾代空彈<sub>ニ</sub>弓絃<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>海濱上<sub>一</sub>、射死<sub>ニ</sub>踊伏者<sub>一</sub>二隊<sub>一</sub>、一囊<sub>ニ</sub>之箭<sub>一</sub>既盡、即喚<sub>ニ</sub>船人<sub>一</sub>、索<sub>ニ</sub>箭<sub>一</sub>、船人恐而自退、尾代乃立<sub>ニ</sub>弓執<sub>一</sub>、末而歌<sub>ニ</sub>曰<sub>一</sub>、唱<sub>ニ</sub>訖<sub>一</sub>自<sub>ニ</sub>斬<sub>一</sub>數人<sub>一</sub>、更追<sub>ニ</sub>至<sub>一</sub>丹波國浦掛水門<sub>一</sub>、盡<sub>ニ</sub>逼<sub>一</sub>殺<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>。

同書曰、欽明天皇十六年秋七月己卯朔壬午、遣<sub>ニ</sub>蘇我大臣稻目宿禰穗積磐弓臣等<sub>一</sub>使<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>吉備五郡<sub>一</sub>、置<sub>ニ</sub>白猪屯倉<sub>一</sub>、同十七年秋七月甲戌朔己卯、遣<sub>ニ</sub>蘇我大臣稻目宿禰等<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>備前兒島郡<sub>一</sub>、置<sub>ニ</sub>屯倉<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>葛城山田直瑞子<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>田令<sub>一</sub>。同書曰、敏達天皇三年冬十月戊子朔丙申、遣<sub>ニ</sub>蘇我馬子大臣於<sub>ニ</sub>吉備國<sub>一</sub>、增<sub>ニ</sub>益<sub>一</sub>白稻屯倉與<sub>ニ</sub>田部<sub>一</sub>、即以<sub>ニ</sub>田部名籍<sub>一</sub>、授<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>白猪史<sub>一</sub>瞻津<sub>一</sub>。

十二年秋七月丁酉朔詔曰、屬<sub>ニ</sub>我先考天皇之世<sub>一</sub>、新羅滅<sub>ニ</sub>內宮家之國<sub>一</sub>、天國排開<sub>ニ</sub>廣庭<sub>一</sub>、天皇二十三年任那爲<sub>ニ</sub>新羅<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>滅、故云新羅滅<sub>ニ</sub>我內宮家<sub>一</sub>也。先考天



皇謀復任那不果而崩、不其志、是以勝當奉助神謀、復興任那、今在百濟、火葦北國、造阿利斯登子達、日羅賢而有勇、故朕欲與其人相計、乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽嶋、喚於百濟、冬十月紀國造押勝等還、自百濟復命於朝、曰、百濟國主奉惜日羅、不肯聽上、是歲復遣吉備海部羽島、召日羅於百濟、羽嶋既之、百濟欲先私見日羅、獨自向家門、應俄而有、家裏來韓婦、用韓語言、以汝之根入我根內、即入家去、羽嶋便覺其意、隨後而入、於是日羅迎來把手、使坐於座、密告之曰、僕竊聞之、百濟國主奉疑天朝、奉遣臣後留而弗還、所以奉不肯奉進、宜勅時現嚴猛色、催急召焉、羽嶋乃依其計、而召日羅、於是百濟國主怖、畏天朝、不敢違勅、奉遣以日羅恩、德彌余怒、歌奴知參官、師德、次于德水手等若干人、日羅等行到吉備兒島屯倉、朝廷遣大伴懷手子連、而慰勞焉。

同書曰、舒明天皇又娶吉備國蚊屋采女、生蚊屋皇子。

同書曰、孝德天皇大化元年丙寅朔戊辰、古人皇子與蘇我田口臣川堀物部朴井椎子吉備笠垂倭漢文直麻呂、朴市秦造田來津謀反、丁丑吉備笠垂自首於中大兄、曰吉野古人皇子與蘇我田口臣川堀等謀反、臣預其從、中大兄即使菟田村室古高麗宮知將兵若干、討古人市皇子等。

同書曰、齊明天皇七年春正月丁酉朔壬寅、御船西征始就于海路、甲辰到于大伯海、時大田姬皇女產女焉、仍名是女曰大伯皇女、庚戌御船泊于伊豫、熱田津石湯行宮。

大伯皇女は、天武天皇の皇女也、天武天皇の二年四月欲遣待大來皇女于天照大神宮、而令居泊瀬齋宮、是先潔身稍近神之所也とあり。(文武天皇大寶元年、青大伯内親王薨。)

同書曰、天武天皇元年大友皇子返逆、遣樟使主盤磐手於吉備國、令與兵、仍謂磐手曰、吉備國守公廣嶋元有餘、大皇弟、疑有反賊、若有不服色、即殺之、於是磐手到備國、授符之日給廣嶋、令解刀、磐手仍拔刀以殺也。

同八年三月辛巳朔乙丑、吉備大宰石川王病之薨、於吉備、天皇聞之大哀、則降大恩云々、贈諸王二位、同十一

年七月壬辰朔戊午、信濃國吉備國並言、霜降亦大風、吾穀不登。

日本書紀三十卷、持統天皇十一年に終る。

續日本紀曰、文武天皇元年閏十二月己亥、備前國飢賑給之、又勿收負稅。

同二年夏四月壬辰、侏儒備前國人秦大兄賜姓勅登臣、同年七月己未朔乙亥、下野備前二國獻赤鳥。同年九月戊

午朔乙酉、令備前國獻朱沙。余國略

同四年冬十月己未、直廣參上野朝臣小足爲吉備總領。

同大寶元年三月壬寅、賜右大臣從二位阿部朝臣御主人、絁五百疋、絲四百鈞、布五千段、鐵一萬口、鐵五萬斤、備

前備中、但馬、安藝國田二十町。同年八月辛酉、備前國蝗大風壞百姓廬舍、損秋稼。

同三年秋七月甲午、正五位下緒名真人石前爲備前守。

慶雲元年五月甲午、備前國獻神馬、西櫻上慶雲見、詔大赦天下、改元爲慶雲元年、高年老疾並加賑恤、又免壬寅年以往大稅及出神馬、郡當年調、又親王諸王百官使部已上賜祿有差、獻神馬、國司守正五位下緒名真人石前進一位一階。

同三年夏四月壬寅、備前國飢疫、遣使賑恤之、元明天皇和銅元年五月乙未、山背備前二國疫、給藥療

之、同月丙午從四位下百濟王南典爲備前守。

同五年秋七月、令備前國始織綾錦。

同六年春正月戊辰、備前國白鳩。同年夏四月乙未、割備前國六郡始置美作國。

元正天皇靈龜二年十一月乙亥、以正五位下夜氣王爲備前守。

養老三年秋七月、始置安察使、令播磨國守從四位下鴨朝臣吉備麻呂、管備前、美作、備中、淡路、四國、其所管國司若有非違及侵濫百姓、則安察使親自巡省量狀黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄狀奏上、若有聲教條脩部內肅清、具記善最言上。



同五年夏四月丙申分<sub>三</sub>備前國邑久・赤坂二郡之鄉、始置<sub>二</sub>藤野郡<sub>一</sub>。按、野之字音原之字誤歟。  
 聖武皇帝神龜元年十一月己卯大嘗、備前國爲<sub>二</sub>田機<sub>一</sub>播磨國爲<sub>二</sub>須機<sub>一</sub>。  
 同二年春正月丙辰、山背・備前國獻<sub>二</sub>白鷄各一<sub>一</sub>。  
 同三年十一月己亥、改<sub>二</sub>備前國藤原郡名<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>藤野郡<sub>一</sub>。  
 類聚三代格曰、天平三年六月廿四日勅。

戶座。

阿波國 阿曇郡 壬生中臣郡 備前國 右女帝 御宇之時供奉。 備中國 海野首 生郡臣 笠朝臣 右皇后官供奉。

以前戶座等給<sub>二</sub>時服料<sub>一</sub> 各人別、橡一疋、綿 月料 人別、三斗六升。

天平四年九月辛丑朔乙巳、外從五位下土師宿禰千村爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。

同十年夏四月庚申、外從五位下柿本朝臣濱名爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。

同十五年夏四月備前國言、邑久郡新羅邑久浦漂<sub>二</sub>著大魚五十二隻、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如<sub>二</sub>紙、眼似<sub>二</sub>朱、泣聲如<sub>二</sub>鹿鳴、故老皆云未<sub>二</sub>嘗聞<sub>一</sub>也。

同十八年九月庚戌朔己巳、從五位上多治比真人屋主爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。

同十九年二月丁卯、以<sub>二</sub>去年亢旱年穀不<sub>二</sub>稔、詔爲<sub>二</sub>治產業<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>大臣已下諸司才長上已上稅布並鹽<sub>一</sub>、各有<sub>二</sub>差、戊

辰備前<sub>之</sub>他國略 一十五國飢饉因賑恤。

孝謙皇帝天平勝寶二年六月癸亥、備前飢賑、賑給<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。

同八年十二月庚辰朔己亥、備前<sub>之</sub>他國略 等二十六國國別須下<sub>二</sub>灌頂幡一具、道場幡四十九首、緋綱<sub>二</sub>二條<sub>一</sub>、以充<sub>二</sub>周忌

御齋莊饒、用了收<sub>二</sub>置金光明寺<sub>一</sub>、永爲<sub>二</sub>寺物、隨<sub>二</sub>事出用<sub>一</sub>之。

天平寶字元年六月甲辰、是日夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都告<sub>二</sub>內相云<sub>一</sub>、今日未時備前國前守小野東人喚<sub>二</sub>

斐太都謂云、有<sub>二</sub>王臣謀<sub>一</sub>殺<sub>二</sub>皇子及內相<sub>一</sub>、汝能從乎、斐太都謂曰、有<sub>二</sub>王臣謀<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>誰等<sub>一</sub>耶、東人答云、黃文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴右麻呂等徒衆甚多、斐太都又問云、衆所<sub>二</sub>謀者將若<sub>一</sub>爲耶、東人答云、所<sub>二</sub>謀有<sub>二</sub>二<sub>一</sub>、一者驅卒精兵四百、將圍<sub>二</sub>田村宮<sub>一</sub>、二者陸奧將軍大伴古麻呂、今向<sub>二</sub>任所<sub>一</sub>、行至<sub>二</sub>美濃關<sub>一</sub>、詐稱<sub>二</sub>病請欲<sub>一</sub>相見、一二親情蒙<sub>二</sub>官聽許<sub>一</sub>、仍即塞<sub>二</sub>關<sub>一</sub>、斐太都良久答云、不<sub>二</sub>敢違<sub>一</sub>命、先是去六月右大辨巨勢朝臣堺麻呂、密奏爲問<sub>二</sub>藥方<sub>一</sub>、詣<sub>二</sub>答本忠節<sub>一</sub>、宅忠節目語云、大伴古麻呂告<sub>二</sub>小野東人言<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>人欲<sub>一</sub>却<sub>二</sub>內相<sub>一</sub>、汝從乎、東人答云、從<sub>二</sub>命<sub>一</sub>、忠節聞<sub>二</sub>斯語<sub>一</sub>、以告<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>、大臣答云、大納言年少也、吾加<sub>二</sub>教誨<sub>一</sub>、宜<sub>二</sub>莫<sub>一</sub>殺<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、是日內相藤原朝臣仲麻呂、具奏<sub>二</sub>其狀<sub>一</sub>、警<sub>二</sub>衛內外諸門<sub>一</sub>、乃遣<sub>二</sub>高麗朝臣福信等<sub>一</sub>、卒<sub>二</sub>兵追<sub>一</sub>捕小野東人、答本忠節等、並皆捉獲、著<sub>二</sub>左衛士府<sub>一</sub>、又遣<sub>二</sub>兵圍<sub>一</sub>道祖王於<sub>二</sub>右京宅<sub>一</sub>、庚戌詔更遣<sub>二</sub>中納言藤原朝臣永手等<sub>一</sub>、窮<sub>二</sub>問東人等<sub>一</sub>、歎曰<sub>二</sub>每事實也<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>異<sub>一</sub>、斐太都語<sub>二</sub>略<sub>一</sub>、小野東人<sub>之</sub>他國略 杖下死。辛亥從八位上上道臣斐太都授<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>、乙卯從四位下上道朝臣斐太都爲<sub>二</sub>中衛少將<sub>一</sub>、○閏八月癸丑以從四位上上道朝臣斐太都爲<sub>二</sub>吉備國造<sub>一</sub>、○十二月壬子太政官奏曰、旌<sub>二</sub>功錫<sub>一</sub>命、聖典攸<sub>二</sub>重<sub>一</sub>、莫<sub>二</sub>善行<sub>一</sub>、封明王所<sub>二</sub>務<sub>一</sub>、我天下也、乙巳以來、人々立<sub>二</sub>功<sub>一</sub>、各得<sub>二</sub>封賞<sub>一</sub>、但大上中下雖<sub>二</sub>載<sub>一</sub>令<sub>二</sub>條<sub>一</sub>、功田記文或落<sub>二</sub>其品<sub>一</sub>、今故此<sub>二</sub>校昔令<sub>一</sub>、議<sub>二</sub>定其品<sub>一</sub>、略<sub>二</sub>從四位下上道朝臣斐太都天平寶字元年功田二十町、知<sub>二</sub>人欲<sub>一</sub>反告令<sub>二</sub>妾<sub>一</sub>、除<sub>二</sub>論實雖<sub>一</sub>重、本非<sub>二</sub>專制<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>令上功台<sub>一</sub>傳<sub>二</sub>三世<sub>一</sub>。

誠按、五下間疑脫位字。

廢帝天平寶字三年五月壬午、從五位阿倍朝臣繼人爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。同年秋七月丁卯、從四位下佐味朝臣融麻呂爲<sub>二</sub>中宮大夫備前守<sub>一</sub>如<sub>二</sub>故<sub>一</sub>。同年十一月丁卯、右衛士督從四位下上道朝臣正道爲<sub>二</sub>兼備前守<sub>一</sub>。

同四年八月辛未轉<sub>二</sub>播磨國備前守<sub>一</sub>、備前國五百斛備中國五百斛、讚岐國一千斛、以貯<sub>二</sub>小治田宮<sub>一</sub>。

同六年五月己丑、備前國飢賑給<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。

同七年正月甲辰朔壬子、從五下上甘南備真人伊番爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。同年五月戊申、大和上鑿<sub>二</sub>眞物化和上者<sub>一</sub>、揚州龍興寺之大德也、略<sub>二</sub>聖武皇帝師之受<sub>一</sub>戒焉、及<sub>二</sub>皇太后不念<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>進醫藥有<sub>一</sub>驗、授<sub>二</sub>位大僧正<sub>一</sub>、俄以<sub>二</sub>綱務煩雜<sub>一</sub>、改授<sub>二</sub>大和上之號<sub>一</sub>、施以<sub>二</sub>備前國水田一百町<sub>一</sub>、又施<sub>二</sub>新田部親王之舊宅<sub>一</sub>、以爲<sub>二</sub>戒院<sub>一</sub>、今招提寺是也。和上預<sub>二</sub>記<sub>一</sub>終日、至<sub>二</sub>期端坐怡然遷化<sub>一</sub>、時年七十有七。同年秋七月丁卯、備前、阿波二國飢、並賑給<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。同年十二月己丑、攝津・播磨・備前



三國飢、並賑給之。

同八年正月甲寅播磨・備前兩國飢、並賑給之。同月己未、從五位下藤原朝臣藏下麻呂爲備前守。同年十二月癸亥朔、以從五位上石川朝臣名足爲備前守。

高野天皇天平神護元年三月癸巳、備前・備中・備後三國、多年元旱荒弊尤深、因茲所負正稅不得進納、宜天平寶字八年以前宮稻末納咸悉免之。同年同月甲辰、備前國藤野郡人正六位下藤野別真人廣虫女右兵衛少尉從六位上藤野別真人清麻呂等三人賜姓吉備藤野和氣、真人藤野郡大領、藤野別公子麻呂等十二人吉備藤野別宿禰、近衛從八位下別公爾守等九人吉備石成別宿禰。

同二年五月丁丑、太政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等、解備藤野郡者、地是薄瘠、人尤貧寒、差科公役、觸途怙劇、承山陽之驛路、使命不絕、帶西海之達道、迎送相尋、馬疲人苦、交不存濟、加以頻遭旱疫、戶纒三鄉人少役繁、何能支辨、伏乞制邑久郡香登鄉、赤坂郡珂磨、佐伯二鄉、上道郡物理、肩脊、沙石三鄉、隸藤野郡。又美作國守從五位上巨勢朝臣淨成等、解備勝田郡鹽田村百姓遠關治郡、側近他界、差科供承、極有艱辛、望請隨所住處、便隸備前國藤野郡者、奏可。同年冬十月癸未朔丁未、備前國人外少初位下三財部毗登方麻呂等九煙賜姓笠臣。

神護景雲元年秋七月丁巳、備前守正五位下石川朝臣名足爲兼陸奥鎮守副將軍。同八月戊戌、從五位下藤原朝臣雄依爲備前權守。同九月戊申朔庚午、備前國造從四位下上道朝臣正道卒、正道者本中術勝寶九歲、以告橘奈良麻呂密授從四位、賜姓朝臣、語在勝寶九歲記中、歷美濃・播磨・備前等國守、宮內太輔右兵衛督。

同二年二月丙子朔癸巳、從五位下藤原朝臣雄依爲備前守。

同三年五月乙未、從五位下吉備藤野和氣真人清麻呂等賜姓輔治能真人、外從八位上吉備藤野宿禰子麻呂、從八位下吉備藤野宿禰牛養等十二人輔治能宿禰、近衛無位吉備石成別宿禰國守等九人石成宿禰。同六月丁酉朔壬戌備前國藤野郡人別部大原少初位上忍海部興志、財部黑土、邑久郡人別部比治、御野郡人物部麻呂等六十四人賜姓

石生別公、藤野郡人母止理、部奈波、赤坂郡人外少初位上家部大水石野連。同月癸亥美作・備前兩國家部母等理部二氏人等盡頭賜姓石野連。同月乙丑改備前國藤野郡爲和氣郡。同九月己丑詔曰、從五位下因幡國員外介輔治能真人清麻呂、其我姉法均止甚大爾惡久奸流妄語乎作且其罪乎治給穢奴。退給爾依色賜之。姓方取且別部止成給且其我名波穢麻呂止給比法均我名毛廣融賣止還給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

初大宰主神智宣阿曾麻呂、希旨方鑑事道鏡、因矯八幡神教言、今道鏡即皇位、天下太平、道鏡聞之深喜自負、天皇召清麻呂於床下一勅曰、昨夜夢八幡神使來云、大神爲令奏事諸尼法均、宜汝清麻呂相代而往聽彼神命、臨發道鏡語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、目重募以官爵、清麻呂行詣神宮、太神詫宣曰、我國家開闢以來君臣定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣必立皇緒、無道人宜早掃除、清麻呂來歸奏如神教、於是道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、其姉法均還俗配於備後。

王代一覽曰、道鏡怒て、清麻呂が名を穢麻呂とつけかへよと足の筋をたちて大隅國へ流す、路次にて清麻呂を殺すべしと道鏡はかりけれども、其折節雷雨甚くしてためらううちに勅使來て死罪をなだむ、清麻呂足の筋たゝりて行歩叶はざりしが、宇佐八幡へ參詣しければ不思議の事どもありて、足の筋忽ちなをりて行歩本のごとくなりたりと云傳たり、藤原の百川と云へる人、清麻呂が忠節をあはれみて、備後國に其私領ありけるを分て清麻呂が配所へ贈る。右清麻呂が事跡、備前國に預らぬ事なれ共、爰に記す。

寶龜元年二月壬午、內掃部司員外令史正六位上秦力良、本是備前國仕下、巧造狹疊直司三十餘年、以勞授外從五位下。同年八月天皇崩于西宮寢殿、春秋五十三、九月乙丑徵和氣清麻呂廣融於備後大隅、詣京師。

同二年閏三月戊子朔、內厩頭正五位下藤原朝臣雄依、爲備前守。

同三年夏四月庚午、從五位下紀朝臣大純爲備前守。

同五年三月甲辰、從五位上三方王爲備前守、外從五位下秦忌寸眞成爲介。



同六年夏四月癸卯、備前國飢、賑給之。同冬十月辛酉朔壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨。年八十

同八年春正月甲寅朔戊寅、外從五位下堅部使主人主、爲備前介。

同九年二月辛巳、從五位下大中臣朝臣諸魚爲備前介。

同十年二月甲午、從五位下藤原朝臣眞綬爲備前介。

同十一年三月丙寅朔壬午、正五位下山邊王爲備前守。

天應元年夏四月己丑朔、皇太子桓武天皇受禪、即位十一月丁卯、御太政官院、行大嘗之事、以越前國爲山機、備前國爲須機、兩國獻種々翫好之物、奉土風歌舞於庭、五位已上賜祿有差。

桓武天皇延曆二年二月壬申、并南備真人豐政爲備前介。

同三年三月乙酉、中宮大夫內藏頭從四位上紀朝臣家守爲兼備前守。同冬十月庚午、勅備前國兒島郡小豆島所

放官牛有損民產、宜遷長島、其小豆島者住民耕作之。

同四年九月辛酉、近衛少將從五位下紀朝臣兄原爲備前守、冬十月甲戌、爲近衛少將備前介如故。

同六年二月、正五位上當麻王爲備前守、少納言從二位下藤原朝臣繩主爲兼介、右衛士佐如故。同三月甲子、

中宮大夫從四位上兼氏部大輔攝津大夫和氣清麻呂言、河內攝津兩國之堺、堀川築堤、自荒陵南導河內川西

通海、然則沃壤益廣、可以黎闢矣、於是便遣清麻呂勾當其事、應須戰功二十三萬餘人、給糧從事矣。同六

月癸未、美作備前二國國造中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大夫和氣清麻呂言、和氣郡河西百姓一百七十餘人、數日

已等元是赤坂上道二郡東邊之民也、去天平神護二年、制和氣郡今是郡、治在藤野鄉、中有大河、每遭雨水、公

私難通、因茲江西百姓屢闕公務、請河東依舊爲和氣郡、河西建磐梨郡、其藤野驛家遷置河西、以避水難、兼

均勞逸、許之。

同九年夏四月辛丑、備前阿波二國飢、賑給之。

同十年秋七月庚申朔癸亥、從四位下當麻王爲左大舍人頭、備前守如故。丁亥從五位下藤原朝臣大繼爲備前

介。同九月甲戌、作越前丹波但馬播磨美作備前阿波伊豫等國壞軍平城宮諸門、以移作長岡宮矣。

續日本紀、上始自文武天皇丁酉下終於桓武天皇延曆十年而通計亘帝王九主及年九十餘歲。

日本逸史曰、延曆十二年六月庚午、令諸國造新宮諸門、備前國造陽明門、若犬耳氏也。拾芥抄、他國略之。日本後紀曰、

桓武天皇延曆十五年六月壬戌、木工元上道廣成、授外從五位下、褒採備前國銀之功也。

同十一月庚子、太政官符應停止、備前國進銚鐵、事右被大納言正三位紀朝臣古佐美宣、備奉勅納貢之本、任

於土宜、土宜物非所出、民是爲患、今聞件國元無銚鐵、每至貢調、常買比國、自今以後、宜停止收鐵、非絹則係

隨便輸。

公卿補任。日本逸史曰、延曆十七年秋七月甲戌、從五位下藤原朝臣貞嗣任備前守。

同書曰、同十八年二月乙未、從三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨。類聚國史第四百一十一、文部下、撰書及日本紀略。

公卿補任云、薨時年六十七。

同書曰、同年六月甲戌朔戊寅詔曰、惟王經國德政爲先、惟帝養民嘉穀爲本、朕以寡薄、忝承洪基、懼甚履水

懷乎御朽味、且不顯日是聽、朝思弘政治、冀宣風化、而時雍未洽、陰陽失和、去年不登稼穡、被害各言、其弊

有憫、于懷宣敷寬恩、答彼咎祥、其被損尤甚之處、美作備前備後南海道諸國肥前豐後等十一國、去年田租

時全免之。類聚國史第八十三、政理部五免租稅。

同書曰、同二十二年春正月癸丑朔壬午、太政官符應令招提寺、爲例講律事四分、律一部七十卷、疏一部十卷、

華嚴經一部八十卷、涅槃經一部三十卷、大乘經一部三十卷、摩訶般若波羅密經一部三十卷已上在寺、內田地十三町

在備前國水田六十町在越前國、由知識物所買、右件寺者、斯唐大和上鑿真、奉爲聖朝所建也、去天平寶字

三年、勅以沒宮地賜之名招提寺、令修學戒法。帝王編年記。

同二十三年丁丑朔戊戌、律師傳燈大法師位如寶言、招提寺者、斯唐大和尚鑑真爲聖武皇帝所建也、天平寶字

三年、勅以沒宮地賜之名爲招提寺、又以越前國水田六十町、備前國田地十三町、宛給供料、令學戒法、爾



來殆五十年雖<sub>レ</sub>厝<sub>レ</sub>律藏<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>披講<sub>レ</sub>一則乖<sub>レ</sub>和尙之素意<sub>レ</sub>一則闕<sub>レ</sub>弘法之至志<sub>レ</sub>伏望令<sub>レ</sub>永代傳講<sub>レ</sub>使用<sub>レ</sub>賜田<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>律供<sub>レ</sub>儲<sub>レ</sub>然則招提之宗<sub>レ</sub>久而無<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>先師之旨<sub>レ</sub>沒而不朽<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之。

平城天皇大同二年二月己未朔辛酉、將有大嘗之事、衍伊勢國爲<sub>二</sub>由貴、備前國爲<sub>二</sub>須貴。同夏四月戊午朔壬申、太政官符應<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>賦正稅諸國書生等<sub>一</sub>事大國一萬束、上國八千束、中國六千束、下國四千束、右得山陽道觀察使正四位下皇守大弟傳兼行宮內卿勳五等藤原朝臣園入解備前國解備書生等申、已等白丁課役之民而長直<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>私業<sub>一</sub>、或久經<sub>二</sub>京下<sub>一</sub>、永妨<sub>二</sub>農業<sub>一</sub>、或巡<sub>レ</sub>行部內<sub>一</sub>、私費<sub>二</sub>人馬<sub>一</sub>、身勞不<sub>レ</sub>異<sub>二</sub>郡司<sub>一</sub>、榮祿還無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>賴<sub>一</sub>、伏望時被申<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>賦正稅<sub>一</sub>、各以救乏者、國司勘<sub>レ</sub>之、事有合務、仍諸使<sub>レ</sub>裁者、使等商量、賞則招<sub>レ</sub>人、餌則聚<sub>レ</sub>思、若不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>優矜<sub>一</sub>、則郡內公文將<sub>レ</sub>託<sub>レ</sub>誰人<sub>一</sub>、望請當道諸國大國隨<sub>レ</sub>小<sub>一</sub>、正稅一萬二千束以下八千束以上、每年借賦令<sub>二</sub>自勸勉<sub>一</sub>、謹請<sub>二</sub>處分<sub>一</sub>者、右大臣宣奉<sub>レ</sub>勅宜作<sub>レ</sub>差給<sub>レ</sub>之、若有<sub>二</sub>未納<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>國司<sub>一</sub>填<sub>レ</sub>之、立爲<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>、五畿內七道諸國亦宜准<sub>レ</sub>此。同十月壬午、東駕禊葛野川依大嘗會地、癸未繫<sub>二</sub>宗成於左衛士府<sub>一</sub>、按驗<sub>二</sub>反事<sub>一</sub>、宗成云、首謀叛逆是親王也、遣左近中將安陪兄雄<sub>一</sub>、左兵衛督巨勢野足等率兵百四十人、圍<sub>二</sub>親王第<sub>一</sub>、十一月乙酉停<sub>二</sub>大嘗會<sub>一</sub>、亂故也。是日徒<sub>二</sub>親王并母夫人藤原吉子於川原寺<sub>一</sub>、幽<sub>二</sub>之一室<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>飲食<sub>一</sub>。

日本逸史曰、大同三年十一月辛卯奉<sub>二</sub>幣於伊勢大神宮<sub>一</sub>、以行<sub>二</sub>大嘗會<sub>一</sub>也、是夜御<sub>二</sub>朝堂院<sub>一</sub>行<sub>二</sub>大嘗之事<sub>一</sub>、壬辰於<sub>二</sub>豐樂殿<sub>一</sub>宴五位已上<sub>一</sub>、二國奏<sub>二</sub>風俗歌舞<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>五位已上物<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>二國獻物班<sub>一</sub>給諸司、癸巳宴飲終<sub>レ</sub>日、賜<sub>二</sub>五位已上衣食<sub>一</sub>、甲午奏<sub>二</sub>雜樂並大歌五節舞等<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>由貴<sub>一</sub>、主貴兩國郡司郡役夫物、各有<sub>レ</sub>差<sub>一</sub>、國史第八神祇部八大嘗會、及第九十九職官部四叙位四。

同書曰、同四年六月丙申勅觀察使兼帶外任暫停<sub>二</sub>食封<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>公解<sub>一</sub>、而陸奧國宮多料少、宜<sub>二</sub>按察使公解給<sub>一</sub>、便近之國、又太宰帥公解<sub>二</sub>萬束<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>因幡<sub>一</sub>、備前<sub>一</sub>、讚岐<sub>一</sub>、伊豫等五國、省<sub>二</sub>遠運費<sub>一</sub>、但非<sub>二</sub>帶<sub>一</sub>觀察使、一依<sub>二</sub>前例<sub>一</sub>、若大貳缺間、其料者準<sub>二</sub>師闕時<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>用蕃咨料<sub>一</sub>。國史第八十四政、理部六公解。

嵯峨天皇大同五年夏四月庚午朔戊子、近江國穀<sub>二</sub>三百斛<sub>一</sub>、播磨國<sub>二</sub>三百斛<sub>一</sub>、備前國<sub>二</sub>二百斛<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>石上內親王<sub>一</sub>、近江國穀<sub>二</sub>三百斛<sub>一</sub>、播磨國<sub>二</sub>三百斛<sub>一</sub>、備前國<sub>二</sub>二百斛<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>大原內親王<sub>一</sub>、備前國穀<sub>二</sub>一百斛<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>叡奴內親王<sub>一</sub>。

弘仁二年七月庚子、備前守正四位下藤原朝臣眞雄卒、年四十五。乙卯以<sub>二</sub>參議從三位兼右大將巨勢朝臣野足<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>兼備前守<sub>一</sub>。

日本逸史曰、同三年正月庚申朔丙寅、參議從三位巨勢朝臣野足爲<sub>二</sub>中納言<sub>一</sub>、辛未參議從四位上秋篠安人兼<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。

日本後記曰、三年正月以<sub>二</sub>參議正四位下左衛門督藤原朝臣冬嗣<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>兼備前守<sub>一</sub>。公卿補任曰、是月藤原朝臣冬嗣兼<sub>二</sub>美作守<sub>一</sub>、とあり。按に、補任の方は也。

日本逸史曰、同四年十一月庚午、勅文中在<sub>二</sub>備前介從五位下高階真人眞仲<sub>一</sub>。

同七年正月丁卯朔丙子、以<sub>二</sub>參議從三位右衛門督文室朝臣綿麻呂<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>兼備前守<sub>一</sub>。

同九年六月癸丑朔戊辰、參議從三位左大辨秋篠朝臣安人爲<sub>二</sub>兼備前守<sub>一</sub>。

日本逸史曰、九年六月安人復任<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>、十一年正月兼<sub>二</sub>近江守<sub>一</sub>、十二年正月薨、時年七十。都任。

文德實錄曰、弘仁十四年正月、治部大輔興世朝臣書主叙<sub>二</sub>從五位上<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>備前守<sub>一</sub>。淳和天皇天長元年八月丁丑朔壬申、以<sub>二</sub>高雄寺<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>定額并定得度經業等<sub>一</sub>、正五位下行河內守和氣朝臣眞綱、從五位下彈正少弼和氣朝臣仲世等言、臣聞父構子終、謂<sub>二</sub>之大孝<sub>一</sub>、營<sub>レ</sub>公獻<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>之至忠<sub>一</sub>、惟忠惟孝不可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>順者也、昔景雲年中僧道鏡以<sub>二</sub>佞邪之資<sub>一</sub>、登<sub>二</sub>玄扈之上<sub>一</sub>、辱<sub>レ</sub>法王之號<sub>一</sub>、遂懷<sub>二</sub>窺覷之心<sub>一</sub>、偏<sub>二</sub>邪幣於群神<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>權謀於佞黨<sub>一</sub>、爰八幡大神祠<sub>二</sub>天神之傾弱<sub>一</sub>、憂<sub>二</sub>狼奴之將興<sub>一</sub>、神兵尖鋒鬼戰連年、彼衆我寡、邪強正弱、大神歎自我之難當、仰<sub>二</sub>佛力之奇護<sub>一</sub>、乃入御夢諸使者有救進引臣等、故考從三位行民部卿清麻呂、面<sub>二</sub>宣御夢之事<sub>一</sub>、仍以<sub>二</sub>天位讓<sub>二</sub>道鏡<sub>一</sub>之事上令<sub>レ</sub>言、大神清麻呂奉<sub>二</sub>詔旨<sub>一</sub>向<sub>二</sub>宇佐神宮<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>時大神託宣、夫神有<sub>二</sub>大小好惡<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>同<sub>二</sub>善神惡<sub>一</sub>、洛祀會<sub>二</sub>貪神受<sub>二</sub>邪幣<sub>一</sub>、我爲<sub>二</sub>紹<sub>二</sub>隆皇緒<sub>一</sub>、扶<sub>二</sub>濟國家<sub>一</sub>、寫<sub>二</sub>造<sub>二</sub>一功經及佛誦最勝<sub>一</sub>、主<sub>二</sub>經萬卷<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>一伽藍<sub>一</sub>、除<sub>二</sub>凶逆於一旦<sub>一</sub>、固<sub>二</sub>社稷於萬代<sub>一</sub>、汝承<sub>二</sub>此言<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>遺失<sub>一</sub>、清麻呂對<sub>二</sub>太神<sub>一</sub>誓言、國家平定之後、必奏<sub>二</sub>後帝<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>果<sub>二</sub>神願<sub>一</sub>、粉<sub>レ</sub>身殞<sub>レ</sub>命、不<sub>レ</sub>錯<sub>二</sub>神言<sub>一</sub>、還奏<sub>二</sub>此言<sub>一</sub>、遭<sub>二</sub>時不遇<sub>一</sub>、身降<sub>二</sub>刑獄<sub>一</sub>、遂流<sub>二</sub>荒隅<sub>一</sub>、幸蒙<sub>二</sub>神力<sub>一</sub>、再入<sub>二</sub>帝都<sub>一</sub>、後田原天皇寶龜十一年、數奏<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、天皇感歎



親製詔書、未行之間遇讓位之事、天應二年亦奏之、栢原先帝即以詔、普告天下、至延曆年中、和氣清麻呂私建伽藍、名曰神願寺、天皇追嘉先功、以神願寺爲定額。今此寺地勢汗穢不宜壇場、伏望相替高雄寺、以爲定額、名曰神護國祚真言寺、佛像一依大悲胎藏及金剛界等、簡解真言僧二十七人、永爲國家修行三密法門、其僧有闕、擇有道行僧補之、又簡真操沙彌二十七人、令轉讀守護國界、主經及調和風雨、成熟五穀經等、晝夜更代不絕其聲七年之後、預得度、一則果大神之大願、二則除國家之災難者、救一代之間、每年聽度一人、又備前國水田二十町賜傳二世、爲功田者、入彼寺充果神願者更延二世、餘依請。

同三年二月癸丑、備前國停田原池、築神崎池。

類聚國史曰、同五年備前國墾田四町六段、爲大瀧寺田。

三代實錄曰、天長四年從五位下滋野朝臣貞雄、除備前權介、承和五年改權爲正。

同七年十一月丁酉備前國空地五十町、充勅旨田。同十二月乙巳、備前國穀四百五十石、爲橫串勅旨田料。

日本逸史曰、同十年十二月丙子之條下、有從四位下右近衛少將兼備前權守者。

何年授領せしや未審。日本後紀上始桓武天皇延曆十一年、下終淳和天皇天長十年二月。日本逸史、同後紀、後世之作なれども、大略國史及三代格、公卿補任に依て紀す、正き書なり。

八疑四字歟

續日本後紀曰仁明天皇天長十年八月戊戌、備前國人直講博士正六位上韓部廣公、賜姓眞道宿禰也、廣公之先、百濟國人也。同六月辛未、罪人藤原永主、同山主藤守等、天長二年從日向國遷配豐前國、今移備前國。

承和二年正月丁未朔丁巳、從五位下小野朝臣爲備前權守、遣唐副使彈正尹如故。同五月癸酉、太政官處分、伊賀尾張出雲美作備前備中備後安藝紀伊阿波等國年料貢賦練絲等、宜減其色令進上係。

同三年六月戊朔壬戌、備前國空地、此四町賜三品彈正尹秀良親王。同九月丁卯朔丙申、備前國人外從八位上石生別公諸上等、改本居貫、附右京八條三坊。

同四年二月甲午朔癸丑、備前國飢、賑給之。

文德實錄曰承和四年春、從四位上南淵朝臣永河爲備前守、其年秋爲大宰大貳。

同六年二月癸丑朔庚午、從四位上紀朝臣名虎爲兼掃部頭、備前守如故。

同七年六月乙巳朔甲子、擇諸司史生高年者七人、其歷名賜式部省、令除近江播磨備前等國權史生、恤耆也。

同八年二月己酉、備前國邑久郡安仁神預名神焉。

同九年八月壬戌朔甲戌、遣參議正躬王、送廢太子於淳和院、備前守從四位上紀朝臣長江自院逢迎其儀駕、小車出禁中、到神泉、良角駕牛車。長江河の年授領せしや、然共備前守とあるに依て爰に記す。

同十三年春正月癸卯朔乙卯、從五位下良峯朝臣宗貞爲備前介。

同十四年二月丁卯朔丁丑、從五位上野真人永名爲備前守。

嘉祥二年春正月丙辰朔戊辰、從四位下藤原朝臣諸成爲備前守。

右同日に従五位下天枝朝臣直臣を爲備前守、外從五位下三統宿禰直淨を爲介とあれど、二人一度に備前守に授領あるべからず、疑らくは、前中後の誤ならんか。

同三年春正月庚辰朔甲午、正五位下藤原朝臣貞守爲兼備前介。同年三月正五位下式部少輔兼備前介藤原朝臣貞守を爲左右兵庫使とあり。

續日本後紀は、仁明帝一代の紀也。

文德實錄曰、文德天皇嘉祥三年六月乙丑、從五位上藤原朝臣大津爲備前守、外從五位下山田宿禰文雄爲備前介。同秋七月丙子朔丁丑、備前國賦白龜、備前國守從四位下藤原諸成等奏、備前管磐梨郡少領、外從八位上石生別公長貞於郡下石生鄉雄神河護、白龜一牧、九月乙亥朔乙酉備前國磐梨郡免當年之庸、獲龜之人賜物准例。

同十一月甲戌朔壬寅、正五位下藤原朝臣貞守爲右中辨、備前守如故。

仁壽元年秋七月辛未朔戊寅、外從五位下蕃良朝臣豐持爲備前權介。

同二年正月戊辰朔壬午、從五位上藤原朝臣仲統爲備前介。

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄

吉備溫故秘錄



齊衡元年六月甲寅朔乙巳、備前國貢<sup>イラソク</sup>一伊蒲塞、斷穀不<sup>レ</sup>食、有<sup>レ</sup>勅安<sup>ニ</sup>置神泉苑、男女雲如會、觀者架<sup>レ</sup>肩、市里爲<sup>レ</sup>之空、數日之間、遍<sup>ニ</sup>於天下、呼爲<sup>ニ</sup>聖人、各々私<sup>レ</sup>願、伊蒲塞仍有<sup>ニ</sup>許諾、婦人之類莫<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>眩<sup>ル</sup>惑奔<sup>ル</sup>、<sup>聞カ</sup>得<sup>ニ</sup>月餘日、或人曰、伊蒲塞夜人定後、以水飲送<sup>ニ</sup>數升米、天曉如<sup>ニ</sup>廁、有<sup>レ</sup>人窺<sup>レ</sup>之、米糞如<sup>レ</sup>積、由<sup>レ</sup>是聲價應<sup>レ</sup>時減、折兒婦人猶謂<sup>ニ</sup>之米糞聖人。冬十月壬子朔庚辛、正五位下備前守藤原朝臣大津卒。十一月癸未從五位上小野朝臣千株爲<sup>ニ</sup>備前守。

同二年春正月壬午朔丙申、從四位下藤原朝臣仲統爲<sup>ニ</sup>備前守、外從五位下蕃良朝臣豐持爲<sup>レ</sup>介。

同三年春正月乙巳朔丙辰、藤原朝臣貞敏爲<sup>ニ</sup>備前介、雅樂頭如<sup>レ</sup>故。從四位下藤原朝臣仲統爲<sup>ニ</sup>左馬頭、備前權守如<sup>レ</sup>故。<sup>三代實錄曰、貞敏明春加<sup>ニ</sup>從五位上、天安二年丁母憂<sup>ニ</sup>解宮、賑<sup>レ</sup>關、拜<sup>ニ</sup>掃部頭。</sup>五月甲寅從五位下藤原朝臣有年爲<sup>ニ</sup>備前守。

天安元年正月庚子朔癸丑、正五位下藤原朝臣良繩爲<sup>ニ</sup>備前權守、左近衛中將右中辨春宮亮內藏權頭如<sup>レ</sup>故。

同二年春正月甲午朔己酉菅原朝臣繼門爲<sup>ニ</sup>備前權介。二月甲子朔戊辰、從五位下坂上大宿禰當道爲<sup>ニ</sup>備前介、左近衛少將如<sup>レ</sup>故。夏五月辛酉朔辛巳、從四位下菅原朝臣是善爲<sup>ニ</sup>備前權守。<sup>同年八月廿二日爲<sup>ニ</sup>播磨權守。</sup>

三代實錄曰、清和天皇天安二年八月二十二日庚辰、從五位上守右近衛少將兼主殿頭行美濃權介紀朝臣全吉爲<sup>ニ</sup>備前權守。

貞觀元年正月十三日庚午、從五位下左近衛少將兼行備前權介坂上大宿禰當道爲<sup>ニ</sup>陸奥守、從四位上守刑部卿兼行但馬守藤原朝臣春津爲<sup>ニ</sup>備前守。二月十三日己亥、從五位下行伊豫權介源朝臣顯爲<sup>ニ</sup>備前介。五月十三日戊辰、備前國獲<sup>ニ</sup>白雀一而獻<sup>レ</sup>之。七月十三日丙寅、從四位上行備前守藤原朝臣春津卒、時年五十三。十二月二十一日壬寅、從四位上兼行在<sup>ニ</sup>近衛中將勘解由長宮、近江守藤原朝臣良繩爲<sup>ニ</sup>備前守。

同三年春正月丙子朔十三日戊子、正四位下行右大辨兼左近衛中將備前守藤原朝臣良繩爲<sup>ニ</sup>左大辨、左近衛中將備前守如<sup>レ</sup>故、參議正四位下行左兵衛督兼伊勢守源朝臣多爲<sup>ニ</sup>備前守。

同四年五月二十日丁亥、備前國言、進<sup>ニ</sup>宮米八十斛、載<sup>ニ</sup>於一船、差<sup>ニ</sup>綱丁進<sup>レ</sup>上、而遭<sup>ニ</sup>海賊、悉被<sup>ニ</sup>侵奪、所<sup>レ</sup>殺百

姓十一人、是日下<sup>ニ</sup>知播磨、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、紀伊、淡路、阿波、讚岐、伊豫、土佐等國、差發<sup>ニ</sup>人夫、追浦<sup>ニ</sup>海賊。

同五年二月十日癸卯、從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣直道爲<sup>ニ</sup>備前守。

同六年正月十六日癸卯、從五位下備前介藤原朝臣是行爲<sup>ニ</sup>相模介、從四位上大藏大輔兼信濃守在原朝臣行平爲<sup>ニ</sup>備前權守、從五位下行阿波介藤原朝臣忠宗爲<sup>レ</sup>介。

同七年七月二十六日乙巳、進<sup>ニ</sup>備前國正六位上見上神真賀山神等、並從五位下。

同八年正月戊寅朔二十一日戊戌、參議從四位上行右近衛權中將藤原朝臣常行爲<sup>ニ</sup>備前守。四月十一日乙酉、

下<sup>ニ</sup>知攝津、和泉、播磨、備前、備後、安藝、周防、長門、並南海諸國、曰、去貞觀四年五月二十日、七年六月二十八日、宣<sup>レ</sup>告應<sup>レ</sup>追捕海賊<sup>ニ</sup>之狀、而今者聞賊黨群起掠奪無<sup>レ</sup>息、是則國司不<sup>レ</sup>勤<sup>ニ</sup>肅清<sup>レ</sup>也、若追捕猶致<sup>ニ</sup>殘暴、科<sup>ニ</sup>罪牧宰、會無<sup>レ</sup>任無<sup>レ</sup>宥、其捕獲之數、具<sup>レ</sup>狀言上。五月二十七日備前國旱疫、以<sup>ニ</sup>正稅十萬束、假貸<sup>ニ</sup>窮身、秋七月十四日丙辰、備前國飢旱、賑<sup>ニ</sup>給<sup>レ</sup>之。十二月十六日丁亥、參議正四位下行右近衛中將兼備前權守藤原朝臣常行爲<sup>ニ</sup>右近衛大將、權守如<sup>レ</sup>故。

同九年三月十一日辛亥、從五位上備前介源朝臣好爲<sup>レ</sup>守。

同十年戊子春正月十六日辛亥、左近衛少將正五位下藤原朝臣良尙爲<sup>ニ</sup>備前守、少將如<sup>レ</sup>故、從五位下行備後權介源朝臣湛爲<sup>ニ</sup>權介、從五位下行陰陽助兼陰陽博士備前權介笠朝臣名高爲<sup>ニ</sup>備中介。

同十一年三月二十三日辛巳、從五位上源朝臣好爲<sup>ニ</sup>備前守、好九年三月任<sup>ニ</sup>備前守、丁父憂、職今詔赴<sup>レ</sup>之。八月十三日戊戌、備前國獻<sup>ニ</sup>嘉禾二莖、一莖十九穗、一莖六穗。

十二年春正月二十五日、從四位上行兵部大輔藤原朝臣仲統爲<sup>ニ</sup>備前守、兵部大輔如<sup>レ</sup>故。

十七年正月二十一日乙巳、授<sup>ニ</sup>右近衛少將正五位下兼行備前守藤原山陰從四位下。<sup>元慶元年二月廿九日爲<sup>ニ</sup>右大辨。</sup>

陽成天皇元慶元年閏二月二十三日乙未、美作國進<sup>ニ</sup>銅大十兩、備前國<sup>ニ</sup>斤九兩、先<sup>レ</sup>是從七位上伴宿禰吉備麻呂



言、美作國真島郡加夫良和利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐々山有銅、故吉備麻呂掘採、進其撰銅、勅遣內匠大元正六位上布勢朝臣安峯與國宰監地、檢校掘採、令安峯還向進所採之銅。七月備前國貢白鹿。十九日有告文中。

同二年春正月十一日丁未、從四位下行伊豫權守大宰朝臣卷雄爲備前守、右近衛少將正五位下藤原朝臣利基爲權介。二月二十八日甲午、勅備前國不動穀一萬斛、宛河內班給百姓、以玄年旱損民多飢餓也。五月二日丁酉、攝津國旱飢、詔轉運播磨、備前兩國不動穀各三千斛、班賦百姓。

同四年春月乙卯朔十一日乙丑、從四位下行右近衛少將兼備前權介藤原朝臣基利爲備前守。類聚三代格曰、元慶四年十一月五日、太政官符應加置磐梨郡主政一員、右得備前國解備檢、案內件郡元與和氣郡爲一郡、而其間有二大川、吏民往還煩、仍以去延曆七年六月十三日申官分置件、郡即鄉六戶二百九十七、調丁二千三百六備調庸書舉宮稻郡司少員、濟事之人望、請因循御野郡被置件員、令濟郡望、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣奉敕依請。

同五年夏四月二十八日乙巳、先是玄年四月八日大膳史生矢田部氏永、奸私作諸司收文、偷取淡路國鹽代米五十斛餘、自此奸作備前、讚岐等未收之文事發露、書納諸司坐此事、下獄者衆、而十二月四日大赦、天下皆得書獄。中略矢田部氏永赦前死於獄中、彼月不書追記之。九月二十六日辛未、遠江國稻二千束、近江國穀三百斛、美濃若狹出雲美作四箇國稻各二千束、備前穀二百斛、播磨三百斛、阿波二千束、伊豫三千束、施與福寺、以充造鐘樓僧房、新並通用三寶施新稻穀。

類聚三代格曰、元慶五年十一月三日、大政官符應置赤坂郡主政一員、右得備前國解備件、郡鄉六戶二百九十三、課丁千七百世六、調庸租稅各有其數、與御野郡磐梨郡殆益、望請準彼兩郡加住主政者正三位行中納言兼右近衛大將皇太后宮太夫陸奧出羽按察使藤原朝臣良世宣奉敕依請。同六年二月三日丙子、從四位上行左近衛權中將源朝臣興基爲備前守。

同七年春正月七日甲戌、授備前介源朝淵從五位上。六月二十九日癸亥、備前國御野郡圓覺寺庄常荒田四十九町百三步永免輸租。十月十七日庚戌、勅令人備前國朝國司公解稻二萬束別出、舉以其息利得充御賦兵士二百二十四人、狼狽先是國宰言、境內海畔別島是多爲奸賊之所聚、非公私之易制、常殺略人民、掠奪財物、往還之輩被侵害者衆、由是擇浪人有勇幹者二百二十四人、造宿舍於要害之處、給兵器舟楫守禦、非常望請依件出舉以充其糧食、至是聽之。十二月二十二日甲寅、令山城大和河內和泉攝津伊勢近江美濃丹波播磨備前紀伊等國聽百姓樵於禁野內、勅曰、禁野之興非妨民業、至于草木素不抱制、嘉祥三年四月二十三日、今年正月二十一日須告訖、而預人等、假託成勢、矯峻法禁、或驅略牛馬、急無故牧之、便或奪取鎌斧、遂夫樵蕪之利、宣重下知勿更令然、猶致侵擾、必處重科、國司許容亦與同罪。

同八年二月光孝天皇即位三月九日庚午、散位從五位上源朝臣加爲備前權守。同月二十二日癸未、定大嘗會國、悠紀伊勢國員辨郡、主基備前國和氣郡、並卜食、是賑給東西京飢民。十一月二十二日己卯、天皇御朝堂院齋殿、親奉大嘗會祭、先御悠紀殿、後御主基殿、親王公卿文武百寮小齋大齋宿侍如式。二十三日未雞鳴、大嘗會祭禮既訖、天皇幸豐樂殿、已時御悠紀帳、賜宴、悠紀國獻物、未時移御主基帳、群臣移就主基座、悠紀國奏風俗歌舞、日暮以悠紀國所獻衣被賜親王已下五位已上諸司雜意及內外宮未得解由者皆預焉、是夜天皇留御豐樂殿後房、文武百官侍宿、親王已下參議已上侍御在所、琴歌神宴徹夜歡樂、賜御衣。二十四日巳時天皇御悠紀帳、賜宴群臣、主基國獻物、未時移御主基帳、群臣移座及主基國奏風俗歌舞、賜主基國所獻衣被、一如昨日儀、是夜天皇留御、王公已下百官侍宿亦如昨。二十五日撤去悠紀主基兩帳、天皇御豐樂殿、廣宴百官、略授從四位上行左近衛權中將兼備前守源朝臣興基、正四位下備前權守源朝臣加備前介源朝臣淵、衛門權佐兼備前權介藤原朝臣有穗等、並正五位下備前權掾藤原朝臣元佐、備前掾藤原朝臣世武、右近衛將監兼備前權掾山口朝臣連松、備前權掾從六位上藤原朝臣秀高等並從五位下。

仁和元年乙巳春正月十六日壬申、從五位上行相模權守藤原朝臣春幹爲備前介。二月二十一日丁未、免除伊



勢・備前兩國百姓、去年調庸以下供<sub>レ</sub>大嘗會一年事多<sub>レ</sub>費也、其卜食郡免<sub>二</sub>田租<sub>一</sub>、諸家諸神寺封戸庸物充<sub>二</sub>正稅穀<sub>一</sub>焉。  
九月十日辛卯、備前國津高郡人正七位上田使首良男貴附<sub>二</sub>山城國愛宕郡<sub>一</sub>。

同二年六月十三日辛酉、從五位下行主殿助兼播磨藤原朝臣未並爲<sub>二</sub>備前介、主殿助如<sub>レ</sub>故。

同三年五月十三日丙戌、從四位下行美濃守藤原朝臣諸藤爲<sub>二</sub>備前權守<sub>一</sub>。六月二日甲辰、備前<sub>レ</sub>之<sub>他國略</sub>等十九國、貢<sub>レ</sub>絹鹿惠特甚、不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>昔日、勅<sub>レ</sub>譴<sub>二</sub>國宰<sub>一</sub>探<sub>二</sub>取正倉舊樣絹、每<sub>レ</sub>國賜<sub>二</sub>一疋<sub>一</sub>依<sub>二</sub>舊樣<sub>一</sub>作。

福井安宅 校圖

吉備溫故秘錄 卷之五十一(紀事二)終

吉備溫故秘錄 卷之五十二

大澤惟貞輯錄

紀事 二

●●●●●  
本朝通紀曰。朱雀院承平六年夏六月、南海賊將藤原純友寇<sub>二</sub>南海<sub>一</sub>。純友伊豫人也、爲<sub>レ</sub>人狼戾而不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>禮法<sub>一</sub>、自在<sub>二</sub>伊豫日振鳴<sub>一</sub>、聚<sub>レ</sub>黨擁<sub>レ</sub>衆、南海・山陽處々爲<sub>二</sub>盜賊<sub>一</sub>、奪<sub>二</sub>官物<sub>一</sub>掠<sub>二</sub>私財<sub>一</sub>、國民爲<sub>レ</sub>之見<sub>二</sub>苦煩<sub>一</sub>久矣。今年又純友與其黨集<sub>二</sub>二千餘艘之艦<sub>一</sub>、備<sub>二</sub>處々海邊<sub>一</sub>、奪<sub>二</sub>取海上往來之課物<sub>一</sub>、於是朝廷議使<sub>二</sub>下紀淑人爲<sub>二</sub>伊豫守<sub>一</sub>、鎮<sub>二</sub>其亂<sub>一</sub>、淑人以<sub>二</sub>愛惠<sub>一</sub>親<sub>二</sub>邦民<sub>一</sub>、邦民多迎<sub>二</sub>淑人<sub>一</sub>、背<sub>二</sub>純友<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>是邊賊稍靜焉。天慶三年夏四月征討將軍小野好古等與<sub>二</sub>純友<sub>一</sub>戰<sub>二</sub>南海<sub>一</sub>、西州處々、純友軍破伏<sub>レ</sub>誅、時純友與<sub>二</sub>阿波介國風<sub>一</sub>戰<sub>二</sub>不利<sub>一</sub>、掠<sub>二</sub>安藝<sub>一</sub>、周防之村里、直赴<sub>二</sub>太宰府<sub>一</sub>、好古等追<sub>二</sub>到筑紫<sub>一</sub>、戰<sub>二</sub>博多<sub>一</sub>、官軍福將慶幸・泰實等、忘<sub>レ</sub>身力戰、縱<sub>二</sub>火焚<sub>二</sub>純友<sub>一</sub>、純友又大狼狽還<sub>二</sub>伊豫<sub>一</sub>、伊豫警固橋遠保聚<sub>レ</sub>衆、迎討大破<sub>レ</sub>之、斬<sub>二</sub>純友及其子重太丸<sub>一</sub>、并平<sub>二</sub>餘黨<sub>一</sub>、南海悉定、好古等歸<sub>レ</sub>京。  
●●●●●  
河海抄に、李部王記を引て云、天德四年六月十一日備前使甲之賊二艘(純友等也)閩の奈多より舟を捨て脱遁、疑くは京に入歟云々。

備前國釜島城軍之事 前太平記拔書

伊豫掾藤原純友は山陽・西海・南海三道の海賊を集め、我身其張本人として、伊豫國日振島の沖にして千餘艘の舟を點し海上往來の官物を取り、其外家々の私財難具、數を盡して奪之、國中これが爲に被惱、一人として居を安んぜず、已に東國には將門威を國中に振ひ暴逆甚し。抑、今當國西國一度に動亂する其由來を尋ねれば、去る承平二年純友在京の時に比叡山にて將門と行逢、雜談の後、將門聊思ひ立事罷候、如何與し給はんやと申ければ、元來純友欲心熾盛の無骨者なれば稍思案の體もなく、御誕尤に覺候、思召立給へと、事もなげにぞ申ける、將門大きに喜び、然ば先某は東國に下り大軍を催し、不日に上洛せしむべし、純友は伊豫に下り其用意可有にて候と、堅く相約して東西に別れけり。夫より純友は本國に下るとて尼崎より船に乘、翌日暮方播磨の室にて一夜碇を下しける

吉備溫故秘錄



其夜海賊二十人乗移りしを、張本二人を擲取、本國へ率ひて歸りけり。扱去程に、純友は伊豫に下り、晝夜旦暮、隱謀の企の外他事なく心を碎くといへども、西海・南海王化の波穩に、一人として朝家をさみする者なかりければ、誰に角と可言出様もなく、如何はせんと案じ煩ひ、空しく光陰を送りけるが、訖と思ひ出したる事ありて、此頃船中に生捕たりし海賊を庭上に召居て、面を和らげ、言を調へて、召捕しを幸、速に斬罪すべけれ共、聊我所存ありて、命を助置ぬ、子細餘の儀に非ずと、將門が隱謀の事いひ聞せ、これをゆるし、二人をかたらひければ、二人ながら貪欲不敵の海賊共なれば大に悦び、我等兄弟の下風に立者大凡五六千人も候へば、此者共を被召なば馳參べしと領掌しける。此賊徒の内、備前には射是よりして純友山陽・南海・西海の海賊を語ひ、千餘艘の船に乗り、津々浦々にて及狼藉、依之往來すでに絶にけり。扱、京都より式部少輔紀淑人伊豫守に任じ、伊豫國へ下向し、度々合戦ありて、終に賊徒を討從へ、純友落行、其後は死生知れず成にけり。

天慶二年十二月西國の早馬京都へ參着して申けるは、前伊豫掾藤原純友又殘黨を集め、備前國釜島といふ所に城廓を構へ、この處に播磨介島田惟幹並に備前介千高兩勢合せて三千餘騎にて、彼城を攻むといへども賊徒思の外大勢なる故、却て兩介生捕れ畢ぬ、其より純友勢ひ近國に振ひ、播磨・備前兩國は不申及、阿波・讃岐・伊豫・土佐安藝・周防皆彼が手に屬し候、急ぎ御勢を下されずば、御大事に及び候へしとぞ告たりける。去程に公卿僉議有て追討使に左衛門佐藤原倫美を大將として五畿内の勢四千餘騎に、紀伊・淡路の船戰に馴たる兵千五百餘騎を相添て、天慶三年二月備前國へ指向らる。

去程に純友が討手とて山陽道へ向はれし左衛門佐藤原倫實は六千餘騎を引率し、二月十三日都を立て、二百餘艘の兵船を揃へ、同十九日の辰の刻に、備前國釜島に押寄せ、敵の陣を見渡せば、東の洲崎は、海の面十町計笠戸石を以て屏風を立てたるが如く、切岸をたゞんで其上に屏を塗り、三重に高櫓をかき、北の方は、海の中に亂株を茂く打て、遠淺に馬を立てさせしとぞ構へたり、南の磯には、兵船二百餘艘浮めさせ、横矢に射んと支へたり、城中には近國の武士集りたりと見へて、白旗・赤旗・裾村濃・稻妻・裾濃・月に星・水茨菰・帆懸舟・目結・輪遠・村千鳥、雲

に翔り湖に映じ、勢の多少は知らねども、色々の紋繪書たる旗は、四五百流、汐風に翻翻して、錦を洗ふ如くなり。寄手先ず紀伊・淡路の勢の中より水練の達者五六十人を勝つて、各物具脱捨て、海中に飛びひたり、數百本打合せたる亂株、一本も残らず拔捨、早り雄の兵兵船十艘・二十艘づゝ漕寄々々、遠淺に馬を追下し、ひた／＼と打来て、搔櫓の際、櫓の下に打寄て、唯一揉にと挑み合ふ。城中には鳴を靜めて横矢・差矢の差引なく散々にぞ射たりける爰に莫糸の腹卷着て、揉烏帽子に白綾の鉢卷着たる男、櫓の狭間の板を開て大音聲にて名乗けるは、是は當國の住人川邊小彌太昌澄と申者にて候、今度遙々の所を多く武士達の御下向にて候哉、何を哉と存すれ共、如法卑陋の海邊なれば、させる設もなく候、但當國の鍛冶どもに鏃を少々置候、是を今日の御饗應に致し候はん、一矢受て物具の眞の程を御試み候へと云儘に、弓の弦をくひしめし、矢束解て押くつろげ、指取引詰射ける矢に、時の間に三十三騎射落され、磯打浪に漂泊す。去こそ寄手進み兼、櫓を並べて支へたり。懸りける處に丹波の國の住人葦田與三軌廉と云者あり、今度の催促の勢の中には無りしが、宿願の事ありて石清水八幡宮に詣けるに、追討使の下向と聞、たとひ催促なきとても、懸る時節に生れ合、軍功を致してこそ、先祖の名をも顯し、子孫の顔をも悦しめんと思ひ、道より馳加はりて今日の一陣にぞ居たりける。肌には鏃を着て、其上に黒糸の鎧二兩重で、草摺長に着下し、同毛の五枚冑に、半頬懸け、諸小手・脇當・膝鎧、透所もなく鎧ひとつ、櫓の面に顯れ出、高らかに中けるは、川邊殿の御弓勢、聞しに勝て見所多くも遊され候つるもの哉、但し某の鎧は威毛こそ見苦しく候得共、手づから撓拵へて候へば、恐くは誰人の遊され候御矢にてもあれ、左右なく裏をかゝする程の事は有まじと、常々自贅して候を、川邊殿の御矢先にて一矢こゝろみたく候、此を遊し候へと、弦走を敲て二王立にぞ立たりける。昌澄聞て、悪き敵の廣言哉、縦ひ何なる鐵石なりとも、やはか射通さで可有か、おのれ頸骨射切てくれんず物をと、獨言して、亘り三寸に餘りて見へたる大雁股を拔出し鼻油引て、さらば一矢仕り候はん、受て御覽候へとて、三人張に十三束三伏忘るゝ計り引しほり、弦音高く兵と放す。葦田心早き男にて、身を沈て首を少し傾けたれば、冑の鐵形にはつしと中り、忍の緒ふつと切れ、のけ冑に成り、矢の筈は微塵に碎たり。葦田大音聲を揚げ、さしもの



精兵の射給ふ矢の、目中を外し給ふ事、近比詮なき御振舞、但し敵に名乗かけられ、威に吞れ、心臆し給ふかや、實も陣をへだて遠矢に射んとし給ふは、臆病の程あらはれたり、よも寄せ合せて太刀打の勝負などは中々叶ひ申まじと欺ひて、胡諫を叩て笑ひければ、後なる兵船百餘艘、舷を敲き、楯を鳴し、同音に咄とぞ笑ける。川邊は遠矢射損じ、飽まで敵に欺れ、今は命生て何かせん、當の奴原一々に切死にせんとて、一族主從四十餘人一の關戸を颯と開て、鋒を並べ切て出て、寄手の船に乘移り、面も振らず戦ひける。寄手も最前川邊が矢に中りて討れたる者の親類兄弟餘多ありければ、我討留て教養にせんとて、我も一切て掛る。されば暫時の戦に、敵味方の手負死人六七十人に及べり、城中には、是を見て、あれ討すな續とて、權亮純素三百餘騎にて打て出、火を散してぞ戦ける。懸りける處に和泉・紀伊の兵小舟二十餘艘、東の切岸に添て漕寄せ、純素が勢には目も掛ず、直に城中に打て入らんと奮にぞ懸りける、純素は入立じと、濱の敵を打捨、取て返して支へたり、船なる寄手是を見て、付入にせんと追掛る、純素爰を破られては叶はじと、命を無きものにしてぞ戦ひける、城中の兵共、大手の合戦事急なりとて、諸方の攻口を開て、我先にと馳集る、寄手は爰を不破ば、何の時をか期すべきと、大手の一の關を内外へ、追入ては追出され、追出されては付て入り、午の刻の初より、申の刻の中まで、息をも繼す採だりけり、されども寄手の士卒、其身金鐵に非されば、悉く戦ひ疲れ、日も西海に没しぬ、迎も急には落まじき城に、多くの兵を失はんより、先引退て明日こそ勝負をも致さめとて、倫實馬を引返し給へば、官軍皆攻口を引て己が舟に乘て澳中に碇を下して夜を明す。斯て其夜の夜半過て純友が遠見の者、大將の前に來りて申けるは、宵より敵の舟どもに、篝火夥しく見へて候しが、次第に消失て、今は更に敵ありとも見へず候、何なる謀やらんと申、純友聞て、扱は敵落たる眞似をして味方に油斷させ、夜打にすべき術なるべしとて、城中上を下へと返して、今や寄ると待懸けたり。既に月落鳥鳴て、東雲近く成けれども、敵敢て寄せず、明行まゝに澳の方を見やりたれば、さしも昨日までは數百艘の兵船舷をきしり浮み並びたる舟一艘もなく、波濤空しく渺々たり。さては昨日の軍に引まじき攻口を敵引たりしは、一定大將倫實が手負たるか、宗徒の者ども數多討れたるかにて有べし、よし何事もせよ、敵の引たるこそ目出度

けれど、喜び合ふ事斜ならず。寄手は宗徒の人々評定せられけるは、此城の様、今日の如く一方より攻んとせば、敵の防場殺所なれば、假令幾度攻るとも、御方討る計にて、容易落る事有べからず、先敵に落たる體を見せ、日を歴て諸方より蹀し合せ、敵の不意を討べしとて、其夜の曉に五十餘艘は、備中の國水島へ漕行、残る舟どもは八島高松・室飾・磨戸邊に五十艘・三十艘づゝ、思ひに漕寄て、相圖の日をぞ待居たる。此事敵いかゞして聞たりけん、純友士卒に向て下知しけるは、思ふに敵は皆五畿内の兵共なれば、陸にては働く共、船中にての戦は、さまざまにくからず、御方の兵は、皆城を出て船に乗、敵寄ば舟と舟との戦にすべし、又權亮純素は、兒島の澳の汐通に舟を寄せて、軍最中のとき、便よからんする處より、敵の後を遮るべしとて、頓て軍の手分をぞしたりける。かくて倫實は御方の謀、敵に洩て、又手段をかへて待由を開て、態と寄せんとせず、釜が島の兵ども、始め四五日が程は、今宵や寄る、明夜は定て攻來りなんするぞとて、夜毎に氣を詰て待懸けれど、敵敢て寄せざりければ、去は虚説にて有りけるよとて、忽氣ゆるまり、或は宿々の傾城・妓女を呼寄、圍碁・雙六を打て日を暮し、或は酒宴に酔を催され、春の夜の手枕の夢計なるをかこちて、一向用心の體は無りけり。倫實是を聞澄し、態と舟に籌をも焼ず、時の聲をも揚ず、二月二十九日の闇の夜に、諸方一度に押寄、敵船近く成て、大鼓を鳴し、舷を叩て、鬨を咄と上げ、敵の舟に乘移り、透間もなく切て懸る。防兵度方を失ひ、俄に事の出來たるよふに驚き騒ぎ、或はもやひたる舟に櫂を入れ、或ははづせる弓に矢打番ひ、上を下へとひしめきけり。大將純友は城中より是體を見て、敵を陸へ上立じと、北の濱邊に打て出て、陣を堅て居たりける。かくて敵味方入亂れ、おめきさけんで戦しが、暗さは暗し、敵今可寄とも思ひ懸ず、多くは空肌の武者共にて、此彼に射伏せ切伏せられ、波上に漂ひ、海底に没し、青海原も皆悉に紅灑ぐ計なり、あはや此城唯今可落とぞ見へたりける。權亮純素汐通に居たりしが、時の聲、矢喚の音、波に響き、谷に答て夥しく聞へければ、去ば軍始りしぞ相圖の時節今なるべしとて、其手の兵船三十餘艘、採に採で漕來、犬島の瀬戸を指塞て鯨波を作り掛、洩さじとぞ攻たりけれ。純友が勢、力を得て色を直して戦ひける。官軍前後に敵を受け、進退自在ならざりければ、終に戦負て藤戸の渡りを廻りて、讃岐路へと引たりける。



官軍利あらずして倫實行方を失ふて後、純友彌逆威を振ひ、四國・中國大略彼が有と成ぬ。其中にも阿波介國風ばかりこそ、尙も官軍に屬し、剩へ今度の落人藤原倫美を取立て、近日可攻來由聞ければ、急ぎ押寄て退治すべしとて、其用意をぞしたりける。國風此事を聞て、敵の船より上る處を討べしとて、其勢三千餘騎にて打て出、讃岐國高松に陣取てこそ待懸たれ。去程に同月十四日、前の伊豫掾純友五百餘艘の兵船を揃へ、阿波國へと向ひけり。さて四國にて度々戦有、純友戦勝しが、終に山口にて、純友大に打負、虎口の死を遁て、八島より舟に乗り、はるく備前へ歸りける。

純友は、兼ての評定には、東國平將門近江路まで攻上らば、純友も淀・山崎に陣を寄せ、一時に帝都を攻べしとて、將門が上洛を、今や〜と待處に、結句東國の一揆悉く滅され、三月十五日には將門が首京都に上り、梟木に懸られぬと聞へければ、精を落し氣を失ひ、いかゞはせんと思ふ處に、去る十三日安藝國に向ひたりし舍弟七郎太夫純行、僅に討成されて、同二十七日に釜島へ引返す。又伊豫國に向ひし前左衛門佐純素も、始めは三千餘騎と聞へしが、二百騎にも足らずして、小舟一艘に乗りて歸りければ、皆色を失ひ、又宗徒の一族寄り集りて、評定異見區々なり。兎角勢を諸方へ分ればこそ、味方小勢に成て利を失ひつれ、今度は味方の軍勢唯一手にして、備中國より始て、次第に攻下り、長門國より筑紫に渡り、九ヶ國を切摩け、討手下らば、居ながら敵を討べしとて、先軍勢の着到を付るに、又播磨・備前兩國の勢未だ七千餘騎に餘りければ、これにてはさまで不足はあらじとて、前左衛門佐純素・春宮權介純素に二千五百餘騎にて先陣させ、我身は五千餘騎を引率し、三月二十九日に釜島を打立ける。云々

今昔物語に曰く。天慶三年そのころ藤原純友海賊をもかたらひて、其首となり、常に南海・山陽等の國々に行て、官物をおさへとり、官舎をやきはらふ、將門が謀反のよしを聞て、せめとらんと議す、備前守干高其名を奏聞せんがために、十二月下旬、妻子を召具して陸地より上洛す、純友これを聞て追つきて戦ふに、干高同子郎等文元等攝津兔原郡次岐驛に相さへて、つよくふせぎしかども叶はず、子息并に文元以下討死す、干高をばからめて取て、耳鼻をそぎて追放し、かれが妻子をうばひて引かへし、播磨介嶋田惟幹をせめて生捕、南海をかすめ、山陽・山陰・西海をうばはんとす。

王代一覽に曰。天治四年三月、山陽・南海の海賊起て、往來のさまたげあるよりて、院宣を備前守平忠盛に下されて賊徒を搦捕しむ。

平家物語一の卷に曰く、ある時、たゞもり備前國よりのぼられたりけるに、鳥羽院あかしの浦はいかにと仰せければ、忠盛かしこまつて、「有明の月もあかしの浦風に、波ばかりこそよると見へしか」と申されたりければ、院大に御かん有て、此歌をきんゑぶ集に入られける。

資盛來會狼藉の事

源平盛衰記曰。嘉應二年七月三日法勝寺へ御幸ありければ、當時の攝籙基房公號松參り給ひけり、還御の後、殿下三條京極を過給けるに、三條面に女房車あり、夕陽の影に車の中透て曇なく見へ透る、烏帽子著たる者の乗たりけり、牛飼・御厩の舍人等車より下すべき由責けるに、聞入らずしてやり過さんとしけるを、狼藉也とて前の簾井に下すだれを切落したりけるに、葛の袴を着たる男あり、車を馳て逃けるを追懸て散々に打けり、車は六角京極の小家にやり入にけり、件の男は大政入道の孫越前守資盛也けり、彼人笛を習はんとて、式部大夫雅盛が家へ行けるが、歸りける間參り會ひにけり。資盛歸て父小松殿にしか申ければ、御出に參り會て車より下りざりけるこそ尾籠なれ。中略禮は敬を以て本とせり、傍輩猶以敬すべし、況攝政家に於てをや、か様の事にこそ世の大事も引出せ、供したる侍共が物に心得ねばこそ、かゝる狼藉をも現し、無禮の目にも合ふとて大に叱り、被教訓けり。中入道は孫に子細を問ひければ、資盛有の儘に申す、入道安からず思ひ、大に嘖りて宣ひけるは、假令攝政關白におはすとも、淨海が孫といわん者には、などか一度の芳心なかるべき、家貞必ず資盛が耻を雪げとぞいはれける。小松殿此事を聞給ひて、急ぎ入道の許へ參じ、色々諫言等あり入道は猶腹をすへかねて、田舎侍の氣折にこはくしかりけるが、上藤も下藤も辨へず、主より外には恐しき事なしと思ひて、前後を知らざりける。難波・妹尾に下知し給ひけるは、重盛はゆくしく大様の者にて、子の耻をも、親の怒りをも不知、様々制止つれ共、他家の人の思はん事こそ愧しけれ、傍輩の爲に越前守が耻すゝげ、伴にあらん者共がもとゞりをきれとぞ宣ひける、難波・妹尾は興ある事に思て内々其用意あり。關白殿これをば争て知召さるべきなれば、大内の御直廬へと思食て、常の御出仕



よりも花やかに、前駈・御隨身殊に引繕はせ給て、中御門・東洞院の宿所より、大炊の御門を西へ御出なる、堀川猪熊の邊にて兵具したる者三十騎計走り出て、前駈等を搦捕けり、安藝權守高範ばかりぞ、御車に副て離れざりける、式部大輔長家・刑部大夫俊成・左府生師峯等も本どりを切らる、結句車の物見打破り、太刀・長刀を進めければ只夢の御心地ぞし給ひける、高範車を廻てあやまり禦けるを、難波太刀を振て御車に向けり、高範心うさの餘りに走り寄、狼藉の奴原也、何者ぞと組たをしてころびけるが、高範すくやか者にて、難波を押へて拳を把り頭を打郎等主人を助んとて、高範が本どりを取り引上たり、經遠力を得て、驛返で、主従二人して手取足取せり倒して鬚を切とて、是は汝をするに非ずとも匂ける。淺増と云も疎なり。左近將監盛佐は馬を馳て逃げけるを、打落して是をも搦てけり、御隨身忠友馬より下て、御車の前に進で、可有還御かと申ければ、轅を廻されける間に、武士鎬矢を以て忠友を射る、忠友地に平みて傾きたりければ、其矢頭の上を通る、危きとぞ見ける、御伴の者四方へ逃隠にければ、只御車副二人、松の出納一人ぞ残りたりける、掛の様先代も其例なく、後代も難有。難波・妹尾かく振舞て歸りぬ、高範も本どり切られながら、近く参りて、我君いかにと申ければ、直衣の袖を御顔に押あて泣々還御あり、御出の花壁なりつる御有様に、淺猿き下部計にて、還り入らせ給ひけるこそ悲しけれ。略平大納言重盛これを聞、涙ぐみ給ひ、大息つきて、嗚呼家門の榮花既に盡なんと、あながちに被歎けれ共、入道は、扱物こりし給へとぞ悦びける。備前の事にはあらざれども、後平松殿下

王代一覽に曰、治承元年正月内大臣師長左大將を辭す、大納言平重盛左大將に移り、中納言平宗盛右大將に任す。此頃徳大寺大納言藤原實定・花山院中納言藤原兼雅、共に清華たるに依て大將を望めり、又淀の別當新大納言藤原の成親も、己が權威を頼み、しきりに大將を望みけれ共、清盛のはからひにて、重盛・宗盛兄弟左右に相並べり。成親が妹は、重盛の妻なり、重盛の嫡男惟盛は、成親が婿なり、重盛のよしみありといへども、平家の奢を悪んで、常に法皇へ申て、西光等の黨類と平家を亡さんと謀る。こゝに至りて、宗盛に超へらるゝ事を怒て、東山鹿谷と云處に會合し密談す、法皇も御幸なりて、其事を聞召けるとなん。五月法皇山門の嗽訴を憤りて、座主明雲を伊賀國へ流さる、西光が讒言なりと沙汰有に依て、衆徒起りて、路次に

て明雲を奪取て登山す、法皇彌怒りて成親等に命じて山門を攻んとす、其折節多田藏人行綱と云者、成親に頼れ、平家追討の大將たるべしと約しけるが、忽に心かはりして、同月二十九日六波羅へ行て、成親が密謀を告ぐ、清盛大に怒りて、六月朔日、成親・西光并同類悉く捕ふ。西光は忽に誅せられ、其子師高・師經も斬罪せらる、成親も既に誅せらるべきを、重盛教訓して暫くたすけられ、備前の兒嶋へ流さる。清盛怒りの餘り、法皇の御所法住寺を攻んとしけるを、重盛様々諫て止みぬ、成親が子成經・平康頼・俊寛僧都鬼界嶋へ流さる。其餘の同類皆流罪。

源平盛衰記曰。六月二日新大納言成親卿をば、公卿の座に出し奉りて物進らせたれども、胸せき喉ふさがりて、聊もめされず、追立の官人來て車さし寄て、とくくと申せ共、すまぬ旅の道なれば、座を立て急乗給はざりけるを、御手を取り、あらゝかに引立奉、うしろさまに投のせて、車の簾を逆様に懸て、門外に遣り出す、大路にて、先火丁寄て車より引落し奉て、誠の楯とて三杖あてたれば、次に看將長殺害の刀とて二刀突まねをして、其後山城判官秀助、宣命を含めさせて、又車に押乗奉て、前後には障子をぞ立たりける。人の上をだにも見給はぬ事なれば、況て我身の上の悲しさは推量られて哀なり。軍兵前後に打圍みて、我方さまの者は一人もみへず、何となり、いづくへ行やらんも知らする人もなし、内大臣に今一度會ひ申さばやと宣へども、それも叶はず、憂身にそふる者として、盡せぬ涙ばかり也。唐の呂房と云人、旅の空に行しか共、故宮の月に慰みけり。此大納言は車の物見を打塞ぎ、前後に障子を立たれば、月日の光も見給はず、西も東も不知けり。斯様の歎の深さには、晩を待べし共覺へざりければ、難波次郎經遠を以て、成親縦ひいかなる浦島にはなたるとも、責ては月日の光をだにも免れて侍らば、いさゝかなぐさむ方も候なん、さしも罪深き者と思召とも、かばかりの御誠までや候べきなんと、内府へ被申たりければ、大臣の開給て、こは不便の事也とて、月日の光はゆり給ふ。八條を西へ、朱雀を南へはせ行けば、大内山を遙に願給ふにも、思出る事のみ多かりける。造道・四塚をも過給へば、今を限りの御名殘、心は都に留れども、車に任せて遣り行く、鳥羽殿を過給ひ、略我宿所の前を見入て過給ふに付ても、いとど涙を流されけり、南門を過ぎ、河の端に、御舟の裝束とくくと、ひそめけば、こはいづくへやらん、終に可被失ならば、同じくは只都近



き此邊にても失へかしと思しけるぞ、せめての事と哀なり。中大納言は既に船に乗り、波に流れて漕行けども、心は妻子につながれて、思ひは都に留りけり。中淀の泊の黎明に、白雲かゝる八幡山・木津殿・鵜殿・渚院・江口・神崎漕過て、今夜大物が浦に着給ふ。中同日のまだ曉に、京より御使有とてひしめきけり、既に失へとにやと聞ば、備前國へと言て、船を可出よし旬る、内大臣より御文あり、大納言泣て見給へば、都邊近き片山里にも置奉らんと様々誘へ申つれ共、死罪を宥め申だにあるに、其事努々叶まじと、入道堅く宣へば、力及ばず、中略妻子に心を留て、時ぬ闇路に迷ひ給ふな、我世にあらんほどは、人々の事をば可有申など遊して、旅の粧ひ様々に調てぞ奉らる。難波四郎が許へも、能々仕へ申べし、愚にあたり奉るなどぞ被仰下ける。中略夜も既に明にければ、大納言は大物が浦より舟に乗り、鹽路遙に漕出し、浪にぞ浮み給ける、難波の里に飛螢、芦屋の沖の舟呼び、武庫山下風福原の京、渚河・和田の御崎・逆手川、行來の人のしげれば、小馬の林に隙ぞなき、彼は須磨の關屋にや、行平中納言藻鹽たれつと佗にけん、此浦の事ならん。中略淡路繪島を見給ふにも、昔廢太子の遷されて、波に朽せぬ繪島をば、誰筆染て寫しけん、昔語もいと悲し。月、名にしあふ明石浦・ゑひ崎・林崎・小松原・高砂や尾上の松も過ければ、室の泊りに着給ふ。藻懸の瀬戸・蓬が崎・矢寄りの濱を漕渡り、備前國阿江の浦より内海を通り、兒島と云所に着給ふ。都を出給ひにし後、日數ふれば、遠く成行古里のみ戀しくて、道すがら只涙のみにぞ咽び給ふ、はかど敷湯水をだにも聞入給はざりければ、ながらうべし共覺えざりけ共、さすが露の命の消やらで、此まで下り着給ひにけり。民の家の恠しげなるに奉居置。彼所は、後は山、前は磯、岸打浪は漚々として音幽に、松吹風は蕭々として物さびし。去ぬだに旅のうきねは悲しきに、汗に争ふ涙の色、耳驚かす波の音、いとどあわれぞ増りける。しばしは兒島にまし／＼けるを、爰は猶津宿近して人繁し、悪しかりなるとて、後には難波と云所へ奉移居けり。

二十日、大政入道、福原より平宰相の許へ被申けるは、丹波少將をば是へ渡し給へ、都に置てはいかにも悪しかりぬと覺侍る、相計て何所へも遣すべしとぞ宣ける。中二十二日に少將は、福原に下り着給へり、妹尾太郎兼康預て、宿所に奉居、是も我方様の者は、一人も付ざりけり、妹尾は宰相の返り聞給はん事を恐れけるにや、様々志ある體に勞り振廻けれ共、少將は慰む方もおはせず、都の人の戀しふ思されければ、責の事には哀聲にて、唯佛の御名を唱へて、夜も置も、泣より外の事なかりけり。少將は備中國へ配流の由、聞給ひければ、相見奉る事は有間敷けれども、責ての戀しさの餘りに、大納言の御座す國のいくほど近きやらん、いづくとだにも聞まほしく思て、妹尾を召被仰けるは、いかに兼康、汝が候妹尾より、大納言殿の御座すらん所へは、いか程かあると問給へば、大納言の御座する有木別所高麗寺と申は、備前に取ても備中の境、妹尾と云は、備中に取りても備前の境也、兩國の間に御部川とて、川を一つ隔てたり、其間は纔に三十餘町有けるを、知らせ奉りては悪しかりなるとや思ひけん、大納言殿の御渡り候處へは、行程十三日とぞ申ける。

二十三日に大納言は、少しくつろぐ事もやと覺ける程に、少將も福原へ被召下なんと聞へければ、いとど重くのみ成ゆけば、姿を不替して、つれなく月日を過さんも憚あり、何事を待にか、猶も世にあらんと思ふやらんと、人の言思はんも耻しければとて、出家の志有よし、小松殿へ被申たりければ、終には其こそ本意なれば、左あるべきにこそと免されて、備中國安養寺に調御房と云僧を請じて、備中國朝源寺にて出家受戒し玉ふ。御布施には、六帖抄と云歌双子をぞ被渡ける。彼抄と申は、村上帝の第八の御子具平親王家の御集なり、御親王をば六條宮とも申、後中書王共申、中務親王共申けり。内に道念御座して、外に仁義を正しくし、管絃の妙曲を極め、詩賦の才藝に長じ給へり、歌道殊巧に御座しけるが、後の世の御形見とて集させ給ひける草子也。大納言も、彼抄をば無類被思ければ、配流の時身に付る物はなけれども、此抄計は是迄も御隨身せられたりけり、旅の空、布施になるべき物なかりければ、泣々被けるにこそ、最哀也。

大納言の北方、北山の栖居、只推量べし、住馴ぬ山里は、さらぬだにも物うかるべきに、柴引結ぶ庵の内、まだしも馴ぬ草枕、過行月日も暮しかね、明し煩ふ形勢なり。女房、侍共の、其數多かりしも、流石身々の捨難ければ、世を恐れ、人目を包む程に、最後を訪ひ奉る者もなかりけり、其中に、大納言の年比身近く召仕ひ給ける源左衛門尉信俊と云侍あり、情ある男にて、時々奉事聞けるに、或暮かたとぶらひに参りける次に、北の方御籬近く召寄て宣



けるは、や、信俊承れ、大納言殿は備前國兒島とかや云所へ流され給ぬとは聞しか共、此渡邊より尋參一人もなし、未生て御座するやらん、亦堪ぬ思に忍煩て、昔語りにもや成給ぬらん、其行末をも不奉知、未生ても御座さば、流石此渡の事いかばかりか聞まほしく覺すらん、又少なき人どもの、住馴ぬ山里の栖ひ、中々申も愚也、推景給へし、懸る憂身の有様思出で、無き昔も猶忍がたかるべきに、朝夕の事叶はねば、少なき者共が、うき事をも不知、おそし〜と進るを、聞に付ても、先立物とは只涙ばかりなり、今は甲斐なき身なれども、露の命の消も失なで、明し暮すなり、聞給ひなば、いと心苦しきこそ覺さんすれども、責ての事には、斯様のうき事をも、戀き事をも申さばやと思ふに、汝いかなる有様をもして尋參なんや、御文をも進せ、返事をも待見ならば、限なき心の中をも慰事もやと思ふは、いかゞすべきと宣ひければ、信俊涙を流て申けるは、誠に年頃近く召仕れ進せし身にて候へば、今は限の御供をも申べくこそ候しか共、御下の御有様、一人一人も付進する事有まじと承りしかば、思ながら罷留り候き、明暮は、君の御事より外は思ひ出る事侍す、召れ進せし御聲も耳に留、御諫の御詞も肝に銘じて忘まいらせず、年頃日頃、身を助、妻子を育し事、君の御恵に非と云事候はず、上下品替るといへども、まのあたりの御形勢様共と申、西國御下向の御戀しさと申、袖に餘りたる涙絞煩たる折節、出て承候へば、身は何様に成候共、いかゞは仕候べき、御文を給り、急尋參んと申せば、北の方無限恰て、細に文遊して賜にけり、信俊給之、泣々小島へ下りけり。既に彼に行着て、預の武士に申けるは、是は大納言殿の年比の侍に源左衛門尉信俊と云者に侍り、君當國へ御下向の時も、御供申度候ひしを、御方様の者をば、一人も付られずと承り、しかく思ひながら、今は限の御供をも申さず、さしも御いと惜深く食し仕はれまいらせしかば、奉別後は、明暮唯此御事のみ悲しく戀しく、思出でまいらすれば、若今一度奉見事もやと存るうへ、さこそ都の事をも、君達・北方の御事共をも聞まほしく被思召候らめ、音信の便も絶ぬ、傳申人もなくて、空しき御事にも成給なば、如何計の御妄念にかと、罪深く思ひ進らすれば、其御渡の事をも語申て、聊御妄念もはるゝ御心もやと存じて、遙々と罷下れり、然るべくは蒙御免を、今一度最後の見參にいり進ばやと申けるを、始は緊く恠み噴て、叶まじと云けれ共、泣々搔口説云ければ、武士共涙を流し、

最哀に思つゝ、何かは苦しかるべきとて、終には是を免しけり、信俊不斜悦て、大納言の御座する所へ參て奉見に淺猿く悲かりける事がらなり、奇氣なる小屋に、垣には土を壁に塗廻、戸には藁のこもを懸垂たり、内に差入て見廻せば、藁の束と云物を敷て、瘦衰たる法師あり、よく〜見れば大納言入道殿にてぞおはしける、下には垢付たる布の服、上には袖やつれたる墨染の衣なり、傍には竹の杖を立て、前には繩緒の足駄を置けり、是やこの賤が伏戸の赤土さかぢの小屋、民の住居の草の戸さしなるらんと、心憂こそ思ひける、中御門高倉の御宿所より始て、所々の御山莊・屋敷を盡し棟を並べ、瑞を研、柱を彩、屏風・障子を立交、雲綱高麗を敷滿つゝ、殿には風月の雙紙を取亂、琴瑟の具足も立並べ、庭には四季の草木枝を交はし、合浦の沙、玉を蒔て、或は仙院・仙洞の御幸も有り、或は卿上雲客の遊宴も有しかば、絃歌の妙なる聲絶る事なく、海陸の珍味盡さりき、車を馳る賓客は、門前事騒しく、踵を繼ぐ男女は、庭上狼藉なり、角こそ榮給ひたりしに、今成給へる有様の悲きに、目もくれ心も消て、前に臥倒て喚き叫ぶ外は、何事も申されず、大納言入道も、信俊を見給ては、墨染の袖を顔に當て給て、唯さめ〜とぞ泣給ふ、入道良在て宣けるは、多の者共の中にかとして是迄尋下りけるぞや、餘に都の戀しきに、夢などに見るやらん、更に現とは覺ずとて、こぼるゝ涙せき敢ず、悲の色ぞ深かりける、信俊泣々申けるは、去し六月一日より、北の御方・君達相具し進せて、北山の雲林院の僧坊、菩提講行ひ候所に忍つゝ、幽なる御住居、若君・姫君の戀かなしみ奉る御事、今度罷下るべき由、懇に仰を蒙候し事ども細に申て、懷より文を取出して進たり、入道は、世にも有がたく、なつかしげにおほして披き見給はんとしたまへども、落る涙は降雨の如にて、文の上にかゝりければ、筆の跡も見分給はず見えければ、信俊もいと秋を絞りけり、兎角して涙の隙よりほの是を御覽するに、若君・姫君の限なく戀悲み奉痛しさに、我身も又月日を過べき心地もなけれども、如何にと結べる露の命やらん、強面消も失なで、焦て物を思ふ事、朝夕の煙たへて心細く幽なる住居、思出る昔の戀しき事、若君・姫君行末いかにと心苦しき事、心に任る旅の御住居ならば、共に下で、見々え奉たき事、愚なる心にも、今一度上り給はぬ事やは有べきと奉待思事、丹波少將さへ福原へ被召下給へり、悲事共細々と書つゞけ給へるを見給ては、日比覺束なかりしよりも、今



少し悲く思ひ給て、暫し絶入てぞ御座しける、信俊や、勞り奉ければ、人心地出來給て、生て物を思ふも悲ければよき次に消果べかりける物をと宣けるこそ、責の事哀れなれ。信俊二三日候て泣々申けるは、角ても付添進て、限の御有様をも見進せて、後の御孝養をも仕へ候得共、都にも見繼進る使もなし、立隔ぬる御旅の空、又もと思召御昵言も、絶や果なんなれば、今一度御返事をなりとも御覽ぜばやと、罪深思召れて被下遣たるに、日數積らば、跡もなく驗も無やらんと、いか計かは御心苦く思召れんなれば、今度は御返事を賜て、急ぎ罷上て見參に入進て、又こそ罷下り候て、奉公をも申、終の御事をもと申せば、入道世に名殘惜くは被思けれ共、誠にさるべし、疾く還り上りね、都にて待らん事も痛しく、北の方少き者共に、能々宮仕申べし、懸る憂身と成ぬる上は、左にも右にも云計なし、人々の事こそ心苦く覺ゆれ、但汝が又こんなたびを待付べき心地もせず、いかにも成ぬと聞ば、後世をこそ吊めとて、返事細に遊ばして、刺髪の有けるを引裏て、是を形見と御覽ぜよ、ながらへて世に聞はてられ奉べしともおぼへず、今生にこそ相見事の空く共、後の世には必など心細げに書連てたびてけり、信俊給て之出けるが、行もやらず、又大納言入道も差て宣べき事は皆盡にけれども、慕しさの餘には、度々是を呼返す、還行べき旅だにも、程ふれば故郷は戀しきに、今を別の心の中被推量て哀也。さても有べきならねば、信俊都へ上にけり、北山へ參て北の方に御返事進たりければ、穴珍や、穴珍や、御命の今迄存へておはしけるなとて、文を披て見給ふに髪の毛々として有けるを一目見て、此人は様替られにけるよとばかり宣て、又物も不宣、やがて引潜てぞ伏給ふ、其後良起居給ても、此髪を懷に入れて、胸に當ては取出し、顔にあて、はもだへ給へり、移香も未昔に替ざりければ、指伺たる様に被思けれども、主は遠國を隔たれば、只面影ばかりなり、若君・姫君もいづら父の御くしとて、面々に取渡し泣あひ給へり、形見こそ今は還て悔しけれ、是なかりせば、かくばかり覺えざらまじと、歎れけるぞいと惜き。新大納言と俊寛僧都とは宗人の事、丹波少將は成親卿の嫡子なれば、罪科實に難遁、首を切れ給ぬ事は小松大臣の御助也、康頼が此類になる事は、何の罪なるらんと無慙也、北面の輩あまたこそは被召誠けるに、他人は指もやは有し、此事は同意の輩鹿ヶ谷の評定の時、瓶子の倒て頸を打折たりけるを、平氏既に倒れたり、頸を取に過ずとて、様々振廻たりければ、満座の人此秀句を感じけるに、西光法師折たる瓶子を取合て、猶平氏の首取たり、と言けるを、入道聞給て、かく深き罪には被行けり、契淺からぬ輩こそ其座には有けめ、何として漏けるやらん、後にこそ行綱が讒言とも聞へしか、天可度、地可度、只不可度人の心と云り、よく其を知ずして、左右なく人には人の打とけまじき者と覺へたり、丹波少將成經をば福原へ召下し、妹尾太郎に預け置、備中國へ遣したりけるを、俊寛僧都、平判官康頼に相具して、薩摩方鬼界が島へぞ被放ける。

## 大納言入道薨去事

大納言入道殿は、少將も琉黄島へ流され、北の方も君達も、此彼に逃隠れて安堵せずなど聞給ひて、いと心憂思召、日に隨て弱り給けり。七月十日比より起臥も輒ず、かく痛み苦み給へども、跡枕に侍て、湯水を進る者もなし、何事に付ても、唯古郷の人々のみ戀しく、今一度相見する事なくて、露の命の消なん事をぞ歎給ふ、適々見ゆる物とては、あられなき武士也、大納言入道をば急ぎ可失と、六波羅より難波が許へ被下知たりければ、直に足手をきり奉刎首こと、流石にかわゆくや思ひけん、不知して奉失とて、深き礎の底に簀を植へ、突落してぞ殺しける只一度に刎首たらば、尋常の習にて有べきに、心うくも計たりけりと、無情こそ云けれ。其より取擧て、備前・備中の境なる有木の別所と云所に送捨、形の如穴を堀、石を疊て奉納。難波が後見に智明と云法師あり、か様のかまへ此法師ぞ奉行したりける、其故にや、女子三人持たりけるが、俄に物狂しき心地出來て、一人は深き筒井に落入て死ぬ、二人は竹の林に走入て、竹の利杙に貫かれて失にけり、大納言入道の死靈の故にやと、人皆舌を振て怖合けり、智明恐をなし、社を造て怨靈を祝ひ奉る、智明が若宮とて、今にあり。

## 大納言北の方出家の事

大納言の北の方傳聞給て、相見する事はなけれども、露の命の未だ消え給はずと聞つる程は、心苦しなから頼しくて、ながらへばもの奉見事もやとて、つれなく髪をも落さざりつるに、隠れ給けるにこそ、今は甲斐なしとて、



自ら髪をさみ下し、雲林院の菩提講に忍參り、出家して戒を持ち、如形追善をも其處にてぞ營給ひける。若君闕伽をむすぶ日は、姫君花を摘、姫君燈ひを挑ぐる折は、若君香を焼、明ても暮ても兩共に、父の菩提を吊ひ給ふも哀也。昔皇門鳳城に仕へて、恚ひまゝに槐門の春の花を詠せしに、今は民烟蝸屋に遷りて、望郷の曉の露に埋れけり、樂盡て悲來るなる天人の五衰も、角やと覺えて、無慙也。

康頼熊野詣 附祝言の事

六波羅の使近付寄りて、是は丹左衛門尉基安と申者に侍る、六波羅殿より赦免の御教書候、丹波の少將殿に進上せんといふ、人々餘りの嬉しさに、只夢の心地ぞせられける。成經是に侍りとして出合れたり、基安、立文二通取出して進する、一通は平宰相の私の消息なり、少將はかり見之、一通は大政入道の免狀也、判官入道披之讀に云、

依<sub>ニ</sub>中宮御産御祈禱<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>非常大赦<sub>ニ</sub>之内、薩摩方硫黄島流人丹波少將成經、并平判官康頼法師可<sub>ニ</sub>歸洛<sub>ニ</sub>之由、御氣色所<sub>レ</sub>候也、仍執達如<sub>レ</sub>件。

七月三日

とは有けれども、俊寛僧都と云四の文字こそ無りけれ、執行は御教書取上て、ひろげつ巻つ、巻つ披きつ千度百度しけれども、書かねばなじかは有べきなれば、頓て伏倒れ、絶へ入けるこそ無慙なれ。

丹波少將上洛の事

治承三年正月十日頃に、丹波の少將は鹿瀬の庄を出で、上洛、都に待らん人も心元なかるらんとて、急ぎ給けれども、餘寒猶烈しくて、海上も痛く荒ければ、浦傳ひ島傳ひして、日數を経つ、二月十日頃に、備前の兒島といふ所に漕着き給ふ。其邊のものに、故大納言入道殿の御座しけん所は、何の所ぞと尋給へば、始は是に御渡り候しが、猶惡しとて當國の中ひだの如意尻と申所に、難波の太郎俊定と申ものが、古屋に移らせ給ひて侍りしを、早昔語に成らせ給ひにきと申、少將は始御座しける父の御跡と聞て、兒島の宿所を見給へば、柴の庵の奇きに、草の編戸を引立てたり、淺猿氣なる山邊なれば、細谷川の水、岩間をくぐる音幽に、尾上を吹嵐の梢を傳ふも身にしみていか計悲しく御座しけん、袖もしほりあへ給はず、其より又如意尻へ尋入て見給へば、是又うたてげなる賤が屋なり、係る所にしばしも御座しけんよと、後迄も傷しくぞ思はれける、内に入て見巡し給ひければ、古障子に手

習し給へる跡あり、父の書給へるよと、涙浮みて目も見へ給はざりければ、少將袖を顔にあて、立除、や、判官入道殿何と書給へるぞ、それ御覽せよと宣ひければ、入道指寄て見れば、前には海水滾々として月浮、眞如之光、後へには巖松森々として風奏、常樂之響、聖主來迎之義有<sub>レ</sub>便、九品往生之望可<sub>レ</sub>足と、又荆鞭蒲朽て瑩空く去る、諫鼓蒼深鳥不<sub>レ</sub>驚とも書れたり、又常に居給ひける後の障子と思しきに、六月二十七日に源左衛門尉信俊下向とも書れたり、其昔都にて殊に不便に思召て、御身近く召仕はる、者が下向したりけるを、餘りに嬉しく思召て、其日並を書付られたりけるにこそ、故入道の御手跡と奉見、寄て御覽せよと判官入道勤め申ければ、少將寄りて涙の隙より是を見るに、實に父の在生の筆の跡也ければ、其子として是を見給ひけん御心の中、さこそ悲しく思けめ、水莖の跡は、千世も有なんとは、是やらんと思ひ給ひけるにも、いと涙ぞこぼれける。御墓は何の所やらんと問たまへば、有木の別所と云山寺也と申、是やこの備中と備前との境なる、吉備の中山打過て、細谷川を分登り給へば、秋の空にはあらねども、草葉に袖もぬれしほれ、落る涙にあらそひけり。彼別所にて、何の所の程ぞと尋ぬれば、あれに待る一村松の程と申ければ、少將は萌出る若草を分け入て見給へども、其驗もなければ、卒都婆一本も見へず、實に誰かは立べきなれば、只一村の松の本に、八重の葎引塞ぎ、苔深く繁りて、土の少し高かりける所をぞ、其驗とも思はれける。少將は其前に居給て、目にあまる涙をのみぞ流し給ふ、康頼入道も諸ともに、墨染の袖を絞りけり、少將良有て宣ひけるは、備中の國へ可被流と聞へしかば、可奉相見とは思はざりしかども、御波の國ちかしと承り、よにも嬉しく侍りしに引替、鬼界が島へ流されて、後幾程もなく空しくならせ給ひぬと、尻に承りしかば、世にも悲く覺へて、生に甲斐なしと迄思つとけ侍りき、彼島の有様、一日片時堪へて有べしとも覺へざりき、されども遠き守りとや成らせ給ひたりけん、露の命三年の秋を送り迎へて、都に還り上り、二度妻子を見ん事嬉しく存れ共、ながらへて御質を見進せたらばこそ、不消命の驗にても候はめ、是まではいそがれつる道の、今より後はゆく空も覺へがたしと、生たる人に物を云様に、墓の前にて通夜、細く口説宣ひけれども、春風にそよぐ松の響、岩間に落る水の音計にて、答ふ聲もせざりけり、年去年來れども、難忘ものは撫育の昔の恩、如夢如



幻、易漏ものは戀慕の今の涙也、悲ひかな、形を苔の底に埋みて、再び其貌を見ず、怨しき哉、名を松の下に残せども、終に其音を聞かざる事を、成經が参りたると聞召んには、何なる處に御座しますとも、などかは一言の御返事なかるべき、冥途の境異に、生死の道の隔つるならひこそ、心うけれとて、泣く舊苔を打拂ひつゝ、墓を築て釘貫し廻して、道すがら造られたりけり、卒都婆の中に立給ひぬ、又参らん事も有難しとて、墓の前に蓬葺の道場しつらひて、僧を請じて、少將と判官入道と相ともに、七日七夜の不斷念佛申、卒都婆經一部書き、過去聖靈成等正覺とぞいのり給ふ、草葉の蔭にても、亡魂いかに嬉れしと思すらん、哀なり、名残はさこそ惜しかりけれども、扱も有べきならねば、泣く其處を出けるに、判官入道哀に思ひ入て、成親を有木の別所に送りたりけるにそへて、釘貫の柱に、朽果ぬ其名計は有木にて、身ははかなくも成親の卿、角て備前の國をも漕出給ひければ、都ちかく成るに付てもさまざま、哀れぞ多かりける。按に、此大納言の墓は、今は一宮村本社の南なる神宮寺といふ寺の前にあり。

吉部秘訓に曰、文治六年三月十六日故成親卿の子息等、備前に下向、其骨を取て改葬ありしと見へたり。此時に改葬有し墓なるべし。又異本平家物語に、其配所の跡より東へ十餘町計行て墓ありと云々。是は配所を有木別所として、夫より十餘町東と書きたれば、此一宮村の事ならん。此成親卿は、今の河野家の先祖也。治承元年六月二日に備前國へ配流、同七月十三日難波にて薨と、補註にみへたり。平家物語には、八月十九日失ひ奉るとあり。

經俊布引瀧に入る事

治承三年六月、小松殿布引の瀧遊覽の爲、御參あり、景氣實に面白し、山より落る岩波は、糸を亂せるかと疑がはれ、岸にたゝへたる淵水は、藍を染るかとおやまたる、泉の妙美井揚されど、影すゞしくぞ思召ける。小松殿仰られけるは、瀧壺覺束なし、底の深さを知らばや、此中に誰か剛の者の、しかも水練あると尋給ひければ、備前の國の住人難波六郎經俊進出て、剛臆はしらす候、瀧壺に入て見て参らんと申、然るべしとて免されたり、經俊は紺の禪かき、備前造の二尺八寸の太刀、隨分秘藏したりけるを脇に挟んで、髪を亂してつと入、四五丈もや入ぬらんと思ふ程に、底にいみじき御殿の棟木の上に落立たりけるが、腰より上は水にあり、下には水もなし、穴不思議と思ひながら、さら／＼と軒へ走り下れば、水は遙に上に有、こは何とある事やらんと胸打騒ぎけれども、心をしづ

めてよく見んと思ひて、軒より底に飛下り、東西南北見廻せば、四季の景氣ぞ面白き、東は春の心地なり、四方の山邊も長閑にして、霞の衣立渡り、谷より出る鶯も、軒端の梅に囀り、池の氷柱も打解て、岸の青柳絲亂れ、松に懸れる藤の花、春の名残も惜顔なり、南は夏の心地也、立石遣水底清く汀に生る杜若、階の本の薔薇も、折知り顔に開けたり、垣根に咲る卵の花、雲井に名乗る杜鵑、沼の石垣水籠て、菖蒲亂る、五月雨に、昔の跡を忍べとや、花橋の香ぞ匂ふ、澤邊に亂れ飛螢、何とて身をば焦すらん、梢に高く鳴蟬も、熱さに堪へぬ思ひかは、西は秋の心地也、萩・女郎花・花薄・枝さしかはす籬の内、朝は露に亂れつゝ、夕は風にやそよぐらん、木すゑに傳ふ鶯、庭の白菊色そへて、窓の紅葉も濃薄し、妻喚鹿の聲すごく、虫の怨も絶く／＼なり、北は冬の心地也、木／＼の梢も枯れ／＼にて、燒野の薄霜枯ぬ、降積雪の深ければ、言問ふ道も埋れぬ、池の汀に住し鳥、去てはいづくに行ぬらん、峯吹嵐烈しくて、檐の笈も氷柱せり、庭には金銀の砂を蒔、池には瑠璃のそり橋、溝には琥珀の一橋を渡し、瑠璃の石立、珊瑚の礎、眞珠の立砂、四面を莊れり、經俊立廻りて、穴目出た、是や此費長房の入ける壺か壺の内、浦島が子か遊びけん名越の仙室なるらんと、最面白く思ひつゝ、暫くたちたりけれども、如何にとゝがむる者もなし、良立聞ばほのかに機織音のしければ、太刀取直して聲をしるべに内へ入みれば、年三十計なるが長八尺もあらんと覺ゆる女也、經俊には目も懸ず、機を操て居たりけり、難波の六郎問けるは、これはいづくにて侍ぞ、いかなる人の栖ぞと言ば、女答て云、是は布引の瀧壺の底、龍宮城なり、あやしくも來るもの哉と云て、又も云はざりけり、經俊あさましと思て、御所の上へ飛上り、棟木の上に立たれば、腰より上は水也けり、力を入て踊りたれば、水の中に入、暫く有て瀧壺へ浮出たり、小松殿待得給ひて、いかにや／＼と問給へば、經俊有の儘にぞ語ける、詞未おはらざりけるに、瀧の面に黒雲引覆ひ、雷鳴上りて、大雨ふり、いなびかりして、目もひらきがたし、經俊は腹巻に太刀を抜き小松殿に申けるは、我は必雷の爲に失なはれぬと覺へ侍り、程ちかく御渡あらば、御あやまちもこそあれ、少し立ち去らせ給ひて、事の様を御覽候へと申せば、實にさるべしとて、二町計を隔て見給へば、黒雲經俊を引廻し、雷はたと鳴かすれば、又雷の音にはあらで、はたと鳴音しけり、やがて空は晴にけり、其後小松殿人々相具し給て



近く寄りて見給ひければ、經俊は散々にさけ切れて、うつぶしに臥して死にけり、太刀には血付て、前に猫の足のごとくなるものを切落したり、係りければ、小松殿常に物語りし給ひけるは、是ほどの大剛の者にて有けるを、思慮なく其身をほろぼしたる事、我一期の不覺なりとぞ仰ける。智者に千慮一失ありと云は、か様の事にや、小松殿薨じ給て後は、前右大將の方様のものは、世は此御所へ進りなんと悦びけり、穩かなるまじき事ともしらず、かよふにのしりけるこそ愚かなれ。

治承三年十一月十五日、入道朝家を恨み奉る由聞へしかども、靜憲法印院宣の御使にて、様々會釋申ければ、事の外にくつろぎ給たり、上下大に悦んで、今はさしもやと人々思ひ申されけるに、四十二人の官職を止て追籠らる、その内、參議皇太后宮權大夫兼右兵衛督藤原の光能卿・大藏卿右京大夫兼伊豫守高階泰經の朝臣・藏人右少辨兼中宮權大進藤原の基親朝臣以上三官と定めらる、按察使の大納言資賢卿・中納言師家卿・右近衛權少將兼讚岐守資時朝臣・太皇太后宮權の少進兼備中守藤原光憲朝臣已上被止二官、上卿は藤の大納言實國・職事左少辨行隆・別當平大納言時忠とぞ聞へし、當時關白大政大臣基房公松殿と申をば、大宰權帥に移し奉り、筑紫へ流し奉る。住馴し都を別れ、悲しき妻子を振捨、遠旅に出させ給ひければ、かゝる浮世にながらへて、何かはせんとおぼし召、つや／＼物もまひらず、御命も危く聞へさせ給ひけるが、思召きらせ給ひ、大原の本覺坊の上人を召て、淀に古川と云所にて、御出家授戒あり、御年三十五、世中の御昌りにて、禮義克しるしめし、曇なき鏡にて御座しつる御事をと、上下惜み奉る。入道出家の人をば、本の約束の國へ遣はさぬ事にてあるなりとて、筑紫へはさもなくて、備前國湯迫と云所へぞ流し奉りける。

平家物語。いづくしま御かうの條下に、治承四年上皇いづく嶋御幸御下向之節、卯月二日の日は、備前のこじまのとまりにつかせ給ふ、五日の日、天はれて海上ものどけりければ、御所の御船をはじめまいらせて、人々の舟ともみなとき出ず、雲の波、けぶりのなみを、わけしのがせ給ひて、その日は播磨の國やまたのうらにつかせ給ふと云々。  
按るに、治承四年高倉天皇の嚴嶋御幸の時の道の記にも、兒嶋の泊につかせ給ふ、此處より向ひの山のあなたに、入道おと

(松殿關白基房公)おはすると申、又曰、此國に八幡の若宮おはしますときこしめして幣奉るなどあるにて、今考ふれば、兒嶋の泊といふは、波知濱村の事ならんか。

平家物語。養和元年辛丑七月十四日今日改元、非常の大赦行れて、治承三年に流され給ひし人々、皆都へ召歸さる。入道松殿でんか備前の國より上らせ給ふ。壽永二年八月十日被行除目けり。木曾冠者義仲左馬頭になりて越後國を給る、十郎藏人行家備後守になる、各國を嫌ひ申せば、十六日の除目に、義仲には伊豫を給り、行家は備前守に移る、とあり。  
按るに、行家早速當國へ人數を指下すと見へたり。

同年九月十五日、備前守行家申けるは、教盛卿并成良等、軍船五百艘を以て海上に浮び、國々の船を打取、其威勢甚強くして、舍弟の男賊徒の爲に軍敗られて、備前國を打取られ畢ぬ。急ぎ罷向て可討伐と申けれ共、義仲不免ければ、院より可被下の由、義仲に仰ければ、勅答には、行家は雖爲勇士無冥加、每度被敗軍、今度之過討使は、尤可有儀かと申ければ、義仲可罷向の由被下けり。云々。去程に、平家讚岐國屋嶋に在ながら、山陽道を打離して、都へ責上るべき由聞へければ、木曾左馬頭義仲、是を聞て、信濃國の住人矢田判官代義清・宇野平四郎行廣を差遣す、山陽道の者共多く源氏に相從けり、平家は三百餘艘の兵船を調へて、屋嶋の磯に漕出でたり。源氏は備中國水島が途に陣を取て、千餘艘の兵船を構へたり。源平互に海を隔て支へたり、壽永二年閏十月一日、水島にて源氏と平家と合戦を企つ、源氏等計けるは、此嶋の南の地より、嶋の北の際まで三町には過べからず、嶋の東の海上より寄て、嶋の北に船を陸まで組合せて、軍兵隙を諍て攻寄ば、先陣に進ん者、敵の爲に打とらると云ども、幾ばくならじ、後より次第に續て、嶋の上へ責入て、城に火を掛けば、敵は舟へのみこそ競ひ乗らんすらめ、打物に堪たらん輩、續て乗移て打取れ、嶋を攻落しなば、船の寄所なくしては、いかでか海上に日を重ぬべき、浪に引れ、風に隨て漂はんを、浦々渚々に、追詰々々て討取らんと定てけり。平氏は、又船をば嶋の西南に付て、城の東北の木戸口を開て、名を得たらん人々進み出で、敵を指招かば、舟を並べて責寄べし、偽て引退かば、嶋の上へ襲ひ來らんか其時舟を嶋の東北へ指廻して、三方より矢前を揃へて可討取、敵不堪して引退かば、舟を指並べて乗移り、分捕せ



んとぞ謀りける。源氏の追手の大將軍は、宇野平四郎行廣、搦手の大將軍は、足利矢田判官代義清也、五千餘人の兵共、百餘艘の兵船、纜を解て押出し、夜の曙に漕寄て、時の聲を發す、平家は待儲たる事なれば、聲を合て戦ふ、兩方の軍兵一萬餘人なれば、関の聲海上に響渡て、寄來る波の音も、聲を合するかとぞ覺へける。平家は本三位中將重衡・越前三位通盛卿を大將軍として、七千餘人、二百艘の兵船に乗て、嶋の西南より東北へ二手に指廻す、源氏の兵船、兼て計りたる事なれば、南の地より嶋の北の際まで指並べて、當國の住人を前に立て、二千餘人甲を傾け、冑の袖を振合て、一面に立並べて攻寄る、平家は是を見て、城の東北の木戸口を開て、能登守教經は、紺に白き糸にて、群千鳥を縫たる直垂に、紅威の鎧に、長覆輪の太刀をはけり、越中次郎兵衛盛嗣は、滋目結の直垂に、耳座の冑を着たり、上總五郎兵衛忠清は、縫摺の直垂に、赤緘の肩白の鎧を着たり、飛彈三郎兵衛景家は、褐の直垂に、大衿耳袖を赤地の錦をたち入たるに、黒糸威の鎧を着せり、鎧の毛、直垂の色、いづれも取々に、はなやかに見へたり、此外に村田の兵衛盛房・源八・馬允・番を始として、名を得たる勇士三十餘人打出て、敵を招けば、矢田判官代義清・仁科次郎盛宗・高梨六郎高直・海野平四郎幸廣を始めとして、三百餘人、木戸口へ攻寄て戦ふ、平氏偽て引退く、源氏勝に乗て攻蒐り、爰に嶋の兩方の船、南の沖、西の嶋さきより指寄て、敵の舟を打鎰にて搔寄せ、組合せて乗移る、精兵を揃へて城中井兩方の舟より散々に射る、源氏の船不堪して引退く、西風烈しく吹て、船共にゆられて打合せければ、東國・北國の輩、舟軍は習はぬ事なれば、船に立得ずして、船底へのみ重り入る、平家の輩は舟軍自在を得たれば、亂入て散々に切る、面を向る者はすくなく、舟耳に近付者をば取て海に入、底にある者をば冑の袖をふまへて頸を搔、城の中よりは、勝鼓を打て、匄懸る程に、天俄に曇て、日の光も見へず、闇の夜の如くに成たりければ、源氏の軍兵共、日蝕とは知らず、いと東西を失ふて、舟を退けていづちともなく、風に隨つて遁行、平氏の兵共兼て知たりければ、いよゝ時を造り、重て攻戦、矢田判官代義清は、舟にゆられて立得ざりければ、船端に尻を懸て、甲を脱捨、太刀を抜て戦ふ、越中次郎兵衛盛嗣は是を見て、甲を傾けて打てかゝるを、義清立上りて甲の鉢を打、強く被打て甲脱て落にけり、盛嗣目くれて、太刀の打所は覺へざりけれども、打違へたりける

木曾備中下向齋  
明討る并兼康倉  
光を討つ事の條  
下

に、義清が右の頬をすじかへに押付の板に切付たりければ、うつぶしに臥しけるを、引仰のけて首を搔てけり、海野四郎幸廣は、村田の兵衛盛房と船中にて取組で海に入けるを、飛彈三郎兵衛景家は、勇士の者なりければ、盛房が總角を取て引返して、いだき合たりけるを、兩人ながら船へ抛入てけり、幸廣刀を抜て、盛房が起あがらんとするを踏へて、冑の草摺を引上げてさす、景家は是を見て、幸廣が甲を仰て首を搔てけり、能登守教經精兵の手きゝなりければ、一として空矢なし、高梨次郎高信を始として、十三人被射取けり、源氏の軍敗れにければ、討殘されたる者どもは、しぶねに乗移りて、飛下く落行けるを、平家は舟の中に、兼て鞍置馬を用意して、船共の纜切放ち、渚に漕寄せ、舟腹を乗傾け、馬どもおろしひたと乗り、能登守一陣に進んで攻蒐りければ、討るゝ者は多く、助かる者は少し、或は備前國へ落るもあり、或は都へ上るも有、海へ入て死する者は、其數を不知、船にて被討捕源氏には、矢田・高梨・海野を始めとして、千二百人が頸を切懸たり、備前國にも、今水嶋あり、故に爰に記す。

斯りければ、當國の住人等皆平氏に歸伏してけり、都へ落上りたりける者共、木曾に角と云ければ、義仲不安とて、夜を日に繼で備中國へ馳下。去六月北陸道の合戦に虜たりし平泉寺長吏齋明をば、六條河原にて首を切る、妹尾太郎兼康は、木を樵り草を刈までこそなけれども、二心なく木曾に被仕けり、是はいかにもして、再故郷に歸り今一度舊主を見奉り、平家の御方に成て合戦を逐んとの謀也。中略木曾は是をも不知して、齋明と同時に、切べかりけれ共、西國の道しるべとて、宥具し給けり。中略壽永二年閏十月四日、木曾は都を出て、播磨路に懸て、今宿に着、今宿より妹尾を先達にて、備中國へ下る、當國の船坂山にて、兼康木曾に云けるは、暇を給て先立て罷下、相親者共に御馬の草をも御意せさせ候ばや、斯る亂の世なれば、俄の事は難治にも侍べしと申間、さも有べしとて許遣す。木曾は爰に三ヶ日の逗留と云、兼康すかし仰たりと思て、子息小太郎兼通、郎等宗俊を相具して下けるが、加賀國の住人倉光三郎兼光を招いて云けるは、やゝ倉光殿、兼康御邊に奉取虜、難遁命を生、剩西國の尋承を給、故郷に歸て再妻子を相見ん事も、御恩とのみ奉思、もし人手に懸りたらば、争か命も生、故郷へも歸るべき、さても兼康虜給たる勸賞に、備中の妹尾は吉所にて侍り、勳功の賞に申賜て下り給へかし、同は打つれ奉らんと云、倉光



三郎誠にと思て、木曾に所望しければ、則下文賜ふ、倉光悦て妹尾に打具して下る、兼康道すがら思けるは、妹尾迄行ぬるものならば、新司とて庄内一はな心にてもてなし、思付者有て勢付なば、如何にも難叶と思て、備前國和氣の渡りより東に、藤野寺と云古き御堂に下居て、兼康申けるは、や、倉光殿、妹尾は今程近し、馳て打具し奉るべけれども、世間の忽々に所も合期せん事難し、兼康先立て所の様をも見廻、又親しき者共にも相觸て、斯る人こそ下向し給へとて、御饗をも用意せさせんと云ければ、倉光は何様にもよき様に相討給へとて、爰に留る、兼康はすかし負て、先立て草壁と云所に馳付て、使を方々へ遣して、親しき者四五人招寄て、夜討せんとぞ出立ける、倉光争か角と知るべきなれば、今や今やと待處に、夜半計に、兼康は十餘騎の勢にて、藤野寺に押寄て、倉光三郎を夜討にしてこそ歸にける、此倉光と云ふは、随分健立て、度々の軍にも不覺せず、北國の合戦に妹尾をも虜たりし者が、兼康にすかされて、討れぬること無慚なれ。中略兼康は、倉光を夜討にして、後に人を四方に走らかし、兼康こそ北國の軍に被生捕たりつるが、平家の御行末の戀しさに、兎角操て再故郷にまぬかれ歸りたれ、木曾は、既に舟坂山に着給へり、平家へ參らんと思はん者の、我に志あらん人は、兼康に付て木曾に一矢射よやと觸たりけり、妹尾にも不限、其邊近者共、はかばかしきは、兼て屋嶋へ參ぬ、馬鞍も持たず、具足もたらはぬ輩が、是を聞て柿の袴に、責紐結ひ、布の小袖に東折したり、剝たる弓矢に、鏑たる太刀、刀持などして、馬に乗る者少く、多は歩跳にて、此彼より二人三人と走集りたり、其勢三百人計在けれども、そも物に叶べきは、僅二十人には過ぎりけり、此勢を相具して、兼康は西河裳佐の渡を打渡、福輪寺阡を掘切て、菱植逆茂木引などして、馬も人も難通構たり、彼阡と云は、遠さ二十餘町、北は峨々たる山、人跡絶たるが如し、南に渺々たる沼田、遙南海に連たり、西には岩井といふ所あり、是をば打過て、當國の一宮をも過、佐々迫に懸る、此佐々迫と云所は東西高き山、谷に一の細道あり、左右の山の上に鴛多く張立たり、後には津高郷とて、谷口は沼なりければ、究竟の城なり、敵何萬騎向たりとも、輒く責落難き所也、此には兵共を指置て、我身は唐河の宿、板藏城に引籠て、今やと木曾を待たり。

去程に倉光三郎の下人、夜討に討漏されたりけるが、船坂山に走歸、木曾に角と告げれば、木曾驚駭て、夜討の

勢は何程か有つると問、闇は闇し、夜目にて一定の數は不知、二三十人にもやと見へ付き、妹尾が所爲と覺ゆる事は、我身先立て馬の草藥用意して使を進ぜん程は、暫く此に相待給へとて、古御堂におろし置奉り、夜に入まで使もなし、待どもく人も見へず、結局はかくなり給ぬ、此定ならば、一定君をも伺進ぜんと覺へ候、其上妹尾は國人也、勢も付増、ゆゑしき大事也、急ぎ兼康を討せ給ふべくや候らんと申、兼康が所爲勿論也、去ば急とて、木曾三百餘騎にて今宿を立、夜を日に繼で馳下給ける程に、其曉に三石に着、明日藤野寺に着、倉光爰にして討れにけると哀に思ひ、爰をも打過、和氣の渡を打渡し、可眞郷へ打入て、福輪寺阡を見れば、堀を掘切て、逆茂木引、たやすく爰を難通、如何して閑道閑を知らんとて其邊を打廻て、里人を尋けるに、可眞郷の住人に、惣官頼隆といふ者を尋出して云けるは、妹尾太郎兼康を、西國の爲尋承、死罪を宥て古里に返し遣す、處に還て義仲に存腹黒、彼を責んとするに、ぎと道を得ず、通り道ありなやと宣へば、候ひなんとて、即頼隆山しるべして、先陣に進み、北路に懸り、鳥岳と云所を廻て、佐々の井より、勝を咄と造り懸て、佐々が迫を責たりけり、妹尾は兼て、木曾は今宿に三日の逗留なれば、縦此事漏聞て寄とも、福輪寺毟きと寄がたし、されば只今の事にてはよもあらじと打延て思けるに、時を造懸て寄たれば、驅武者共は、一矢射るに及ばず、皆散々に落行けり、自先立者は助りけれども、返合する者のたすかるはなし、深田に追入々々、切殺し、射殺す、佐々迫を攻落して、唐皮宿板藏城に押寄て時を造る、妹尾思儲たる事なれば、矢たばね解て散々に射る、木曾は妹尾逃すな、兼康あますな、攻よくと下知しければ、郎等共入替々々射合たり、妹尾矢種盡ければ、主従三人山に籠り、夫より相構て、屋嶋へ參らんと赴ける程に、子息小太郎兼通は、肥太りたる男にして、歩に合期せざりければ、足を痛て山中に留る、兼康は思切、小太郎を捨て、落行けれ共、恩愛の道の悲さは、行ともく不歩、小太郎又父の兼康を呼ければ、兼康は如何にと問、させる要事は侍らず、爰を最後と存すれば、今一度見奉らんとてと答、涙を流しければ、兼康も袖をしぼりけり。一年、新太納言成親・丹波の少將成經に情なくあたり奉りたりしに、親子の中の悲しさは、今こそ思知られけれ、敵近く攻め寄ければ、兼康又思切、深く山へ落入けるが、眼は霧雨で進まれず、郎等宗俊を呼て、兼康は數千人の敵に向て戰



にも、四方晴て見ゆれども、小太郎を捨て、落行ば、涙にくれて道見へず、兼ては相構て屋嶋に參て、今一度君をも見奉り、木曾に仕へし事も申さばやと思ひつれども、今は恩愛の中の悲しければ、小太郎と一所に討死せんと思ふは如何有べきと云、宗俊尤さこそ侍るべけれ、弓矢の家に生れぬれば、人ごとに無跡までも、名を惜む習也明日は人の申さん様は、兼康殿こそ、いつまでも命を生んとて、山中に子を捨、落行ぬれといはん事も、口惜御事なるべし、主を見奉らんと覺すも、子の末の代を思召故也、小太郎殿亡び給ひなんには、何事も何かはし給ふべき只返合て、三人同心に一軍して、死手の山をも離れず御伴仕らんと云ければ、兼康然るべしとて、道より歸、足病居たる小太郎が許にゆき、前には柴垣を搔、後には大木を木楯にして敵を待所に、木曾左馬頭三百騎にて、跡見に付て尋けるに、兼康爰にありとて、幾程助るべき事ならねど、小太郎を後に立て、我身は矢面に指顯て、指詰々々散々に射る、十三騎に手負せて、馬九疋射殺し、矢種も又盡ければ、今は角とて腹を搔切て失にけり。小太郎兼通も、引取々々射けるが、父が自害を見て、同枕に腹切て臥にけり。郎等宗俊も、手の定り戰て、柴垣に上て、剛者の死ぬる見よやとて、太刀の切鋒口に含み、逆に落貫れてぞ死にける。木曾は妹尾父子が頸を切、備中國鷲森に掛て引退く、萬壽の庄に陣を取、後陣の勢を待儲て、是より平家を爲追討、屋嶋の發向をぞ議定しける。

行家謀叛によつて木曾上洛の條下

斯りける處に、木曾西國下向の時、乳母子の樋口次郎兼光をば、京の守護に候へとて留置たりけるが、十一月二日早馬を立て、十郎藏人殿こそ、馳のなき間の貂誇りとかやの様に、院のきり人して院宣を給り、木曾殿を可奉

誅其聞へ候へと申下したりければ、木曾大きに驚き、平家を打捨て、夜を日に繼て馳せ上りけり。  
 平家物語には、倉光三郎かしまり、手勢三十騎計り、妹尾太郎をあいぐして、備中國へはせ下り、妹尾が嫡子小太郎宗康は平家の御方に候けるが、木曾殿よりいとま給て下ると聞て、年ごろ郎等共もよふしあつめて、其勢百きばかりて、父かむかひに上りけるが、播磨の國府にて行あふたり、其より打つれ下る程に、備前の國三石の宿にとどまりたりける夜、妹尾が相知たる者共、酒をもたせて來りあつまり、よもすがらさかもりしけるが、倉光が勢三十き計をし、いふせておこしも立ず、倉光の三郎をはじめとして、一々に皆きりころしてける。備前の國は十郎藏人の國也けり、其代官の國府に有けるをも、やがて押寄て

うちてけるとあり。(中略)。(倉光を打しは藤野方是ならんか)十郎藏人の代官、瀬尾にうたれて、其下人の逃て京へ上るが、播磨と備前のさかひなる舟坂山にて、木曾殿に行逢奉り、此よしくわしく申ければ、木曾殿にくき瀬尾めを、きつてすつべかりける物を、手のびにしてたばかられぬることこそ、やすからねと後悔せられければ、今井の四郎申けるは、きやつがつらだましひ、たじものとは見候はず、千度きらふと申候ひしも、こゝ候ぞかし、さりながら何程の事か候べき、かね平まづまかり向て見候はんとて、其勢三千よきにて、備前國へはせ下る。備前の國福りうじなはては、はたはりゆみつゑ一杖ばかりにて、とをさは西國道の一里なり、さゆうは深田にて馬の足もおよばねば、三千餘騎が心は、さきにすゝめども、力をよはず、馬次第にぞあゆませける。今井四郎押寄て見ければ、瀬尾の太郎はいそぎ高やぐらにはしりあがり、大音聲をあげて、去る五月より、かいなきいのちをたすけられまいらせて候、おのゝのはうしには、是こそよういつかまつて候へとて、廿四差たる矢をさしつめ引つめ、さんくゝにいろ。今井の四郎・宮さき三郎・海野・望月・諏訪・藤澤などいふ一人當千の兵共、是を事ともせずかぶとのしころをかたむけ、射ころさるゝ人馬をば、取入引入、ほりをうめ、或は左右の深田に打入て、馬の草わき、むなかひづくし、太腹に立處をも、事ともせず、むらめかひておしよせ、或は谷ふけをもきはらず、かけ入、おめきさけんせめ入ければ、瀬尾が方の兵ども、たすかるものはすくなく、うたるゝものぞおほかりけり。夜に入て瀬尾が頼みきつたるさゝのせまりの城くはくをやぶられて、叶はじと思ひけん、引しりぞく。備中の國板倉川のはたに、かひたてかひてましかけたり。(下略)。

同書、六ヶ度合戦の條下に、去程に平家一の谷へわたり給ひて後は、四國の者共一向したがひ奉らず、中にもあわさぬきのざいちやうども、皆平家をそむひて、源氏に心をかよはしけるか、さすが昨日今日まで、平家にしたがひ奉たる身の、今日はじめて源氏へ參りたりとも、よも用ひ給はじ、平家に矢一ついかけ奉て、それをおもてにしてまいらんとて、門脇の平中納言のりもり・嫡子系ちぜんの三位みちもり・弟能登守のりつね父子三人、備前國しも津井にましますと聞て、討ち奉らんとて兵船十よそふでぞよせたりける。能登殿大きにいかりて、昨日今日迄、我等が馬の草きつたるやつばら、いつしか契りをへんずるにこそあんなれ、そのぎならば、一人ももらさず打やとて、小船共をおしうかべて追れければ、四國のもの共、人目ばかりの矢一ついて、のかんとこそ思ひつるに、能登殿にあまりに手いとふせめられ奉て、かなはじと思ひけん、とをまけにし



て引しりぞき、あわぢの國福らのとまりにつきにけり。(中略)又豊後國の住人うすきの次郎これたか・おがたの三郎これよし、伊豫の國の住人河野の四郎みちのぶ、一つに成て都合そのせい二千餘人、小船共に取り乗りて、備前の國へおしわたり、今木の城にたてこもる。能登殿福原にて此由を聞給ひて、やすからぬ事成とて、その勢三千餘騎で備前の國へはせ下り、今木の城をせめ給ふ、能登殿、きやつ原は、こはひ御かたきで候、かさねてせいを給はるべきよし申されたりければ、福原より數萬騎の軍兵をさしむけらるゝよし聞へしかば、城の内の兵ども、手のきはたゝかひ、ふんどり高名し、きはめてかたきは多せぬ也、御方は小勢也ければ、取こめられてはかなふまじ、こゝをば落て、しばらくのいきをつけやとて、うすきの次郎これたか・をがたの三郎これよしは、豊後國へおしわたり、河野は伊與へぞわたりける。能登殿今はせむべきかたきなしとて、福原へこそまいられけれ。

源平盛 能登守所々高名條下に

衰記

伊豫國河野四郎・豊後國尾形三郎・海田兵衛宗近・臼杵次郎維高等が、一に成て、備前國今木の城に籠りたりと聞へければ、能登守二千餘騎にて押寄て、一日一夜戦ひ、今木の城を追落す、尾形は豊後へ漕戻す、河野は伊豫へ渡りにけり、能登守は今木の城を追落して、福原にも籠り給ふ。一谷落城之時、平家討死之連名中に、前備東鑑に曰、壽永三年二月十八日丁丑、武衛、被發、御使於京都、洛陽警固以下の事を所被仰也、又播磨・美作・備前・備中・備後已上五箇國へ、景時・實平等遣、專使、可令守護之由、云々。これより景時・實平、備前・備中に下りて居ると見へたり。(元暦元年五月晦日、當國にて合戦ありけれ共、何の處といふ事しれず。)

四十三日平氏の條下に

同八日、去晦日平氏備前國に責來ると、云同條六月十七日平氏軍兵等船に乗り、攝津國福原の故郷に襲來る由、梶原平三景時、備前國より飛脚を以て申上たりければ、都のさわぎ不斜と、云(同)九月二日、參河守範頼平氏追討の爲に、西海道に下向す。相從輩連名略之。其勢十萬餘騎、軍船千餘艘にて、室泊に着、去共十二月二十日の頃迄は、室・高砂に逗留して、遊宴に遊宴して、國には正稅官物を費し、所には人民百姓を煩はしけり、上下是を不甘心、大名も

小名も急四國に渡て敵を責られよかしと思ひけれども、大將軍の下知による事なれば力及ばず。

同盛綱渡藤戸兒嶋合戦

同十八日に、平家は讃岐の屋嶋に有ながら、山陽道を打斷して、左馬頭行盛を大將軍として、飛彈守景家以下の侍を相具して、二千餘艘にて備前國兒島に着、參河守範頼も室泊に有けるが、船より上て、同國西川尻藤戸の渡りに押寄せて陣を取。平家海を隔て扇をあげて源氏を招、源氏を見て海を渡せと云にこそ、船なくして叶べきならねば、是も扇を以招合ふ、源平遙に見渡して、其日も徒に晚にけり。爰に佐々木三郎盛綱、夜に入て案じけるは、渡すべき便のあればこそ、平家も招らぬ、遠さは遠し、淵瀬はしらす、如何はせんと思ひけるが、其邊を走廻て、浦人を一人語ひ寄て、白鞘巻を取せて、や殿向ひの嶋へ渡瀬はなきか教へ給へ、悦は猶も申さんといへば、浦人答て云、瀬は二候、月頭には東が瀬になり候、是をば大根渡と申、月尻には西が瀬に成候、是をば藤戸の渡と申、當時は西こそ瀬にて候へ、東西の瀬の間は二町計、其瀬の廣は二段は侍らん、其内一所は深く候と云ければ、佐々木重て淺さ深さをば争か知べきと問へば、浦人淺き所は、波の音高く侍ると申、さらば和殿を深く憑也、盛綱を具して瀬踏して見せ給へと、懇に語らひければ、彼男裸になり、先に立て佐々木を具して渡りけり、膝に立所もあり、腰に立所もあり、脇に立所もあり、深所と覺ゆるは鬢をぬらす、誠に中二段計ぞ深かりける、向の嶋へは淺く候也と申て、夫より返る。佐々木陸に上て申けるは、や殿暗さは闇し、海の中にてはあり、明日先陣を懸ばやと思ふに、如何して只今のとをりをば知べき、然るべくは、和殿人にあやめられぬ程に、濔注を立て得させよとて、又直垂を一具たびたりければ、浦人斯る幸にあわずと悦て、小竹を切集て、水の面よりちと引入て、立て、歸て、角と申、佐々木悦て、明るを遅しと待。平家はをば争か可知なれば、二十六日の辰の刻に平家の陣より、又扇を擧てぞ招たり、佐々木三郎盛綱は、黄生絹の直垂に、緋威の冑、白星の甲、連錢芦毛の馬に金覆輪の鞍置てぞ乗たりける。家の子に和比八郎・小林三郎、郎等に黒田源太を始として十五騎、轡をならべて、海へ颯と打入てぞ渡りける、參河守馬



にて海を渡す事はある、佐々木制せよと宣ひければ土肥・梶原・千葉・畠山承り繼て、誤し給な返せ〜と、聲々に制しけれども、兼て瀬踏して澤注を立たれば、耳にも聞入ず渡しけり、馬の烏頭・草脇・胸帶盡に立所もあり、深所をば手綱をくれ遊せて、浅くなれば物具の水はしらかし、弓取直し、向の岸へさと上る。鎧踏張、弓杖にすがりて名乗けるは、今日海を渡し、敵陣にすゝむ大將軍をば誰とか見る、宇多天皇の王子一品式部卿敦實親王より九代の孫、近江國の住人佐々木源三秀義が三男、三郎盛綱なり、平家の方に我と思はん者は、大將も侍も落ちて、組や〜と喚て蒐入、散々に蒐。源氏の兵是を見て、海は浅かりけり、佐々木討すな、渡せ者どもと、土肥・梶原・千葉・畠山、我先々と打入々々五千餘騎、向の岸へさと上る。平家は扇を以、度々に招けれども、流石海なれば、争か渡すべきと思延て有けるに、角押寄せ、時を造りければ、互に時を合せ、喚叫で戦けり。遠をば弓にて射、近きは熊手にかけて取、或は射殺され、切殺され、源平互に亂合て、隙をあらせず、息を繼ず討もあり、被討もあり、取もあり、取らるもありければ、少時と思時の間に、兩方八百餘騎こそ亡にけん。佐々木三郎家子に、上總國住人相比八郎と、平家の侍、讃岐國住人加部源次と組合て、馬より落、上になり下に成、弓手にころび、馬手に轉びからかひけるが、源平目をすましてぞ見たりける。八郎が従兄弟に小林三郎重隆と云者、加部源次に落合て引組で、是も上に成、下に成轉びけるが、海の中へぞころび入にける。郎等に黒田源太續きたりけれども、共に海へ入りたりければ、水の底へつゞくに及ばず、汀に立て、今やあがる〜と待けれども、此者共は、なを水底にて上になり、下になり轉びければ、波の荒き處に弓のほこをさし入れて、彼是を搜りければ、敵の源次弓の筈に取付たり、引上見れば敵也、主の小林も源次が腰にいだき付て上りければ、敵の源次をば頸を切、主をば取上助てけり。平家は是を見て、今は叶はじと思ひけん、船に取乗漕退、矢鋒をそろへて指詰々々散々に射、源氏は勝に乗、汀をまはりて、是も散々に射ければ平家は兒嶋城を落て、讃岐屋嶋へ漕返れば、源氏は、馬を遊せて藤戸の陣へ歸りにけり。佐々木四郎高綱が宇治川の先陣を渡したりしをこそ、高名と云たりしに、同三郎盛綱が、馬にて海を渡す事、漢家本朝様し無きとぞ、源平共に感じける、誠にゆゝしくぞ見へたりき。或説に云、平家橋籠備前國兒嶋之時、盛綱海上を渡し、先陣を蒐て、西戎を從へ、盛綱は水底を渡して、平家を落す。

雖有先例、未聞遂渡海之例と、即賜被島の上、賜伊豫・讃岐兩國、畢昔備前國の海佐介と云けるこそ、兵の聞へ有ければ、西戎を鎮められんが爲に、官兵を指副られたりけるに、官軍は船に乗けれども、佐介は馬に乗ながら、海の面を歩せて、本國に歸りけるが、備前の内海にて、海龜と云魚に馬を誤れたりけれども、馬すこしもひるますして、佐介を陸地に着て後に、馬は死けり、其所に堂を立て孝養しけり、馬塚とて今に有。時の人云、馬は龍なり、佐介直人に非ずとぞ申ける、佐介は波の上を歩せて、西戎を從へ、盛綱は水底を渡して、平家を落す。

東鑑卷三日、元暦元年十二月二日丁巳、武衛、被遣御馬一疋(茸毛)於佐々木三郎盛綱、盛綱爲追討平家、當時在<sub>三</sub>西海、而折節無<sub>二</sub>乘馬<sub>一</sub>之由、依<sub>レ</sub>令言上、熊立<sub>二</sub>雜色<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>送遣之。云々。同七日壬戌、平氏左馬頭行盛朝臣、引<sub>三</sub>率五百餘騎軍兵、構<sub>二</sub>城郭於備前兒嶋之間、佐々木三郎盛綱爲<sub>二</sub>武衛御使、爲<sub>レ</sub>責落之、雖<sub>レ</sub>行向、難<sub>レ</sub>波濤之間、濱瀉按<sub>レ</sub>轡之處、行盛朝臣頻招<sub>レ</sub>之、仍盛綱勵<sub>二</sub>武意、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>乘船<sub>一</sub>、乍<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>馬渡<sub>二</sub>藤戸海路<sub>一</sub>、(三町餘)。所<sub>二</sub>相具<sub>一</sub>之郎從六騎也、所謂志賀九郎・熊谷四郎・高山三郎與野太郎・橋三・橋五等也、遂令<sub>レ</sub>著<sub>二</sub>向岸<sub>一</sub>、追<sub>レ</sub>落行盛。云々。同十六日辛未、吉備津宮々仕、今日參<sub>三</sub>著鎌倉、供僧行實所<sub>レ</sub>捧<sub>二</sub>解狀<sub>一</sub>也、其趣本宮長日法萃經免田、並<sub>二</sub>季彼岸佛聖田等、依<sub>三</sub>西海合戰之事、沒<sub>レ</sub>例、爲<sub>二</sub>關東御沙汰、如<sub>レ</sub>元可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>之由也、武衛相<sub>二</sub>尋子細<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>敗<sub>レ</sub>之由、相<sub>レ</sub>副御消息於件解狀、被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>實平之許<sub>一</sub>、云々。實平當時在<sub>三</sub>備前國<sub>一</sub>。云々。同廿六日辛巳、佐々木三郎盛綱、自<sub>レ</sub>馬渡<sub>二</sub>備前國兒嶋<sub>一</sub>、追<sub>レ</sub>伐左馬頭平行盛朝臣一事、今日以<sub>二</sub>御書<sub>一</sub>蒙<sub>二</sub>御感之仰<sub>一</sub>、其詞曰、  
自昔雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>下渡<sub>一</sub>河水之類、未<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>馬渡<sub>二</sub>海浪<sub>一</sub>之例、盛綱振舞、希代勝事也。云々。

玉葉集、全性法師が歌の詞書に、元暦元年世中さわがしく侍りける頃、平行盛備前の道をかたむとて、だんの浦と申所に侍りけるに、八月十日夜、月くまなきに、過にし年は、經正・忠度朝臣などもともに侍りけるを、いかばかり哀れなるらんと、おもひやられて、そのよし申つかはす。

元暦二年春兒島軍 備前兒島城は、去し冬土肥次郎實平、鹽干に渡瀬を求て、暗夜五十餘騎を率して責寄て、鬨を發しければ、平氏の軍兵、不計ける程なれば、防戦に不及して、舟に争乘て逃けるを、或虜、或は頸を切ければ、其後備中・備前之輩、悉官軍に相從ける處に、此春又平氏二百餘艘の兵船を調て、夜半に彼城へ寄て、合戦しける程に、實平軍敗て、息男遠平疵を蒙り、家人多く被討捕けり、船軍の事、西國の賊徒は、自在を得たり、東國の官兵は、寸歩を失ふて、實平毎度にやぶられけり。土肥次郎實平が許より飛脚を立て、九郎判官へ申送りけるは、前中納言知盛卿、既に文字關に攻入、安藝・周防已下、皆平氏に



從ふ、其勢甚だ多し、兵船は、百餘艘を以て毎度に襲來、船中には大楯を組て、其身を顯さず、陸地より馳向ふ時は、矢間を開て、馬の腹を射、乘人馬より落時は、歩兵の輩數百人、舟より下降りて打取間、度々の合戦に、官兵皆敗れ畢、親類の者共も、多く被打取畢、實平老體之重病を受、當時とては敵對に叶はず、急ぎ軍兵を可被相副と申上せたり。

東鑑曰、元曆二年五月一日癸未、故伊豫守義仲朝臣妹公(宇菊)自京都參上、是武衛令招引給之故也、御臺所殊懸給、先日所々押領由事、奸曲之族、假名立而之條全不知子細之旨、陳謝云々。豫州爲朝敵、雖預討罰、無指雜意之女性、蓋備前之乎云々。仍所賜美濃國遠山庄内一村也。又武衛被遣御書於左兵衛佐局、是崇德院法華堂領新加事也。去年以備前福岡庄被寄進之處、牢籠之間、取替之、被進妹尾畢、爲供佛施僧之媒、可被奉訪御善提之趣、被載之、件禪尼者武衛親類也。當初爲彼院御寵女云々。

文治二年六月二日戊申、刑部卿典侍領事二品、被遣御下文云々。

一、備前國事

下文等施行之後、可被仰左右、但一所武士事懸之所、一切不叶、國衛下知之、以彼國一向被充法勝寺御塔用途訖、全非他事、明年伊勢太神宮山口祭也、件祭被行後、不可及佛寺沙汰、仍早速思食、能々可被計下知也。

同四年戊申二月二日戊辰、所々地頭等所領已下事、自京都或屬強緣、或獻消息、愁申人々多之、仍有其御沙汰、而處延尉公朝、自去年冬、在鎌倉、近日可歸洛之間、得其意、爲令披露、被訴條々、載篇目於一紙、可與公朝之由云々。彼公朝下向之次、消息等、所々其沙汰也。公朝

備前國吉備津宮領西野田保地頭職、貞光事、任道理、停止論人之妨、如本無相違、欲令知行事。(他國略之。)

已上所々、尤可有御成敗之處、凡如此之訴訟者、觸來者、全不可致沙汰法也、善惡於御定者、不可左右事也、以緣々、令沙汰者、世間人定似偏頗之由、令存歟、仍今度無御沙汰也。

同六月四日、所々地頭江奉書之内文、

備前國字甘郷事、

委尋搜之條尤神妙、以此旨、被仰沙汰畢、役夫工米料、國々庄々注文事、可給行事辨候。

同十月四日、以右衛門權佐定經奉書、被仰下之、備前國福岡庄事、今日所被進御請文也。

先日所下被仰下候上之備前國福岡庄事、被入没官注文、下賜候畢、而宮法印御房被令勸修讚岐院御國忌之由、被致

仰候之間、以件庄、可爲彼御料、由申候て、無左右不知子細、令奉進候畢、此條非別之僻事候歟、而令如此被仰下候畢、隨重御定、可令左右候、御定之上、雖一事、何令及緩急候、以比趣、可下令披露給上候、頼朝恐惶謹言。

十月四日

頼朝 在裏判

進上 右衛門權督殿

建久四年癸丑正月十四日壬午、高雄文學上人傳申云、東大寺造營頗難、終功之由、舜乘房愁訴云、舊院御時、雖被寄料米二萬石、國司只貪利潤、敢不致沙汰、於今者關東不下令執申給上者、難成歟云々。仍被預舊院御分國內備前國於文學房、以其所濟、可給彼寺之營作之由、可早被申京都。

按に、此時當國磐梨郡梅母木村にて、東大寺の瓦をば焼し由、今に東大寺と銘のある瓦、當國に多く残りて、民間に所藏す。

同年五月廿八日癸巳子刻、故伊東次郎祐親法師孫子、曾我十郎祐成、同五郎時宗致推參于富士野神野御旅館、殺戮工藤左衛門尉祐經、又有備前國住人吉備津宮王藤内云者、依與于平氏家人瀬尾太郎兼保、爲囚人被召置之處、屬祐經、訴申無誤之由之間、去廿日返給本領歸國、而猶爲報祐經志、自途中更還來、勸盃酒於祐經、合宿談話之處、同被誅也。按に、大森藤内左衛門種安なり。

承久三年辛巳七月廿五日戊申、冷泉宮令選于備前國豐岡庄兒島、佐々木太郎信實法師受武州命、令下子息等奉守守護之云々。阿波宰相中將信成、右大辨光俊朝臣等、赴配所、云々。

承久記を以、此亂の大略をこゝに記す。順德院の御宇、承久元年正月廿七日夜、右大臣實朝八幡拜賀の時、若宮の別當公曉、若宮の石橋の邊に隠居て、實朝を弑す、九條殿の三男頼經、二歳なるを立て、實朝の嗣とす、禪尼政子政を聽、平義時(右京權大夫兼陸奥守)威力益盛大也、王位を輕んじ、勅命に進ふ事もあり、一院(後鳥羽院)憤り思召て、承久三年五月、密に中國の兵を召集め、伊賀判官元季(鎌倉の代官)を召せども不參故に、御所より能登守秀康・平九郎判官胤義已下八百餘騎、五月十五日伊賀判官の宿所へ押寄る、判官いたく防ぎ戦て、嫡子壽王十四歳ともに自殺す。權大夫義時、京師の亂を聞て、速に兵を集



め、五月廿一日出陣。武藏守泰時(義時の子)、相模守時房(義時の弟)等を將とす、一陣時房、二陣泰時、三陣足利の武藏前司義氏、四陣三浦駿河守義村、五陣千葉介胤綱也。關東の士十萬餘騎、東海道を上る、東山道の大将には、武田五郎父子八人、小笠原二郎父子七人、遠山左衛門尉・諏方小太郎・伊具右馬允入道、五萬餘騎、北陸道へは式部丞朝時四萬餘騎、三道ともに十九萬餘騎發向す。都より尾張川へ兵を出して防がしむ。大炊の渡り・鶴沼の渡り・板橋・氣瀬・大豆途・食の渡り・種嶋・墨俣・市河前右九瀬ともに一萬七千五百餘騎、五月海部を立て向ふ、六月六日、武田五郎手勢、大炊渡へ向い、川を渡して京勢を破る、續て關東、瀬々を渡し、京軍皆敗走して京へ歸る、京師にて軍の手配ありて、勢多へ山田次郎重忠・山法師等二千餘騎、供御瀬へ能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道近廣等一萬餘騎、宇治橋へ佐々木野、前中納言有雅卿一萬餘騎、此外牧嶋・芋洗・淀・廣瀬へ五百或は千騎にて堅む。海道の先陣相模守平の時房六月十二日勢田の近く野路に陣を取、橋桁二間引落し、山田次郎・山法師等大勢防戦す、東國方の若武者大勢競進で、橋桁を渡して強く戦ふて勝負なし、相模守下知して戦を止む。武藏守泰時宇治へ向ふ、京方橋板をはづして防ぎ、川を隔て矢軍す、泰時奥州の住人芝田橋六をして瀬踏せしむ、芝田橋島の二俣なる所を瀬踏仕をさせて歸り、泰時にこたへて、又引返して馬を入、近江國佐々木四郎左衛門尉源信綱同く馬を乗入、馬強故佐々木一陣に成、芝田之に續て名乗る、これに續て大勢馬を打入て渡す、大半流れ死て五百騎計渡りをよせて、京方と戦、京軍大に敗走す、宇治の北在家に火を掛たれば、是を見て。供御の瀬・うかひ瀬・横嶋、所々に向たる勢ども、皆落行て留る者一人もなし、京方の諸士、洛外所々に追せめられて、或は自殺、或は討れて、惣敗軍也。武藏守・駿河守、院の御所へ參らんとすれども、一院より今度の謀に與したる公卿坊門大納言忠信以下六人を出して、六波羅へ渡され、各武士に預けられ、關東に下り、所々にて切寄せられ(後鳥羽院)隱岐國へ移奉る、天皇順德院(新院と云)を廢して、佐渡國へ移し奉る、六條宮を但馬國、冷泉宮を備前の兒嶋へ移し奉る、土御門院をば(中院とも申、一院第一の御子也、承元三年御心ならず御位をすべらせ給てか、父にも恨あり)兎角の沙汰にも不及所に、御父法皇の廢所の御住居を敷き思召、都にましますを御心よからず思召によりて、鎌倉へ御望ありて、同十月土佐國へ移し奉る。

寶治二戊申年八月十日甲申、備前國住人服部左衛門六郎可致御所中奉公之由、就望申之、於小侍所、先被尋先々奉公之證據之處、伊豫大夫判官義顯爲平氏追討使、下向西海之比、父祖等可爲次將之旨、廷尉送狀、剩賜乘馬、又感軍忠、重被出賀章云々。

仍進覽件兩通狀之間、有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>今日評定之處、承久元年以來、如<sub>二</sub>醫陰兩道之類<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>加御簡<sub>一</sub>等事者、自<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>之故也、雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>父祖之例<sub>一</sub>、號<sub>二</sub>中御家人<sub>一</sub>、今更於<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>奉公<sub>一</sub>之條上者、爲<sub>二</sub>揭焉之背事<sub>一</sub>、歟、遠國住人等帶<sub>二</sub>廷尉内々消息狀計<sub>一</sub>、存<sub>二</sub>御家人募<sub>一</sub>事者、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御許容<sub>一</sub>由、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>也。東鑑五十二文永三丙寅年七月終。

木内彌太郎 寫  
加藤熊吉 校

吉備溫故秘錄 卷之五十二(紀事三終)



吉備温故秘録 卷之五十三

大澤惟貞輯録

紀事 三

備後三郎高德

高德、姓は三宅、號は兒島とも、和田ともいふ。父を和田備後次郎範長後、備後守其先は百濟の王子より出で、代々兒島に居住し、邑久郡和田にも居住するによつて號とするなり。一本の太平記に、今木三郎ともあり、日本記に、垂磨國粟粟邑に留り、後但馬國に住す、是三宅連の始祖なる由見へたり。仁天皇三年三月新羅王子天日槍日本へきたり、播

姓氏録には、天日拜命とあり。宇喜多の家譜には、百濟國の王子備前兒島郡三宅郷に來るといふ。是等を並考ふるに、播州へ至りしよりは、始に當國兒島郡三宅の郷に來りしに依て、兒島の地名を以て三宅連の姓を給ひしなるべし。然るに武家系圖・中國太平記等には、佐々木の餘流といふ説あれども、是は大なる誤なり。天日槍の後、三宅の姓なる事、誌記に注して明白也。備後守父子其外一族、元弘・建武の亂に、南帝の御味方に參りて忠戰をなす事數度に及ぶ。建武三年五月、範長は播州阿彌陀宿にて討死す。叔高德は、熊山の戰に深手を負て、播州坂越の邊の僧房に残りて有しが、其後吉野へ參じて、度々武功あり、此時高德も備後守と成ると見へたり。晚年入道して志純と改名す。北國に居住して、吉野への書などあり、何國にて死するか、其終をしらず。

又高德、後には伊勢の國に移り、又三河の國加茂郡に行て住けるが、爰にて男子三人をもふけて、嫡子兒島太郎高秀、二男兒島二郎高久、三男三宅三郎高貞といふ。此太郎高秀は、則宇喜多の鼻祖也。三男三宅三郎は、今の三宅備後守康之の先祖也と、則三宅家の説なり。

按ずるに、此説もあらんかなれども、高德備前へ歸り住し事も數年なれば、宇喜多の鼻祖は當國に於て、三宅の元祖は三



河國か、未是非をしらず。備後守父子一族官軍に馳參じ、終始志を變せず忠戦ありし事、太平記中を考るに、楠氏につゞきては兒島父子なり。依て此國にあらぬことも、高德の事跡ある處は、爰に贅するもの也。

本朝通記曰、高德者備前之人也、采地世在兒島、故號兒島三郎、幼能綴文、手書亦如神、兼達武略、天皇因賊手、正成没落赤坂、以往東威倍強盛而天下無下統義旗、應皇命者、到于此、高德唯不失忠義之志、蹈難忘身命、欲奪天駕、再張義旗、可謂至忠也。嗚呼夫健哉忠哉、高德示門族之言也、就中臻下高時遷天皇於隱州、此誠忠臣効命之時、誰人不感發忠義乎、自然之忠勇拔然古今者、有下出高德之右者、如高德之忠勇、豈翹守義發勇、有一時之忠乎、勵起天下後世之士者也、然到下高德潛行于作州、書中詩於大樹、未可無過夫南州、不可無守、武士皆不可不讀書、若守衛之士有悟此意、識有天下念再復之士、衛士豈意守禦、疎警固乎、若警固已備、保守已周密、何易天皇道于伯州、天軍早征其賊乎、守衛之士不覺詩意者、幸哉。

備後三郎高德が事跡并備前軍

元弘二年三月後醍醐天皇隱岐國へ遷幸

太平記四卷に曰、其比備前國に兒島備後三郎高德といふ者あり、主上笠置に御座有し時、御方に參じて揚義兵しが、事未成先に笠置も被落、楠も自害したりと聞へしかば、力を失て黙止けるが、主上隱岐國へ被遷させ玉ふと聞て、無二の一族どもを集めて評定しけるは、志士仁人が無求生以害仁有殺身以爲仁といへり、されば昔衛の懿公が北狄の爲に被殺て有りしを見て、其臣に弘演と云し者、是を見るに不忍、自腹を搔切て懿公が肝を己が胸の中に收めて、先君の恩を死後に報じて失たりき、見義不爲無勇と、いざや臨幸の路次に參り會、君を奪取奉て大軍を起し、縦ひ屍は戰場に曝すとも、名を子孫に傳へんと申ければ、こころある一族ども、皆此義に同す。さらば路次の難所に相待て、其隙を伺伺とて、備前と播磨との境なる舟坂山の巔に隠れ臥、今やとぞ待たりける。臨幸餘りに遅かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を経ず、播磨の今宿より山陰道にかゝり遷幸を成し奉りける間、高德が支度相違してけり、さらば美作の杉坂こそ究意の深山なれば、此にて

待奉らんとて、三石の山より直進に、道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ着たりければ、主上早院の庄へ入らせ給ぬと申ける間、無力此より散々に成けるが、せめてと此所存を上聞に達せばやとおもひける間、微服潛行して時分を伺ひけれども、可然隙もなかりければ、君の御座ある御宿の庭に大なる櫻木有けるを抑制て、大文字に一句の詩をぞ書付たり。

天莫空勾踐 時非無范蠡

御警固の武士共、朝に是を見付て、何事を何なる者が書たるやらんとて、讀かねて則上聞に達してけり。主上はやがて詩の心を御覺りあり、龍顏殊に御快く笑らせ給へども、武士どもはあへて其來歴を知らず、おもひ咎むる事も無りけり。中略高德此一句の詩に、千般の思ひを述べ、竊に叡聞にぞ達しける。是より高德は備前國へ立歸り、時節を待ける。

同七卷去程に、楠が城強くして、京都は無勢なりと聞へしかば、赤松二郎入道圓心、播磨國若繩の城より打て出で、山陽・山陰の兩道を差塞ぎ、山里梨ヶ原の間に陣を取る。爰に備前・備中・備後・安藝・周防の勢共、六波羅の催促に依て上洛しけるが、三石の宿に打集て、山里の勢を追拂て通らんとしけるを、赤松筑前守舟坂山に支て、宗徒の敵二十餘人を生捕てけり、然ども赤松是を誅せずして、情深く交りける間、伊東大和二郎の其恩を感じて、忽に武家與力の志を變じて官軍合體のおもひをなしければ、先己が館の上なる三石山に城郭を構へ、廳て熊山へ取上りて義兵を揚たるに、備前の守護加治源二郎左衛門一戦に利を失て、兒嶋をさして落てゆく、是より西國の路彌塞て、中國の動亂不斜、西國より上洛する勢をば伊東に支させて、後は思も無りければ、赤松廳て高田兵庫助が城を攻落して、片時も足を不休、山陽道を指て責上る。路次の軍勢馳加て、無程七千餘騎に成にけり、此勢にて六波羅を責落さんことは案の内なれども、若戦利をうしなふ事あらば、引退て暫く人馬をも休めんために、兵庫の北に當て摩耶と云山寺の有けるに、先城郭を構て、敵を二十里が間に縮めたり。

大平記七卷、主上隱岐國より遷幸成て、船上に御座有と聞へしかば、國々の兵共の馳參る事引も不切、諸國の連



傳に云、加治は鎌倉殿の御家人也、備前の守護にて國府に有り伊藤より義兵を發し、熊山に旗を擧たるを聞て半時も足をたてめさせじと、近邊の御家人を相催、一千餘騎にて熊山に押寄、國府より熊山まで六里を、只一時にと急ぎけるを、伊東是を見すまし、陣をも堅むることをも置ず、八萬餘騎にて二手になし先をは魚鱗につらね、後陣は二町引きがりに、近々矢一つ射るとぞ見へしが抜つれて懸りにける、遠き道を急にかけし軍兵の備かねたる所へかゝりければ、なにかはたまるべき、加治が陣亂て、忽收亡しぬ、討るゝ兵その數を知らず。

千種殿京合戦條下 八卷

同年四月八日、千種頭中將官軍の大將として六波羅を攻る時、方々の寄手、或は被討、或は破て、皆桂川の邊迄引たれども、名和小次郎と小島備後三郎とが伺ひたりける一條の寄手は、未引ず、懸つ返しつ、時移るまで戦たり。防は陶山と河野にて、責るは名和小島なり。小島と河野とは一族にて、名和と陶山とは知人也、日頃の詞をや恥たりけん、後日の難をやおもひけん、死ては屍を曝すとも、逃て名をば失じと、互に命を不惜、をめき叫てぞ戦ける。大將頭の中將は、内野まで引取たりけるが、一條の手、尙相支て戦半也と聞へしかば、又神祇官の前へ引返して使を立て、小島と名和とを被喚返けり、彼等二人陶山と河野とに向て、今日已に日暮候ひぬ、後日にこそ又見參に入らめと、色代して、兩陣ともに引分て、各東西へ去にけり。夕陽に及で軍散じければ、千種殿は本陣峰堂に歸て、御方の手負・討死を被註るに七千人に餘れり、其内に宗徒と頼れたる大田金持カサの一族已下數百人被討畢ぬ、仍一方の侍大將とも可成者とや思はれけん、小島備後三郎高德を呼寄て、敗軍の士力疲て、再難戰、都近き陣は悪かりぬと覺れば、少し境を阻て、陣を取り、かさねて近國の勢を集めて、又都を責ばやとおもふは如何に計ふぞと宣へば、小島三郎不聞敢、軍の勝負は時の運による事にて候へば、負るも必しも恥ならず、只引まじき處を引かせ、可懸所を懸ざるを、大將の不覺とは申也、如何なれば、赤松入道は、僅に千餘騎の勢を以て、三ヶ度まで京都へ責入、叶はぬ時は引退て、遂に八幡・山崎の陣をば去らで候ぞ、御勢縦ひ過半被討て候共、殘る所の兵、尙六波羅の勢よりは多かるべし、此御陣、後は深山にて、前は大河也、敵もし寄來らば好む所の取手なるべし、穴賢、此陣を引んと思召事、不可然候、但御方の疲れたる弊へに乗て、敵夜討に寄する事もや候はんずらんと存候へば、高德は七條の橋詰に陣を取

伊東の先の一軍をば亂して敵を追ひ、跡なる一軍をば備を守て郷まで攻付たり加治は府にもたまらず、小島をさして落しと也

て相待候べし、御心安からんずる兵共を、四五百騎が程、梅津法輪の渡へ差向て、警固をせさせられ候へと申置て則小島三郎高德は三百騎にて七條の橋より西にぞ陣を堅めたる。千種殿は小島に云恥しめられて、暫は峯の堂におわしけるが、敵もし夜討にや寄らんと云つる言に驚されて、いよゝゝ臆病心や付給れけん、夜半過る程に、宮を御馬に乗せ奉て、葉室の前を直違に、八幡をさしてぞ落られける。備後三郎かかる事とは思ひもよらず、夜深方に峯の堂を見遣れば、星のごとくに輝き見へつる篝火次第に數消て、所々焼すさめり、是はあはれ大將の落給ひぬるやらんと怪みて、事の様を見ん爲に、葉室大路より岸の堂へ上る處に、萩野彦六朝忠淨住寺の前に行合て、大將已に夕べ子の刻に落させ給ひて候間、無力我等も丹波の方へと志て罷下り候也、いささせ給へ、打連れ申さんといければ、備後三郎大に怒て、かかる臆病の人を大將と憑みけるこそ越度なれ、さりながらも、直に事の様を見ざらんは、後難も有ぬべし、早御通り候へ、高德は何様岸の堂へ上て、宮の御跡を奉見て、追付可申と云て、手の者共をば麓に留めて、只一人落行勢の中を押分く、岸の堂へと上りける。大將の御座しつる本堂へ入りて見れば、能遠て被落たりけりと覺て、錦の御旗・鎧・直垂まで被捨たり、備後三郎腹を立て、あはれ此大將、いかなる堀がけへも落入て死給へかしと獨言して、暫く尙堂の縁に齒嚼をして立たりけるが、今はさてこそ手の者共も待かけたるらめとおもひければ、錦の御旗計を卷て下人に持せ、急ぎ淨住寺の前へ走り下り、手の者打連て馬を早めければ、追分の宿の邊にて、萩野彦六にぞ追付ける、萩野は丹後・丹波・出雲・伯耆へ落ける勢の、篠村・稗田邊に打集て三千餘騎有けるを相伴ひ、路次の野伏を追拂て、丹波國高山寺の城にぞたて籠りける。

同九 足利殿打越大江山事の條下に

追手の合戦は今朝辰の刻より始りて、馬煙東西に靡き、時の聲天地を響かして、攻合けれども、搦手の大將足利殿は、桂川の西の端に下り居て、酒盛してぞおわしける、かくて數刻を経て後、大手の合戦に寄手打負て、大將名越尾 已に討れぬと告たりければ、足利殿さればいさや山を越へんとて、各馬に打乗て、山崎の方を遙の餘所に張守



見捨て、丹波路を西へ、篠村を指て馬をはやめられけり。爰に備前の國の住人中吉十郎と攝津國の住人奴可四郎とは、兩陣の手合に依て、搦手の勢の中に在けるが、中吉十郎大江山の麓にて、道より上手に馬を打拳て、奴可四郎を呼退て云けるは、心得ぬ様哉、大手の合戦は火を發して、今朝が辰の刻より始めたり、搦手は芝居の長酒盛にてさて休みぬ、結局名載殿討れ給ぬと聞へぬれば、丹波路を指て馬を早め給ふは、此人如何様野心を挟み給ふかと覺ゆるぞ、さらんにおゐては、我等いつくまでか相從ふべき、いざや是より引返して、六波羅殿に此由を申さんと云ければ、奴可四郎いしくも宣ひたり、我も事の體、怪しくは存ながらも、是も又如何成配立かあるらんと、兎角案じける間に、早今日の合戦には迦れぬる事こそやすからね、但此人敵に成給ぬと見ながら、只引返したらば、餘り云甲斐なく覺ゆれば、いざ一矢射て歸らんと云儘に、中差取て打番、轟懸てかさへ打て廻さんとしけるを、中吉如何なる事ぞ、御邊は物に狂ふか、我等僅に二三十騎にて、あの大勢に懸合て、犬死したらんは本意か、嗚呼の高名はせぬにしかず、唯事故なく引返して、後の合戦の爲に命を全したらんこそ、忠義を存たる者也けりと、後までの名も留まらんずれと、再往制止ければ、げにとやおもひけん、奴可四郎も中吉も、大江山より馬を引返して、六波羅へこそ打歸りけれ、彼等二人馳參て、事の由を申ければ、兩六波羅は楯鉦とも頼まれたりける名越尾張守は討れぬ、是ぞ骨肉の如くなれば、さりとも二心はおわせじと、水魚の思ひをなされつる足利殿さへ敵に成給ひぬれば、頼む木の下に雨のたまらぬ心地して、心細さに付ても、今まで着纏ひたる兵共も、またさこそありめと、心の置れぬ人もなし。

## 同卷 足利殿着御篠村の條下に

元來高山寺に稱籠たる足立・萩野・小島・和田・位田・本庄・平庄の者共計こそ、今更人の下風に立べきに非らずとて、丹波より若狹へ打越て、北陸道より責上らんとは企けれ。

## 同卷 主上上皇御沈落之條下に

去程に篠目やうやく明初めて、朝霧僅に残れるに、北なる山を見渡せば、野伏共と覺て五六百人が程、楯をつき、鉄を支て待懸たり、是を見て面々度を失てあきれたり。爰に備前國の住人中原彌八、行幸の御前に候ひけるが、敵近く馬を懸寄て、忝も一天の君關東へ臨幸成る處に、何者なれば斯様の狼藉をば仕るぞ、心ある者ならば、弓をふせ、甲をぬいで通したてまつるべし、禮義を知らぬ奴原ならば、一々に召捕て、頸切懸て通るべしと云ければ、野伏どもからくと笑て、如何なる一天の君にても渡せ給へば、御運已に盡て落させ給はんずるを、通し進せんと思まじ、輒く通り度思召ば、御供の武士の馬物具を皆捨てさせて、御心やすく落させ給ふべしと、云も果てず同音に時をどつと作る。中吉彌八是を聞て、悪き奴原が振廻かな、いでほしがる物具とらせんといふ儘に、若黨六騎馬の鼻を双へ懸たりけるに、欲心熾盛の野伏ども、六騎の兵に懸たてられて、蜘蛛の子を散すごとく、四方八方へと逃散ける、六騎の兵ども六方へ分れて、にぐるを追こと各數十町也、彌八は餘りに長追したりける程に、野伏二十餘人返合て、是を中に取籠む、然れども彌八少しもひるまず、其中の棟梁と見へたる敵に馳並べてむづと組み、馬二匹が間にどふと落て、四五丈計り高き片岸の上より、上に成り下に成り、ころびけるが、共に組も放れずして、深田の中へころび落にけり、中吉下に成り、擧様に一刀さゝんとて、腰刀を搜りけるに、ころぶ時抜けてや失せたりけん、さやばかり有て刀はなし、上なる敵、中吉が胸板の上に乗かゝりて、鬚の髪を掴んで、頸を搔んとしける處に、中吉刀加へに、敵の小腕を丁と握りすくめて、暫く聞給へ、申べき事あり、御邊今は我をな恐れ給ふぞ刀があらばこそ、はね返して勝負をもせめ、又續く御方なければ、落重て我を助る人もあらじ、さらば御邊の手に懸て、頸を取て出されたりとも、曾て實檢にも及ぶまじ、高名に成るまじ、我は六波羅殿の御雜色に六郎太郎といふ者にて候へば、見知ぬ人も候まじ、無用の下部の首取て、罪をつくり給わんより、我命を助てたび候へ、其悦には六波羅殿の錢を隠して、六千貫埋められたる所を知て候へば、手引申て御邊に取得せさせ奉らんと云ければ、誠とやおもひけん、抜たる刀を鞘にさし、下なる中吉を引起して、命を助くるのみならず、様々の引手物をし、酒などすゝめて、京へ連て上りたれば、彌八六波羅の燒跡へ行、まさしくこゝに埋められたりし物を、早人が掘て取



たりけるぞや、とくつけ奉らんとおもひたれども、耳のびくが薄くおわしけるとあざむきて、空笑してこそ返し  
けれ、中吉が謀に道開けて、主上其日は篠原宿に着せたまふ。

六波羅攻の時、高德こと出たるか未詳。

去程に六波羅は官軍に攻落され、主上・上皇共に御沈落、越後守仲時已下、於番馬一自害。

東國にては新田義貞義兵を擧、鎌倉へ押寄、度々合戦終に打勝、高時并一門已下、於東勝寺自害す。諸將より早馬を以、六波  
羅鎌倉の次第を船上へ注進ありて、先帝被回瑤輿、六月五日に還幸ありて重祚あり、正慶の年號は、廢帝の改元なればとて  
被棄之、本年號元弘に歸さる。公家一統の政道と成りけり。

翌年正月より大内裏造營、同年先、大功の輩へ恩賞を被行けり、然れども國々の欠所の大庄をば、悉公家披官の人々拜領し  
ければ、軍功ある輩も、其賞に預らぬ者多しといふ。

傳いふ、備後三郎父子に、元弘の軍に戦忠有ければ、備前國の守護職を可給由勅約有しに、朝敵ほろびて後、御違<sup>變</sup>ありて、  
わづかに兒島計を給わりけり、高德申けるは、兒島は先祖より代々持來る所なり、事新しく今度の御恩賞にてはあらずと  
申ければ、高德申處理なきにあらずとて、同國鳥取の庄を給ひけり。又一説、元弘に六波羅・鎌倉ともに亡びて、天下一統の  
代とはなりけりて、高德に備前兒島を、此度の御恩賞に給る由ありければ、高德申けるは、兒島は昔より取來る所也、此  
度の御恩賞にはあらずと申ける、依之、新田庄を給わり、父範長を備後守に被成候へども、守護職は勅許なかりしかば、備  
後守一類迄、朝家を恨み奉るといふ風説有けるを、足利尊氏卿聞給ひて、いろ／＼に縁を求て、味方に屬せんとせられ、尊  
氏卿筑前へ被開候折も、備前の兒島へ來り、御方に付かば、恩賞莫大行はんとありけれ共從はず、又筑紫より御教書を成し  
て、備前國の守護職を無相違可給由など、様々すかさされけれども、高德父子中々隨はず、義を專とせし由。さて高德一族は  
天下無事に成されば、備前國へ立歸、邑久郡に居住せりといへり。建武二年八月より、新田・足利確執に及び、再び大亂起り  
合戦有りければ、諸國の朝敵ども蜂起して、備前・備中・美作共、大方足利家に從ひけれども、高德父子を初、一族は志を勵  
して官軍なりしが、足利尊氏卿の一族細川律師宗禪、四國より兵船數十艘を點して、當國の兒島へ打上り、夫より備中圓福  
山の城に楯籠ける時も、定禪より高德に味方の事を色々すかさされたりけれども從ざる由。

同十 諸國蜂起之條下

同卷、千種頭中將忠顯朝臣は、主上隱岐國へ御遷幸の供奉仕て六波羅の討手に上りたりし忠功に依て、大國三ヶ國、關所十ヶ所、拜領せられたりと云々。傳に、備前・周防・尾張三ヶ國。忠顯は具平親王十一代の孫、從一位内大臣有房公の孫にて、中納言有忠卿の次男也。

建武二年十二月十一日、備前國の住人兒嶋三郎高德が許より、早馬を立て中けるは、去月二十六日、當國の住人  
佐々木三郎左衛門尉信胤・同田井新左衛門信高等、細川律師定禪が語らひを得て、備中國へ打越、福山の城に楯籠  
る間、彼國の目代、先手勢計を以て合戦を致といへども、國中の勢催促にしたがはず、無勢なるに依て引退く刻、  
朝敵勝に乗りし間、目代が勢數百人討死し畢ぬ、其翌日に小坂・河村・庄・眞壁・陶山・成合・那須・市川已下、悉く朝  
敵に馳加る間、程なく其勢三千餘騎に及び。爰に備前國の地頭・御家人等、吉備津宮に馳集りて、朝敵を相待處  
に、淺山備後守、備後の國の守護職を賜て下向する間、其勢を并て同二十八日、福山に押寄、責戦し日、高德が一族  
等大手を責破て、已に城中に打入る刻也、野心の國人等、忽に翻て御方を射ける間、目代淨智が子息七條辨房・小  
周防の大貳房・藤井六郎・佐井七郎以下三十餘人、搦手に於て討れ畢ぬ、官軍遂に戦負て備前國に引退、三石の城  
に楯籠ける處に、當國の守護松田十郎盛朝・太田判官全職<sup>モトセ</sup>・高津入道淨源、當國に下着して已に御方に加る間、又  
三石より引返し、和氣の宿に於て合戦を致す刻、松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討れて、熊山の城に引籠る、  
其夜當國の住人内藤彌次郎御方の陣に有ながら、潜に敵を城中へ引入、責劫間、諸卒悉く行方を知らず、没落候ひ  
畢ぬ。高德一族等、此時纔に死を免るゝ者、身を山林に隠し、討手の下向を相待候、若早速に御勢を下されずば、西  
國の亂御大事に及べしとぞ申たりける。

傳云、氏頼備前  
の府に在て、美  
作諸國の軍勢を  
催すとていへども  
赤松が外は隨は  
ず、これは今度  
京都にての戦、  
拙して勝給ふべ  
き圖をあたへい  
つし給ふゆへと  
也。

同十六卷 建武三年正月十六日、同廿七日京都二  
度の合戦に尊氏卿打負都を落給ひ兵庫に在しが、同年二月八日、尊氏卿兵庫を落給ひし迄は、相從ふ兵、僅に七千餘騎  
有しか共、備前の兒島に着給ひける時、京都より討手馳下らば、三石邊に支よとて、尾張左衛門佐氏頼を、田井・鮑  
浦・松田・内藤に付て留められ、中略。尊氏卿は筑紫宗像大官司が館に入せ給ふ。

十六 西國蜂起の條下

去程に將軍筑紫へ没落し玉ひし刻、四國・西國の朝敵ども氣を損じ、度を失て、或は山林に隠れ、或は所縁を尋



傳云、赤松は、三月十一日備前の路へ三千餘騎にて播磨を打越ぬ國の兵、彼は一萬餘騎、同十三日あわ山に陣す、赤松戦ひ負く、此時赤松が頼切たる宗徒の内、依藤兵衛上・同左衛門、備前には松田十郎中吉小八郎・伊藤和泉守等、討れてけりと云也

て、新田殿の御教書を給はらぬ人は無りけり。此時若義貞早速に被下向たらしましかば、一人も降参せぬ者は有まじかりしを、其頃天下第一の美人と聞へし勾當の内侍を、内裏より給ひけるに、暫しが程も別を悲みて、三月の末まで西國下向の事被延引けるこそ、誠に傾國傾城の驗なれ、依之、中略。備前には、田井・飽浦・内藤・頼宮・松田・福林寺の者共、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川・三石二ヶ所の城を構へて、船路陸路を支へんとす、中略。新田左中將義貞には、十六ヶ國の管領を被許、尊氏追討の宣旨をぞ被成ける。義貞綸命を蒙り、已に西國へ立たんとし給ひける刻、瘧病の心地煩しかりければ、先江田兵部大輔行義・大館相馬助氏明二人を、播磨國へ被指下、其勢二千餘騎、三月四日京を立て、同六日書寫坂本に着にけり。赤松入道是を聞、敵に足をためさせては叶まじとて、備前・播磨兩國の勢を合て、書寫坂本へ押寄ける間、江田・大館・室山に向て相戦ふ、赤松利無して、官軍勝に乗しかば江田・大館勢を得て、西國の退治輒すかるべきよし、頻に拜書を飛せて京都へ注進す。

同卷 新田左中將被責赤松事

左中將義貞の病氣能成てければ五萬餘騎の勢を率して西國へ下り給ふ。中略。白旗の城に赤松籠る。白旗の城を百重千重に取かこみて、夜晝五十餘日、息を繼ず責たりけり。中略。其上尊氏既に筑紫九ヶ國を平て、上洛する由聞へ候へば、中略。御勢を少々被殘、義助に自餘の勢と、中略。宇津宮と菊地が勢を指添て、伊東大和守・頼宮六郎を案内者として、二萬餘騎舟坂山へぞ向れる。彼山と申は、山陽道第一の難所也、兩方は嶺嶷々として、中に一つの細道あり、谷深く、石滑にして、路羊腸を踐て上る事二十餘町、雲霧竊溟たり、若一夫怒て臨關は、萬侶も難得通、况岩名を穿て細橋を渡し、大木を倒して逆茂木に引たれば、何なる百萬騎の勢にても、責破るべしとは見へざりける。去ば指しも勇める菊地・宇津宮が勢も、麓に扣て不進得、案内者に被頼たる伊東・頼宮の兵共も、山をのみみ上て、徒に日をぞ送りける。

同卷 兒島三郎熊山舉旗事付舟坂山合戰事

斯りける所に、備前の國の住人兒島三郎高德、去年の冬細川卿律師、四國より責上りし時、備前・備中數ヶ度の戰に打負て、山林に身を隠し、會稽の耻を雪がんと、義貞朝臣の下向を待て居たりけるが、舟坂山を官軍の越かぬたりと聞て、潜に使を新田殿の方へ立て申けるは、舟坂より御勢を可被越由承知及候事、實に候はゞ、彼要害輒く難被破候歟、高德、來十八日、當國の於熊山可舉義兵候、去程ならば、舟坂堅めたる凶徒等、定めて熊山へ寄來らばん歟、敵の勢のすきたる隙を得て、御勢を二手に分けられ、一手をば舟坂へ差向て、可攻勢ひ見せ、一手をば三石山の南に當りて、樵の通ふ路一つ候なる、潜に廻らせて、三石の宿より西へ被出候はゞ、舟坂の敵、前後を被包、定て引方を失ひ候はんか、高德國中に旗を擧、舟坂を先破り候はゞ、西國の軍勢、御方に參らずと云者候べからず、急此相圖を以て、御合戰可有候也とぞ申送りける。其比、播磨より西長門國に至まで、悉く敵陣にて、案内を通ずるものなきに、高德が使者來て、企の様を申ければ、新田殿悅給ふこと不斜、則相圖の日を定て、其使をぞ返されける。使者備前に返て、相圖の様を申ければ、四月十七日の夜半計に、兒島三郎高德己が館に火をかけて、僅二十五騎にてぞ打出ける。國を阻て、境を隔たる一族どもは、事急成に依て不及相催、近邊の親類どもに、事の子細を告たりければ、今木・大富・和田・射越・原・松崎の者ども、取物も不取敢、馳着ける間、其勢二百餘騎に成けり、兼ては夜中に熊山へ取上り、四方に篝火を燒て、大勢籠りたる勢ひを敵に見せんと巧みたりけるが、馬よ物具よとひしめく間に、夏の夜程なく明けれども、無力相圖の時刻を違へじとて、熊山へこそ取上りければ、案のごとく三石・舟坂の勢ども是を聞て、國中に敵出來なば、ゆゝしき大事なるべし、萬方を闇て、中略。先熊山へと向たりける。彼の熊山と申は、高さは比叡山の如くにして、四方に七の道あり、其道、何れも麓は少し嶮しく、峰は平なり、高德僅の勢を、七の道へ指分て、四方の敵を防ぎける、追下せば責上り、責上れば追下し、終日戦ひ暮して、態と時をぞ移しける。夜に入れる時、寄手の中に、石戸彦三郎とて、此山の案内者有けるが、おもひも寄らぬ方より拔入て、本堂の後なる峰にて、関をぞ揚たりける。高德四方の麓へ勢を皆分て遣しぬ、僅十四五騎にて本堂の庭に控たりけるが、石戸が二百騎の中へ喚て懸入り、火を散てぞ戦ひける。深山の木隠れ月暗して、敵の打太刀分明にも



見へざりければ、高德が内胄を突れて、馬より倒に落にけり、敵二騎落合て頸を取らんとしける所へ、高德が甥松崎彦四郎・和田四郎馳合て、二人の敵を追拂ひ、高德を馬に引乗て、本堂の縁にぞ下しける、高德は内胄の疵痛手也ける上に、馬より落ける時胸板を馬に強を踏れて、目昏れ魂消ければ、暫絶入りけるを、父備後守範長、枕の下に差寄て、昔鎌倉の權五郎宗政は、左の眼を射抜れ、三日三夜まで其矢を抜かで、當の矢を射たりとこそ云傳へたれ、是程の小疵一所に弱りて、死ると云事やある、其程無云甲斐心を以て、此一大事をばおもひ立けるかと、あらゝかに耻しめける間、高德忽生出て、我を馬に昇乗よ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申ける、父大に悦て、今は此者よも死なじ、いざや殿原、爰らに有つる敵ども追散さんとて、今木太郎範秀・舍弟次郎範伸・中西四郎範顯・和田五郎範氏・松崎彦四郎範家、主従十七騎にて、敵二百が中へまつしぐらに懸入る間、石戸是を小勢とは知らざりけるにや、一立合をも立合さず、南面の長坂を、福岡までこそ引たりけれ、其儘兩陣相支て互に軍をせざりけり、相圖の日にも成ければ、脇屋右衛門佐を大將として、梨ヶ原へ打蒞み、二萬騎の勢を三手に分たり、一手には江田兵衛大輔を大將として二千餘騎、杉坂へ向らる、是は菅家南三郷の者共が堅めたる所を追破て、美作へ入らん爲也、一手には大江田式部大輔氏經を大將として、菊地・宇都宮が勢五千餘騎を舟坂山へ差向らる、是は敵を爰に遮り留て、搦手の勢を潜に後より回さん爲也、一手には伊東大和守を案内者として、頓宮六郎・畑六郎左衛門、當國の目代少納言範猷・山良新左衛門・小寺六郎・三津澤山城權守以下、態と小勢を勝て、三百餘騎向けらる、其勢皆轡の七寸を紙を以て巻て、馬の舌根を結たりける、杉坂越の北、三石の南に當て、鹿の渡る道一あり、是を知らざりけるにや、堀切たる處もなく、逆茂木の一本をも引ざりけり、此道餘りに木茂りて、枝の支へたる處をば、下て馬を引く、山殊に峻して、足もたまらぬ所をば、中々乗て懸下す、兎角して三町計峻岨を凌で、三石の宿の西へ打出たれば、城中の勢も、舟坂の勢も、遙にこれを顧みて、おもひもよらぬ方なれば、熊山の寄手共が歸たるよと心得て、更に仰天もせざりける、三百餘騎の勢共、宿の東なる夷エビの社の前へ打寄り、中黒の旗を差揚て、東西の宿に火を懸、鬨をぞ擧たりける、城中の兵は、大略舟坂へ差向ひぬ、三石に有し勢は、みな熊山へ向ひたる時分なれば、鬨

傳に云、三石・舟坂破れば、備前・備中所々の城、皆引渡に成り、又降参せんとおもふ者多し、義助の勢の少を見聞て、色を直せしことにや。

はんとするに勢なし、防がんとするに便りなし、舟坂へ向ひたる勢、前後の敵に取巻れて、すべき様もなかりければ、只馬物具を捨て、城へ續たる山の上へ、はふく逃上らんとぞ騒ぎける、是を見て大手搦手差合さて、餘すな漏すなと追懸ける間、逃方を失ひける敵共、此彼に行迫りて、自害をする者百餘人、生捕らるゝ者五十餘人也。爰に備前國一宮の在廳に、美濃權介佐重と云ける者、引べき方なくして已に腹を切らんとしけるが、屹とおもひ返す事有て、脱たる鎧を取て著、捨たる馬に打乗て、向ふ敵の中を推分て、播磨の方へぞ通ける、舟坂より打入る大勢ども、是は何者ぞと尋ければ、是は搦手の案内者仕つる者にて候、合戦の様を悉く新田殿へ申入候也と答ければ、數萬の勢とも目出度候と感じて、道を開てぞ通しける、佐重惣大將の侍所長濱が前に跪いて、備前國の住人に美濃權介佐重、三石の城より降人に參て候と申ければ、惣大將より神妙に候と被仰、則著到にぞ被着ける、佐重若干の人を出抜て、其日の命を助りける、是も暫時の智謀也。舟坂已に破れたれば、江田兵部大輔は三千餘騎にて、美作の國へ打入て、奈義・能仙・菩提寺三ヶ所の城を取巻き玉ふ、彼城もすべき様なれば、馬武器を捨て、城に續たる上の山へぞ逃上りける。脇屋右衛門佐義助は、五千餘騎にて三石の城を攻らる、大江田式部大輔は、二千餘騎にて備中國へ打越、福山の城にぞ陣を取る。

同卷 將軍自筑紫御上洛事

多々良濱の合戦の後、筑紫九國の勢一人として將軍に順ひ靡すといふ者無りければ、中略。四月二十六日太宰府を打立て、同二十八日に順風に纜を解て、五月一日安藝の嚴嶋へ舟を寄られ、三日逗留ありしに新田左中將の勢、已に備中・備前・播磨・美作に充滿して、國々の城を責る由聞へければ、韃の浦より左馬頭直義を大將にて、二十萬騎を差分て、徒路を上せられ、將軍は一族四十餘人、高家の一黨五十餘人、上杉の類三十餘人、外様の大名百六十八、兵船七千五百餘艘を漕並て、海上をぞ上られける。同五日に舟路の勢、すでに備前の吹上に着ければ、歩路の勢は、備中の草壁の庄にぞ着けり。



福山に楯籠る處の官軍共、此由を聞いて、此城未拵るに不及、彼に付、是に付、大敵を支ん事は可叶とも覺へずと申けるを、大江田式部大輔、且く思案して宣ひけるは、合戦の習、勝負は時の運に依といへども、御方の小勢を以て、敵の大勢に闘はんに、不負と云事は、千に一も有べからず、乍去國を越て足利殿の上洛を支んとて向ひたる者が、大勢の寄すればとて、開逃候は、如何すべき、よしや只一業所感の者共が、此所にて皆可死果報にてこそ有らめ、輕死重名者をこそ人とは申せ、誰々も爰にて打死して、名を子孫に残さんと被思定候へと諫められければ、紀伊の常陸合田以下は、申にや及候と領掌して、討死を一篇に思儲てければ、中々心中涼しくぞ覺へける。去程に明れば五月十五日の宵より、左馬頭直義三十萬騎の勢にて、勢山を打越へ、福山の麓四五里が間數百ヶ所に陣を取て、篝を焼てぞ居たりける、此勢を見ては、如何なる鬼神ともいへ、今夜落ぬ事はよも非じと覺けるに、城の篝も焼止す、猶恠へたりと見へたれば、夜已に明て後、先備前・備中の勢ども三千餘騎にて押寄せ、淺原時よりぞ懸たりける、是迄も城中鳴を靜めて音もせず、さればこそ落たりと覺るぞ、時の聲を擧て敵の有無を知れとて、三千餘騎の兵共、楯の板を敲き、時を作る事三聲、近付て上んとする處に、城中の西東の木戸口に、大鼓を打て時の聲をぞ合せたりける、外所に控たる寄手の大勢是を聞いて、源氏の大將の籠りたらんずる城の小勢なればとて、開落にはよもせじとおもひつるが、果して未忪たりけるぞ、侮て手合の軍し損ずな、四方を取卷て、同時に責よとて、國々の勢、一方々々を請取て、谷々蜂々より攻上りける、城中のものどもは、兼てよりおもひ儲たる事なれば、雲霞の勢に圍まれぬれ共、少も不騒、此彼の木蔭に立隠れて、矢種を不惜散々に射ける間、寄手稻麻のごとくに立雙びたれば、あだ矢は一も無りけり、敵に矢種を盡せんと、寄手は態と射ざりければ、城の勢は未だ一人も不手負、大江田式部大輔是を見給て、さのみ精力の盡ぬ先に、いざや打出て、左馬頭が陣一散し懸散さんとて、城中には徒立なる兵五百餘人を留て、馬強なる兵千餘騎引率し、木戸をひらかせ、逆木を引のけて、北の尾の殊に嶮き方より、喚てぞ懸出られける、一方の寄手二萬餘騎、是に被懸立、谷底へ馬を馳候ていやが上に重り臥す、式部大輔是

をば打捨、東のはなれ尾に、二つ引兩の旗の見ゆるは、左馬頭にてぞ有らんとて、二萬餘騎扣へたる勢の中へ破て入、時移るまでぞ闘れける、是も左馬頭にては無りけるとて、大勢の中を颯と懸抜て、御方の勢を見給へば、五百餘騎討れて、纔に四百餘騎に成にけり、爰にて城の方を遙に見れば、敵早入替りぬと見へて、櫓・搔楯に火を懸たり、式部大輔其兵を一所に集めて、今日の合戦、今は是迄ぞ、いざや一方打破りて、備前へ歸り、播磨・三石の勢と一にならんと、板倉の橋を東へ向て落給へば、敵二千騎三千騎、此彼に道を塞で打留めんとす、四百餘の者ども、遁れぬ處ぞと思ひ切たる事なれば、近付敵の中へ破て入り、懸散し、板倉川の邊より唐皮迄、十餘度までこそ戦ひけれ、されども、兵もさのみ討れず、大將も無恙ければ、虎口の難を遁れて、五月十八日の早旦に、三石の宿にぞ落着ける。左馬頭直義は、福山の敵を追落して、事始よしと悦び給ふ事不斜、其日一日唐皮の宿に逗留ありて、頸の實檢有けるに、生捕討死の首千三百五十三と註せり、當國の吉備津宮に參詣の志おはしけれ共、合戦の最中なれば觸穢の憚有とて、只願書計を取籠られて、翌日唐皮を立給へば、將軍も船を出されて、順風に帆をぞあげられける。五月十八日の晩景に、脇屋右衛門佐、三石より使者を以て、新田左中將の方へ立て、福山の合戦の次第委細に注進せられければ、其使者馳て馳返て、白旗・三石・菩提寺の城、未責落ざる處に、尊氏・直義大勢にて、船路と陸路とより上ると云に、若陸の敵を支ん爲に、當國にて相待たば、船路の敵、差違て帝都を侵さん事疑なし、只速に西國の合戦を打捨て、攝津國邊まで引退、水陸の敵を一處に待請、帝都を後に當て、合戦を致すべく候、急其よりも山の里邊へ出合れ候へ、美作へも此旨を申遣候つる也とぞ被仰たりける、依之、五月十八日の夜半計に、官軍皆三石を打捨て、舟坂をぞ引れける城中の勢ども、是に機を得て、舟坂山に出合ひ、道を塞で散々に射る、宵の間の月、山に隠れて、前後さだかに見へぬ事なれば、親討れ、子討るれども、只一足も前へこそ行延んとしける處に、菊地が若黨に原源五・源六とて名を得たる大剛の者ありけるが、態と跡に引さがりて、御方の勢を落さんと、防矢を射たりける、矢種皆射盡しければ、打物の鞘をばはづして、傍輩どもあらば返せとぞ呼びける、菊地が若黨ども、是を聞て遂に落延たりける者共、某此に有と名乗懸て、返合せける間、城よりおり合せける敵ども、さすがに近付得



高德が事、傳云、此者元弘の軍に忠ありければ、備前の守護職を給ふべき山を勅約有しに、朝敵亡びて後、纔に色ありて、纔に兒島計を給りけり、高德は代々兒島は持來りし也、今更事新しく、此度の御恩に非らずと申ける、依て同國鳥取の庄を給ひけるといふ。

すして、只餘所の峰々に立渡りて、時の聲をぞ作りける、其間に數萬の官兵ども、一人も討るゝ事なくして、大江田式部大輔其夜の曙には、山の里へ着にけり、和田備後守範長、子息三郎高德、佐々木の一黨が、舟よりあがる由を聞て、是を防がん爲に、西川尻に陣を取て居たりけるが、福山已に落されぬと聞へければ、三石の勢と成合んがために、九日の夜に入て、三石へぞ騎著ける、爰にて人に尋れば、脇屋殿は早宵に播磨へ引せ給ひて候也と申ける間、さては舟坂をば通り得じとて、先日搦手の廻りたりし三石の南の山路を、たどるゝ終夜越て、さごしの浦へぞ出たりける、夜未深かりければ、此儘少しの逗留もなく、打て通らば、新田殿には安く追付奉るべかりけるを、子息高德が、先の軍に負たりける疵、いまだ癒ざりけるが、馬に振られけるに依て、目昏肝消て、馬にもたまらざりける間、さごしの邊に相知たる僧の有けるを尋出して預置ける程に、時刻押遷りければ、五月の短夜明にけり。

去程に、此道より落人の通りけると聞て、赤松入道三百餘騎を差遣して、那波邊にてぞ待せける、備後守僅に八十三騎にて、大道へと志て打ける處に、赤松が勢と、ある山蔭に寄せ合せて、落人と見るは誰人ぞ、命惜くば、弓をばづし、物具脱で降人に參れと、言葉をぞかけたりける、備後守是を聞て、からゝと打わらひ、聞も習わぬ言葉哉、降人に可成ば、筑紫より將軍の様々の御教書を成してすかされて時こそ成らんすれ、それをだに引さきて火にくべたりし範長が、御邊達に向て、降人にならんと、ゑこそ申まじけれ、物具ほしくば、いでとらせんと云ふまゝに、八十三騎のもの共、三百餘騎の中へ喚て懸入り、敵十一騎切て落し、二十三騎に手を負せ、大勢の圍を破て、濱路を東へぞ落行ける、赤松が勢、案内者なりければ、被懸散ながら、前々へ馳過て、落人の通るぞ打留め、物具はげと、近隣傍庄にぞ觸たりける、依之其邊二三里が間の野伏ども、二三千人出合て、此の山の蔭、彼この田の畷に、立渡りて、散々に射ける間、備後守が若黨共、主を落さんが爲に、進ては懸破り、引下りては討死し、那波より阿彌陀が宿の邊まで、十八度まで戦て落ける間、打殘されたる者、今は僅に主従六騎に成にけり、備後守、或辻堂の前にて、馬を扣て、若黨共に向て申けるは、あわれ一族共だに打つれたりせば、播磨の國中をば安く蹴散して通る

べかりつる物を、方々の手分に向られて、一族一所に不居つれば、無力範長討るべき時刻の到來しける也、今は可遁共覺へねば、最後の念佛心閑に唱へて、腹を切らんとおもふぞ、其程敵の近付かぬ様に防げとて、馬より飛て下り、辻堂の中へ走り入て、本尊にむかひ手を合せ、念佛高聲に三百返が程唱て、腹一文字に搔切て、其刀を口にくわへて、うつぶしに成てぞ臥たりける、其後若黨四人つゞきて自害をしけるに、備後守がいとこに、和田四郎範家と云けるもの、暫思案しけるは、敵をば一人も滅したるこそ、後までの忠なれ、追手の敵、若赤松が一族子共にてや有らん、さもあらば、引組て差違へんする物と思ひて、刀を抜て逆手に拳り、甲を枕にして、自害したる體に見せてぞ臥たりける、此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には、宇野彌左衛門次郎重氏とて、和田が親類なりけり、まさしきに辻堂の庭へ馳來りて、自害したる敵の首をとらんとて、是を見るに、袖に著たる笠符、皆下黒の紋也、重氏拔たる太刀を抛て、あら淺ましや、誰やらんと思たれば、兒島・和田・今木の人々にて有けるぞや、此人達ととく知ならば、命に替ても助くべかりつる物をと、悲みて涙を流して立たりける、和田四郎、此聲を聞て、範家は是に有とて、かわと起たれば、重氏肝をつぶしながら立寄て、こはいかにとぞ悦びける、聽て和田四郎をば同道して、助をき、備後守をば葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故郷へぞ送りける、さては八十三騎は討れて、範家一人助りける、運命の程こそ不思議なれ。

同卷 聖主又山門へ臨幸の條下に 供奉の中に今木新藏人範家(和田四郎が事なり)頓宮六郎忠氏等あり。

新田左中將義貞は、備前・美作の勢どもを引連て、兵庫に着玉ひしが、五月廿五日尊氏卿も兵庫へ着船にて、度々合戦ありて、捕判官正成并舍弟帶刀正季湊川にて討死、義貞敗軍、(延元二年なり)四年八月二十八日主上芳野潛幸、其後高德も疵平癒して、同芳野へ走參りて、義貞の手に屬してける、此時高德備後守成るか。

太平記十七。 江州軍條下に 備前の兒島・今木・大富が兵船を揃て、近日上洛とあり。

同二 兒島備後守高德、義貞朝臣に向て申けるは、先年京都の合戦の時、官軍山門を落され候し事、全く軍の雌雄に非ず、只北國の敵に道をふさがれて、兵糧につまりし故也、向後も其時のごとくに候はゞ、縦ひ山上に御陣を



召れ候とも、又先年の様なる事決定たるべく候、然れば越前・加賀の宗徒の城々には、皆御勢を殘し置きて、兵糧を運送せさせ、大將一兩人に御勢を六七千騎も差副られ、山門に御陣を召れ、京都を日々夜々攻られれば、根を深し幕を堅する謀成て、八幡の官軍に力を付け、九重の凶徒を亡すべき道たるべく候、但小勢にて山門へ御上り候はゞ、衆徒案に相違して、御方を背く牒者や候はんすらん、先山門へ牒狀を送られて、衆徒の心を伺ひ御覽せられ候へかしと申ければ、此議、謀濃やかにして、慮り遠し、されば牒狀を山門へ送るべしと宣へば、高德兼て心に草案をやしたりけん、則筆を取て書之、其詞に云、

正四位上行左近衛中將兼播磨守源朝臣義貞牒延曆寺衛

請下早得山門最負一諾、誅罰逆臣尊氏、直義以下黨類、致中佛法王法光榮上狀

式竊觀素昔、涉開玄風、桓武皇帝下詔專一基、叡山者、以聖化期昌顯密兩宗於億載、傳教大師上表九鎮玉城者、以法威爲護、國家太平於無疆而耳也、然則開山門衰微悼之、見朝廷傾廢悲之、不九五之聖位、三千之衆徒爲孰乎、去元弘之始、一天革命、四海歸風之後、有源家餘裔尊氏、直義、無忠實大祿、不材登高官、自誇超涯之皇澤、不顧缺盈之天真、忽棄君臣之義、猥懷豺狼之心、事害流于蒸民、禍溢于八極、公議不譴、止將行天誅之日、煙塵暗侵九重月、翠花再掃四明之雲、此時貴寺忽轉危、庸臣謀退暴、雖然守死於善道者寡、求黨於利門者多、因茲官軍戰破、而聖主奈遭差里之囚、甞城食竭、而君王自臥戰場之刃、自爾以降逆徒彌恣意、矯刑濫行罰、凶戾殘賊、無不惡而極、自疑天維云絕、日月無所懸、地軸既摧、山川不得載、側耳奪目、苟不忍待時、吞炭含刃、徑欲計近敵之處、歎聽鸞輿幸南山、衆星拱北極、於是蘇思發、思微憤憤憤、起自輪溢之中、終得郡縣之衆、然則驅金牛開路、飛火鷄劫城、其戰未半決、勝於一舉、退敵於四方、訖、鳴昔范蠡開黃地、破吳三萬之旅、周郎桃赤壁、虜魏十萬之軍、把采何足比、如今舉國量誅朝敵、天慮以臣爲爪牙之任、肆不違下否泰、振臂將發京師、貴山儻若不捐故舊、拉大敵於隻手中、必矣、傳聞當山之護持、亘古亘今、卓犖于乾坤、承和修大威德之法、嗣君乃坐玉辰、承平安四天王之像、將門遂傷鐵身、是以賴佳運於七社之冥應、復舊規於一山之懇祈、執思量之、凡惡在彼與義在我、孰與天下之治亂山上之安危、早聞一諾之群議、以遠合虎符、速應三軍之卒伍、而爲搖龍旗、牒送如件、勸之以狀。

延元二年七月 日

とぞ書たりける、山門の大衆は、先年の春夏兩度山上へ臨幸成たりし時、粉骨の忠功を致すに依て、若干の所領を得たりしが、官軍北國へ落行き、主上京都に還幸成しかば、大望一々に相違して、あはれいかなる不思議も有て、先帝の御代になれかしと祈念する處に、此牒狀到來したりければ、一山舉て悦び合る事限りなし、同七月二十三日に一所住の大衆、大講堂の庭へ會合して、返牒を送る、其詞に云、(返牒之文略之)とぞ書たりける、山門の返牒、越前に到來しければ、義貞不斜悦びて、頓て上洛せんとし給ひけるが、混に北國を打捨なば、高經如何様跡より起て、北陸道をさし塞ぬと覺れば、二手に分て、國をも支へ、又京をも責べしとて、義貞は三千餘騎にて越前に留り、義助は二萬騎を卒して、七月二十九日越前の府を立て、翌日には敦賀の津に着けり。同年壬七月二日 義貞朝臣自書。

曆應元年八月十六日、吉野の帝崩す、此時高德芳野に有しと見へたり。

同二 先帝崩御の條に

世の危を見て、彌命を輕ぜん官軍を數ふるに、諸國連名あ、備前に今木・大富・和田・兒島、皆義心金石の如にして一度も變ぜぬ者共也と、云々。

同二 曆應三年三 備前の國の住人佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤早馬を打て、二月二十三日小豆島に押渡り、義兵を擧る處に、國中の忠ある輩馳加て、逆徒少々打順へ、京都運送の舟路を差塞て候也、急近日大將御下向あるべしとぞ告たりける、諸卿是を聞て、大將進發の道開きて、天運機を得たる時至りぬと悦び給事限なし。抑此信胤と申は、去建武の亂の始に細川卿律師定禪に與力して、備前・備中の兩國を平げ、將軍の爲に忠功ありしかば、武恩に飽て恨を含べき事も無りしに、依何今俄に官方に成ぞと、事の根元を尋ねれば、此比天下に禍をなす傾城故とぞ申ける、其比菊亭殿に御妻とて、眉目貌類なき、其品賤しからで、なまめきたる女房ありけり、しかあれ共、元來心輕く、おもひ定めたる方もなければ、何となく引手數多のうき網の、目もはづかなる其喩も、猶事過て、寄瀬何



くにかと、我ながら思ひわかでぞ有渡りける、さはりながら、おほろげにては、人の近付べきにもあらぬ宮中の深き栖ひなるに、いかゞして心を懸し玉垂の、間求得たる便より有けん、今の世に肩を双ぶる人もなき、高土佐守に通馴て、人知らず思ひ結れたる下紐の、せきとめがたき中なれば、初の比こそ忍びけれ、後は早山田にかゝるひたぶるに、打ひたゝけて、あやにくなる里居にのみまかでければ、宮仕ひも常には疎なる事のみありて、主の左のおほひまうち公も、かく共知らせ給しかば、むづかしの人目の中の關守や、よひくごとの深過るを待す共あれかしなどゆるされ、まかで出ける時も有、懸りし程に、此土佐守に元相馴て、子供數多儲たる鎌倉の女房の有けり、是は元來田舎人也ければ、物妬はしたなく、心たけく敷て、彼源氏の雨夜の物語に頭中將の指をくひ切たりし有様共多かりけり、されども子供の親なれば、けしからずの有様哉とおもひながら、いなと云べき方もなく、年を送りける處に、土佐守伊勢國の守護に成て下向しけるが、二人の女房を皆具足して下らんとて、元の女房をば先へ下しぬ、御妻を同じ様にと待しか共、今日よ明日よとて、少しうるさげなる氣色に見へしかば、土佐守猶もおもひの色増して、伴ひ行かでは叶まじきとて、三日まで逗留して、兎角云恨けるほどに、さらばとて、夜半計にこしさし寄て、几帳指隠して扶け乗せられぬ、土佐守限なくうれしくて、道に少しもやすらはず、聽て伊勢路に趣けり、まだ夜を籠て逢坂の、關の岩角踏鳴し、夕本編附付鳥に送られて、水の上へなる栗津野の、露わけ行ばにほの海、流れの末の河と成る、勢田の橋を打渡れば、いでの田衣子上河の朝風に、比良の峯わたし吹來て、輿の簾を吹揚たり、出絹の中を見入たれば、年の程八十計なる古尼の、額には皺のみよりて、口には齒一つもなきが、腰を二重に曲めてぞ乘たりける、土佐守驚て、是は何様古狸か古狐の化たるにてぞ有らん、鼻をふすべよ、曇目にて射て見よと申ければ、尼泣々、是は化者にて候はず、菊亭殿へ年來參り通ふものにて候、御妻の局へ召れて、斯様にて京に住わびんよりは、我が下る田舎へ行て、しばらくも慰めかしと仰せられし間、さそふ水もがなとおもふ憂身に候へば、うれしき事に思うて、昨日御局へ參りて候へば、留められまいらせて、妻戸に輿を寄たりしに、それに乘と仰候ひしかば、何心もなく乘たる計にて候とぞ申ける、土佐守、さてはこの女房に出し抜かれたる者也、彼御所に打

入て、奪ひ取すば下るまじきものをとて、尼をば勢田の橋爪に打捨て、空輿を昇返して、又京へぞ上りける、元來思慮なき土佐守、菊亭殿に推寄て、四方の門を差籠て、残る所なく搜しける、御所中の人々、こは何かなる事ぞとて、上下周章騒事限りなし、いかに求れどもなければ、此女房の住しあたりなる局に有ける女の童を囚て責問ひければ、其女房は通ふ方多かりしかば、いづくとも差ては知がたし、近來は飽浦三郎左衛門とかや云者にこそ、分て志深く、人目も憚からぬ様に承り候ひしかと語りければ、土佐守彌腹を据へ兼て、聽て飽浦が宿所推寄て、討んと議りけるを聞て、自科遁れがたきに依て身を隠しかね、多年粉骨の忠功を棄て、官方の旗をば擧たりける也。

折得ても心許すな山櫻、さそふ嵐に散もこそすれ

と歌に讀たりしは、人心の花なりけりと、今更おもひ知りても、淺ましかりし事ども也。

同卷 義助豫州下向事

去程に、四國の通路開ぬとて、脇屋刑部卿義助は、曆應三年四月一日勅命を蒙て、四國・西國の大將を奉て下向。中略。三百餘艘の船を汰べ、備前の兒島へ送奉る、此には佐々木薩摩守信胤・梶原三郎、自去年宮方に成て、嶋の内には交る人もなし、されば大船數多汰べて、四月二十三日伊豫國今張の浦に送着奉ると、云々。此時備後三郎も從行同五月七日義助病死也。

同二 貞和 十四 元年 三宅萩野謀叛の條下

其比備前國の住人三宅三郎高德は、新田刑部卿義助に屬して伊豫國へ越たりけるが、義助死去の後、備前國へ立歸り、兒島に隠れ居て、猶も本意を達せんために、上野國に座しける新田左衛門佐義治を呼奉り、是を大將にて旗を擧んとぞ企ける、此比又丹波國の住人萩野彦六朝忠、將軍を奉恨事有と聞へければ、高德潛に使者を通して觸送るに、朝忠悦んで許諾す、兩國已に日を定て打立んとしける所に、忽に漏聞て、丹波へは山名伊豆守時氏三千餘騎にて押寄せ、高山寺の麓、四方二三里を堺にぬり籠て、食攻にしける間、朝忠終に戦屈して、降人に成て出に



けり、兒島へは備前・備中・備後三ヶ國の守護、五千餘騎にて寄ける間、高德爰にては本意を遂る程の合戦は叶はじとやおもひけん、大將義治を引具し、海上より京へ上て、將軍・左兵衛督・高・上杉の人々を夜討にせんとぞ巧みける、勢少くは叶まじ、廻文を遣して、同意の勢を集めよと、諸國へこの由を觸遣すに、此彼に身を側め形を替て隠れ居たる官方の兵千餘人、夜を日に繼で馳参りける、此勢一所に集らば、人に恠しめらるべしとて、二百餘騎をば大將義治に付奉て、東坂本に隠し置き、三百餘騎をば宇治・醍醐・真木・葛葉に宿し置き、勝れたる三百人をば、京白河に打散し、態と一所には不置けり、已に明夜木幡峠に打寄て、將軍左兵衛督・高・上杉が館へ、四手に分て夜討に可寄と、相圖を定めたりける前日、如何して聞へたりけん、時の所司代都筑入道二百餘騎にて夜討の手引せんとて、究竟の忍びどもが隠れ居たる四條壬生の宿へ、未明に押寄する、楯籠る所の兵共、元來死生不知の者共なりければ、家の上へ走り上り、矢種のある程射盡して後、皆腹搔破て死にけり、是を聞て處々に隠れ居たる與黨の謀叛人共も、皆散々に成りければ、高德が支度相違して、大將義治相共に、信濃國へぞ落行けると、云々。

按ずるに、高德此より北國に居住すと見へたり。

吉野拾遺に  
兒島備後守、こしの國より文の事

いにしきらきのころ、こじまびんごの守高のりのもとよりの使とて尋來れり、ふみいとこまやかにおもひをのべて、たくましくかき給ひてけり、その中に、さても世はおもふにかなはぬさまかな、いづれの人々も、君に忠をつくし、御敵をほろぼし、ふたたび一統の御せいたてをおをがんと、まことをのみおもはぬはなし、高のり、いやしくも先帝の御爲には、もろこしの紀信が義にもなぞらへ、子房がはかりごとにもおとらまじなどつとめて、心ばかりはいさぎよく、あけ暮、これのみはかるといへども、御運のつたなきにや、其事ゆかた、やもすれば、みかたによからぬ氣ななどいまして、いと口おしく候、こしの土ともなりなまじ、さても年ごろのよしみ、わするまもなく侍れども、いくさのために、明れば、にしひがしにいそぎ、くるれば、きたみなみにはしり、いとまには、たかきいやしき、一所にあつまりせぐまると、ばかりごとより外には他事もなし、さればとて、むかし契りしまじはりを、わするまにはあらねども、をのづから道の程も、敵のためにさし

ふさがれぬれば、心してとぶらふべくもあらず、ひとへに生をへだてたるばかりなげき侍る、そのたよりとでもまれになれば、うへにことなる御事もましまさぬにや、人々はまめやかにつかまつり玉ふにやと、いと心ならず、いぶかしくなん侍りて、いつしかうつり行とし月にて、何事もおとろへたる世のさまなるに、御らんもそれになぞふべきにやと、一かたならぬさまのみよろしくはかり給うべしは、苦のき申すかいはと、うきいやしきまで待しやと其外のいたはりかぞへすくしかたふ、松田へ侍るなどむかし今の事、心ばせをつくして筆をそめたまへるさま、またなくすせうの事にも思ひ侍る、此文の外に、又したためたる文中の物あり、封をほどき見れば、あらたまのとしをしゆくしたる詩なり。

近甞胡人而吟北陸、遙雖慕南風、音信區通矣、嗟乎芝蘭今既凋、心友斷交、闇然送光陰而已、殊舊冬之玄寒、新陽之餘寒、交以徹于肌骨、宜預憐察焉、委回別以狀、鄙懷千萬端。

東風吹暖入家々、相像九衢塵裏嘆、不識世間春色遍、舊爐殘火去年花

比來雖駭劇佳莫詠修禪之工夫矣、俗士之隱生者乎。

二月甲戌

兒島高德

隱 老 机 前

いとこまやかなる事なめりかしとおもひて、つゝによろしくゑいらんにそなへ奉りしに、いとやさしきなと勅賞ありしも難有し。

太平記(二十六) 貞和五年、先西國靜謐の爲とて、將軍の嫡男宮内太輔直冬を備前の國へ下さる。此後、直冬は、左兵衛督欲誅、師直時上洛せんとおもはれけれども、(二十七卷)圓心都を立て播磨の國へ馳下り、三千餘騎を二手に分て、備前の舟坂、美作の杉坂、二の道を指ふさき、義旗雲龍を靡かして、回天の機をぞ露しける、されば直冬大勢にて上らんと被議けるが、其支度相違したりけり。直冬は筑紫にて蜂起有ければ、これを爲誅伐とて、同(二十八)貞和五年十月十三日の早且に、師直遂に都を立て、將軍を先立奉り、路次の軍勢驅具して、十一月十九日に、備前の福岡に着給ふ、爰にて四國・中國の勢を待けれども、海上は波風荒れて、船も不通、山陰道は雪降積で、馬の蹄も立ざれば、馳参る勢不多、さては年明てこそ筑紫へは向はめとて、將軍は備前の福岡にて、徒に日をぞ送られける。

吉備温故秘録

廿六卷、正行參  
吉野條下に、將  
軍方運名の中に  
松田備前三郎・  
須々木備中守あ  
り。  
同卷四條繩手合  
戰條下にも、松  
田左近將監重明  
舎弟七郎五郎・  
子息太郎三郎・  
須々木備中守高  
行・松田小次郎  
等あり。



同二 官方京攻の條下に

南方の勢、已に京へ寄ると聞へければ、京都の警固にて坐しける宰相中將義詮朝臣より早馬を立て、備前の福岡に將軍九州下向の爲とて座しける所へ、急を告ぐる事頻並也、依之、將軍飛脚を以て、越後守師泰が、石見の三角の城退治せんとて居たりけるを、其國は兎も角もあれ、先京都一大事なれば、夜を日に繼て可上洛山をぞ被告ける、飛脚の行歸る程、日數を経ければ、師泰が參否の左右を待までもなしとて、將軍は急ぎ福岡を立て、二千餘騎にて上洛し給ふ。

同卷 師直出家の條下に、細川陸奥守も三條殿の召によりて、大勢早三石に着とあり。高德入道して志純と改名したると見へたり。

同三 南帝八幡御退失の條下に

主上遙に落延させ給ひにけり、古津川の端を西に傍て、御馬を早めらるゝ所に、備前の松田、備後の宮の入道が兵ども、二三百騎にて取籠奉る、十方より如雨降射る矢なれば、遁れ給ふべしとも不見けるが、天地神明の御加護も有けるにや、御鎧の袖、草摺に二筋當りける矢も、曾て裏をぞかゝざりける、法性寺左兵衛督、是までも尙離れ進らせず、只一騎供奉したりけるが、跡より敵懸れば、引返して追散し、敵前を遮れば、懸破て主上を落し進らせける所に、何くより來るとも不知、御方の兵百騎計、皆中黒の笠符を着て、御馬の前後に候けるが、近付敵を右往左往に追散して、かき消様に失にければ、主上は玉體無恙して、東條へ落させ給にけり。中略。今度僞て京都を攻られん爲に、先住吉・天王寺へ行幸成たりし時、兒島三郎入道志純も召れて参りたりけるを、是が一大事なれば、急ぎ東國・北國に下て、新田義貞が甥子共に、義兵を興させ、小山・宇都宮以下便宜の大名を語ひて、天下の大切を即時に致す様に智謀を運せと仰出されければ、志純夜を日に繼て關東へ下りたれば、東國の合戦、早事散じて、新田義興・義治は、河村の城に楯籠り、武藏守義宗は、越後の國にぞ居たりける、勅使東國・北國の方へ行向て、君已に大敵に圍れさせ給ひて、助の兵力勞れぬ、若神龍化して釣者の爲に捕はれさせ給ひなば、天下誰が爲にか争は

卅二卷、神南合戦の時、備前の國の住人須々木三郎左衛門父子兄弟六人、入替て戦けるが、つづく御方なければ、是も一所にて討れにけると有。

んと、依義重可輕命習を申ければ、小山五郎・宇都宮少將入道も、勅諭に隨ふ也とて、東國靜謐の計略を可運由約諾す、義興・義治は、尙東國に止て、將軍と戦ひ、新田武藏守義宗・桃井播磨守直常・上杉民部大輔・吉良三郎満貞・石堂入道、東山・東海・北陸道の勢を率し、二手に成て上洛し、八幡の後攻を致して、朝敵を千里の外に可退と、諸將の相圖を定めて、勅使を先立てぞ上りける。去程に新田武藏守義宗は、四月二十七日越後の津張より立て、七千餘騎越中の放生津に着ければ、桃井播磨守直常三千餘騎にて馳參る、都合其勢一萬餘騎、九月十一日前陣已に能登國へ發向す、吉良三郎・石堂も、四月二十七日駿河國を立て、路次の軍勢を駈催し、六千餘騎を率して、五月十一日に先陣已に美濃の垂井・赤坂に着しかば、八幡に力を勦せんと、遠籜をぞ焼たりける。是のみならず、信濃の下の宮も、神家・滋野・友野・上杉・仁科・禰津以下の軍勢を召具して、同日に信濃を立せ給ふ。伊豫には、土居・得能、兵船七百餘艘に取乘て、海上より責上る。東山・北陸・四國・九州の官軍ども、皆我國々を立しかば、路次の遠近に依て、縦五日三日の遅速は有とも、後攻の勢こそ近づきたれと、云立る程ならば、八幡の寄手は、皆退散すべかりしを、今四五日不待附して、主上は八幡を落させ給ひしかば、國々の官軍も力を落しはて、皆已が本國へ引返しける、是も只天運の時不至、神慮より事起る故とは云ながら、とすれば違ふ官方の運の程こそ計られたり。此より高德事跡、太平記になし。

同三 山名伊豆守落美作城條下

康安元年十月十二日に、山名伊豆守時氏、嫡子右衛門佐師義、次男中務大輔、出雲・伯耆・因幡三ヶ國の勢三千餘騎を率して美作へ發向す。中略。倉懸 赤松筑前入道世貞、舍弟律師則祐、連名略 一族相集て二千騎高倉山の麓に陣を取て、敵倉懸の城を攻ば、弊に來つて後攻をせんと企と聞へければ、山名右衛門佐師義勝れたる兵八百餘騎を率し、敵の近付ん所へ懸合せんと、浮勢に成て扣へたり、赤松は右衛門佐小勢也と聞て、先此敵を打散さんと、打立ける所に、阿保肥前入道信禪、俄に敵に成て、但馬國へ馳越へ、長九郎左衛門と引合て、播磨へ打て入らんと企ける間、赤松さらば東の方に城郭を構へ、路々に警固の兵を置けとて、法華山に城を構へ、大山越の道を切塞で、五



ヶ所へ勢をぞ差向ける、依之、進んで山名に戦はんとするも勢少く、退て但馬へ向はんとするも不叶、進退歩みを失て、前後の敵に迷惑す、さらば中國の大將細川右馬頭頼旨、讃岐の守護を相論じて、四國にをはするに憫送て、其勢を呼越し、備前・備中・備後、當國四ヶ國の勢を以て、倉懸の城を後攻をせよとて、事の子細を牒送するに、右馬頭大に驚て、九月十日備前へ押渡て、後陣の勢を待けるに、相順ふ四ヶ國の兵共、己が國々の私戦を捨かねて、大將に不屬、備前・備中・備後三ヶ國の勢は、皆野心を含める者共なれば、非可憑とて、大將幸川に陣を取り、徒に月日をぞ被送ける、去程に倉懸の城には、人多して兵糧少かりければ、戦ふ度に軍利有といへども、後攻の憑もなく、食盡矢種盡ければ、無力十一月四日、遂に城を落にけり、是より山名山陰道四ヶ國を併せて、勢彌近國に振ふのみに非ず、諸國の聞へおびたゞしかりければ、世の中如何あらんと危くおもわぬ人も無りけり。同卷に、頼宮が物部に記すゆへ、爰に記さず、合せ見るべし。

同三十 備前軍條下に  
八卷

同年康安二六月三日に山名伊豆守時氏五千餘騎にて、伯耆より美作の院の庄へ打越て、國々へ勢を差分つ、先一方へは、時氏子息左衛門佐師義を大將にて、二千餘騎、備前・備中兩國へ發向す、一勢は、備前の仁の堀に陣立を取て敵を待に、其國の守護・松田・河村・福林寺・浦上七郎兵衛行景等、皆無勢なれば、出合ては叶じとやおもひけん、又讃岐より細川右馬頭頼之、近日兒島へ押渡ると聞ゆるをや相待けん、皆城に楯籠て未曾戰、一勢は多治目備中守猶崎を侍大將にて、千餘騎、備中の新見へ打出たるに、秋葉三郎多年拵すまして、水も兵糧も卓散深山なる松山の城へ、多治目猶崎を引入しかば、當國の守護越後守師秀が戦べき様無し、備前の徳倉の城へ引退く刻み、郎從赤木父子二人落止て思程戰て、遂に討死してけり、依之、敵勝に乗て、國中へ亂入て、勢を差向へ、責出すに、一議をも可言様無れば、國人一人も順ひ不付と云者なし、只陶山備前守計ぞ、南海の端に添て、僅なる城を拵て、將軍方とは残りける。

同三 細川相模守討死條下に  
十八

讃岐には、細川相模守清氏と、細川右馬頭頼之と、數月戰けるが、清氏遂に討れて、四國無事故靜まりにける、其軍の様を傳聞に、相模守四國を打平けて、今一度都を傾て、將軍を亡し奉らんと企て、境の浦より船に乗て讃岐へ渡ると聞へしかば、相模守がいとこの兵部大輔淡路の國の勢を率して、三百餘騎にて馳着、其弟掃部助讃岐の國の勢を相催して、五百餘騎にて馳加る。小笠原宮内大輔阿波の國の勢を率して、三百餘騎にて馳着ける間、清氏の勢は無程五千餘騎に成にけり、其比右馬頭頼之は、山陽道の峰起を靜めんとて、備中國に居たりけるが、此ことを聞て、備中・備前兩國の勢千餘騎を率し、讃岐國へ押渡る。中略。相模守の陣は、白峰の麓、右馬頭が城は、歌津なれば、其あわひ僅に二里なり、寄やする、待てや戰ふと、互に時を伺ふて、數日を送りける程に、右馬頭の勢、大略遠國の者共なれば、兵糧につまりて窮困す、角ては右馬頭は讃岐國には怵へじと見へける程に、結局備前の飽浦薩摩權守信胤、宮方に成て海上に押浮め、小笠原美濃守、相模守に同心して渡海の路を差塞ぎける間、右馬頭の兵は、日々に減じて落行き、相模守の勢は國々に聞へて夥し、只魏の將司馬中達が、蜀の討手に向て、戦はで勝事を得たりけん、其謀に相似たり、七月二十三日の朝、右馬頭帷帳の中より出で、新開遠江守眞行を近付て宣ひけるは、當國兩陣の體を見るに、敵軍は日々にまさり、御方は漸々に減ず、角て猶數日を送らば、合戰難義に及びぬと覺る、依之事をはかるに、宮方の大將に、中の院源少將と云人、西長尾と云所に城を構ておわすなる、此勢を差向て可攻勢を見せば、相模守定て勢を差分て城へ入べし、其時御方の勢城を攻んする體にて、向城を取て夜に入らば、篝を燒捨て、こと道より馳歸り、懸て相模守が城へ押寄、頼之搦手に廻り、先小勢を出し、敵を欺く程ならば、相模守縦ひ一騎なり共、懸出で、不戰と云事有べからず、は一舉に大敵を亡す謀なるべしとて、新開遠江守に、四國・中國の兵五百餘騎を相添て、踏次の在家に火を懸て、西長尾へ向られける、如案、相模守是を見て、敵は西長尾の城を攻落して、後へ廻らんと巧みけるぞ、中院殿に合力せでは叶まじとて、舍弟左馬助、いとこの掃部助を兩大將として、千餘騎の勢を西長尾の城へ差向けらる、新開元來城を攻むする爲ならねば、態と日を暮さんと、



足輕少々差向けて、城の麓なる在家所々焼拂て、向陣をぞ取りたりける。城は尙大勢なれば、哀れ新開が寄て責よかし、手負少々射出して後、一度にはつと懸出で、一人も不殘討留んとぞ勇ける。夜已に深ければ、新開向陣に籌を多く焼殘して、山を越る直道が有けるより引返して、相摸守の城のまへ、白峯の麓へ押寄る、兼て定めたる相圖なれば、同二十四日の辰の刻に、細川右馬頭五百餘騎にて搦手へ廻り、二手に分れて、時の聲をぞ擧たりける。中略。相摸守は、毎も己が武勇の人に超たるを憑て、軍立餘りに大早りなる人なりければ、寄手の旗の手を見ると均しく、二の木戸を開かせ、小具足をだにも堅めず、袷の小袖引たをりて、鎧計を取て、肩に抛懸て、馬上にて上帯縮て、只一騎懸出給へば相順ふ兵三十餘騎も、或はほう當をして、未冑をも不着、或は籠手を指して、未鎧を不着、眞前に裏<sup>ツミ</sup>連たる敵千餘騎が中へ破て入る、あはれ剛の者やとは乍見、片皮破りの猪武者、おこがましくぞ見えたりける、けにも相摸守、敵を物とも思はれざりけるも理り哉、寄手千餘騎の兵共、相摸守一騎に懸分られて、魚鱗にも不進、鶴翼にも不圍得、此の塚の上、彼の岡に打上りて、人馬ともに辟易せり、相摸守は鞍の前輪に引付て、ねじ頸にせられける、野木備前次郎・柿原孫四郎二人が首を太刀の鋒に貫て差揚、唐土・天竺・鬼海・大元の事は國遠ければ未知、吾朝の秋津島の中に生れて、清氏に勝る手柄の者有とは、誰もやはいふ、敵も他人に非ず、蓬く軍して笑はるなど、耻しめて、只一騎、猶大勢の中へ懸入給ふ、飽まで馬強なる打物の達者が、逃る敵を追立く切て落せば、其鋒に廻る者、或は馬とくもに尻居に打据へられ、或は甲の鉢を胸板まで被破付、深泥死骸に地を易たり、爰に備中の國住人陶山三郎と、備前の國住人伊賀掃部助と、只二騎田の中なる細道を、しづくと引けるを、相摸守追付て切らんと、諸鎧を合せて責られる處に、陶山の中間そばなる溝にをり立て、相摸守の乗給へる鬼鹿毛と云馬の草脇をぞ突たりける、この馬さしもの駿足なりけれども、時の運にや曳れけん、一足もさらに動かず、すくみて地にぞ立たりける、相摸守は近付きて敵の馬を奪はんと、手負たる體にて馬手に下り立、太刀を倒に突て立れたりけるを、眞壁孫四郎馳よせ、一太刀打て當倒さんとする處に、相摸守走寄て眞壁を馬より引落し、ねぢ頸にやすする、人飛礫にや打つと思案したる様にて、中に差上てぞ立れたる、伊賀掃部助高光懸合する敵二騎切

て落し、鎧に餘る血を笠符にて押拭ひ、何くにか相摸守のおはすらんと、東西に目を賦る處に、眞壁孫四郎の中に乍提、其馬に乗らんとする敵あり、あな夥し凡夫とは不見、是は何様相摸殿にてぞおわすらん、是こそ願ふ處の幸よと思ければ、伊賀掃部助島を筋違に、馬を驚地に馳懸て、むすと組で引かつぐ、相摸守、眞壁をば右の手にかい綱で投捨、掃部助を射向の袖の下に押へて、頸を搔んと、上帯延て後に廻れる腰の刀を引廻されける處に、掃部助心早き者なりければ、組と均しく拔たりける刀にて、相摸守の鎧の草摺はねあげ、上げ様に三刀さす、刺れて弱れば勿返して押へて頸をぞ取たりける、さしもの猛將勇士なりしか共、運盡て討るゝを知る人更に無かりしかば、續て助くる兵もなし、森次郎左衛門と鈴木孫七郎行長と討死をしける外は、一所にて討死する御方もなし。中略。西長尾の城へ向られたりつる左馬助、二十四日の夜明て後、新開が引歸したるを見て、是は如何様相摸殿の御陣の勢を外へ分させて、差違て城へ寄せんとばかりけるぞ、軍今は定て始りぬらん、馳歸て戦へとて、諸鎧に策をそへ、千里を一足にと馳歸り給へば、新開道に待受て、難所に引懸て平野に開合せ、入替く戦たり、互に討つ討れつ、東西に地を易へ、南北に逢つ別れつ、二時計戦て、新開遂に懸負けければ、左馬助・掃部助兄弟勝時三聲揚させ、氣色ばうたる體にて、白峰の城へ歸給ふ、斯る處に笠符かなぐり捨て、袖甲に矢少々射付られたる落武者ども、二三十騎道に行合たり、跡に追付て軍の様、何と有けるぞと問給へば、皆泣聲にて、早相摸殿は討れさせ給ひて候也とぞ答ける、こは如何とて、城を遙に向上たれば、敵早入替ぬと覺て、不見し旗の紋共關櫓の上に幽揚す、重て戦はんとするに無刀、楯籠らんとするに城なければ、左馬助・掃部助、落行勢を引具して、淡路の國へぞ被落ける、其國に志有し兵ども、此事を聞て、何しか皆心替りしければ、淡路にも、尙たまり得ず、小舟一艘に取乗て、和泉國へぞ落られける、是のみならず西長尾の城も、被攻ぬ前に落しかば、四國は時の間に靜りて、細川右馬頭にぞ摩順ひける。此一條、備前國の事に非ざれども、備前の人數出で、段々武功ありし故、爰に記す。

## 赤松家興廢大略

王代一覽・本朝通記を以て、爰に記す。



正慶元年、赤松圓心起兵於播州、圓心者出<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>村上天皇、累世領<sub>レ</sub>播州佐用庄、爲<sub>レ</sub>人素赤豁如、不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>下風、有<sub>レ</sub>三子、長曰<sub>レ</sub>範資、次曰<sub>レ</sub>貞範、季曰<sub>レ</sub>則祐、各皆有<sub>レ</sub>將略、就<sub>レ</sub>中、則祐之智策長<sub>二</sub>兄<sub>一</sub>、則祐初從<sub>レ</sub>護良親王、踐<sub>レ</sub>危難、親王逾<sub>レ</sub>據<sub>二</sub>吉野城<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>命歸<sub>二</sub>於播州<sub>一</sub>、勸<sub>レ</sub>圓心、圓心可<sub>レ</sub>其旨、乃去歲築<sub>二</sub>吉野城<sub>一</sub>據<sub>レ</sub>之、時東軍攻<sub>二</sub>千劍破城<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>利、頓<sub>二</sub>兵於城下<sub>一</sub>、察<sub>二</sub>六波羅兵少<sub>一</sub>、出<sub>二</sub>若繩<sub>一</sub>軍<sub>二</sub>山梨梨原間<sub>一</sub>、塞<sub>二</sub>山陽<sub>一</sub>、山陰之通路、於是備州及安藝周防之兵、應<sub>二</sub>六波羅之命<sub>一</sub>、擊<sub>レ</sub>圓心、圓心使<sub>二</sub>長子筑前守範資<sub>一</sub>、逆<sub>レ</sub>擊<sub>レ</sub>之、範資待<sub>二</sub>舟坂之險<sub>一</sub>、大敗<sub>レ</sub>之、擒<sub>二</sub>其將二千餘輩<sub>一</sub>、圓心不<sub>レ</sub>敢誅<sub>レ</sub>之、解<sub>レ</sub>縛勞遣<sub>レ</sub>之、於是伊東大和次郎感<sub>二</sub>其恩<sub>一</sub>、忽屬<sub>二</sub>圓心<sub>一</sub>、築<sub>二</sub>三石城<sub>一</sub>、伊東乘<sub>二</sub>塞<sub>一</sub>、西國之往還、絕<sub>二</sub>京師之糧道<sub>一</sub>、圓心大喜、還殲<sub>二</sub>播州地<sub>一</sub>、國中之兵雲集、響應從<sub>二</sub>圓心<sub>一</sub>、圓心進據<sub>二</sub>摩耶城<sub>一</sub>、略<sub>二</sub>國內<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是播州之地悉靡應、圓心之威勢大振矣。同二年冬、圓心謀反起<sub>二</sub>兵於播州<sub>一</sub>。

按、圓心爲<sub>二</sub>朝家<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>起<sub>二</sub>兵以往<sub>一</sub>、沐<sub>二</sub>雨櫛風之勞<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>、故碎<sub>二</sub>強敵<sub>一</sub>、陷<sub>二</sub>堅陣<sub>一</sub>、數度、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>冠時之勇將<sub>一</sub>也、惜哉、道<sub>二</sub>朝延割<sub>レ</sub>符封<sub>二</sub>功將<sub>一</sub>之時、爲<sub>二</sub>後口<sub>一</sub>、陷、惟不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>賞資<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是恨<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>、懷<sub>二</sub>懷遂謀<sub>一</sub>、反矣、圓心之拘<sub>二</sub>反謀<sub>一</sub>、實依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>帝顧之圓心<sub>一</sub>者乎、雖<sub>レ</sub>然怒<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>禮、怨<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>棄<sub>レ</sub>義、臣子之常也、圓心有<sub>二</sub>憂世忠君之誠<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>視<sub>二</sub>帝恩之淺深<sub>一</sub>、然圓心不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>公義之可否<sub>一</sub>、怒<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>恩賞之其身<sub>一</sub>、輒辨<sub>二</sub>人臣義<sub>一</sub>、由<sub>レ</sub>是見<sub>レ</sub>之、圓心之戰功、出<sub>二</sub>名譽利食之際<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>古人不<sub>レ</sub>謂乎<sub>一</sub>、人臣爲<sub>二</sub>利祿<sub>一</sub>而效<sub>レ</sub>忠、其忠不<sub>レ</sub>盡、宜乎圓心之大功、陷<sub>二</sub>一婦之口<sub>一</sub>哉。

文和四年則祐の代、備前の守護職を則祐に賜ひし時、其身は白旗城に有て、其臣浦上掃部助宗隆を備前國三石城に置て、當國を治めしむ、應安四年十一月廿九日、則祐卒す、其子上總介義則、續て國を治、應永四年九月廿日卒す、其子左京大夫滿祐、續て三國を治。

本朝通記曰、應永三十四年冬十月、赤松滿祐縱<sub>二</sub>大於我宅<sub>一</sub>、奔<sub>二</sub>播州<sub>一</sub>、反、義持使<sub>二</sub>細川持元<sub>一</sub>、山名滿弘擊<sub>レ</sub>之、初圓心之三子範資、貞範、則祐、皆仕<sub>二</sub>尊氏<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>軍功<sub>一</sub>、則祐最大、尊氏以<sub>二</sub>攝津<sub>一</sub>、因幡、備前、播磨、美作五箇國、賜<sub>二</sub>三人<sub>一</sub>、則祐之長子曰<sub>レ</sub>義則、義則長子曰<sub>レ</sub>滿祐、相繼領<sub>二</sub>播州<sub>一</sub>、貞範之子曰<sub>レ</sub>顯則、顯則長子曰<sub>レ</sub>滿貞、滿貞子曰<sub>レ</sub>貞村、是嫡流也、持貞者顯則第七子也、時滿祐與<sub>二</sub>持貞<sub>一</sub>論<sub>二</sub>采地<sub>一</sub>、持貞雖<sub>二</sub>庶流<sub>一</sub>、義持私<sub>二</sub>陰持貞<sub>一</sub>、割<sub>二</sub>五箇國<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>持貞領<sub>二</sub>三箇國<sub>一</sub>、從

レ是持貞擅<sub>レ</sub>奢、無<sub>レ</sub>禮疎<sub>レ</sub>氏族、滿祐怒<sub>レ</sub>之、自焚<sub>二</sub>其宅<sub>一</sub>、歸<sub>二</sub>播州<sub>一</sub>、據<sub>二</sub>白旗城<sub>一</sub>、反、義持怒使<sub>二</sub>持元<sub>一</sub>、滿弘擊<sub>レ</sub>之、兩將率<sub>レ</sub>兵赴<sub>二</sub>播磨<sub>一</sub>、圍<sub>二</sub>滿祐<sub>一</sub>、時在<sub>二</sub>于京師<sub>一</sub>之諸將疾<sub>二</sub>持貞之驕暴<sub>一</sub>、列訴舉<sub>二</sub>持貞之惡<sub>一</sub>、救<sub>二</sub>滿祐<sub>一</sub>、義持猶豫而不<sub>レ</sub>決、諸將連<sub>レ</sub>嗷、訴、義持不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止使<sub>二</sub>持貞自殺<sub>一</sub>、免<sub>二</sub>滿祐<sub>一</sub>、滿祐歸洛。

王代一覽に曰、嘉吉元年六月、將軍義教、赤松滿祐入道性具が所領備前・播磨・美作を分て、其一族赤松伊豆守貞村に授んとす、滿祐が子彦次郎教康是を知て、滿祐に語、滿祐恨を含みて、今月廿四日義教、滿祐が家へ渡御、猿樂を見物し、酒宴を設く、此時滿祐か一族左馬助と教康と相謀り、猿樂酒宴の最中に、厩の馬を放て、其きはぎのまぎれに門を開て、教康と左馬助と進んで義教の前へ到て、左右の手を取、義教驚く處を、赤松が家人安積後より御頭を賜る、坐中大に騒動す、大内介持世垣を逾て逃出る、滿祐・教康は、義教の頸を持って、一族を引連播州へ下向す、義教時に歳四十八、太政大臣を贈らる、普光院と號す、善山と稱す、管領細川右京大夫持之・畠山左衛門督持國・大内介持世等以下相談して、義教の子義勝をもちたて主君とす、時に僅に八歳也、細川讚岐守持常・赤松伊豆守貞村・武田大膳太夫信賢を大手の大將とし、山名右衛門督持豐・同修理大夫教清・同相摩守教之を搦手の大將とし、播州に發向し、滿祐父子を誅討せしむ、持常・滿祐と中よかりし故に進み攻ず、八月繪旨を播州の寄手に賜て滿祐を誅せしむ、九月山名持豐・教清・教之播州を攻破りて、滿祐白旗の城にて自害す、年六十一、安積已下の家人多く死す、教康は伊勢國司を頼み落けるを、國司同心せざる故、教康自害、(年十九)。左馬助は筑前へ逃れ行、朝詳へ渡るとなん、滿祐が首は獄門に掛る、播磨を山名持豐に賜り、美作を教清に賜り、備前を教之に賜ふ。

嘉吉元年六月、將軍義教欲<sub>二</sub>所<sub>一</sub>領<sub>二</sub>滿祐<sub>一</sub>之備前・播磨・美作之内、削<sub>二</sub>三分之一<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>其族赤松伊豆守貞村<sub>一</sub>、然不<sub>レ</sub>果、滿祐之子彦次郎教康知<sub>レ</sub>之、密語<sub>二</sub>於滿祐<sub>一</sub>、滿祐深憾<sub>レ</sub>之、故敢<sub>二</sub>義教<sub>一</sub>曰、冀<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>我館<sub>一</sub>、義教許<sub>二</sub>容<sub>一</sub>、渡<sub>二</sub>滿祐之亭<sub>一</sub>、公卿群臣、悉供奉<sub>二</sub>時<sub>一</sub>、滿祐與<sub>二</sub>猿樂<sub>一</sub>、設<sub>二</sub>宴饗<sub>一</sub>之、酒酣滿祐之舍人爲<sub>レ</sub>過、風<sub>二</sub>馬數十<sub>一</sub>、周章閉<sub>レ</sub>門、於是教康及其族左馬助進遂弑<sub>二</sub>義教<sub>一</sub>、安積小次郎賜<sub>二</sub>其首<sub>一</sub>、義教時四十八、賜<sub>二</sub>大政大臣<sub>一</sub>、座中劫<sub>レ</sub>騷、不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>、相擊鬪死者甚多矣、大内持世等逾<sub>レ</sub>垣而遁出、滿祐教康出<sub>二</sub>奔播州<sub>一</sub>、於是洛中大騷動、管領細川持之・畠山持國・大内介持世等相議、立<sub>二</sub>義教之子義勝<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>繼矣、<sub>義勝時</sub>八歳。同八月、細川持常及赤松伊豆守貞村・武田信賢爲<sub>二</sub>大手之大將<sub>一</sub>、畠山持豐及山名



教清・同教之等爲搦手將、各發向播州、滿祐聞之使播備・作之三州兵、砦入麻呂岡・大藏谷・藤江灘三所、拒持常等、且守作州諸城、防持豐等、時京師大軍急發、滿祐之城惶未全矣、細川持常素與滿祐相善、潛通於志爲延戰日、自爲先鋒、不使他人兵納國中、支障三十餘日、由是滿祐深溝高壁防京兵、於是京兵速戰之術殆盡、不得進攻者十四日、天皇賜詔於諸將、勸追討之遲滯、秋九月、持豐・教清・教之等率二萬餘騎、進自但馬口、滿祐之兵據但馬・美作兩州境大山法華山守、爲其地勢、山徑巖嶮、一夫撫劍、萬人難過、山上鈎大石枯木待敵、京兵至不能進、歷數日、持豐計使野夫二三千人、每手持松明、乘夜登山、爲進入之勢、守嶮兵以爲官軍過樵路、分兵向之、因守嶮兵幾滅、持豐察其虛、斬木造人形二三百、被甲冑、集數十之牛、乘之爲魁、使退兵數百隨其後、鼓譟進、魁牛驚、鼓聲踰嶮、守兵自山上下木石、牛悉壓死所、後備之兵繼至、所守嶮之兵寡且無鈎石、故守兵失守走、官軍續入城、作州之數城應風陷、京兵乘勝、守兵棄城走、滿祐知不可拒防、欲自殺、聚近士一語曰、我天運盡、戰窮至于斯、雖死不悔、然山名者與我不相快、數年爲彼被亡、是一也、是鬪濫傷伊豆守貞村潛訴、如今天命縮于斯、直對彼不達我遺憾、是一也、此兩事永所留亡念、雖死不朽、願爲靈鬼報其恨而已、瞋目切齒、自刎死、別所入道・安積伯耆守等殉死、教康遁亡、山名之兵登城、播州悉定、國心自三國之牧、到于於是賜播州于持豐、備前于教之、美作于教清、賞戰功。是四嗣、一百餘年亡。後太平記人丸塚合戰の條下に、赤松方連名の内に、宇喜多と有。

額川良辰 寫  
加藤熊吉 校

吉備溫故秘錄 卷之五十三(紀事三)終

吉備溫故秘錄 卷之五十四(原本、無卷數)

大澤惟貞輯錄

紀事 四(原本、紀事二)目錄

- 一、元和三年、碓高橋市兵衛。
- 二、元和四年、神戸平兵衛刺池田出羽。
- 三、寬永七年、放土肥三九郎・宮木玄蕃・森十左衛門。
- 四、年號不知、因州にて津田圖書・菅沼庄四郎喧嘩。
- 五、石黒小右衛門從弟狂氣。
- 六、石丸雲徹退去、附、息長三郎切奴。
- 七、寬永十二年、水野吉左衛門賜死。
- 八、寬永十四年、正藏奉行の不法。
- 九、寬永十五年、放右筆市之亟・土岐源五郎。
- 一〇、寬永十七年、上坂監物・杉屋五郎右衛門・鈴木佐内・堀内左助、贈死。
- 一一、尾崎傳左衛門父子切腹。
- 一二、寬永十八年、清水茂兵衛父子成敗。
- 一三、日吉金左衛門放たる。
- 一四、寬永十九年、御船頭放扶持。
- 一五、寬永十九年、丹羽次郎右衛門橫死。
- 一六、尾崎兵五郎辭仕。
- 一七、堀與左衛門出奔、其弟五郎兵衛追放。
- 一八、松野源之亟追放。
- 一九、岸喜三郎・千葉四郎右衛門辭仕。
- 二〇、牧八彌辭仕。
- 二一、薄田左馬助出奔、并、薄田・古田改易。
- 二二、立髮長脇指の者追放。
- 二三、寬永二十年放河村與左衛門父子改易。
- 二四、才崎三大夫籠舍。
- 二五、正保元年牧野將監遁世。
- 二六、齋藤加右衛門幽居。
- 二七、長谷川四兵衛女成敗。
- 二八、村瀬六右衛門辭仕。
- 二九、備中百姓殺公領者。
- 三〇、安田宗右衛門・野村彌二右衛門追放。
- 三一、林助右衛門伴兩人共退去。
- 三二、正保二年、西浦彌左衛門狂氣。

吉備溫故秘錄



- 三三、餌指三藏俸。
- 三五、南部二郎右衛門子出奔。
- 三七、正保三年、今村惣兵衛辭備前。
- 三九、備中倉敷者と備前領者と喧嘩。
- 四一、十三士改易。
- 四三、伊藤十右衛門自殺。
- 四五、池田久馬之返狂氣。
- 四七、深谷助左衛門殺仲間。
- 四九、正保四年生駒玄蕃・萩原又六蒙罪。
- 五一、正木九兵衛辭仕。
- 五三、繪師十兵衛御暇。
- 五五、高橋甚左衛門に死を賜ひ并山奉行喜右衛門斬罪。
- 五七、慶安二年、山脇五郎右衛門改易。
- 五九、田中次左衛門改易。
- 六一、堀大藏御暇。
- 六三、備中三僧起訴。
- 六五、出井三郎右衛門・大西十郎右衛門・齋藤一十郎辭仕。
- 六七、櫛外記父子、中野半左衛門・村山次左衛門改易。
- 六九、丹羽勘左衛門狂氣。
- 七一、醫師玄同乞暇。
- 七三、齋藤市十郎出奔。
- 三四、中村加兵衛子出奔。
- 三六、山伏火罪。
- 三八、日置若狭閉門。
- 四〇、松村左内追放。
- 四二、佐分利四郎左衛門狂氣。
- 四四、齊木六左衛門出奔。
- 四六、若松市郎兵衛・隆田市左衛門口論。
- 四八、備中加茂方の百姓成敗。
- 五〇、若松文大夫出奔。
- 五二、鷹師八兵衛彌右衛門口論。
- 五四、慶安元年、安井十之亟・大竹三十郎喧嘩。
- 五六、赤尾平右衛門出奔。
- 五八、兒島百姓八人磔。
- 六〇、入江源左衛門出奔。
- 六二、金山寺・徳壽寺爭論。
- 六四、慶安三年、丹羽勘左衛門狂氣。
- 六六、申樂者御暇。
- 六八、神子田助兵衛家隸梟首。
- 七〇、出井三郎右衛門乞暇。
- 七二、餌指七人御暇。
- 七四、慶安年中、安藤圖書子清四郎喧嘩。

- 七五、慶安四年、國崎段右衛門辭仕。
- 七七、小笠原金三郎出奔。
- 七九、承應元年、菅沼八郎左衛門狂氣。
- 八一、金森與三右衛門改易。
- 八三、本庄左衛門辭仕。
- 八五、森川茂左衛門伴出走。
- 八七、承應二年、出雲國罪人來。
- 八九、安積七郎兵衛・殿村多右衛門改易。
- 九一、池田佐渡狂氣。
- 九三、了意狂氣。
- 九五、古田彌三右衛門出奔。
- 九七、承應三年、吉田八郎左衛門捕女盜。
- 九九、博徒斬罪。
- 一〇一、市田藤兵衛追放。
- 一〇三、兩土改易。
- 一〇五、大宮社僧姦姪。
- 一〇七、馬場次郎兵衛追放。
- 一〇九、寒河彌五兵衛出奔。
- 一一一、萬治元年三月五日、吉田源兵衛に死を賜ふ。
- 一一三、土方善六・村尾權兵衛・伊庭彌左衛門追放。
- 一一五、伊藤五郎左衛門成敗。
- 七六、瀧川五郎兵衛辭仕。
- 七八、野澤藤左衛門御暇。
- 八〇、岸平之亟・高橋又七郎狂氣。
- 八二、光珍寺・觀音坊起訴。
- 八四、鐵砲師丸右衛門成敗。
- 八六、觀音坊追放。
- 八八、本須主水改易。
- 九〇、熊田總兵衛子某養母と姦淫。
- 九二、阿部多右衛門改易。
- 九四、中川小兵衛刑戮。
- 九六、西大寺町扇屋仁兵衛女不義一件。
- 九八、堀七郎右衛門改易。
- 一〇〇、横井玄昌が僕刎首。
- 一〇二、布施官兵衛出奔。
- 一〇四、明曆元年、香西采女改易。
- 一〇六、明曆二年、贖作銀者刑せらる。
- 一〇八、斬池田信濃殿家僕。
- 一一〇、明曆四年、山川十郎左衛門・坊主宗伯閉門。
- 一一二、同年岡田安之亟・坂本源右衛門喧嘩。
- 一一四、同年安藤家士來東邸。
- 一一六、萬治二年賜死津田半十郎。



- 一一七、同年村尾又市追放。
- 一一八、萬治三年三月十四日、御城助番矢部源右衛門不參の事。
- 一一九、萬治三庚子年、池田美作組松下藤兵衛方浪人兄弟刃傷。
- 一二〇、同年、新田開作に付奉行人私曲。
- 一二一、同年、飛脚頭阿部五右衛門私曲。
- 一二二、同年、稻川少兵衛勝左衛門妹の寡婦と姦淫。
- 一二三、同年、三宮傳左衛門改易。
- 一二四、萬治四年正月國守村八郎右衛門不忠御穿鑿。

吉備溫故秘録 卷之五十四(紀事四)目錄終

吉備溫故秘録 卷之五十四

(原本、無卷數)

大澤惟貞輯録

紀事 四 (原本、紀事二)

一、元和三年 礫高橋市兵衛 高橋市兵衛といふは、大阪落城の後、諸所流浪し、因州にかくれ居けるがごとし。同國若櫻に來り、江戸よりの藏横目なり。傳馬人夫等を出すべしと云、所の者いぶかしく思ひ、急鳥取に注進しければ、早速鳥取に呼寄、御家老を初め、評定人穿鑿を遂けるに、疑もなき偽にて、資財を欺取べき詐謀なり。まづ獄に下し置、折ふし關東よりの御目付、兩人御國替に付、當國に逗留なれば、此旨をうかどふ。扱兩人の差圖に、左様の者廻るべき道理なし、早々刑戮あるべしと申され、吉成といふ所にて礫にす。此市兵衛、素性賤しからぬ老士にやありけん。殊の外能書なりける。此度己が罪條をしるしたる制札を見て、大に笑ひける。扱刑所に至り、人夫共柱に結付少し立、その柱根迄かためけるが、鋏の柄にて市兵衛が足につよく當てければ、市兵衛大に怒り、何とてかくはあてるぞ、痛に堪ずといふ。奉行の士、今少しの間なり、堪忍あるべしといふ。市兵衛いよゝゝ怒て、物の義を辨へぬ男かな、死は死、痛きは痛きなり。今死すべきとて、鋏にて足をあてらるゝ條、奇怪なりといふ。奉行の士答語なくて止ぬ。扱市兵衛神色自若として死せり。此時御家中に所縁の者もありけるよし。されども、市兵衛かくなりければ、云出すものなかりしとぞ。

二、元和四年 神戸平兵衛刺池田出羽 烈公の御幼年の事なれば、池田出羽・日置豊前、萬事心にまかせて、國政を執る。中にも出羽は紀伊守殿の正嫡なれば、威權最盛なり。今としは因州へ初て御入國の御用にて、出羽・豊前江戸にあり、爰に大小姓神戸平兵衛といふ者あり。ことしは因幡に歸るべきあたりなるを、江戸に直詰候へと、定らる。平兵衛これを聞、兩老一座の所に出、同班交代の次第はかやうゝに候と、事を分て申す。其理明白なれば、左あらば因幡に歸るべしと、あらためて申渡す。平兵衛其座を立て、次の間に出るに、猶ものいゝ聞ゆる跡に



て、出羽、あのよふなる男、大小姓になしおかるゝは、故殿興國の御違と申たる。平兵衛、聞て其儘立歸り、唯今の御一言早に其意を得ず。私ほうつけにも候へ、興國院様御違とは、御目がね違候との御心に候べし、左候はゞ、御自分様仕置なさるゝも、御違にて候はずや、猶も外に御思慮あつて申さるゝやと云。出羽一言の返答なし。豊前からゝとうち笑ひ、さても平兵衛、羽州の謀に落されたり、其方よく理窟申と聞及びしかば、場所も憚らず申者にや試んと、羽州の構言なり、案のごとく腹立しよなと、何氣なく申けれ、平兵衛聞て、左様の事ならば、強て申べきにても候はずとて、其席を立つ。それより出羽憤りふかく、神戸がいふ言は毎事はどみける。殊に此度出羽と一所に歸る者をみな變しけるに、神戸一人を除けり。扱江戸御老中に、出羽窺けるは、新太郎幼年に候へば、諸士の賞罰、武藏守時の通り、同列ども申談申付べきや、又は一度々々に窺ひ申べきかと申す。御老中の差圖には、定式は武州の時のごとく取計らひ然べし、事の重き品は承るべしとなり。これをも神戸聞及び、今か様の結構、全く他の議にあらじ、因幡に歸なば、我等に腹切すべき爲とこそ覺ゆれ、いで此恨はらさでやあるべきと、覺悟を極め、出羽もるともに江戸をたつ。出羽は歸路のついで、播州赤穂、右近大夫殿の許に趣ける。時に三月十一日暮頃、正條川の渡場に從ひ行、世話する體にもてなし、近附よりおもひのまゝに出羽を刺し殺したり。出羽が近習の士、加藤助市、平兵衛を一太刀切けれ共、そのまゝ逃走り、側の人なき所に至り、腹かき切り家隸に首うたせ、平兵衛首御入用に候はゞ、進すべしとて、大勢の中に投込せしと云。此節出羽が家士ども、神戸を切得ざりしは、第一思ひもよらぬ事、殊に薄暮、物の色目も見へ分ず、後は多勢入みだれ、ひた騒にさはぎ合ける所に、主のかたきを目前に打洩しけるとぞ。

一説に、其頃は諸國への御使數多ありしに、大小姓・仲間・大使・小使・中使と三段に分て、代るゝつとむる事、近世の御使役の勤に、大やう異ならず。然るに、平兵衛度々遠國への御使にあてられ、不快に思ふ折ふし、今年因幡へ初て御入國、出羽も從ひしが、道中より又平兵衛に京都の御使を申付、御歸國なき内、途中にて御返事申べしとなり。平兵衛思ひけるは、今度ぞれがし當りにもあらで、此御使を命ぜらるゝのみにあらず、急成事にもあらぬに、道中にて御返事申せとは、何事ぞ、是ひとへ

に出羽が所爲なりと思ひ極め、晝夜道を急ぎ、京の御使つとめ、御跡したひ馳歸り、三月十一日播州鹿子川の渡にて追付奉るに、烈公ははや川を渡り給ひ、出羽は床机に腰かけて、惣勢の越を見て居たる所へ行かゝり、從者を頼、しかんぐと申せば、平兵衛これへぐとまねきける。折こそよけれと思ひ、はしり寄、刀を抜て何の會釋もなく刺殺してけり。平兵衛は腹切らんとする處を、出羽が郎等散々に切殺す。平兵衛が此度の所作、御惡み深く、渾家のこらず刑せられしと云。

又一説に、其頃大小姓ども、江戸詰の内、輪番して國に歸り、或は二年詰などする事成に、ことし詰こし交代等の人別に書付、大小姓の頭に出羽渡せしに、其頃の申は、平兵衛は今一年詰候あたりなり、如何に候ふと尋ぬ、出羽卒爾に答て、左あれども、平兵衛ごときの不才は、早く歸し候こそよけれと申けるを、平兵衛障子越に聞、口惜き事に思ひながら、先黙止して江戸を發す。出羽は五六日過てあとより出立ければ、平兵衛は路次にて此恨を散せばやと、態と道中に日を延し、あとより追付るゝやうに歸りける。何事にや、出羽も遲滞にて、日限違ひ、とかくして播州鹿子川まで歸りしに、やうぐ出羽が從者共來るよしなれば、爰にて事を果さずば、道中にて本意とげんことかなふまじと思ひ、先たち川端に至り、蹲踞してありけるを、出羽呼懸け、いかに平兵衛遅かりつると、辭をかけながら、川中に臨みしを、御供申さんとて、するゝと進み寄て、一刀に刺洞通したりとも云。此刻平兵衛もし一度仕損しなば、本意むなくならんと、ふかくおもひ入けると覺へて、旅宿のことにて、荷物を寢間に置て、刀にねた刃を合せて、葛籠を刺し試みけるとぞ。

三、寛求 放土肥三九郎・宮木玄蕃・森十左衛門

土肥周防子なれば、高木右近蒲生家の侍後浪人し京師に死す。周防が妻は、此右

近がむす めなり 子が子庄吉後飛 養ふて子とす。是よりさき、いかなる故にや、宮木玄蕃が子三九郎一説、玄蕃が弟、をも養ふて子とし置しかば、去年三月二十三日、周防病て死し、其遺跡相續に付て、左吉・三九郎爭論起りければ、何の御裁斷もなく、去年も暮て今年の冬に至れり。日置豊前、いろくあつかひけれども、更に承引せず。池田攝津・烈公の御内意を請て、此度の事、申つるにおゐては、御爲甚然るべからず、いづれ異儀に及ばず同心あるべしと、三九郎に申ければ、御爲とあるうへは、異儀申べからずとぞ答へける。かくて周防が遺領五千石の内、四千二百石左吉に賜り、八百石を三九郎に賜ひぬ。然るに又三九郎ねがひに、左吉同様に分ち賜るべしと申ければ、何分まづ仰



にしたがひあるべしと命あつて、十月十四日繼目の御禮をぞ申ける。其後猶玄蕃仰を背き、非禮のふるまひ多く、あまつさへ自身江戸へ趣き御參勤なりいるの訴申ける。烈公大にいかり給ひて、玄蕃・三九郎・森十左衛門三人共、改易し給ふ。森も同様に三九郎に荷擔せし故、罪かふむりしと云。此後寛永九年、備前御移封の時、江都御目付鳥取に下向の時、馳走役人の中に宮木玄蕃をのすごとし。改易ありし者、いかでか九年にめしかへさるべき、されば九年にのする處の玄蕃は、生駒玄蕃なるべし。然るを書傳へあやまりて、宮木玄蕃とせしむるべからず。いづれ土肥が家譜、或は諸記等聞、寛永七年の書とす故に、今此説にしたがふなり。

四、年號不知因州にて津田圖書・菅沼庄四郎喧嘩 津田圖書・菅沼庄四郎といふ、兒扈從あり。圖書は十

一説、に父を兄ともいふ

九歳、すでに角を入れ、庄四郎は十七歳、丸額なり。此庄四郎元來鄙賤より出て、父は坊主にてありしが、或日殿中の掃除して居けるを、圖書何事やらん、きびしく叱り面目をうしのふ。一説に、持たる箒を奪て打擲せしともいへり。庄四郎是を聞て、口惜き事に思ひけるが、或時圖書、御書藏の柱にもたれかゝりて居たる處へ、庄四郎行かゝり、いかにやと問ふ。圖書答に、氣分あしく候といふ。庄四郎、左あらば脈を見てまいらせんと、脈とる體にて右の手をしかと握り、脇指抜て刺殺しける。皆々驚き騒ぎけるに、庄四郎徐々に意趣を述て大小を渡し、少しも常にかはれる氣色なかりしかば、人々も心を安じ靜りける。さてやみぬべき事ならねば、庄四郎は御法の如く切腹仰付られしに、潔よく腹かき切て、介錯人首打し、うたるゝと其儘うつぶしたれば、血夥く流れ、側よりは手際よく切て皮かゝりたる程ならんと見へし。扱死骸を取收て後、棺の中よりひそかに人をよび、疵淺き故甦たるぞ、刺殺せとて、刺せたり。皆人其勇傑を感じおしみあへり。

一説に、鈴田圖書(一に、鈴木。或は、鎌田)と云士、祿四百石、御小姓頭にて寵遇他に超たり。又、御兒扈從に菅沼庄四郎(一に、小次郎)と云者あり。年十八にて首尾よく勤めしが、いかなる故にや、國主と不和なりけるが、兒扈從御免、御式臺の中小姓に被仰付たり。是偏に頭なる圖書があしさまに讒したる故と外よりも云、其身も口惜しき事に思ひけるが、或日當番にて居たりしが、ふと座を立、奥をさして参りたり。此頃まで御兒小姓勤めし者なれば、見る人も何氣も付ざりしに、落櫃の間に圖書居けるを見て、急に仕懸、脇指抜て胸板を刺通し、餘る切先疊を突貫き、板敷に止たり。圖書は動もやらず、即時に死す。其近

所に詰合たる輩、庄四郎をさんぐに切殺せり。されど、他の者には手向せんともせず、快然として死せりといふ。此時丹羽藏人 此時の稱、成田源五兵衛、祿五百石)も昵臣なりしが、御側へ参り、誤て菅沼庄四郎を圖書さし殺し候と申上しかば、たうなづかせ給ふ。藏人重て、唯今の辭は申誤候。圖書を庄四郎刺殺候と申上しかば、驚かせ給ふ。御氣色にて、御刀を取て御次へ立せ給ふ處に、早事果候由聞へしかば、其場へ御出はなかりしとなり。圖書は御覺他に異なる者故、甚不便に思召、如此御様體なりしといふ。(此事は、諸説猶多し。されど大同小異なれば、一々に註さず。)

五、石黒小右衛門從弟狂氣 鳥取城中にて、石黒小右衛門從弟なる者狂氣したるを、押籠て有しが、牢を破て奥の寢殿へ走り入らんとす。其時田中玄順家より出たる客人者なり。是は、烈公の御出生の時より付まいらせ、勤勞ある客人と呼給ふ。外よりは御城御客と唱へしよし。玄順母か、同人妻の母か未考。と稱する老女、奥に勤仕して在けるが、側に掛たる長刀おつ取出向ひ、杉戸を閉て大膽番大膽か、未考。を招く、大膽走り寄り、其長刀をとり、柄を以て薙倒し縛し得たりと云。

六、石丸雲徹退去附息長三郎切奴 石丸雲徹は、石丸令歸が弟にして、國清公に仕へ、五百石を賜り、殊に寵ありしが、薨去の後、興國公にも、またしたしき者にし給ひ、寵し給ひけるが、或時興國公、池田河内が家に入らせ給ふ。兼て雲徹御相伴に參るべしとありしに、石丸いかどしたりけん、遲參しければ、河内饗膳を出すべきやと申上しに、石丸參るべし。今少しまちて然るべしと仰て、御使度々に及び、やう／＼雲徹參りければ、御膳をまいらせしなり。興國公薨じ給ひて後も、猶河内此事を深く怒り含けるを、雲徹もはら立て、ほどなく出奔せりといふ。雲徹が子長三郎といふ。これも父と同じく去らんとせしを、伊木豊後とよめて兒小姓となし、伊木の家に仕へける。或時豊後長三郎を呼び、中間の奴不届あり、此庭に呼出し討捨よとて、刀を長三郎にあたへける、やがて彼奴を庭に出す。長三郎件の旨申聞て切付るに、彼奴こゝろへたりとて、大脇指を抜て立むかふ。双方しばらく切結び、終に奴を切殺し、刀を鞘におさめて本座に歸る。此時豊後は碁を圍み居けるが、始終一度も長三郎が切合ふ方に顧もせざりしといふ。此長三郎、後神某が養子と成て、神權太夫に改む。今も其子孫伊木の家につかへり。

七、寛永十年 水野吉左衛門賜死 土肥飛彈組に水野吉左衛門といふ士あり。いかなる罪やありけん、飛彈に



預けられ、九月二十五日に切腹を命ぜらる。

八、寛永十正藏奉行の不法

四年 藏奉行共不法の事あつて、段々穿鑿を遂られしに、一々其罪あらはれ、或は死

其姓名未詳

を賜ひ、又は改易せらる。川口福島村の新藏の奉行川村傳左衛門も不法あるよし、聞えければ、加藤九左衛

門・生駒八左衛門に仰て、川村が手前御吟味あるに、毛頭不法なく、潔白なれば、却て感賞を蒙り、俸米を加え給ひ

岡山の藏奉行原六右衛門が跡役になさる。原六右衛門も罪かふむ

九、寛永十放右筆市之亟・土岐源五郎

五年 右筆役市之亟姓氏土岐源五郎といふ者、いかなる罪やありけん、

八月二十一日、俸米を放されし由、日置豊前に仰下されける。

十、寛永十上坂監物・杉屋五郎右衛門・鈴木佐内・堀内左助、賜死

七年

上坂監物上坂左近義子、實は大原久左衛門が子なり。

杉屋五郎左衛門杉屋多左衛門子・鈴木佐内・堀内左助四人の者に死を賜りし由來を尋るに、烈公の御伯父石見守殿、元和元

年十一月、播州粟三萬石に封ぜられ、同四年同國赤穂を加へ賜る。此年、右京大夫殿逝去に依て、此人の領知三萬石餘加へられし。かゝりければ、

一倍餘の祿となられしかば、家士少くは叶ふべからずとて、伊木清兵衛が弟同姓伊織が浪人にてありしを、五

千石にて呼出し、家老とせらる。こゝに菅友白といふ坊主あり、石州殿無類の寵遇なれども、其人質倭姦なり。或

とき石州殿、伊織が同役一人抱度よし、物語ありければ、友白が才角として大阪浪人小川四郎右衛門と云者を推

擧し、此小川武功もある者なりと稱し、三千石にて呼出し、伊織と肩をならべ、家の權を執り、兩輪のごとくなり。

石州殿加封あらざりし前より仕へける石丸六右衛門・小川三郎兵衛共に、祿五百石、鐵砲二十挺預り居けり。又別

所六左衛門といふ新參の士、友白が肝煎にて六百石あたへられ、旗奉行たり寛永元年か、此旗の者、小頭何がしと

云者、六左衛門が妻の銀子なりと稱し、支配の者に銀子を貸しけるが、次第に多く、石丸六右衛門・小川三郎兵衛

預の足輕も此銀子を借り、都合三百目ばかりなりしを、追々返辨し、はづか三十目残り居けるを、去年七月の初つ

かた、急に返すべしと催促す。然るを、今少し待くれよかしと云けるに、別所が小頭大に怒り、人のものかりたる

のみならず、約を失しぬる條奇怪なりとて、盆後に及び、石丸・小川が足輕屋敷近邊へ件の小頭出迎ひ、兩組の足

輕を打擲す。こは喧嘩なりとて、騒動しければ、物頭共出合、様子聞届、双方の頭がはからひにて、喧嘩せし者の扶  
持をはなし、先事濟ぬ。かゝる所に、別所六左衛門思ひけるは、元來石丸・小川預の者不届なり。然るに我小頭も同  
罪にせし事、不快なれば、家老小川四郎右衛門へ此旨を訴たり。別所も、菅友白が推擧にて呼出され、江戸より  
粟へ參りし時も、四郎右衛門が方に落付、四郎右衛門に萬事肝煎給はるべきよし、友白より頼むゆへ、四郎右衛門  
最負なる者なり。されば四郎右衛門、或日右喧嘩取扱ひたる物頭十人呼寄、何とぞ別所が組には少々勝を付て、彼  
が憤りなきやうにせられよかしと談合す。十一人の物頭、更に其意にまかせず。四郎右衛門は別所に荷擔する心  
あれば、詞と心とは齟齬し、強て別所が申旨に取計らはんとせしを、十一人物頭大にいきどほり、已に不和となる  
十一人の者共は、喧嘩は理非によらず、双方同罪たる事大法なり。殊に元來別所が妻の銀子より事起りぬれば、石  
州殿聞かれても然るべからずと思ひ、同罪にして追放せしといふを、伊織聞、一理あれば彼是取あつかひ、四郎右  
衛門と十一人の間云なだめ、再び事濟し。其節石州殿は在江戸、菅友伯も江戸にありて、此よしを聞、十一人の取  
扱甚不埒なり、別所嘸不快に思ふべし、伊織がはからひも曲事なきにあらずとて、八月中旬、友伯江戸より書狀を  
以て所存の旨を十一人の方に申おくる。十一人の者、一同に立腹し、伊織に付て相談す。かゝりければ、別所をは  
じめ友白に荷擔する者は、小川四郎右衛門が方にあつまり、評議し、後には家中二つに分れぬ。石州殿へは、友白  
直に右の趣を申て、伊織其外十一人を讒しければ、石州殿彼者どもをうとみ申す。是よつて、十一人の物頭残ら  
ず粟を出奔す。されば十一人の親類はいふに及ばず、同志の輩百餘人暇乞捨て出奔せり。伊織にも出奔を勧め  
ける者あれども、更に領掌せず。只一人留居りけるが、却て臆したる様に沙汰しければ、是非に及ばず、これも出  
奔す。此事鎖細些にあらざれば、江戸執政に達せらる。今年三月二十四日、石州殿より内匠建部成菅友白兩人を使と  
して、伊木伊織、如此書附を出し候。いかゞ候はんやと、烈公に尋られしかば、いかにも御爲の様にと存候。萬事柳  
生殿肝煎にて候條、頓て荒尾但馬參べければ、其刻談合申べしと答給ふ。五月十八日、烈公柳生に御對面ありし序  
に、右の事御物語ありければ、柳生答に何ともがく敷事、何とぞ然るべき様にはからひ度由をぞ申されける。



かくて烈公江戸を渡し給ひ、岡山に歸らせ、七月十三日播州室津に参り給ふ時加々爪・野々山兩人、關東の上使として條にのす。合せ見べし。執政より奉書を以て、石見守儀に付所存あらば、申あぐべしとの趣なり。やがて御使を以て、私式まで仰聞られ、忝次第に候様子の儀、何共可申趣無御座候。御耳かしましき事、御事多半申上も如何と、成程下にてあなたこなた仕候へ共、か様罷成候儀、致迷惑候と答給ひぬ。此席に、野々山・加々爪兩使の、御請をも申させ給ふと云。此月江戸にては、執政より伊織并十一人共召出され、數度御評定所におゐて御穿鑿あり、又小川四郎右衛門・菅友白を出され、對決ありけるに先年友白が偽書を以て伊織を欺きし事あり、此度伊織其書翰を懐中し、對決の席にて披て、御奉行に訴ければ、友白たちまち語ふさがりて、公事は分る。偽書の趣は、石州殿、友白事念頃思はれ候に付、堀田加賀守・酒井讚岐守・松平伊豆守召連られ候處、何も懸意に仰下され、郡内の仕置も仰付候様に挨拶有之候など書のせたる書翰にて、悉皆跡かたもなき空ごと。されども、伊織此書翰を今まで他見に及ばず、此度證據に出す事、心底深く、公事を工考にひとしく、畢竟石州殿の家を潰すべき心根なり。右の狀、建部内匠に先日見せし時、何とて石州殿にも披見には入ざりしと、御奉行尋られければ、伊織答に、此書翰を主人に見せ候はゞ、必定引やぶり申さるべし。然れば友白の讒訴の證なく、又寫して見せ候半には、公事をたくむに似たりとて、私の意達しがたきをおもひ、今日持参仕たるよしを申ける。去ながら、終に申披きなく、同月二十六日、評定一決して、左の通り御裁斷ある。

一、伊木伊織・同治左衛門・同門太郎。一、十一人物頭は宇都野孫右衛門・大原久左衛門・黒川徳左衛門・寺西忠左衛門・山脇又左衛門・杉屋多左衛門・名倉喜左衛門・丸山忠兵衛・鈴木平右衛門・田邊庄右衛門・荒川源右衛門、右不殘切腹。私に曰、伊織妻娘の事、翌年三月朔日、池田出羽・池田河内より、烈公へ申上、備前へ引取度旨申ける。一、小川三郎兵衛、脇坂中務へ御預け。一、石丸六右衛門、丹羽左京大夫へ御預け。一、小川四郎右衛門、別所六右衛門、遠島。一、菅友白父子共、斷罪。一、牛尾四郎右衛門、追放。 小寺八郎右衛門は、決斷所には出されども、十一人の同志なれば自殺す。右一件に付、江戸執政のかたぐよりの奉書、同八月三日岡山に來、是伊木伊織、并十一人の物頭立退候者の子共に切腹さすべしとの事なり。烈公早速左の通命せらる。

大原久左衛門子、上坂左近養子監物、土倉淡路に預らる。杉屋多左衛門子、五郎右衛門、土肥飛彈に預らる。鈴木平右衛門子、左内も御預けに成べき所、此節赤坂郡に在りければ、水野伊織・茨木彌一右衛門に仰て召寄らる然るに、左内此事を察し、出奔しければ、左内が弟左助、其頃堀内與右衛門養子と成て居けるを、養父與右衛門にも召れ、岡山に歸る。堀内も在宅にてありし成べし。されば左内追手として、組頭今の番池田佐渡、此外に鐵砲頭一人を差向らるやがて左内をも尋得て、同四日、佐渡召具して岡山に歸る。伊木伊織次男門太郎は、かねて長門養子に約しけれ共いまだ長門が方には呼取置ざりしかば、此旨河野刑部を以て御注進あるべき所に、公儀の檢使長崎彌左衛門大阪より下られ、奉行衆よりの書狀持参あり。其書中に、門太郎成敗と申來候。かくて同五日、上坂監物・杉屋五郎右衛門・鈴木左内弟左助、以上四人、某寺寺名に於て切腹、檢使長崎彌左衛門、此席へ池田出羽・池田河内・日置豊前、出會ける。寺門の堅め、成田源五兵衛此源五兵衛は、河村新七子にて、成田の家に養、茨木彌一右衛門なり。同日烈公にも、檢使の旅宿町屋へ御出あり。即刻長崎彌左衛門出船にて、大阪に歸らる。此度御届江戸執政へ水野助之進を下さる。同き六日、杉屋・鈴木が妻に、家財不殘賜り、何方へなり共参候へと、伊庭左京を以て命せらる。堀内與右衛門にも、右の如く仰渡さる。按ずるに、堀内も上坂同様なれば、養父には御かまひ有べからず。しかるに與右衛門も同様とあるなれば、疑は、定て此度の事にかゝはりしか、又は隠居にてもありしかならん。しかれどもしくはしく記すものなま、記す。跡改池田佐渡に郡奉行相添て勤む。伊木長門は、門太郎事伊織子に相違なきよしの書附を指上る。其後小堀右衛門兵衛後一を御使として、伊木長門・伊木日向・上坂左近三人に、何も不便のよし、仰下さる。扱石見守殿は領内仕置不行届、家來まかせにし、此度の騒動に及ぶ事、不調法なりとて、封地没收せられ、松平相模守光仲殿に預らる。初め栗栗の家中騒動のよし世に風聞ありける頃、或日烈公御物語に、石見守殿家中の一件、始終變に及ぶべし、氣のどく成ことなりと仰ければ、八田豊後守御側にありて、答へ申けるは、我等に御使者仰付られ候はんには、取おさめて罷歸べく候と、のぞみ申す。烈公八田が所存いかにと問給ふ。豊後我等が罷越、御前の御意と申渡し、何も残らず呼出し、申處承り、不埒の面々は首をはね申べし。我も老年に成候得ば、副使仰付られ候へば、別てよろしく候と申す。誰をか副へ給ふべきぞと、かさねて問せ給ふに、大村伊織を願ひ、此者は務かねぬ者にて



候と申す。や、御思案ありて、我頼おもふ家人を失はん事は、同心にあらすとて、ついに此御使者はやめられき。八田に御使をゆるし給はざる一條を以て論ずれば、伯父の御爲薄情なるに似たり。されども、已に執政より内意ありしほどの事にて、いろ／＼取扱ひ給へと、始終事やぶれぬべき勢を書記したる物を見たり。八田に答へ給ふは、一時の權にて、士を勵すの御言葉たり。見ん人能考辨せざれば、公の御徳を減ずるに至るなり。

十一、尾崎傳左衛門父子切腹 藏奉行共私曲あるによつて、段々吟味あり。成田源五兵衛・多左衛門姓氏二人、仰をうけて穿鑿す。十一月朔日、尾崎傳左衛門よこめこのよこめといふは、深田某ならん。に切腹を命ぜらる。檢使生駒八左衛門同二日、傳左衛門が子にも死を賜る。同五日、深田子の義重々とどかざる者にて候へ共、何も少しかるき由申し、其上子の義にて候條命助國拂候由仰渡されし。同二十一日、石黒・大島共に名二人、俸米を放されし。

十二、寛永十一年 清水茂兵衛父子成敗 清水茂兵衛・角田藤兵衛といふ者、いかなる故にや、争論せしかば、八月三日、江邸にて茂兵衛被仰渡されし趣。清水茂兵衛・角田藤兵衛臺所にて申事仕候。三左衛門居申所近同四日、臺所まかなひ茂兵衛跡役に、松村兵左衛門を命ぜられ、同六日に、左のごとく命あり。

臺所人次右衛門事、茂兵衛・藤兵衛儀に付てせんさく仕候へば、此度の儀は、越度は無之候へ共、常々不作法儀あらはれ候故、扶持放候。

十三、日吉金左衛門放たる 十月三日、日吉金左衛門俸米を放されし。其時の仰左に記す。

日吉金左衛門、此度の御祝儀に遅參候事、其ときげん悪候處に、おして出、むざと口き、候事、げいのへたは是非に不及候。常々げいに心懸候はゞ、不便共可存に、不精ふせい成事大、一不届の事、常々不作法、右の段を以扶持放候。

十四、寛永十一年 御船頭放扶持 御歸國の節、六月二十三日、大阪より御船にて御下りありける處に、西の宮あたりより風波甚あらくして、すぐに御船もくつがへらんとするほどなりしが、やう／＼黄昏に至りて、兵庫の湊に着給ひぬ。烈公大きにわかりたまひ、御船奉行中村主馬を召させられ、御しかりありて仰聞させらるゝは、か様の天氣見そこなひ候事、船頭ども不届の仕合に候。きつとせんさく仕り置べし。御國本にて仰付られやうあるべ

きとの命なり。かくて波風やみければ、爰を解艦し給ひて、同二十五日、岡山に御歸城なり。さて中村を召させられ、此度天氣見そこなひ候船頭、せんさく仕候やと、御尋ありければ、中村が御答に、半左衛門東勘左衛門兩人にて御座候。大阪出船の刻、私にも知らせ申さず、沙汰の限りと存候と申候へば、同二十七日、三人老中を以仰せ渡されしは、出船を主馬も知らざるほどの無念にては、天氣の事、又萬事に不沙汰存故に候、供船の内成とも、破損仕船候はゞ、成敗可仕候得共、下々まで無事に候條、船頭兩人成敗免、扶持はなし候。

按るに、主馬も指控たるべし。兩人船頭御扶持放されけれども、此年冬召歸されしならんか、御手留の内に、十一月四日、しかり申候船頭二人免候事、池田河内に申付候とあり。此二人の舟頭ならんか、又それとも別人か、委く知れず。

十五、寛永十一年 丹羽次郎右衛門横死 丹羽次郎右衛門が家來に、曾根吉十郎といふ者あり、いかなる恨やありけん、六月十六日の夜、日置若狭より來れる書翰なりとて、偽書を持って次郎右衛門寢所に至り出しける。次郎右衛門枕もたげ、件の書を披く所を切付る。次郎衛門起き上り、其儘吉十郎を切殺しけれ共、其身も深手なれば、やがて死す。一説に、次郎右衛門、吉十郎を切伏しは偽にて、吉十郎が父兵左衛門、兄八郎左衛門と云浪人、御野郡福島村に居ければ、めし捕られ、八月九日腹切らせらる。然るに吉十郎實は江戸へのがれ行、身上のかせぎするよし聞えけるが、江戸の留守居役山内主水・能勢庄右衛門まで、堀田加州の家老より、吉十郎が次郎右衛門を切殺し、退去せし趣の尋ありければ、備前の三老より返答あり。其趣は、

先度堀田加賀様御内衆兩人より、其方へ書狀の趣、相届見申候。然ば曾根兵左衛門せがれ吉十郎と申者、丹羽次郎右衛門かたに幼少より數年抱置、心安召仕候處、去る六月十六日の夜、次郎右衛門臥居申處へしのび入、切付候を、次郎右衛門起揚り、手下にて彼者討果候へども、次郎右衛門深手故、無程相果候に付、吉十郎親類穿鑿候へば、當國の内ふく島村と申所に、彼反逆人の親曾根兵左衛門・同惣領八郎左衛門兩人居申候故、捕え置、主人相果候罪料不輕故、兩人共切腹被仰付候。被相尋候かたへ、有姿に可被申開候。恐惶謹言。

八月十九日

池田河内



山内主水殿  
能勢庄右衛門殿

伊木長門  
池田出羽

按るに、次郎右衛門は吉十郎に切られ、即死して、吉十郎はそのまゝ逐電し、行かた知らず。其後江戸に行し事實なるべし。此時の事書記せし物、彼これあはせ考ふる。其子某後次郎右衛門と改むが書出しに、吉十郎をば即座に切留たるとし申ければ、そのまゝにて事済しなるべし。是次郎右衛門若時より度々のはたらき人にゆるされ、此度の横死もまことに不慮の事に、少しもおくれたる事なければ、烈公宥怒を加へ給ひて、吉十郎が父兄を誅せられ、次郎右衛門が始末の御せんさくはなかりしにや、堀田家より尋ありしにも、唯正面の趣を三老より答たると覺ゆ。次郎右衛門が死に付て、いろくの説もあれ共、信じがたき事のみ多く、殊に書するすも、はづらはしければ、くはしくは記さず。

これよりさき、同月十日、次郎右衛門嫡子某<sup>後次郎</sup>右衛門に、父が家繼せられし時、伊木長門・池田出羽・日置若狭をめされ、次郎右衛門が跡は立べし、されば知行其儘遣すべけれ共、死様あしく、其上、此後も軍中にて、鐵砲にあたる者次郎右衛門島原にて數多あるべし、それに今次郎右衛門に全く知行宛行はゞ、戰場にて鎗をし高名したらん者の子には加増遣すべきや、此理あれば、本地千石此度賜るよし仰ありて、若狭を以て左のごとく仰渡されける。

次郎右衛門儀新參にて候得共、奉公も仕候者に候へば、不便千萬に存候。就夫跡目千石遣候。又弟有之由、いまだせがれの由に候條、以來はよび出可召仕候。以來とても悪くは仕者にて無之候。

同日吉十郎が姉鞆當地に居申、如何と三人老中より伺ひければ、御國を拂ひ候へと、仰あり。

十六、尾崎兵五郎辭仕 尾崎兵五郎といふ者、芳賀内藏允を以て御暇を乞ふ。是一昨年、兄傳右衛門が死を賜りしかば、其節願申べけれども、役手勘定濟されば延引仕るよしを申けるが、七月二十六日願のごとく御暇賜ひ、尤何方に住居せんも勝手次第とぞ命ぜられし。

十七、堀與左衛門出奔、其弟五郎兵衛追放 七月<sup>日</sup>堀與左衛門出奔す。いかなる重き科やありけん。同月十五日、其弟五郎兵衛も俵米をはなされ、與左衛門不届ものなれば、五郎兵衛たりとも卒示に他家に仕ふべからざる旨、若原監物に仰渡されし。<sup>五郎兵衛は、若原が組なり。</sup>正保元年四月十日、堀與左衛門殊の外致迷惑候條、被召返被下候はゞ可忝由、江戸におゐて坪田又左衛門<sup>御家</sup>頼候由、中村左平太言上しければ、御意に、與左衛門此地に居申候

や、京・大阪・堺・大津・伏見拂申候者にて候。此地に居申候はゞ、成敗可付候。中々歸參は不存寄と仰あり。

十八、松野源之亟追放 閏九月二十五日、松野源之亟といふ者を放逐せられぬ。其故は、有馬中務のもとへ遣はさるべき書狀を、源之亟に仰て書せられしに、大きに書損じければ、叱り給ひ、其後、家老中迄めされ、右の次第御物語あつて、此事は少事ながら、去年江戸留守中、不行儀有よし聞及べり。去ながら己が本役を成とも、せめて能せは少はゆるしもあるべきに、それさへも其職に堪へず、かたぐ不届者なれば、扶持はなし給ふよし仰渡されける。

十九、岸喜三郎・千葉四郎右衛門辭仕 岸喜三郎といふ者、久々煩ひ勤仕成がたき旨、先年も左近<sup>生駒</sup>の内なるべしを以て願ひけるが、養生して勤むべしと仰ありしに、又今年も暇給らんことを願ひければ、定て迷惑におもひ、度々申なるべし。さらば其旨にまかすべしと仰て、十一月四日、御暇賜りし、同十三日、千葉四郎右衛門も願によつて御暇賜ふ。

二十、牧八彌辭仕 牧彌八家貧しく、奉仕しがたしとて、御暇たまはらんことを願ひける。彼が先祖、花熊のいくさに働きありと聞し召るゆへに、召出されて祿給ひしなり。花熊の時より、直に御家につとめし者の子孫さへ、増祿も賜らぬ者又多し。されば牧一人格外に加祿あるべきにあらずとて、暇たまひぬ。

二十一、薄田左馬助出奔并薄田・古田改易 薄田左馬助<sup>祿千</sup>石。借銀の書付を藏人・孫左衛門・八左衛門三人携て、薄田が宅に行、渡しけるに、當年分ばかり書附を任るべし、二年の分はいらぬ事なりと、左馬助申ければ、三人の者例年を書付申分いたされ、然るべしと申付、左馬助きゝて、左らば追て書附すべしと申、三人の者歸りけるが、やがて出奔す。是十二月十九日の事なり。同日薄田彌次右衛門<sup>祿四</sup>百石・古田齋<sup>祿六</sup>百石兩人に命あり。左馬助事、武州公御取立の者なれば、強て御穿鑿もなし。か様に退候事、中々沙汰の限りなり。其儘申分仕るか、又は誤候はゞ、有體に申、然るべし。左あらば、たとひ左馬助事、いか様に命ありとも、兩人は御構ひも有まじ。然るに退候段、不届のうへは、兩人も御改易し給ふとなり。此一件くはしく記す書なければ、いかなる子細にや、詳ならず。右借銀の事に、兩人も荷擔せしにや、右田齋は正保四年五月二十五日にめしかへされ、前のごとく



御兒小生頭も命ぜられし。此度歸參は福照院殿の御佗言なりといふ。

二十二、立髪長脇指の者追放 十二月朔日惣出仕の節、下馬にて立髪長脇指の者捕られしが、同四日に右捕へ候立髪長脇指の者共人数不知、大阪おゆび兩方切り、京橋に二日さらし、御國者・他國者共追放せらる。此内に竹腰八郎兵衛者、丸山三郎助者は、先日歩行横目見合候て、たて髪之事申候へば、此頃在郷より罷出候故、不存と申、又朔日に髪をもそり不申候。其上に長脇差さし、かたゝに付、二つのゆびに鼻をそがる。

二十三、寛永二年 放河村與左衛門父子改易 河村與左衛門と云者、いかなる罪やありけん。父子とも改易せられぬ。其月日詳ならず、いづれ二月中旬の事成べし。

二十四、補弋崎三大夫籠舎 才崎三大夫祿二百石、御小姓役勤しが、吉利支丹宗門の事によつて籠舎仰せ付られし。此籠舎は、弓の町中の袋町東側、今三田與右衛門が家なり。天和三年十月六日、籠中病死。賜はり、先達て死す。孫平次郎に二十口賜はりしが、天和三年閏五月十五日、初て曹源公に御目見申上、岸藤右衛門組に仰付られ、此時才崎を改て山瀬と號し、今に至ると云。

二十五、正保元年 牧野將監遁世 牧野將監、烈公にしたがひ、六月四日江戸を發し、同十六日伏見の驛にて願けるは、某身の病あれば、有馬のゆあみ仕度候へば、御暇賜らんことを乞ふ。此旨聞しめし、明日八幡へ詣でんとおもへば、彼地まで供して、其後有馬に行べしと仰ければ、同十七日、八幡に參り、公には橋本より御船にて下り給ふ。爰にて將監は別れ奉る。將監遁世のころさしあれ共、其事をあらはに申さんには、御ゆるしあらじと思ひて有馬湯治に事よせて、暇を乞けるなり。扱、將監は京江登り、油の小路にしろべあれば、かしこに行て宿もとめ、髪を切、佩刀を共に拗捨、墨の衣を着て、和歌をよみける。

よもやよもながらへ來ぬる我身かな、たのむ刀も今はすてけり  
皆人のうき世といへど心には、おもはねばこそいとひかねぬる

同十九日、故郷へ書を贈りける。其趣は今遁世する事主君并家老の輩、其外諸士に何のいさゝかもなし。只六十に餘り、身

此書同二十四日、岡山に至りし。此將監は祿千二百石にて、大阪冬陣に母衣ゆるされ、同夏陣には鐵砲を預りて先手をつとめしなり。かくて將監名をあらため、風車軒任佗房と云。此後諸國をめぐり、心のまゝにふるまひける同四年、烈公木下肥後守のもとへ御使ありて、ことし參府の道すがら、伏見にて牧野將監に逢べし。其元御誘引あれかしと仰ければ、其よし木下より牧野へ傳へられければ、任佗もとより君にいさゝかの事ある身にあらねばその仰にしたがひ待ける所に、烈公伏見に着給へば、池田出羽がもとより任佗に知らせければ、木下に伴はれ、御旅館にと參りける。むかしの朋友ども、墨染の姿を見て、おどろきぬ。烈公の御前に出、御物語ありて、やがて退けり。慶安元年六月十三日は、興國公の三十三回の御忌なれば、備前國清寺にて追福あり。此日任佗、京の庵を立出、先君に香花奉らんと思ひ、同十八日はるゝと國清寺に來り、達源和尚に對面しければ、その志を感じ、上香をゆるしける。扱任佗そのまゝ立出としければ、達源ねんごろにとよめしかど、世のまじはりの爲に下りたるにあらず、只此上香にこそ參り候へとて其夜直に歸りし。此將監が事は、みづから書記せし任佗記にくはしければ、爰には略しぬ。

二十六、齋藤加右衛門幽居 八月二十一日、諸士に令して家々の先祖の來由、ならびに其身戰功、其他浮沈の事まで巨細となく筆記して奉らしむ。爰に草加五郎右衛門・若松市郎兵衛・齋藤加右衛門三人は、大阪のいくさに、木村長門守が手に屬して、戰功あるつはものなり。落城の後、關東より御下知ありて、大阪牢人を諸家に召置事を制禁ありしが、ほどなく御ゆるしありければ、右の三人御家にめしかゝへられき。されば今度諸士事跡書上べきによつて、或日齋藤加右衛門・草加五郎右衛門・若松市郎兵衛三人、同席の時、加右衛門兩人にむかひ、それがし大阪にて十文字鎗を携、草加より先に三人進てありしと書べしといふ。五郎右衛門は返答なく微笑せり。市郎兵衛聞て、足下は狂氣しぬるか、三十年前、木村長門が前にて極りたる事なり。其時木村・草加某兩人に感書を賜りけれども、一番鐘といふ詞なければ、其感書をかへさんと云しが、長門かさねて、秀頼公の御感書を申乞べしそれまでの證に請取置べしと申ければ、兩人其書を受取り。此時草加・木村にむかひ、右の鐘仕たる節、拙者脇よ



り十字鐘突出す者あり、御吟味あるべしと申ければ、足下に感書を賜り候。是全く草加の一言による所なり。此一件歴然の事なり。然るを況や、三尺先にありて申さるゝ條、前代未聞の僞事なり。左あらんには、必定穿鑿ありて、御當家に奉公する事も叶はず。他家に行たりとも、其虚また覆はるべからず。ゆめ／＼僞事なかれと教訓す。齋藤さらば同時に鐘を入たりと書べしといふ。それも僞なれば、然るべからずと制しければ、心得ぬとて去りぬ。然るに書上の文僞多ければ、右の三士争論起り、九月二十八日、此旨三人老中より申上ければ、段々御吟味ありしに、齋藤が申所非義多く、其感書も僞作なりしかば、十一月十五日、三人老中を以長門宅に草加・齋藤を呼出し、仰を傳ふ。趣は、

草加五郎右衛門

此中の御せんさく被成候へば、けつてう無之條、先監物に御預被成候。(此旨、草加へ申聞候へば、畏候由申上候て、刀脇指出申候。)

齋藤加右衛門

此中の御せんさく被成候へ共、けつてう無之條、先刑部へ御預被成候。

右の如く二人共御預けになりし後、猶もくはしく御穿鑿あらんために、諸國に分散せし大阪牢人、或は諸侯につかへし輩へ、伊木長門・池田出羽より書翰を以て三人の事吟味ありけるに、いよ／＼齋藤が申所齟齬ありて、草加若松が訟、其理ありければ、五郎右衛門は御預御免あり。加右衛門俸内膳も、河野刑部方へ加右衛門と一所に引取候やうにと命ぜられぬ。十二月<sup>日</sup>缺御裁斷あり。左の如し。

齋藤加右衛門

感狀を作り申事、絶言語候得共、無手鐘なき感狀を申立候て、侍の上に無之程に候はゞ、御成敗可被仰付候へ共、根本有事に、彼者うつけ故の事に付、少宥免候へ共、一國一家の沙汰を、國々へ申遣候段、爰を以早々御成敗可被成候得共、此起りは武義の事、根本は有之事に、僞無之候に付、御指免、土倉淡路へ御預け、佐伯へ被遣候。

かくて加右衛門は、土倉が采地佐伯に行、慶安四年此地にて幽死せり。其子内膳<sup>後加</sup>河野刑部に預けられしが、同二十日より池田下總に預られて、建部に幽居し、二十年を経て、寛文三年三月三日、建部の内は徘徊をゆるされ

俸米を賜ひ、同五年三月七日、ふたゝび謁見をゆるされ、同八年十一月朔日、祿三百石を賜ふ。貞享二年十月朔日、加日池田大學・日置猪右衛門列座にて、親加左衛門、若き時軍に着せし甲冑、先年加右衛門御預となりし時より、御藏に納ありけるが、父のかたみもの、嘸なつかしく思ふべければ、此度返しあたへ給ふ由の仰を傳ふ。加介が少年の時の具足も、此度返し賜りぬ。今に此領共齋藤が家に傳ふといふ。日置若狭家來中村多左衛門といふ者、齋藤にかたんしければ、若狭より出羽・伊賀までいかゞ仕べくやと尋ねければ、兩人の答に、先成敗は無用然るべし、其上の儀は御内意を承り申べしとて、右の段伺ひければ、左の如く仰聞させらる。

加右衛門よりは答は淺く候へども、又者の分として、我々家中の儀、他國へも申遣候段、以ての外にくき仕合に候。我等の身にたけて見候に、上様衆の公事を、我等の者さし出、何かと仕候はゞ、成敗可仕候。此はけを存候條、たゞふちはなし申までにては、有間敷被存候。けつ所可然候と存候、乍去若狭方へは我等に申聞候へば、成敗は無用、其外けつ所追出候事は、若狭しをき次第に仕候へと可被申聞候。

右の通若狭に兩人より申聞候處、早々けつ所追放に申付る。

二十七、長谷川四兵衛女成敗 長谷川四兵衛といふ者、如何成故にや、七月十五日三人の家老に仰付らる趣。

長谷川四兵衛儀、是非不得申に就、其むすめ成敗、母は國を拂、妻は親類どもに遣可申候。

二十八、村瀬六右衛門辭仕 村瀬六右衛門といふ者、身代不成候間、御暇被下候様にと申ければ、十月十一日、馬醫上手にても無之候條、暇遣候様にと、伊木長門を以て仰渡さる。

二十九、備中百姓殺公領者 備中淺口郡小坂村、吉田村は隣郷にて、吉田は公領なり。此百姓どもやゝもすれば小坂村の山に入て盗みす。今年四月或日、吉田村より五六十人來り、先少し人を出し盗みしを、小坂の百姓八九人出合追拂はんとせしに、大勢出向ひ打擲に及び、小坂のもの半死せり。然れ共吉田の者一人は打殺してけり。吉田の庄屋より、此死骸を小坂に送りかゝりければ、穿鑿のため、野坂八郎右衛門・河合善右衛門彼地に趣く。是よりさき、いつの年にや、池田出雲守殿、此吉田村を領せられし時も、盜に來る人を打殺しけれども、何のかま



ひなく、其翌年又來りしを、二人捕へけるが、一人は少年なれば、其儘ゆるし、一人は擲置しに、種々訛言し、殊に已來盜むべからず。若盜におよびては打殺さるゝ共異儀云べからずさる旨の書物し、今も其書物有事なればさまで六箇敷有べからずとおもひ、野坂・河合發足し、先御代官米村十大夫、下代松野理右衛門が方に行、面談の上、右殺せし場處見分せんよしを云。松野答に、參らるゝに及ばず。山は備前領にうたがひ無之候。此儀に付て、備前領の百姓入牢などは、決して然るべからず。偏に訛言申由申ければ、兩人聞て已來かたく申付らるべしとて、岡山に歸る。烈公いまだ歸國し給はね共、出羽・伊賀のはからひにて、公領の百姓を殺しける事なれば、何分小坂の百姓も、相手の分入牢可然とて、此旨理右衛門へ申遣けるが、平大夫江戸に居候へば、早々申遣すべしと返答す。やがて御歸國ありければ、七月朔日、此旨伊賀より言上し、小坂の百姓最早内々出牢致させ、所へ預け置、米村より何とぞ申來らば、夫にしたがひ申付べしと申ける。此旨聞しめし届られ、小坂の百姓内々にて出牢す。其後如何成けん。未詳。

三十、安田宗右衛門・野村彌二右衛門追放 極月初なり。兩人共に江戸にて不行儀に付、けつしよに仰付られ、御國追放。

三十一、林助右衛門倅兩人共退去

三十二、正保二年西浦彌左衛門狂氣 彌左衛門は寛永十五年煩出しければ、梶浦がはからひにて押こみ置しが、其後の彌左衛門家を繼ていたりしなり。正月八日、梶浦大隅が組土西浦彌左衛門、狂氣しける。然るに其子に源左衛門父が祿賜しに、彼狂父を取逃して、行方を知らず。此時烈公親に曲事あつて預置たるを、逃たるとは事替れども、親の逃るをしらぬほどのうつけやある、早く尋ねと仰て暇たまひける。寛文九年、烈公御祝年に依て、源左衛門召歸され、本知百五十石を賜りし。

三十三、餌指三藏倅 十月餌指三藏倅徒者、備中松山にて捕へけるにより、出羽・長門より江戸へ申あげられ、十一月四日、烈公よりの御答左の如し。

三藏せがれ捕候由承届候。とがによりおやへもかゝり可申と存候處に、おやも中たがひ仕候由に候へば、親兄弟はけつしよ申付、追拂可申事。

三十四、中村加兵衛子出奔 河野刑部組中村加兵衛が子、十月日出奔しければ、加兵衛より倅立のき候儀少も前かた不存旨誓紙仕、刑部迄指出す。

三十五、南部二郎右衛門子出發 十月日南部二郎右衛門子出奔、おや迷惑いたし、呼返し度と存、種々申候得ども、歸り不申、何の子細も無之由に候故、歸さへ候へば、くるしからざると存、今まで不申上候。以來歸候はゞ、御前御ゆるし被成候様にと、土倉淡路迄書附差出、是も誓をも差出す。

三十六、山伏火罪 上道郡村名山伏院名母をけころしけるにより、火罪に仰付らる。

三十七、正保三年今村惣兵衛辭備前 今村惣兵衛といふ者、兄が役介に成、常に迷惑せしかば、御暇賜はれよと願ふ。十二月十一日、池田出羽を以、其望にまかせられし。

三十八、日置若狭閉門 正月或日、日置若狭が家來、角田左源太と云兒小姓、若狭が屋敷の裏御堀の鴨を鳥銃にてうち取けり。此よしを若狭聞て尋に人を出しける内、角田父子出奔す。此事家老中井横目ども江戸に言上せざりしに、五月二日、御歸國道中かぬまにて聞しめし、早速御書を以、伊木長門が方に仰下さるゝは、若狭家來鐵砲うつ事聞かば、早速みづから追掛召捕べきに、手ぬるき扱ひなれば、歸國の時出仕すべからず。長門も心付なく、横目源内も申出さず。次郎右衛門は必定のことをも覺束なく申す條、皆其職を練らざるの致す所なり、とありければ、若狭は夫より引籠りて居たりしなり。同八月、戸川土佐守・木下淡路守はび言ありければ、やう／＼ゆるし給ふと云。

三十九、備中倉敷者と備前領者と喧嘩 九月朔日、備前倉敷百姓と、備中領の百姓と喧嘩し、備前領の者即死せり。此旨早速御代官彦坂平九郎のもとへ注進ありければ、やがて同人より、野坂八郎右衛門へ使を以、今度の一件聞届候ひぬ。相手成敗に行ふべし、檢使をさし越さるべきよし申來る。烈公聞し召し、檢使遣すに及ば



ず、伯樂市の庄屋見届に遣すべき由、御返事ありければ、早速成敗ありて庄屋見届濟しける。翌日彦坂のもとへ御禮として、御書を賜らせ給ふ。

四十、松村左内追放 岩生郡普請奉行、松村左内と、土倉隼人小頭口論に及び、左内小頭をちやうちやく、小頭は左内に疵付しに付、双方へ被仰渡、左の通。

岩生郡の普請奉行松村左内と、土倉隼人小頭と申事仕候に付、能々せんさく仕、奉行の申渡儀、小頭の分としていなを申さへ不届事に候に、奉行をきり申段是非可申様も無之候條成敗、男子の分も成敗申付事。又左内儀、奉行にても申付様、むり成儀申付候と存候。其上ちやうちやく仕候段、有まじき事に候。奉行に無之候は、申付様も可有之候へ共、奉行にて候條、改易仰付らるゝとの事なり。

四十一、十三士改易 七月七日、左の輩改易あり。何も親類の者一人づゝ池田出羽宅へ呼寄、伊木長門・池田伊賀・小堀一角・丹羽藏人・生駒玄蕃・眞田次郎右衛門・下方甚助・伴内記列座にて申渡す。

野村越中  
佐橋又左衛門

島原御使の時、早々御改易可被成に候へ共、手に合不申と申事被仰立候儀は有之間敷と被思召て、御延引候。二十七日には何も使者先へ参間敷由、伊豆守殿堅被仰付候由、然共二十七日先へ参、手に合申者數多有之候。二十八日も控居申儀、不及是非、爰を以て御改易被仰付候。

八田求馬  
河原林十左衛門

求馬同様に傾城ぐるひ仕ながら、迷惑に存候て、主膳、松角右衛門を以、出羽・長門へ書附出し、陳申候。おのれが罪をのがれ度とて、組頭の事迄引出書附候事、侍の上には有之間敷事に候。おのれに悪事なくば、人口いか様に候とも、苦に不成事に候。おびへ時を作り候段、卑怯至極に候間、御改易被仰付候。

附箋 河原林十左衛門儀一同に不形儀不仕旨、前かた出羽・長門へせいしを上げ申候條、先預け置、せんさくを遂、其品にしたがひ、可申付由仰せ付らる。

右河原林儀、一角甚介遣様子尋候處に、求馬けいせむぐるひ仕候儀、十左衛門も同仕候様に、御家中風聞候故、あまり迷惑に存、主膳松角右衛門を以、出羽・長門へ申上候由書付仕候。三人老中に被仰聞候は、右書付み申に、風聞有事をおのれがなんをのがれたきとて、組頭の事まで引出し書付候事、侍の上には有まじき事に候。又唯今はかくし申可事、前後首尾の段不及是非候。己に悪事無之ば、人はいかよふに申とも、くにならざる事に候、をびへ時を作り、くみ頭の事まで申ふれ候事、ひきよふ至極の者に候。かいえき申付候由。早々。

百々藤兵衛  
寮所人 高橋多兵衛

歴々さへ振廻御法度の處、何も呼候故、御追出被成候。

荒木甚五右衛門  
荒木太郎右衛門

不行跡に付、御改易。

原六右衛門

惣て悪者、其上郡方御普請奉行の處、御鐵砲の者、私用につかひ候に付、御改易。

吉田與三右衛門

不行跡に付、御改易。

茂左衛門伴 森川惣右衛門

年も寄候に、不作法の様子に聞召候。傾城屋同前に候へば、是非被仰付様無之候。若き者に候は、御改易可被仰付候得ども、年寄候上道閑久々相勤候て、武の御用にも立候儀、爰を以御改易御差免被成候。然共鐵砲は御取上被成候。

舟戸帶刀(六百石、物頭、六十四歳)

不行儀者改易。

梶浦大隅(千七百石、正保元八月家督)

右の通御下知ありて、何も不便ながら國俗あしく成行候はんには、將軍家へ對し、國中不法との御沙汰あるべし。左あらば、不忠なり。ゆへにやむことを得ず、かくは命ぜられしよし仰渡されける。森川惣右衛門父茂左衛門は、

舟戸が書上に、知行所へ整居被仰付鐵砲被取上候。同四年三月十五日御捨免被成、瀧川出雲組に被仰付となり



少も御構なきよしも命ぜられぬ。されば其外一類共は不殘不苦候由仰あり。然れ共、右の者共方へ立入を話いたすべき人を定られ、其餘の人一向に參る事を禁ぜらる。則立入肝煎人の覺。

求馬は「堀田六郎兵衛・春田十兵衛・八田彌三右衛門」。大隅は「美作・織部・敷馬・半左衛門」。越中は「采女・外記」。又左衛門は「彌五左衛門・香西九郎兵衛」。藤兵衛は「頼母組」。荒木兄弟は「出雲組」。惣左衛門は「和泉」。與三右衛門は「筑後」。六右衛門は「藏人組」。帶刀は「半左衛門、是は在郷へ遣候事」。十左衛門は「内藏返」。

かく嚴重に令ありしに、熊谷源太兵衛・吉田源兵衛・高木左近右衛門・廣内五郎兵衛四人、野村越中へ見廻ければ、其咎によつて、同月十日、四人共閉門すべきよし命あり。御免の日未詳。右改易ありし人の内、八田求馬・梶浦大隅兩人は、間一年ありて、慶安元年六月十一日、めしかへさる。是興國公三十三回の御追福によつてなり。

四十二、佐分利四郎左衛門狂氣 河野刑部を以申出るとあり。同人組か。 十月二十九日、佐分利四郎左衛門狂氣しければ、知行沒收せらるべしと、其子半兵衛申出けるが、去し元年故ありて、備前を去り、ふたゝび歸り仕へし者なれば家絶ゆべけれども、餘人とは又替りたる處あれば、いかなる故にや退去 此半助後五郎右衛門に賜ふ。

四十三、伊藤十右衛門自殺 伊藤十右衛門自害して死す。月日不詳。嫡子もなければ、いかゞ成けん。

四十四、齋木六左衛門出發 伊庭主膳組齋木六左衛門といふ者、いかなる故にや、八月朔日出奔す。ことの外ありて、書置もせず、甲冑殘置けるよし、出羽より言上す。

四十五、池田久馬之亟狂氣 池田久馬之亟病氣故、知行返上いたし度旨を願ふ。六月朔日、其旨にまかせられ、氣違不便のよし伊木長門に仰渡されし。

四十六、若松市郎兵衛・陸田市左衛門口論 或年、烈公江戸より歸らせ給ふ時、諸士御迎として、御野郡濱野村の在家に集りて、御船の着を待居たり。若松市郎兵衛・陸田市左衛門兩人、田中眞吉が若輩にて、父に従て此座に居たれば、昔がたりをして聞せんとて、大阪今福合戦の事をいひ聞せけるが、後には若松・陸田武功をあらそひ、其時の事、其方はしるまじ、此事は見まじなど云て口論し、互に刀に手をかけ、打果さん勢なり。座中い

づれも一言いふものなし。時に源右・助左衛門兩人が間に分入、坐して云けるは、各をかねて武功高上の人とおもひしに、扱々案外の爭論なり。申さるゝ處皆さしての事にもあらず。然るを、各より武勇功名も世になきものと思はる條、以の外のひが事なり。此助左衛門をはじめ、此座中に居合する人は勿論、誰にもあれ、君の祿をはむ者、それほどの武功せぬものやある。それに、各働を自慢して、人もなげに申さるゝ事、さたのかぎりの心底なり。何もおかしく思ひ、一語を出すものなし。誠にそれほどの事仕兼べきとおもひて、爭論せらるゝや、返答承らんといふ兩人件の事は外になし。答語塞りける處に、殿の御船見ゆるといひしかば、御迎に出し故、何事なく濟たりと、田中眞吉物語の由、森川摩休の話なり。年號月日不詳。按るに、市郎兵衛は正保三年冬病死せり。翌正月、市郎兵衛跡の儀、鐵砲は御家久敷者さへ御取上候へば不及申、大和に居申候時、父子して千三百石取候由御聞及被成候間、他國にての本知給はりしに、不足申立退。委しくは下に記す。市郎兵衛被召出は寛永十九年なり。やうく、五箇年勤む。市郎兵衛が御迎ひに出しは、正保元年・同三年兩度なり。考ふるに、大方此口論は三年五月十四日の事ならん。

四十七、深谷助左衛門殺仲間 深谷源右助左衛門は大坂陣にて武功もあり、烈公の御時迄も奉仕して、いろ／＼物語多き人なり。脊力人に勝れける。或時家來の馬取の男、馬のすそを見るを見て、助左衛門心に叶はぬ事ありければ、此奴めとて、拳にて横にうちたるに、かの男の頭破れ即死せり。助左衛門驚て、我中々殺すべき心にあらず。後のこらしめにとおもひて、少しうちたるに、死たる事不便なり。さて／＼人のあたまほど、もろく、あやうきものはなしと云て、おのが力の致すをしらす。或時、甲冑師兜の鉢を携來る。助左衛門見て、是はあしきかぶとなり、まじきともふす。助左衛門重て必定碎かん。若碎たらんには、汝が損失なりといふ。甲冑師いよく嘲り、御試なされ候へといひしかば、さらばとて、拳を以て打たるに、六十二間の筋鉢打ひしきぬ。拳も破れ血流けるを早く袖に入てさあらぬ體にてありければ、彼甲冑師大きに怖れて逃さりぬ。

四十八、備中加茂方の百姓成敗 備中鴨方の百姓大庄屋と爭論ありければ、八月、下方甚介を彼地へ被遣、様子吟味、大庄屋理に中るに付、明日池田出羽方へ、大庄屋・又頭取の百姓四五人呼出し、對決仰付られしに、彌大庄屋理にて、二十六箇條の内、三四箇條しかと相わからず、されどさして庄屋深きとがにも相成らず。吟味の言上しければ、左らば二十八人の百姓成敗可申と仰ありし。子細は庄屋と公事仕、まけ候と有事にては無之、大勢と、うをくみ、其上郡奉行共よびに遣候時、我ま、申不參、



か様に付、不殘成敗仰付らる。右の者共、男不殘成敗。

四十九、正保四年 生駒玄蕃・荻原又六蒙罪

生駒玄蕃は左近子にて、祿千石五百石。大小姓頭なり。又御小姓に荻原又六といふ者あり。祿は三百石或は、石、一説に、又六は御花畑奉行にて、御近習物頭末席、足輕十人預りしと云。其頃は川東に御花畠あり、そこに台徳院殿の御靈屋あり。御小姓の内、其鍵を預れり。これを御鍵番と稱す。公の御參詣ありし時は、先だちまいりて、掃除ならびに其用意して、御むかひに出る事なりし。時に正保四年正月二日、御靈屋へ御參詣あり。荻原又六鍵番にあたり居けるに、毎も前日大小姓頭より申移せば、未時より御先へ參る事なるに、玄蕃忘却して申おくらず。然るにはや御出といふに臨て、玄蕃思ひ出し、又六方へ人をはしらせて、御參詣の事を傳へ、唯今御出なり、急ぎ參らるべしといひ遣しければ、又六驚きはて、はたせ馬にうち乗駈着る。一説に、遠乗に行かんと思ひ出ける道に又六が屋敷は伊勢宮邊なりと云。道を替て參れども、はや御出なり。やう／＼に御靈屋の戸を開きたるばかりなりしかば、公甚御機嫌あしく歸らせ給ふ。かくて又六腹にすへかね、直に登城し、玄蕃といふうつけもの、所爲にて、已に役を誤らんとせしとつぶやき／＼奥に入り、玄蕃に向ひ、いかに玄蕃おのれが職分をわすれ、人の役を缺せける。今日の始末面目なし。それにて人の頭は成まじと悪口す。玄蕃は少しも躁がず、無禮なるせがれかな、御近く推參し高聲の雜言何事ぞや、申旨あらば徐々に申せと云、傍よりもこゝは御前ちかし、其上卒忽の申條、表へ退き然るべしとしゐて押鎮め、其座は事濟ぬ。公にも始終委しく聞給ひ、其日下城の後、玄蕃は堪忍すまじとおぼしける。人々も何ぞ品あらんと思ひ居たるに、夜に至るまで何の別條なし、翌日御放鷹初に出給ふに、件の兩人もしたがへり。御歸路には御船着の見積りを兩人に命ぜられ、御のこしありし。是は此所にてきのふの鬱憤散ぜよとの御趣意なりしやと。然るに此御用をつとめて、やがて御跡より歸りて、其段申上しかば、其御旨にたがひ、玄蕃は改易、又六は切腹被仰付。一説に、翌日御鷹野初とあるを、五日御鷹野初と有、此説可なり。又六が切腹の始末場等詳ならず。生駒が家は左衛門が先祖なり。生駒彌五右衛門は、玄蕃が父。左衛門が弟にて、玄蕃が爲には叔父なり。祿二百石。

右兩人の始末、色々有之、詳ならず、御手留を左に記。

正保四年正月二日。

- 一、二日、拜領の御鷹の鶴頂戴、老中物頭共城にていたゞかせ候事。
- 一、生駒玄蕃・荻原又六申事仕候。申付首尾後に書付なり。
- 一、六日、三人老寄共に申聞候は、玄蕃・又六申事仕候儀、祝日其上御鷹の鶴ひらき、我等居所の次かたゞ何事にてもかんにん可仕儀と存候に、か様のさいきやう可申様も無之候。其上存つめざると存候。内々いしゆも候様に申候へば、猶以此度の儀計にても無之候へば、人なき所か、又は餘日成共存分可申事を、人多所にて申候儀、さへられたきやうのしかたにて候へば、みれんかと存候。又玄蕃申候は、今日はいかやうに成共申候へ、かまひ申まじく候。以來はらのはる様に仕可遣と申、かまひ不申候段、おとなしく候。其口にちがひ、其日の内に中直申段、さいぜんのかんにん、みれんかと存候へば、今までの如組鐵砲申付候儀、不罷成候。去夏大勢改かゝる仕候仕置が、むに成候條、急と可申付と存候。如何候はんやと申聞候へば、三人共に御尤と申可、左候はゞ、又六は成敗、玄蕃はかいゑき可申付と申聞候事、此上は先兩人共に預け可申候。玄蕃は淡路、又六はいづみに預申可事。

- 一、同七日、玄蕃方へ(藏人・一角・甚介)三人遣申聞候は、此度又六と申分の様子聞届候。我等居所近く、又は祝日かたゞに付、又六種々悪口申候へ共、かんにん仕候儀、一段しんひやう成しかたにて候。左候て後、何とぞ可然首尾も可有之と存候に、あまりおんびんの仕合に候へば、前々の如く召遣候事不成候條、かいゑき申付候、せがれより召遣候へば、不便に候へ共、無是非儀と可申聞由、三人に申付候事。
  - 一、又六方へ右の者共申遣候は、今度の申分、所と云、日と云、是非申聞べき様無之候。就夫切腹申付由、申付遣候事。
  - 一、同八日、玄蕃・又六事に付、老中組頭よび、上直に申聞候覺。
- 此度兩人申事仕候に付、在中ぎんみ仕承届、夜前兩方共申付候様子、何もへ可申渡と存、何も召上候、又六儀先日御玉やへ參候儀、玄蕃不申越由申、悪口申段氣ちがひ同前の仕合に候。用をも申付者共は少づゝの失念は我等の事にても在之事に候。乍去此兩人内々道いちらんも候様に承候へば、猶以其日は祝日御鷹の鶴ひらき、方々可申所に無之候。其上玄蕃いまだ城へ



不罷歸、以前より人毎に玄蕃儀を惡口申まはり、其上我等居所近く、人多中にて申候儀、存つめざる仕合、女などの腹立申事仕候様に被存候、併し當座にあたりて、やむことを不得儀候共、所により日より、其遠慮は可在之事と存候。又此人に只今ならでは逢申事不成首尾候はゞ、それは、又少は其品も可有事と存候。此兩人は日々逢申事に候へば、此度のしかた重々不届の儀と存、切腹申付候。

一、玄蕃儀、其刻萬事かんにん仕、申分候はゞ、重ての儀と申、今日にかぎり申事仕まじきと申段は、しんひ信やう可申様無之候。我等に對し禮儀尤満足申候。左候はゞ、後何とぞ、可然首尾も可在之事に候に、あまりおんびんなる仕合に候へば、我等若者を召遣べき様無之候。就其不便ながら、かゝる申付候。加様に申候へば、以來申事さへ仕候はゞ、是非はたし候はでは不叶様に候へ共、少も左様にては無之候。其段を能々何も可被相心得候。其時の品により、唯今よりか様の首尾は此様に可申付との法は定がたく候。以來とても申事は可有之候間、下にてずるぶん中直任無爲成様が先は能候。其段能々可被心得事。

一、此度のけんくはの儀にては無之候へ共、次で候條何もへ申渡候。昔の咄を承候に、軍陣にては人により、がさつに作法を作、上下のわかちもなく、惡口申、たきまゝなる事を申、明日は打死仕べく候へば、何もいらぬなど、申者有之物と承及候。我等の存候は、明日打死仕候はゞ、猶以、今日は禮義を不亂、人間のさほうにちがはざる様に、たしなみ可申事と存候。明日にも御陣事候におゐては、我等の家中は上中下の禮儀を不亂、つねづねの如くの作法かんやうにて候。死さへすればと存候は、惡敷心得にと存候。死申事は人足も死申に。士は左様の所にちがいは可有之事と存候。不作法の死は氣ちがひ同前たるべく候。左様の者多分は臆病仕物と承及候。唯今不入儀と申ながら、常に若き者どもに申聞、作法能様に尤に候由申聞事江戸へ被仰遣し御書左の如し。

當月二日、於城中生駒玄蕃・萩原又六申事仕候。重々又六仕形不届の爲に付、切腹申付候。生駒儀其座にてかんにん仕候段、祝日と申、拜領の御鷹の鶴、ひらき申付にて候得ば、遠慮仕候儀、尤至極仕候。乍去後々まであまりおんびん成儀、是非に不及仕合に付て、かゝる申付候。又六兄高橋善右衛門其地に罷在候。兄弟共までかゝり申儀にて無之と存候條、令赦免候。其段善右衛門に可被申聞候。謹言。

正月七日

少將 御名列

土肥 飛 彈 殿  
水野 伊 織 殿

五十、若松文大夫出奔 若松市郎兵衛は大坂の武功を以て、草加五郎右衛門・齋藤加右衛門と共に御家にし出され、祿二千石鐵砲三十挺をぞ預られぬ。市郎兵衛病で死死日いまだ詳ならず。其子文大夫へ、家つがせらるべきに至り、今とし正月二十六日、三家老をめされ、市郎兵衛遺跡の事、家久敷者さへ父が預りし鐵砲はめし放す事常例なり。されば鐵砲は勿論知行も、市郎兵衛大和にありし時、父子合て千三百石領せし由なれば、二千石の内千三百石あて行ふべし。此旨池田數馬に申聞べしと仰ある。同二十八日、仰の趣を數馬より傳へけるに、文大夫命に従はずこれによつて、池田出羽・草加五郎右衛門、種々異見を加へしかども、一向に承引せず。剩御暇賜るべしなど云故、出羽より言上す。かゝる所に、同日の夜中に文大夫出奔して、家絶ぬ。一説に、草加・齋藤・若松、三人盟ひけるは、此三人は、命を奉ずべからずといふ事を、其子に申置けるゆへ、文大夫父が遺令を守りて、かゝる堅く命にしたがはずと云。

五十一、正木九兵衛辭仕 正木九兵衛此正木が事はいかなる家にかや、いまだ詳といふ者、貧しければ、御暇賜るべき旨願ひける故、伊賀長門より言上す。此旨聞しめされ、此者島原にても、少々様子まぎらはしき事あるよし聞けり。此正木、島原にていかなる事ありしや未詳。按るに、歩行者の者にて丹羽次郎右衛門に付行し一人にや。先年水野日向守に此者の事咄出せしかども、頓着なかりき。されば内々聞し首尾都合せり。此度暇願ふこそ幸なれと仰ありて、二月朔日御暇賜りし。

五十二、鷹師八兵衛・彌右衛門口論 鷹師八兵衛・彌右衛門申事仕候に付、此旨江戸へ注進ありければ、五月二十七日の御書の寫。

鷹師八兵衛・彌右衛門申事仕候旨、兩人共ふち放可申候事。

五十三、繪師十兵衛御暇 いかなる故にや、正月十日、扶持はなされし。



五十四、慶安元年 安井十之丞・大竹三十郎喧嘩 安井十之丞・大竹三十郎とて、奉公かせぎける牢人あり。如何なる故にや、ともに肥前長崎に居けるが、或時三十郎人と争論して、其譯立がたき事ありしを、十之丞指圖して、狂氣と稱し擲置、三十郎は同國唐津に縁ある者なれば、同處に送りてけり。扱、三十郎實狂氣にあらざれば、其後又、はじめの如く奉公の傳をもとめ居たりしを、人々扱ふて十之丞と和睦させ、もとのごとく交りしか、三十郎處々にて奉公の取持ありて、大半濟かゝりても、長崎の事とかく評判あしく、度々違變に及びければ、心中に深く憤り、いづれ十之丞を打果さでは、一分立まじとおもひ定め居たり。然るに今とし四月十一日、齋藤攝津守御頼にて、十之丞は五百石にて御家に召出されたり。此由三十郎聞て、同十一月二十三日、三十郎御野郡川下觀音福島まで來れるよし、十之丞が許におとづれぬ。十之丞は其身の事頼み來るよとおもひ、逗留すべき宿を求め置、其請手形を若黨に持せ、福島に遣しけるが、三十郎又書を以て、前年の答趣身の障になれば、堪忍なりがたし。こゝにて打果し度とぞ申越けり。十之丞すなはち福島へ趣けるに、先に遣したる若黨、宿請の書狀を三十郎に渡す。三十郎披き讀む所へ、十之丞行けるが、三十郎大脇ざし扱て切かゝる時に、件の若黨側より短刀を以て、三十郎を刺貫きければ、其まゝ十之丞にうたれてけり。扱、三十郎が持來りし道具を見るに、其内に委細の書置あり。其趣は、十之丞をたばかりうたん事は、容易なり。されどもかくては又亂心の評をうけんも口惜ければ、十之丞得心せし様に、わざと仕たりしとなん。夫より十之丞は立歸り、右の始末を申あげ、暇給り候へと願ひしかば、此旨、池田出羽・池田伊賀言上しければ、烈公聞し召し、亂心者に出合、如此事は非におよばず。氣違を切し所如何なり。暇願候へば、其願にまかすべし。更ににくみ思ふ子細なし。宮内殿御時、白井十大夫・村山豊・前同様の事とぞ仰ける。白井・村上が事は、碎玉話に出す。其上因州の御家の事なれば委敷しるさず。

出羽、十之丞方へ見廻、此度の一件老中御耳に立申に、氣違に渡り逢、か様の首尾無是非儀と被思召て、少もにくみ可在事に無之候間、其まゝ可召置候へ共、彼者一類廣き者に候由、已來何かと有之時も、其方も御家に其儘に有候て、却て其方爲惡事も可不在事候宇も不知事に候間、いとまを遣よし申添せり。

五十五、高橋甚左衛門に死を賜ひ井山奉行喜右衛門斬罪 竹木方高橋甚左衛門、龍口山奉行喜右衛門、年々私曲あるよし聞へしかば、百姓方は波多野傳左衛門、猿堂の坊主前は那須半兵衛、竹木番の者は源内左衛門・甚助・次郎右衛門と穿鑿の役人を命ぜられしが、委細分明に私曲あらはれければ、八月五日左の如く御下知ありけり。

切腹

高橋甚左衛門

半田龍の口竹の儀に付、年々私曲有之、切腹、男子の分同罪、父徳右衛門・弟與兵衛・孫右衛門・工藤吉左衛門四人の者、御改易。

成敗

同人家來 又兵衛

甚左衛門私曲荷擔の上、去年槍村市郎右衛門へ竹一束遣候よし、申懸など仕候に付、御成敗被仰付。槍村は申分立、御とがめなし。」

牢舎

平瀬村 平十郎・久兵衛

甚左衛門最負故、竹木數多囉候を、御穿鑿のとき陳し候故、如此。」後御免あり。」

牢舎早速御免

文藏・五郎兵衛

甚左衛門より村木囉候へども、早々申出候ゆへ、下々の儀故、御免被成候。

成敗

龍の口山奉行 喜右衛門

奉行にて在ながら、家作の時切手の外遣ひ度儘、材木・大竹まで取候に付、右の通。

成敗

猿堂の坊主

五十六、赤尾平右衛門出奔 赤尾平右衛門といふ者、御歸國御供にて、いかなる故にや、伏見驛より出奔。六月五日・六日の事なり。

五十七、慶安二年 山脇五郎右衛門改易 山脇修理組に山脇五郎右衛門といふ者あり。久々心常ならず。然るを隠し置て、出仕も留めざれば、此旨聞し召し、修理此狂氣をしらぬといふことやある、それを其まゝ勤させ、出仕



もとどめぬ條、越度至極せり。已來の懲なればとて、二月朔日五郎右衛門を改易し給ふ。是狂人を改易し給ふに非ず、狂人をかくし置けるを深くにくみ給ふゆへなり。若又酒狂ならば、尤沙汰のかぎりなりとて、かく改易し給ふよしを修理に仰下されける。

五十八、兒島百姓八人磔 九州の御代官小川九左衛門、備前の海上を通行ありしに、兒島にて其船破損す。此船の荷物漂流せば、一物もかくし置事なく申出べしと、烈公より三度迄郡中に觸らる。かゝる所に、兒島郡日比上手村の者共、流寄たる荷物を拾ひ取りて、かくし置しを、訴ありて御穿鑿ありしに、一々露顯に及び、百姓八人、磔にかけられ、八人の者の親子親類まで、残なく首をはねらる。是二月二十八日の事なり。

五十九、田中次左衛門改易 田中次左衛門といふ者、知行所百姓と出入有しにや、百姓目安を出しける故段々御せんさく有て、三月四日左の如く命せられし。

田中次左衛門儀、知行所百姓目安上げ候に付、具に穿鑿仕申付覺。

- 一、田島荒申に付、おこし申時、扶持方可遣儀と存候。其上相給人はふち方遣候に、次左衛門は不遣事。
- 一、庄屋給不遣事。
- 一、未進奉公人給不定、五年召遣候事。

右三箇條の様子、非分の儀に付て、残り箇條の内にも非分有間敷共不存候。不届の仕合に付、かゝるき申付事。

内所庄屋百姓共申付覺。

- 一、手銀利足の處、借狀の者共申懸に付、籠者申付事。
- 一、庄屋三郎右衛門・同久右衛門・六郎右衛門、右三人は、庄屋として、其身に不懸議とても、目安を取立、加封仕候上は、百姓非分の箇條申所、不届に付籠者申付事。
- 一、喜兵衛事、粟の木島儀、せんさく仕候へば、不分明候。然共目安にことごとくきり申と書上申所、三本は切申候。残る大分に立木在之上は、申懸に候事。柿の木事、毎年うみすたり申候を、かはせ取申候由書上る。是又申懸に付、成敗申付事。

六十、入江源左衛門出奔 入江源左衛門といふ者、いかなる故にや、三月八日出奔す。それに付、庄田小左衛門まで書狀遣すべき旨、同十二日、池田出羽・池田伊賀に命ぜらる。其狀。

源左衛門儀病者故、暇の刻新太郎に申聞候へば、病者に候はゞ緩々養生候へと被申出候へ共、達て暇の事被申候故、伊賀異見任内に、立退被申、みじかき儀、残多き事に御座候。右段に付、新太郎手前若御心元なく可被思召と存、如此候、恐惶謹言。

三月十二日

庄田小左衛門様

池田伊賀  
池田出羽

源左衛門儀病者故、御奉公仕がたき由申候條、御下向に候はゞ、御暇可申上と存候所に、いが殿御異見の内立退候段、無所存成者被召抱被下候様に申上候段、面目次第も無之候。日本神・あたご八幡、私心中に、新太郎即如御在可申上とは、毛頭不存候。然ばかの無所存者を御家へ一度進候處、面目しだひも無之候間、御兩殿左様に御心得候て可被下候。八幡くかの者行衛今に不存候。主取をいたし有付候を承候はゞ、いつにても御兩殿の内へ可申渡候。恐惶謹言。

三月二十二日

庄田小左衛門

池田出羽様 池田伊賀様

六十一、堀大藏御暇 堀は、去々年正保四年亥十月、千五百石鐵砲三十挺にて被召出、同月二十日初御見せし事、御日記に見ゆ。堀大藏、祿千五百石折紙賜ひし。なりしが、いかなる故にや、十一月九日、江戸にて御暇賜りし。此時主計田成田成成所にて、牧野織部・水野伊織・小堀一角・草加兵部列座し申渡されし。尤今年の知行は賜るよしなり。

六十二、金山寺徳壽寺爭論 備前一宮の眞言宗徳壽寺の住僧死して後、金山寺より僧を入、住職とす。されども金山寺は天台宗にて、此寺より眞言宗の事支配すべきにあらずとて、仁和寺より其趣申來りける故、十一月九日、植野最教院・双嚴院へ中村忠左衛門を御使として仰遣さる趣は、

備前一の宮眞言寺住持相果候後、金山寺より坊主入候儀に付、御室の仰として、兩僧より私寺社奉行方へ書狀被滅候。先規の如く申付くれ候へとの儀にて候。私者に返事申付候は、此儀に不限、國中古跡の公事の儀は、本寺次第に可申付と存候間、兩



御本寺御相對の上、落着の儀被仰候はゞ、承届、其上にてはいかやう共申付べく候由、返事に仕候條、定て御室より御理も可有之候間、御案内のため以使者申候。御門主へ御心得頼入候。

あくる慶安三年三月十八日、御室の塔中真光院より、書狀にて、備前一宮の内眞言宗の寺を金山寺より押領仕、天台宗を入候間、先規のごとく被仰付候様に、御門主御意の旨を戴す。よつて常照院牧野織部を加へられ、双方の目安を烈公見給ふに、徳壽寺は古より眞言宗の様に思し召れ、然れば、金山寺よりかまひあるまじき事かとて、仁和寺公事申出べければ、双藏院・最教院相談尤の由、常照院に仰含められて、植野へ歸されし其後。

六十三、備中三僧起訴 備前領なる、備中山手村の僧何寺といふ事詳ならず。 蒔田久太郎領分の惣地院の僧と出入あり。其源を尋るに、備前領の僧三人の師匠を、蒔田領の出家打ころしければ、三人の僧、三年前より江戸に下り訴けるが、安藤右京の裁斷にて、今年十二月十六日、蒔田領の僧罪極り、成敗せらる。女には此女の事、いかなる事によらざる事、未詳。 罪なければども、江戸へ召出され、穿鑿の節、早速有姿申さざるによつて、是も成敗せられて、事落着す。同日三僧を備前の邸にめされ、小堀一角・草加兵部を以仰渡さるゝは、

今度の公事、欲心を根とするか、又いづれの道にても、私曲の心根候はゞ、さたの眼に候へ共、是は師匠の爲に數年居申候間、年々に貸せ遣候。銀子不殘捨て遣、其上に路錢遣し候。

あくる慶安三年正月、備前兒島郡有南院を追放せらる。此僧は放蕩者にて、惣地院と心安く、おのが寺を遊山所とせしより、右の訴も起るよしの御とがめて、三年が間預け置れ、此度落着に及し故、此僧も放たれしなり。上に女の事、按るに、此女惣地院が愛せしを、又山手の僧も姦淫しけるより、うちこころせしにや、未詳。

六十四、慶安 丹羽勘左衛門狂氣 丹羽勘左衛門狂氣す。殊に此男常々不法なれば、かたゞ以て知行沒收せられ、百俵の合力をぞ賜ひし。是十月十六日の事なり。狂氣の子細詳ならず。

六十五、出井三郎右衛門・大西十郎右衛門・齋藤一十郎辭仕 出井三郎右衛門といふ歩行、かねて火矢をうつ者なりしが、つかへを辭しければ、十月六日御暇賜ふ。大西十郎右衛門は、鐵砲頭なり。貧窮にて奉

公ならずとて仕を辭し。齋藤一十郎は病氣とて御暇を乞ふ。兩人共早速御暇賜ふ由、閏十月朔日、池田伊賀に仰渡されける。

六十六、申樂者御暇 役者共不殘俵米をめし放されぬ。宗閑いかなる者か、未詳。も同前たるべき旨、十二月七日仰渡されし。曹源公の御時に至り、又申樂役者多くめし抱へられ、保國公御代初に多御いれし。とま給ふ。中にも少々は直に仕へける者もあり。其家今なを存せりといふ。

六十七、櫛外記父子・中野半左衛門・村山次左衛門改易 九月十六日、土倉隼人・水野數馬に仰

ありけるは、櫛外記事を聞し召さるに、父子争論せしよし、親か子か、いづれにてもおとなしく、能はさやうの事あるまじ、親子は人倫の本なり。然るにかゝる事ある條、前代未聞の事なり。されば改易し給ふなり。又中野半左衛門も、母と口論せしよし、其口論ことに見苦敷事より起りしといふは、繼母とはいへども、一度母と名付て、かやうの事、是又前代未聞なり。其上今度京にて申事せしよし、いか成事にても姫の婚禮砌りなれば、堪忍あるべき時なるに、其用捨もなきこそ、旁以不法なり。親半左衛門が時、城銀を借りし始末も、不行届、依之此度改易す。村山治左衛門も京にて半左衛門と口論の相手なれば、同じく改易し給ふよし、土倉・水野承り退けるといふ。

六十八、神子田助兵衛家隸梟首 神子田助兵衛が家來某といふ者、助兵衛が納所を預り、私曲多く、御穿鑿ありて、白狀しければ、親子三人首をはねられて、獄門にかけらる。右の罪條書札。是も同日、被仰出と見へたり。

此者主人納所を預り、不行届に付、如此申付なり。親并子盗人の養を不辭、其身身體より過分のふるまる、おやは不義の子をいませしめず。子は不義のおやを不諫、同類たるに仍、同罪に申付なり。

六十九、丹羽勘左衛門狂氣 狂氣の様委細しれず。十月十八日仰渡さるゝは。

丹羽勘左衛門狂氣、其上常々不法に仍、知行召上、百俵遣事。

七十、出井三郎右衛門乞暇 出井三郎右衛門は歩行者にて、火矢仕る者なりしが、いかなる故にや、御暇を願ければ、十月十八日願の如く御暇を賜る。



七十一、醫師玄同乞暇 玄同、池田出羽を以て申出けるは、先年親死申時、御理申、外りやうなきやうに候故本とうり罷成候。親の役不仕候上に、御知行拜領仕がたく候間、御知行被召上、私は御暇申上、上方に罷在候壽徳院そばに、存生の内は罷在度候由申上候へ共、何も達て留申候故、任其意候。今何方へ奉公可仕とは申々不存、京へ引籠よみ物仕可罷在候由願ひければ、則十月十八日御暇を賜る。

七十二、餌指七人御暇 十一月十二日、餌指多過候故、他國者計七人扶持を放たる。

七十三、齋藤市十郎出奔 九月九日、齋藤市十郎儀病者にも候間、つめ奉公御免の旨仰渡されければ、市十郎、池田伊賀まで申出けるは、私儀稻葉美濃殿・牧野織部殿を以被仰上候儀も、か様候ては面目無之候間、御暇被下候様にと申退去せり。

又翌承應元年二月七日、牧野織部申來候にて、市十郎歸參の事段々御直に頼まれければ、烈公の御答に、御申の儀、其上彼者若き者に候へば、與風立退候儀と存候故、去々年もかまひ無之由、貴殿へも申通候。然る上は、歸參可申付候と、御自記に見へたり。

七十四、慶安安藤圖書子清四郎喧嘩 安藤清四郎といふ者、喧嘩の相手姓名不知を切殺し走り候由、委細しれざれども、左の通の御留あれば、こゝに記して後の参考に備ふ。

慶安三年三月三十日、竹中左京「御直參」を頼みて被申候は、安藤圖書子清四郎、御家を走申候。加賀に預け置申候。あはれ御かまひ御免被成、當地へも參候様に御内證たがいくれ候へとありければ、烈公の御答に、彼者喧嘩仕、相手を打果の儀申候。か様の者は先々を追、成敗可仕者に候。いかやうの道を以も、免と申事無之候。不存候ては何方に居申にても、無是非候。又喧嘩の様子により、此道を以指免候と有事も、ことにより可在事に候。此者の儀はどこを以て免可申子細に無之候。然共唯今申届、成敗可申儀共不存候間、貴殿御心得にて此者の儀、家老共に尋候へば、新太郎に被仰候共、とてもかまひ免申事は有間敷候。けつく悪可罷成候間、只被仰候事無用と申故、新太郎には不申候と、貴殿御心得にて、左京殿へ御申可有候。かくれ居申候は、足本に居申候。とても、無是非候由。

七十五、慶安四年國崎段右衛門辭仕 國崎段右衛門は、祿二百石、御馬廻りなりしが、其後は御近習に召遣れしが、御暇を願ひける。其身不足をいだけけるにや、かくて二月二日仰渡されけるは、はじめ御馬廻りなりしが、今にては御近習になされ候へば、訴訟申べきよふもなかるべし。其上、去年、江戸御供に參り、そのまゝ、牧野織部などへ參申旨あれば、御加増も賜り度は候へども、なされがたき子細有之候によつて、御暇賜ひしとぞ。くはしきがたし。事は知れ

七十六、瀧川五郎兵衛辭仕 瀧川五郎兵衛門といふ者、近き頃眼あしく、奉公成がたしとて、任を辭す。御ゆるしあらば、京へ引込申度所存なり。嫡子あれども幼少なれば、生さき如何ならんもはかりがたければ、奉公させ申さん心もなく、此旨をも申上ず候ひき。左れば親子共武士をやめ、町人に成べき所存に候とぞ願ひける。二月四日御ゆるしあつて、御暇賜りぬ。

七十七、小笠原金三郎出奔 小笠原金三郎はいかなる者にや、去年閏十月十一日、熊澤次郎八が方に來り居けるを召出され、今年二月二日、烈公に拜謁す。然るに十二月晦日、出奔す。其子細を辨せず。

七十八、野澤藤左衛門御暇 熊澤次郎八組士鐵砲の内、野澤藤左衛門といふ者病氣故御暇願ひければ、願のごとく御暇被下候由、江戸より十月二十八日被仰遣。

七十九、承應元年菅沼八郎左衛門狂氣 菅沼八郎左衛門狂氣月日未詳しければ、二月日缺其子に俸米賜ひし。八郎左衛門が狂氣の子細、詳ならず。

八十、岸平之丞・高橋又七郎狂氣 岸平之丞といふ者狂氣し月日并其子細未詳ければ、二月日缺其子に俸米賜ひし。又平瀬番人高橋又七郎も狂氣し、町人の妻を切殺す。此町人の妻は、又七郎が親類なり。此旨江戸へ言上ありしかば、狂氣とは申ながら、他人の女を切殺候條、成敗申付べき旨、二月三十日御指圖あつて、又七郎も成敗せられぬ。

八十一、金森與三右衛門改易 金森與三右衛門が鍵持、去年十一月江戸にて出奔す。然るを與三右衛門より岡山人奉行山田市郎右衛門・中村彦左衛門に達せざれば、今年三月二十日、與三右衛門御しかりを蒙る。同五月



十七日、御歸國の御道より、御書を以左の如く出羽・長門・伊賀に仰越されける。

金森與三右衛門改易申付候。親茂左衛門、久々能奉公仕りぢき者に候へば、不便に存候條、其まゝ罷在候條可被申付候。

八十二、光珍寺觀音坊起訴 岡山光珍寺觀音坊公事起り、本寺よりも申來りし。委き事は、はづらはしければ記さず。九月二十日、落着せし時の御書付を、左に記す。

一、法中の儀に候共、此儀に於ては先年寺領の儀尋申に付て申立公事にて候上は、此地の寺社奉行へ可申斷所に、此地にては訴狀上野へ可指上とのきたも不仕罷在候事不届事。

一、觀音堂岡山寺たる事、たしかなる儀、金山寺起録記にも在之由書付候。就其せんさく申所に不分明候。か様に公議をも申かすむる事、第一不届事。

右兩條を以、觀音坊寺を拂申候。

八十三、本庄左衛門辭仕 本庄左衛門は若原監物組なりしが、或時御暇を乞ひ、素より外にて主取仕べき覺悟はなく、只工夫を世上にひろめ申度故、今の身にては其願望叶がたければ、たとひ千石の祿賜らんより、御暇賜こそ、本意の旨をぞ申ける。此由聞し召、奉公すまじきとあらば、早々暇遣すべき旨、池田伊賀に仰られ、此旨若原に傳へける所、本庄承り一生涯主取すまじきと申答をす。然るにかく命ぜられし事、迷惑の旨申ける。伊賀聞て、此度の事、出羽と一所に言上し、右の如く仰出されつる御言葉を返し申さん事、ゆめ／＼罷成ざる事なり。

若已來奉公仕度時には、其節申出べしと答へける。是十月十五日の事なりける。本庄が工夫とある事未詳。按るに、大炮うちにも有べし。

八十四、鐵砲師丸右衛門成敗 當所に居申す、鐵砲細工仕候御扶持へ、丸右衛門と申者、娘氣ちがひ候とて、むこ共を頼、しばらくふみころし申に付、具に御せんさくありければ、ことごとく白狀せり。頼まれ申者の内、堺の者一人、住吉の者一人候故、曾口丹州、松平隼人、右三右衛門へ御届ありければ、何もの返事に、承届候、いかやう共、其御地にて申付候様にと申來候故、丸右衛門夫婦・むこ長兵衛・庄左衛門・長兵衛妹むこ助九郎、以上五人成敗申付候て、又丸右衛門むこ町に居申、島田といふ諺うたひ、此者丸右衛門せんさくの儀承、其まゝ女をさり申候

一、寺號の事今以不分明上は近年の如くたるべき事。  
一、古は兩寺たる事たしかなる上は、今以彌兩寺に定、折紙兩寺へ遣す事、金山寺に在之記録の書付にまかせ圓明院月窓寺を光珍寺へ付清鏡寺を觀音堂へ付候事。  
一、觀音堂へ可然僧可入事、其内は折紙金山寺に預り、僧入次第可渡事。  
右の段五人の老中を以申付候。利光院金山寺も召寄申聞候事。

乳のみ子有之に、むごき仕合仕候。落着の上にて、丸右衛門ことぎれ、悪人の娘を妻に仕候儀ならずとて去り候はど、何の申分も無之に、右のせんさくと承、其まゝ去り候事、おのが身の爲に仕候故なり。これによつて、御國を拂はる。

八十五、森川茂左衛門悴出走 森川茂左衛門悴出走せしは、年號月日知れざれども、今年に至り、八月一日仰遣はされけるは、

森川茂左衛門、先年悴に支配扶持渡、隠居申候。其後走申候故、茂左衛門かつゑ申候由、先年と悴申分仕候様子、書物今一應申候て、其上にて分別可仕由存、右の段々承候。兩方書付見候に、隠居申付候年より、子走候年迄、切手をも其子に不遣候事其上おやに悪名を申合候事、養子と乍申、ちく生同前に存候故、ふち方不申付。

八十六、觀音坊追放 觀音坊・光珍寺兩寺共磨屋町争論起り、訴へ出ければ、段々御吟味ありて、九月十三日被仰渡候御書附の寫、左に記。

一、光珍寺・觀音坊、公事落着申付覺。

利光院・金山寺兩僧も呼、種々せんさく、其上にて申渡事。

一、法中の儀に候共、此儀に於ては、先年寺領の儀尋申に付、申立公事にて候上は、此地の寺社奉行へ可申斷所に、此地にては訴狀上野へ可差上との沙汰も不仕罷在候事、不届の事。

一、觀音堂岡山寺たる事、たしかなる儀、金山寺の起録記にも在之由書付候。就其せんさく申所に、不分明候。か様に公儀をも申かすむる事、第一不届事。

右兩條を以、觀音坊寺を拂申候。

一、寺號の事今以不分明上は、近年の如たるべき事。

一、古は兩寺たる事たしかなる上は、今以兩寺に定、折紙兩寺へ遣事。

金山寺に有之記録の書付にまかせ、圓明院月窓寺を光珍寺に付、清鏡寺を觀音堂へ付候事。

一、觀音堂へ可然僧可入事、其内は折紙金山寺に預け、僧入次第可渡事。



右の段五人老中を以申付候。利光院・金山寺も召寄申聞候事。

八十七、承應二年出雲國罪人來 出雲國より走人ありて、備前に来るよし、松平出羽守より追手の者參に、并に志方多左衛門より其旨書狀を以池田伊賀まで申越す。此旨聞し召し、早速町奉行・郡奉行に命あつて、穿鑿を遂らる。彼走人上道郡門田村にかくれ居ければ、伊賀家來五人・町奉行足輕等、其かくれ居ける家の外を取圍ひ、雲州の追手に申ければ、追手ども其家に踏込、以上八人を召捕ける。扱雲州に歸りける時に、備前領内は鐵砲のもの十人を附られて、護送せしといふ。

八十八、本須主水改易 本須主水不法の事數多ありける事、過し年備後守君より、本須を所望ありければ、早速彼家に附らる。其時の申條非禮多く、沙汰のかぎりなり。然れども、追々奉公の振も能、備後君の心に叶へば、御咎めあるべきにあらずと、宥恕ありしに、奢侈甚しく、其外不法多く、備後君もうとみ給へば、其儘にては濟まじとて、池田主計・草加兵部・湯淺左馬丞に仰て、先彼が不法を備後君に申させ、五月二日、本邸の池田主計小屋にて、草加・湯淺立合、本須を呼出し、罪條を申聞、改易せらる。本須承り、それがし不調法申上べき様もなく候とて、主計が小屋より直に引拂ひけるとぞ。親類共も差控居けるを、六月十四日にゆるし給ふと云。

八十九、安積七郎兵衛・殿村多右衛門改易 熊澤次郎八組安積七郎兵衛・小堀一學組殿村多右衛門といふ者、去年江戸へ下ける時、森九兵衛弟浪人にてありしを同道し、大阪城の近邊を徘徊し、堀などをぞき見けるを、番の者にとがめられけるが、さしての事にもあらねば、別儀なくて事濟たり。されば早々御下知あるべきに非ず。今までゆるし置れけれ共、元來御家の御法度なれば、始終捨置きがたき事とて、六月朔日安積・殿村兩人、改易せらる。其節同道の浪人、九郎兵衛弟は池田伊賀・日置若狭が心得にて、備前住居を留ける。浪人の事なれば、きつと仰ありしにはあらず。たとひ浪人にもせよ、嚴に命あるべき事ならば、其御用捨あるべきならねども、殿村安積も唯改易とばかり命ありければ、浪人にも何となく伊賀・若狭より内意を申移しけるといふ。

九十、熊田總兵衛子某養母と姦姪 熊田惣兵衛其養子何がし、父子江戸に祇役しける惣兵衛が妻よ

り文を江戸に遣しける度毎に、惣兵衛に贈るふみは、いかにもうすき書狀なり。其子何がしが方への書は、毎もかさ高なる書狀なり。惣兵衛いぶかしく思ひて、彼養子の方へ來りし書を、内々披て見れば、母子の書翰の文體にはあらで、ひたすらに艶語のみを書散したる密通のふみなり。惣兵衛大に驚き、如何せんと思ひしが、悪事千里を行くことのすみやかにして、此事世間に流布するほどの事なれば、十月九日彼惣兵衛養子何がし、首を刎らる。檢使は森半右衛門・岡田喜左衛門なり。備前にても惣兵衛妻も御成敗ありける。此妻は林半右衛門が妹なりといふ。

九十一、池田佐渡狂氣 池田佐渡は加賀政虎君の子にして、寛永十二年家督五千石、足輕どもに先規のことくなりしかば、今年御供にて江戸に下りけるが、たちまち物狂して、五月四日岡山に歸り、所領沒收せられて、米五百俵給ひ、佐入と改名せしが、延寶元年十一月十九日、其子七郎兵衛に祿千石賜ひ、土鐵砲を預けられ、其後、加祿あり。

九十二、阿部多右衛門改易 曹源公附の彌二右衛門・仁三郎兩人共姓不詳といふ者、御供先にて町屋へ入りければ、烈公より大に御叱りありけれ共、御ゆるしあつて勤仕す、阿部多左衛門も同罪なりけるが、此男は平世心得あしく、殊に近き頃迄横目役勤め居て、法令を能知ながら、町家へ入る條、最以不法なりとの御とがめにて、十二月二十日改易し給ふ。此後寛文九年に召かへされ、再び仕へける。今藤左衛門先祖なり。多左衛門は、御歩行横目なりしが、去年承應三年御加増共本俵七十俵八人扶持にて、中小姓に御取立、曹源公の御膳奉行なりし。

九十三、了意狂氣 了意いかなる者にや、其外月日、其外狂氣子細未詳せしかば、其妻に五人扶持賜りしと云。是閏六月九日、江戸よりの御才斷なり。

九十四、中川小兵衛刑戮 伊豫國中川小兵衛といふ者、備前に來り、紺屋七右衛門といふもの請人にて住し居けるが、いかなる悪事やありけん、其罪條を、豫州宇和島伊達遠江守のもとへ届給ひしに、いかやうとも命ぜらるべしとの返答にて、早々刑戮に處すべき旨、閏六月九日、江戸より御下知あり、彼こ屋七右衛門もかくのご



とき悪人の請に立事不届なり。去ながら、はじめよりたばかれたるに必定ならば、咎むべき理なし、若少しにても右の悪事ながら、請に立たるにや、此所とくとせんさく有べし。まづ其間は町に預置然るべしと、同日伊賀・若狭へ仰下されける。其後如何なりけん、しらす。

九十五、古田彌三右衛門出奔 古田佐次右衛門惣領、三・四月頃御國出奔、いかなる故といふ事、いまだ詳ならず。

九十六、西大寺町扇屋仁兵衛女不義一件 西大寺町扇屋仁兵衛女と、左兵衛町人か、と不義これあり、女は自害仕懸る付、此事御吟味ありけるに、白狀の趣左の通。

左兵衛より銀子五百目仁兵衛請取候て、女と左兵衛と仁兵衛、手玉やきのみ申沙汰仕まじき由、けいやく仕候よし。然共女自害仕候故知申候。此旨四月十六日江戸へ注進ありければ、五月左の通御才判あり。

左兵衛女兩人は成敗、仁兵衛は町人と申ながら不届の仕合に付、御國追放。

九十七、承應三年吉田八郎左衛門捕女盜 女の盜賊ありて、備前にて所々盜し、其後京に登り、備前用達の町人をたばかりければ、其事露顯し、終に捕へられ、大字不明の邸に送りける。榊與次右衛門、早速備前船にのせ下しけるに、船中にて盜女と水主姦淫し、剩へ岡山に着岸して、彼女を放しける。されば、水主一人は首を刎らる。女再び京に參るべき様子なれば、幸に其節吳服方手代吉田八郎右衛門京にのほり居ける故、彼女を八郎左衛門に召捕るべしと命ぜられしに、案のごとく女京を徘徊す。八郎左衛門忽からめ取て、備前にくだり、女は斬罪に所せられ、吉田には褒美として白銀を賜ふ。

九十八、堀七郎右衛門改易 芳賀内藏允堀七郎右衛門・瀧川丹波組葉山太郎左衛門兩人、和氣岩生の二郡を奉行す。されども内々にて、和氣郡は太郎左衛門、岩生は七郎右衛門と支配所を定め司りたるが、高取に岩生郡の大庄屋左兵衛と云もの、私曲ありしを、せんさくありしに、彼左兵衛が申所を兩人理とのみ聞しを、烈公御裁

斷ありて、七郎右衛門は改易し給ひ、太郎左衛門は同役と云ながら、實は司る郡別なれば、其罪輕に似たり。去ながら、上より命ぜし役怠惰あれば、同様にも御下知有べけれど、七郎右衛門とは品替所あれば、其役をゆるされてそのまゝめしつかはれけり。

九十九、博徒斬罪 去年より殊に江戸邸内博徒を制禁ありしに、山中市左衛門が若黨中間に、博徒の頭人ふたりあり。早速からめ捕り、正月二十七日首を刎らる。此兩人に次で、博実カをなす者は、指を切て備前にかへさる。其内に湯淺民部が若黨にくせものあり。是は民部に下されしが、民部早速成敗す。此外一兩度取あつかふもの、扶持をはなして備前にかへさるゝ者、二十四五人ありしといふ。

百、横井玄昌が僕勿首 横井玄昌が僕、何の故もなきに暇を乞ふ。玄昌とよめけれども、しいていとまの事を申けるは、備前にて某が田地荒ければ、罷歸りて作り度といふ。尤ながら是までつとめ、暇遣すもいかどなれば、米一俵あたゆべし、とよまるべしと玄昌申ければ、同心す。かゝる所に、追々烈公聞し召、僕が申條甚以ゆはれなし。田地荒たるもの、一俵の米にて留るべき理なし。是偏に偽にて利をむさぼるの謀言なり。小事のやうなれ共爾來のいましめなりとて、鼻切て國に返せと仰あり。然るに、僕おのが懐より小刀を出して自害す。ゆへにたちまち首をはねられし。これも二十七日の事といふ傳ふ。

百一、市田藤兵衛追放 市田藤兵衛といふ者、貧困にして奉公ならざる旨を申て、仕へを辭せんと乞ふ。小姓頭草加兵部を以て委細に吟味ありしに、藤兵衛かねて明明五郎右衛門より傳授の棒火箭を云立にし、他國に行て身を起さん志なりしかば、則十一月三日、兵部并に大横目をして、藤兵衛不儀なる暇の乞ひ様、たちまち死罪にも處せらるべけれども、先兵部に預け置るゝよし命あり。かゝる所に、國清寺住僧達源、しきりに藤兵衛が一命助け給るべき旨を、伊賀・若狭を以て詫申ければ、同十三日死罪有恕あつて、追放せられ、家財は沒收。もとより他家の仕へを禁じ給ふ。



百二、布施官兵衛出奔 山脇修理組布施官兵衛兵衛が子にて、常々放蕩者なれば、父が遺跡の祿、大に減せられしなり。常に不行跡なれば、修理い

ろく教訓しけれども、更に用ひず。今年月日出奔して家絶ゆ。  
百三、兩士改易 三月二十六日、吉兵衛・權十郎兩人共、姓氏缺。按るに、兒小姓役なるべし。を改易し給ふ。吉兵衛、京・大阪・江戸・備前・備中をかまひ給ひ、奉公をもとめらる。權十郎は、改易し給ふばかりなり。此一件詳に記したる物を見ねば、子細辨がたし。此時命ぜられし趣、左に記す。

兩人不作法仕候。其外吉兵衛一人の覺悟を以、吉三郎兵衛走り申候。此度の儀吉兵衛切腹可被仰付儀に候得共、若年幼少より被召仕候に付、被加不便、一命御助被成候。此外御兒小姓不作法男色ふつと絶し可申候。申懸る者有之候共、同心仕間敷旨、誓詞被仰付、與八郎を仲間の横目に被仰付候。

これより先、同月二十三日の事なりし。權十郎父は、分部伊賀守の叔父なれば、池田修理を以て烈公へ拜謁をゆるされ、俸米を賜るべければ、備前へ來り住すべきよし、殊に權十郎は、曹源公の御側近くつかまつりし者なれば、それが父ならんには、備前へ召出さるべき旨仰ありしに、かゝる跡に二十四日吉兵衛・權十郎不法露顯に及び、二十六日に至り、改易し給ひぬれば、此よし江戸水野伊織が方へ仰遣され、修理殿へ申達しけると云。

百四、明曆元年香西采女改易 四月九日、香西采女祿を改易あり。其時命ありしは、去穢諸士に申聞るに、舊惡をば捨べしとありしに、今采女を改易するは、なほ舊惡をおもふにやと、いぶかしく思ふべし。舊惡を捨るといふは、たとへば逆心の者もころをひるがへし、今は忠義を存る者あらば、其むかしの逆心をさして舊惡といふ。采女が所行は左にあらず。末さまの者にもあるまじき不義をし、其身をかゑりみねば、舊惡を捨るとは品かわりぬ。諸士の頭をもする者、かくて其儘置ん事は叶はじとて、改易し給ふよし。

百五、大宮社僧姦姪 上道郡大宮の神職、何がしに一人の姪ちひよあり。此姪に同處の社僧姦通す。神職此事をほのかにしりければ、吟味しぬ。社僧其事の露れん事を恐れて出奔す。されども猶嫉にたへかね、彼神職を惡人とい

つはり、目安箱に入れ、其後また切支丹なりと書付て、同箱に入る。彼是御穿鑿ありしに、社僧が所爲なるやとて、早速彼僧をめし捕へ、穿鑿あるに、のこす事なく白狀す。さりながら神職切支丹の名を得たる事なればとて、牢舎させ、江戸井上筑後守へ能勢少右衛門を以て注進あり。社僧白狀のうへは、法の如く命ぜられ、然るべしと井上指圖ありければ、三月十四日、郡奉行波多野源兵衛に仰て、社僧が首を刎らる。彼姪も、罪からむりし成べし。されども、見る所なし。神職は罪なくて、此日赦免あり。しかのみならず、賞詞を蒙りけるは、年々神社修理等を加へ、自分常に縷衣つれぎを着、惡食をくらひけるよし奇特なりとて、米五俵賜ひしといふ。此神職が事、先に切支丹の名を得し時、横目岡田喜左衛門、郡奉行波多野源兵衛。せんさくの爲參しに、その體質朴なりしかば、此旨烈公に申上ければ、かく褒賞ありしと云。

百六、明曆二年贖作銀者刑せらる 去年冬目安箱に書入置たる中に、國中に似せ銀するもの有りといふ書付あり。段々穿鑿ありけるが、同類十九人露顯し、正月十一日、神尾備前守を以、執政に達せらる。此度備前にて吟味書付連署を以、水野伊織に申遣す。左の如し。

似せ銀吹共惣目六

- 一、備前邑久郡虫明村、九兵衛。こくい二本所持仕候。四度拷問。最初より有様白狀仕候。大形此者の口にて知れ申候。
- 一、同岡山本願寺町、五郎左衛門。こくい三本所持仕候。五度拷問。
- 一、同兒島郡槌ヶ原村、市郎兵衛。こくい一本所持仕候。五度拷問。
- 一、同岡山又兵衛町、三郎右衛門。右こくい一本所持仕候得共、役に立不申、五郎左衛門こくい借り候て吹申候。五度拷問。
- 一、同津高郡金川村、勘三郎。こくい市郎兵衛手前より受取吹申候。六度拷問。
- 一、同岡山二日市町、久大夫。こくい九郎兵衛にかり候て吹申候。五度拷問。
- 一、同兒島郡北浦村、七郎兵衛。こくい五郎左衛門にかり候て吹申候。九度拷問。此者有姿に相見不申候に付度々拷問仕候

此七人の者共は度々船にて似せ銀吹申儀、紛無御座候。

此外十人皆備前の者、似せ銀吹申、手傳又は荷物持仕候者有、皆々僉儀似せ銀吹申刻、船を借り、水主に出候者八人有、他國に



て似せ銀買取遣申者如左、

京、北野茂左衛門。越前、敦賀八兵衛。備中東江島村、庄左衛門。此外九人相果候て、今不居申者有。

此度致拷問、二十四人穿鑿仕出し、此内科よ輕き者六人、別紙書付差上申候。

右の通にて御座候

明曆二年二月二十二日

小堀彦左衛門

大原孫左衛門

岡田喜左衛門

稻川十郎右衛門

杉山五左衛門

日置若狹

水野伊織殿

池田伊賀

別紙に書記す六人は、兒島郡の内郡村、勘十郎。同郡北浦村、久兵衛。

岡山西すくも町、庄兵衛。

兒島郡の内郡村、三藏。

備中倉敷新田、七右衛門。

備前兒島北浦村、助大夫。

此一件に付、岡田喜左衛門は江戸に參る。京都御町奉行へも、稻川十郎右衛門を以て御達しある。惣て此度穿鑿ありし。似せ同類の内、兒島郡の内郡村、茂兵衛。岡山内田町、加兵衛兩人出奔しければ、郡村覺兵衛・惣七郎・小八郎三人に令ありて、追かけけるが、但馬生野銀山にて、加兵衛・茂兵衛兩人を召捕てかへる。皆褒美を賜ふ。若州小濱へも、垣見七郎左衛門をして彼地の似せ銀目あかしを召つてかへらしむ。扱三月五日、岡田喜左衛門・神尾備前守にしたがひ、執政阿部豊後守のもとに參り、此度の一件委細に申のぶ。同七日能勢少右衛門・岡田喜左衛門を江戸御城にめされ、酒井雅樂頭・松平伊豆守・阿部豊後守のみ執政列座にて、阿部申渡さるゝは、大勢の僉儀早速にとげられ、奇特に思し召し候。罪人共の事、勝手次第に磔せらるべしとあり。同九日神尾備前守より、岡田喜左衛門・能勢少右衛門へ申渡さるゝ書附。

一、張付の者共、女房・娘の子・奴に可仕事。

一、同孫子男子の分は斬罪、娘は奴に可仕事。

一、張付の者共、手前へ養子仕候は預け置、重て可相回事。

一、同下人譜代の者は奴、年寄の者は暇可遣事。  
一、養子の事、他國に在之ば重て可相伺但備前に罷在分斬罪事。  
一、播州的形村二郎兵衛儀、岡山にて成敗可申付事。

こくい七本、にせ銀少は、神尾備前守に相渡し、同十一日岡田喜左衛門江戸を發し、京・大阪に參り、牧野佐渡守・松平隼人正・曾我丹後守の三人へ、右一件を申のべ、岡山に歸る。罪人共のこらず磔にかけらる。似せ銀取扱し勘十郎・久兵衛・庄兵衛・三藏・七右衛門五人は、罪ゆるされ出奔す。此似せ銀を吹く所は、今新田沖にある鳩島なり。此島に窟あり、此窟中に入りて細工せしが、船に乗りて渡れば、人の趣もあらんとおもひ、大きなたらひに乗りて渡りしといひ傳ふ。今其窟を世人勘三郎穴といふ。

百七、年馬場次郎兵衛追放 厨方の賭馬場次郎兵衛、年々月々私曲凡二十品におよびければ、小堀彦右衛門に預られ、七月二十一日、池田伊賀・日置若狹・小堀彦右衛門・山田市郎左衛門を御前にめされ、馬場次郎兵衛事其身不法にて、仕損じたるは惜にたらず、先日高橋與右衛門賭手の事にて、おのれが罪を、高橋に引負せんとのおくみ、重々の罪、成敗もすべき者なれ共、命は助け、改易すべし。家財は闕所にすべしと仰ありて、其旨早速次郎兵衛に申聞。

百八、斬池田信濃殿家僕 池田信濃殿の鎧持馬取二人伴ひ、近村に行、木はたを盗みける。所の百姓出れば、馬取脇指ぬきて其者を切る。淺手なれば其まゝ馬取を打倒し、からめ取る。此内に鎧持は逃けるを、追かけ捕へたり。此旨兩老より言上ありければ、此段聞し召され、其咎兩人同様なれ共、人を傷るの罪重しとて、馬取は首刎べしと、信濃殿に命ぜらる。鎧持は兩耳を切て國を追拂ふべき旨、兩老に仰あり。扱御物語に、木はたをぬすみた公人なれば奴僕と、へどもゆるがせに成がたし、飢人又は貧民などは、同じ盜にても其罪輕し。ゆへにかくは裁斷せしと仰あり。

百九、補、明曆 寒河彌五兵衛出奔 寒河彌五兵衛、父を源太左衛門といふて、二百石に十人扶持なりしが、去年十一月二十三日、病氣、今年三月跡目仰付られ、彌五兵衛に百五十石に八人扶持、二男後、是も源太左衛門と改む。も此時召出され、五十俵七人扶持賜りしが、いかなる故にや、同年八月彌五兵衛逐電、行方しれず。

百十、明曆(七月十三日に) 山川十郎左衛門・坊主宗伯閉門其外數輩 御叱り 正月十日八つ時過、本郷より出



火し、八町堀・鐵砲洲・新橋迄焼失す。かゝる所に、松平阿波守の中屋敷・堀美作守の屋敷等より出火して、向御屋敷に火さき近付ぬれば、福照院殿は榊原刑部大輔の御方に避火あり、同十四日今度火事にて、焼失する町人御出入の者に、残らず米を賜る。三十年・二十年・十年と、其年數の多少に應じて、米の數も多少有。同日、日置若狹・瀧川縫殿・安藤季・森川九兵衛・南部次郎右衛門・能勢庄右衛門・市川太兵衛・横川彌兵衛・土倉登之助・山田權左衛門・中村四郎左衛門・森半右衛門・津田重次郎をめされ、何も呼あつめしは、此頃の火事に付様子を見しに、殊の外狼狽す。常になき事ゆへとは云へども、常々心懸べし。彌兵衛・太兵衛は奥方に居れば、一入の事なり。たとへば乗物舁なども、誰々はいづれの乗物を舁ぎ、誰は何の役といふことを、かねて定置しに、鍋之助乖物舁、大きに狼狽せしと聞、何も談じ、火消道具等不足もあらば、貯置て其用に當つべし。又受込の者早々面々の手へ集るやうに、常に懈怠なくする事なり。第一御城に對し、鹿骨の至、其面々のため、下々までの爲なり。今時の急速、武篇同様に心懸け然るべし。又此間の火事に小刀失せしことを聞しに、第一に不覺なるは、山川重郎左衛門なり。其ゆへは久しき事などは、自然わするゝ事もあらん。坊主に小刀渡せしは、火事より少し前の事の由、さればわするゝといふ事やある。其上宗伯より渡すべしと申けるを、しかと覺えずなど、今更申よし不念なれば、叱り置ぬ。坊主を追込しは、此度の小刀を脱しけるを咎むるにはあらず。去年の冬小刀磨に遣しけるを、それに今年までおのれが小屋に置き、磨がせざること誠に沙汰の限りなり。こゝをもつて、坊主は追込たり。すべて此事に限らず、面々の役、精に入れず、身がまへする習となる。諸役人の内、左もなき者もあり。又おのれが役をも人にぬり付るもあり。かくあらん心底ならば、其役にあらぬ事は、主の爲あしきことにも身構のみして、かまはぬ事のみならん。それはよき士とはいはれず。是頭・奉行ばかりに非ず。家老より草履取に至るまで、同事なり。かく卑怯なる心は巧にてはあらず。習のあしきにて、漸々に左様になるものを、たまゝ身構せぬ者をば、必傍輩どもあしざまに云立るものなり。それをも顧みず、奉公すること眞の忠なれ。いづれも此旨能くころへよ、此度重郎左衛門叱りしは、全く小刀の失せたるを咎むるにあらず、何とやらん身がまへし事を宗伯に負せんとおもはれぬ、おのれが役ならば山川方より

取集べきに、坊主斷しを、猶其儘に置べしと、山川が申せし心根いかゞなり。たとへ脱失する物は小刀よりもはるか重寶の品にもあれ、失する事はある事なり。されば宗伯が咎は輕し。唯舊冬より磨に遣しけるを、今迄の延引を咎けるゆへ、追こみしとぞ仰ける。此度火事の時、乗員貞乘の御小刀柄ともに宗伯脱して紛失す。此御小刀磨に遣すべきを、おのが手前に置てあるゆへ、火事の期に御道具取かたづけし時、山川十郎左衛門に彼御小刀を渡さんと、宗伯申ければ、入置べきものなし。其方におけといふ。此事の問答は、同座にて在ける坊主共聞居けり。然るに紛失の後、山川はしかとは不覺よしをいふ。いづれうせたるは坊主方にて失たる事たしかなり。此御小刀を懐に入、走り廻りしが、脱しけるといふ。日置若狹内々せんさくせしかども一向に見へざれば、烈公に申上げるゆへ、かく仰ありしといふ。山川も宗伯も御勘氣かふむり、閉門し居けるが、二月九日兩人共ゆるされて出仕しけり。

百十一、萬治元年三月五日

吉田源兵衛に死を賜ふ 吉田源兵衛、祿五百石、鐵砲頭なり。剛強者にて異風を好み、

佩刀の柄笠鼓にしてこれを横たへ、寒中にも綿入一つならでは着せず。肩の行は脛を限り、長けは膝を覆ふばかりに製し着しける。されども福照院殿御最負の者にて、奥向へ入、世評よろしからず。自身はそれを頼み、甚奢れる氣質あり。去年江戸にて曹源公に對し奉りて、無禮あり。そのうち公はじめて備前に歸らせ給ひ、今年正月元日御禮の時、深谷甚右衛門と席順の前後違けるとて、大に怒を發し、御禮も申さず、下城せんとせしを、皆々押留め、源兵衛を先に出して、其日は濟ぬ。其後曹源公追鳥狩に出給ひ、其獲させられし雉子を、惣物頭に殘らず賜りしが、源兵衛只一人には賜はらざりし。是によつて彌心外に思ひ、直に引籠り、上泉治部左衛門・熊谷源太兵衛を以て、池田伊賀まで所存を申出ければ、曹源公、彼が無禮の條目をみづから書記し給ひ、江戸へ遣され、烈公に御訴へありける。伊賀井大横目岡田喜左衛門・杉山五左衛門よりも江戸へ言上す。烈公思召けるやうは、曹源公初めて御入國に、かく迄無禮有ものを、ゆるがせに成しをかれなば、政道の妨に成べしとて、切腹さすべき旨、御指圖ありければ、三月五日大横目杉山五左衛門を以、源兵衛に御尋の事あれば、池田美作に預られぬ。直に五左衛門同道にて、美作が宅に參るべしとの事にて、五左衛門は源兵衛が家に行て其旨を傳へ、萬事はあるまじけれど、人の身はしれぬものなり。見苦敷反古などは取散し置れんもいかゞなり。我は是にて待居べし。心靜に片付て出られよと



いふ。源兵衛驚ながら、御心入添候とて内に入、五左衛門はじめよりおもふよふ、若々立退もすべきやと、屋敷の廻りには、兼て人を配り、其心當をなし、自身も其様あらんには、直に追懸んと思ひ、羽織・足袋等脱すて、待けるに、良久して刻を移して出けるを同道し、美作が宅へぞ趣ける。かくて切腹の仰あり。源兵衛其場すなはち、美作が宅といふ。蓮昌寺とも云、源兵衛が墓は、今も此寺にあれば、左もありしにや、未詳。に趣き、まづ火鉢に火多くおこして給へよと乞ひ、肌をぬいで、身を火にあぶりける。猶時刻も早ければとて、饅頭をうづ高く器に盛りて出せしを、悉喰盡したり。側の者一には、蓮昌寺の僧。不審に思ひ何故にかくし給ふやと問ふ。源兵衛答に、切腹人の早く色しられたるは見苦しけれ、色つくほどあぶり候なり。又腹かさのなきも見にくき物なれば、大喰はいたすなりといふ。其期に臨みければ、いかめしく腹かき切、腸をつかみ出して、天を睨で介借に打せたり。介借姓名不詳。美木安大夫といふ説あれ共、是誤なるべし。此源兵衛平日の所行、人を驚かす事ども多かりし由、中にも死を賜りし年の事なるが、西大寺觀音に、毎年正月十四日の夜、抛るしん木といふ物を、諸人争ひ取奮ひ合ふ事なるを、源兵衛預の足輕二十人、小頭添て自分の家來五六人ども呼んで申付るやうは、西大寺より出すしん木を、包のまゝにて無疵に取歸るべしといふ。源兵衛男を好むゆへに、足輕二十人皆屈強の大男なり。家來もおとらぬ剛盛成者にて、各約を定め、相印を替に付て、凡しん木の落べきと思ふ所に待居たるが、其内一人果して取得て聲を揚れば、各真中に取かこみたり。二十七八人のすぐり者共、眞丸になりて取出る事なれば、四方より押共、突とも割入かなはで、難なく包のまゝにて取歸りぬ。源兵衛大に悦び興じけるが、ほどなく禍に罹りたり。其奇なることながら、いかなる意にてせしといふ事を知らず。又或時召使の下女に狐つきければ、大に怒り、我家の者に狐のつく様やある、すべきやうこそあれとて、表へ連行、階子にくゝり付、女の面一ばいに艾をかきね、火をつけんとす。源兵衛が妻これを聞、驚き走り出で、女はわらはに任せ給へと、袖にすがりてさまゝに詫とせめけれ共、源兵衛中々承引なく、若黨に命じて火を付させ、艾悉く燃ける比、下女部屋にかき入させて置けるが、一時ばかりありて、いかに成たやらんと行て見るに、彼女鏡にむかひ、粧して居たるに、面に灸痕もなく、狐もおちて平日のごとし、其後少も異なる事なしとぞ。

百十二、岡田安之丞・坂本源右衛門喧嘩 岡田權左源四百石、今嫡子安之丞と聞へしは、其比名高美童にて、御兒小姓なり。藤岡傳左衛門久六子にて、鐵砲の弟子にて、度々稽古に行しに、坂本孫右衛門源百五十石、嫡子源右衛門といふ者、これ相弟子なりしが、安之丞にふかく執心して、さまゝとおもひを盡しけれども、更にうけがはず。源右衛門朋友に小泉太郎右衛門といふ者、此事を媒しけるに、安之丞聞も入れねば、源右衛門于今は途

中にて出會次第、鬱憤散ずる外はあらじといふ。源右衛門聞て、我も素より其覺悟なりとて心を決し、其節を待居たり。此事世間に洩聞こへ、權佐方にて油断せず。權佐弟甚五兵衛此時は、九左衛門と云。は役介人にて閑隙の者なれば、幸に安之丞が出る度毎に跡に従ひ行しとぞ。時に十一月十九日一に、十五日に作。岡山西大寺町のはづれにて、源右衛門・安之丞ひしと行逢たり。源右衛門聲をかけ、いかに安之丞殿、日頃遺恨覺へあるべしといふよりはやく、抜てかゝる。安之丞も心得たりとて、刀を抜んとせしに、鐔羽織の紐にかゝり、隙ある中、あへなくも一刀に斬倒されぬ、此時甚五兵衛は小用を便しておくれたる間の事なり。甚五兵衛此體を見、急ぎかけ來り、源右衛門に切てかゝる。源右衛門拔けたる刀にて切むすびけるが、源右衛門は兩刀の達者にて、甚五兵衛兎角受太刀になりて、跡しだりに今中村主馬が宅の長屋下まで追詰られしが、今一足跡へよらば溝に落べう思ふ時、こゝこそ大事ぞと踏込て切付しに、其手深くて源右衛門働き得ず、返す刀にて切留たり。兩腕切落せし。其所へ大横目杉山五左衛門通りかゝり、首尾を聞、甚五兵衛に、先々我等が方に來られよとて、供の内にぞ引つゝみてぞ歸りける。小泉太郎右衛門此よしを聞て、いそぎ其場へ出合んとす。小泉が父、兼て此風聞き、居ければ、自ら門を鎖して押留たり。太郎右衛門大にいらつて、鎗を足代にして塀を飛越へ、行向ひしに、すでに事果て、其詮なし。此太郎右衛門がはせ行し途中にて、杉山五左衛門・岡田甚五兵衛が先に立て居たるに行逢たり。然るに甚五兵衛鬪争に衣服・袴幾筋ともなく切裂れ、血も所々に塗れ居けるに、太郎右衛門何の氣も付ず打過しとぞ、此事早速御聞に達し、烈公御怒甚しく同二十一日御下知ある。坂本孫右衛門子源右衛門、去年男色の言事いたすよし。その初は親しるまじ、後にはしらぬ事はよもあるまじ。元來男色は大不義なれば、是ばかりにても強く戒しむべきに、剩打果すべきなど申條、沙汰の限りなり。然るを親そのまゝに差置しは、不義とは親も思はぬなるべし。是を以て考れば、親も子にひとしき者なり。況や此度の變事、源右衛門重々の不法、今存生せば、急度成敗あるべく思しける。されども死たれば、是非に及ず。故に孫右衛門は改易し給ふよし、家老の面々より將監に傳へければ、早速此旨將監より孫右衛門にぞ申渡しける。岡田安之丞はそのまゝ召仕はるべけれど、死したれば不便に思召さるゝ由仰あり。小泉太郎右衛門、去年



已來坂本に荷擔を咎め給ひ、腹切らせらる。此旨草加兵部・安藤李仰をうけて、太郎右衛門に申渡す。鐵砲の師藤岡傳左衛門は、安之亟とかねて男色のよしみあるゆへに、安之亟・源右衛門にしたがはざりしと云浮説、專なりしかば、申開きのため、委細に書置したゝめ退去す。是は少しの御不審もなかりける故にや、早速召かへされし。岡田甚五兵衛、今度の一件に付、新にめし出され、勤仕し俸祿等次第に増し賜りぬ。

百十三、土方善六・村尾權兵衛・伊庭彌左衛門追放

伊庭彌左衛門勘大夫組、が嫡子彦七郎といふもの、蟹江權右衛門勘三石、此後江戸にて出奔し、又邸外を徘徊せしかば、子又次郎に男色の執心深く、其事叶はで討果べき覺悟のよし聞へければ、一類どもいろく取扱し様子ども、かねて御聽に達しければ、坂本・岡田一件御裁斷ありし。同日十一月二十一日に、伊庭彦七郎を追放し給ふ。此旨芳賀内藏允申渡す。又同じ日の事なりしは、

土方勝兵衛勘六弟善六といふ者、太田權兵衛勘三次男女何がしに戀慕したるを、田村左大夫勘百五十石、叔父の浪人、村尾權兵衛といふ者、此事を媒せんとて、さまぐ計りけれども、事成す。善六怒て承引なくば打果さんとの書翰を贈りけるが、其よし洩て双方の一族どもあつまり押留たり。此趣もかねて烈公聞しめされ、善六事御法令を背き、不義の戀慕、刺刃傷に及ばんと企る條、沙汰の限りなりとて、追放せらる。日置久馬助申渡す。村尾權兵衛も追放せらる。此旨尾關源次郎・土倉登之介兩人申渡す。勝兵衛・佐大夫兩人は、遠慮にて事濟たり。此度坂本・小泉・土方・伊庭・村尾等、皆それぐ罪かうむりし。同日諸士不殘召出され、竹の間にて烈公みづから仰ありけるは、内々にて仰あるべしと思しめさるゝ處、今度若者ども事を仕出しけるを、序に仰らるゝ由、先年も土風の事、こまぐ教諭し給へども、能はなくて、けつく悪く成しかば、今度のやう成事、出來しとぞ覺しける。其元は男色なり。男色は天理に背き、人倫の作業にあらず。世俗の流弊にて、當國・他國共にものゝふのなすべき事の様に覺ゆるにや、仰出さるゝも尾籠なれども、世祿名家の武士の子を、遊女のごとく、かなたこなたと引廻す事、其子の身としては無念の事なり。他國はともあれ角もあれ、今度の者共は、世俗の誤を習傳しかば、宥恕すべきと思しかど、左あらばいよく不義といふ事をしらす、已來猶やむまじと思しめされて、右の如く御裁許ありしよし、芳賀内藏允・眞

田將監與屬の者の事なれば、御尋ありしに、曾て知らざる旨を申せり。おのが相組に、かくまでの不義あるを知らぬといふこと、不穿鑿限なし。其内將監は少し知りたると申す。遠き所に在れば、具さならぬも理あり。内藏允が知らぬといふこそ心得ね。此事に付て與屬を召放すとも、異儀あるまじ。人にはよるべけれど、大かた相組のこと疎略にするかと察せらる。扱又坂本をはじめ、右の者共は只四五人のそこなひにて、さのみの事はなし。其儘に置なんには、國政の妨になる大悪人と思しめさる。向後能士と成らんと嗜むこそよけれ。風俗あしく、義理に暗きが故、不義を義とおもひ誤るより事起りぬ。誰とても能士に成を、いやとおもふ者はあらず。されども空虚にて月日を渡れば、能士の道をも覺びず。義理にうとし。偏に已來は尋學て嗜むべし。先年組切に横目を添らるべしと思しけれども、風俗よく成べきかと、今までためらひ給へど、風俗惡敷なれば、此度組頭を横目に命じ給ひ、承應三年番頭の名目立られし時、組頭を添られしかども、唯其組の事、番頭の差合ある時、用事違る。起證文の前書を、みづから御讀きかせありしみにて、組の横目にはあらず。此事はじめて組頭を、横目とし給ふなり。起證文の前書を、みづから御讀きかせありしなり。其誓紙前書。

一、相組中の儀年々被仰出、御法并御教相守候者、又相背候者、或は私にして御國政の障と可相成者、隨分承届可申事。

一、冠かぶき者の儀、御奉公人にて無之、與中に掛り居申候ても、能承届可申事。

一、相組中の儀、隨分精に入人々相和候様に、番頭へ可申談事。

右の條々雖爲縁者親類、御尋の節は有姿に善惡の儀無依怙最負可申上候。「此時の被仰出、委細命令部に記す故、こゝに大略を記す。」

百十四、同安藤家士來東邸

二月朔日夜行。〇刻過の事成し。安藤伊賀守の家士二人、東邸の玄關に來り、そ

れがし共喧嘩いたし、相手切殺し立のき候へば、御かくし給るべき旨をのぶ。徒目付出合、此事は天下の御法度、殊に家の制禁なれば、ゆめくかくし置まゐらする條ならざるよしを云ば、兩人聞て、左らば腹切べしと云。徒目付いろく理害をのべけるが、合點して歸りける。

百十五、補伊藤五郎左衛門成敗 伊藤五郎左衛門何役といふ、江戸にて取にげいたし、御國へ忍びて歸りて



申譯等せしか共、江戸段々御吟味ありしに、咎重くに付、成敗すべき旨、正月江戸より御指圖あり。

百十六、萬治二年賜死津田半十郎 津田半十郎は祿三百石一に、二大小姓なり。甚剛強なる生質性にて、男色に耽る事又たぐひなし。其頃兒小姓の石黒藤八郎・庄野長兵衛・大口庄内各前髪等ありを戀慕し、度々艶書を贈り、或は人なき所に口説などしける。これに依ていろ／＼の風聞起り、御聽に達しける。此時烈公江戸におはしける。津田も御供にて詰ける時の事なり。十一月日限半十郎に御用命ぜられ、岡山に返さる。同人に渡し給ふ御書の内に、則彼が罪條をも仰下されしとぞ。同三月二日、半十郎を日置若狭宅に呼寄、切腹の事申渡すべきとて、池田伊賀も出席成しが、半十郎平生強勇のくせ者なれば、いか成事あらんも量り難しとて、用心のため、志津の大切物の長脇指帯して行しと云。扱大目付等列座にて、右の趣申渡すに、果して半十郎眼をいからしのびあがり、かく御咎めを蒙る程ならば、江戸にて如何にも仰付らるべきに、爰まで欺き寄らるゝ條、口惜けれど、已にこゝよと見へけるを、大目附杉山五左衛門此五左衛門は、天質威重にしそのまゝ立かゝり、半十郎が臂をしかと執て、いかに半十郎見苦敷ぞ、此場に臨み兎角申べき様やあると、引立出て直に切腹の場へ趣きける。切腹の場は、蓮昌寺と云。此時、半十郎、五左衛門に氣をのまれ、二言ともいはず、従ひ出けるとぞ。切腹の有様、介借等の事、いかくして此旨伊賀・若狭より江戸に言上す。されば江戸にて小堀彦左衛門小屋へ兒姓共のこらすあつめ、草加兵部・尾關源次郎・水野三郎兵衛・小堀彦左衛門四人仰の旨申渡すは、此前男色の不義ありしも知がたし。まづそれはさしおかれ。去年法令改められし後、半十郎に同心しける者は、御法を僻事と存るか、但し御法は尤と心得ながら、わりなく申懸れば、いなみがたくしたがりたる成べし。是偏に柔弱なるより起る事なれば、兩様を以免じつかはるべき者にあらずとて改易し給ふ。然る處に、石黒藤八郎・庄野長五郎・大口庄内承り、半十郎度々申懸候ひしか共、更に承引いたさぬよし申けるが漸々聞し召届られぬ。去ながら、備前に返さる。翌年八月十八日、三人共再びめし出されて罪ゆるし給ふ。田村左大夫といふ者、兒小姓にて、其頃は長壯なりけれ共、以前より半十郎と別て情交深かりしよし、三人の者と一所に御穿鑿ありしが、是も申開はまづ立て、三人同様に備前に返さるゝ旨、台命あり。左大夫つら／＼思ひめぐらしけるは、一應は身の難を免かれん爲に、陳じけれ

ども、實は半十郎と入魂せしを、抑隠して過さんは、武士の本意に非らず。我身を引にしかじとて、此趣をくはしく書き立たしめ、尾關源次郎迄殘し置、同月十一日出奔す。此日備後守殿より御使を以、津田半十郎兄千賀九右衛門ことは、烈公の仰次第いかにも御取はからひあるべきよし、申されける所、少しも兄に御かまひなし。御こゝろ次第たるべしとの御答ありき。

百十七、同村尾又市追放 村尾市郎右衛門が子又市といふ者、百姓作左衛門と爭論の事ありしにや、此始末事といふ事をしらす。十二月二日、江戸より御裁許有。其趣、

村尾亦市事、百姓との儀に候へ共、士の作法始終無之候へば、士とは不被謂候間、改易被仰付候。然る上は、作左衛門も可被追放候得共、常々悪人、其上此度の儀、川主にも無之に仕出し候事不届に思召候間、可被斬罪候。百姓共は其儘置可申候。

あくる萬治三年正月十四日、市郎右衛門并次男某も出奔す。

百十八、萬治三年三月十四日御城助番矢部源右衛門不參之事 御城御留守の當番森寺九右衛門差合有之に

付て、不罷出、助番の儀矢部源右衛門に當り候間、罷上候様にと、番頭土肥飛彈・河合七右衛門に云傳申遣候得ば、源五衛門申候は、近き頃助番相勤候間、我等罷出筈に有之間敷由申候て、飛彈方への返答もなく候故、其日御番源右衛門不參仕候事。

一、源右衛門儀御番の事に候間、縦介番に不相當といふ共、番頭申越候上は、可罷出儀に候。若又罷出候事難成子細も有之候はゞ、早速飛彈方へ參、面談可申斷處に、無其儀申捨に仕置、御番かゞし候儀、上をないがしろに仕と思召候。急度閉門可被仰付様にも思召候得共、此度は御赦免被成爲、過怠右御番缺の日より、當暮迄一倍の御役被仰付候事。

一、七左衛門儀番頭より言傳の通申届候はゞ、源右衛門申分を、早々番頭方へ可申遣儀なげやりに仕、申捨置候事、不念に思召候。是亦爲過怠源右衛門半分課役被仰付候事。

一、神子田助兵衛儀、組頭被仰付、御番をも御免被成置候。組中助番の様不存候儀、不念に思召候得共、先此度は御捨免被成候旨、仰渡候事。



右の段々、八月二十四日飛彈御前へ被爲召、被仰渡候刻、飛彈不念故、右の仕合迷惑仕由申上候得ば、不及中上、第一飛彈不念と思召候。然れ共、失念は有之まじき儀共、不被思召候よし、御意の事。

百十九、萬治三庚子年池田美作組松下藤兵衛方浪人兄弟刃傷 池田美作組松下藤兵衛といふ者あり。何がしといふ浪人兄弟、兼て松下と縁あれば、内々松下が方に來りて居けるが、いかなる故にや、彼浪人兄弟刃傷に及び、弟即死せり。此旨御聞に達しければ、六月十六日、池田美作をめされ、彼浪人弟として、兄に切かゝる事狂氣にひとし。されば兄に罪あるべからず。況や浪人の事、猶以頓着すべき道なし。藤兵衛事は、おのが家にて、打果すほどの事を知らぬよし、奥表の間程遠くもあるまじ。第一浪人を抱置は、家老まで申出べしとは常法なりしに、曾て番頭にも云ざる事、法を背の罪輕からず。しかのみならず、藤兵衛行跡も歌舞妓者と聞給ひぬ。旁もつて改尙し給ふ由、家老をもつて命ぜらる。早速美作より其趣を松下に傳へける。

百二十、同新田開作に付奉行人私曲 芳賀内藏允前組郡奉行波多野夫左衛門が手代に、市右衛門といふ者あり。松崎新田を取立んとて、夫左衛門が縁者の浪人共をかたらひ、其企し、上道郡國府市場村庄屋三郎左衛門をも其役に加ふべしと、内々約す。然るに兒島郡粒江村八郎左衛門を此役にする時は、勝手の爲よければ、三郎左衛門と約を變じ、此八郎左衛門をぞかたらひける。扱新田開作の事にて、奉行人私曲あるよし聞しめし、新田普請はまづ差留られ、御穿鑿あり。手代市右衛門、彼庄屋三郎左衛門が所爲にて、訴人しける故、露顯しぬと思ひ、年寄三郎兵衛に荷擔し、訟を起しける。それゆへ殊に御穿鑿甚しく、終に惡謀あらはれて、八月十日手代市右衛門磔同人男子は斬罪、母娘は追放なり。年寄三郎兵衛は常に惡人の上に、外庄屋私曲十箇條の目安認め、頭百姓・小百姓四十人ばかり連判し、市右衛門を以て奉行所に奉る。穿鑿の場所にて、双方對決ありしに、三郎兵衛が目安皆偽なれば、同日三郎兵衛も磔にかゝる。妻子は追拂なり。其外此度訟に出ける小百姓等十二人追拂、内五人ゆび一本づゝ切られ、在所御赦免。十二人は、年寄與左衛門・三郎兵衛・兄作兵衛・百姓治兵衛・寄合の宿友右衛門、波多野夫左衛門は右の者が共が妻子共なり。五人は又藏・二郎助・彌左衛門・彌兵衛・長右衛門。波多野夫左衛門は奉行の職として知らざるよしを陳し、其上浪人等を加へ置條、沙汰の限りなりとて、改易し給ふ。公事相手の内三郎左衛門が子庄屋平

七無判の斗辨を遣、其上村中の者共訴申段、常々不直に依てなれば、追放。橋本町濱屋九郎左衛門法を背、右平七が無判の斗辨にて來種を買取候段、不届に付、籠舎せしが、八月十八日御祭禮に付、籠舎御免。

百二十一、同飛脚頭阿部五右衛門私曲 飛脚頭阿部五右衛門、私曲數々あり。先其あらまはしは、飛脚の者の擬作の内を削て私し、又飛脚の内一人闕ありしに、上には申さで其扶持を隠し取、又飛脚二十人の屋敷の地の中を奪ひとり、おのが菜園とし、或は五節句には禮物を取、或は他國より飛脚に賜りし金銀をば、初穂と號し分ち取、是に准じて色々の私曲ども有ければ、十月二十一日、切腹を命ぜらる。五右衛門が子夫兵衛は、此五右衛門が養父五右衛門が實子にて、今五右衛門養子と成て後出生しければ、家の弟なりしを、今五右衛門が子とせり。此夫兵衛は同罪にあらざる事明白なりしかば、日置猪右衛門に預られ、金川に幽居す。五右衛門が妻は、民家の娘なれば、親のもとに歸る。

百二十二、同稻川少兵衛・勝左衛門の妹の寡婦と姦淫 土倉隼人組稻川勝左衛門が嗣子少兵衛といふ者、勝左衛門が妹の寡婦と姦淫す。伯母と通ずる事、前代未聞の事なるのみに非ず。剩へ一女を産めり。此よし聞し召され、十一月十日、少兵衛は三友寺にて打首にせられ、父勝左衛門は其子伯母と不義あらば、何とぞ裁斷もあるべきに、捨置事不届なり。縦令勤仕ゆるし給ふ共、面目なくて人前もなるまじ。されば召仕はるべきに非ずとて、改易し給ふ。一女子は命助け給へども、養育すべき者あらねば、日置猪右衛門心得にて、薄田孫兵衛が所に置、已來成長せば、備前に召置まじとぞ申ける旨、湯淺民部より薄田に傳へける。勝左衛門が妹の寡婦は殺害す。勝左衛門が家のおとな、彼寡婦の手をとり、こなた故に、稻川の家絶けるなり。いざ來られよ、といふまゝに、屋敷の西北の隅に連れ行、おのが脇差にて寡婦の首を刎落しけるといふ。稻川が屋敷は弓の町にて、今佐分利半三郎が屋敷なり。此物語は佐分利半三郎が家の老人本性院といふ人の物語を聞傳けるよしにて、佐分利が方にて、今も傳へり。淫婦を切りし所はこゝなりとて、今も猶其所をも傳へいふなり。

此度稻川少兵衛御成敗被仰付、親勝左衛門御改易被仰付候。翌十一日の朝、番頭御目見に登城仕候節、被仰聞趣左の如し。

稻川少兵衛儀、人倫の外成仕合故、御成敗被仰付候。就夫、番頭土倉隼人、此頃までの組頭安東平左衛門、か様の儀を前廉に



不申上候。去々年相組の事を其番頭・組頭不存を不届に思召候以來、左様に相見え候儀は、於不沙汰不届の由被仰渡候。此後猶以か様の大きに不届の儀を不申候間、右兩人急と科に可被仰付と思召候得共、能々御思案被成候得ば、或は男色又は申事仕る杯と有る儀は、其親類又は傍輩共に尋聞可申候得共、か様の品は粗承候とて、其親類に卒爾に尋ね候事も、難成事に候。左候へば、委細に不承届儀を、年寄中へも難申事に候故、其分に被成候。然共御家中士共、最前坂本時とは違、か様の大非儀を其番頭・組頭不申上候得ば、無理事と可存と思召候條、何も思召寄被仰聞候間、殘る番頭・與頭・諸士共へも、可申聞旨被仰候。以上。

百二十三、同 三宮傳左衛門改易

中小姓三宮傳左衛門といふ者の飼置し犬を、中村主馬が鎧持の僕盜取て牽歸る。傳左衛門が下人これ見付、押留め口論に及ぶ。此由傳左衛門聞とひとしく走り出、中村が僕を二刀切ければ、其僕そのまゝ逃けるを、傳左衛門が下人跡より追懸しが、行方しれず見失ひぬ。かの僕はおのが宿に逃歸しを、中村が方へ捕り來りて、首を刎ぬ。十二月十二日、傳左衛門は改易し給ふ。其故は、中村が家僕を切しはくるしかららず。然共下々の口論を聞、門外へ脇差ばかりにて走出、其上、彼僕を切損じ逃たらば、若き者と云、淺手なれば、何方までも追付落着をも見届べきを、そのまゝに追捨にして置たるは、始末不覺悟なればとて、此命ありしといふ。三宮が居宅は、一番町堀端西の角より二軒目、今中山長左衛門が家といふ。

百二十四、萬治四年此年寛文に改元正月 國守村八郎右衛門不忠御穿鑿

御野郡國守村大村勘右衛門後家家來筋同村八郎右衛門、不忠の品々目安書上るに付て、彼濙御穿鑿、落着の覺。

一、國守村岸本久右衛門と申者、所の庄屋ながら神職にて候。悴を大村勘右衛門と申候。親久右衛門相果候後、親の職分仕居申候處、寛永十四年江戸へ罷下り、百五十石にて木下淡路守殿へ有附申候。その節下人八郎右衛門に國守村地株・宮山共預け置申候。勘右衛門翌年相煩、末期に及國守村八郎右衛門を呼、遺言に申候は、我等相果候は、新座者の儀、跡目被下まじ候。左候は、女房并男子二人・女子二人迷惑可仕候間、男子の内何れにても作人に仕、其方萬事致養育吳候へと申候。八郎右衛門其段御心易被存候へ、守立可申と申候。無程勘右衛門相果申候。尤跡目立不申候に付、妻子國守村へ遺言の通引越

申候。當分は八郎右衛門長屋へ移居申候。然る處、濫川縫殿下代吉田八兵衛と申者、後家を殊外しかり、作人を長屋に置、後家本屋に居候事、不届の儀に候間、所を拂可申由申候處、村の者共色々訛言仕、後家と八郎右衛門と人替申候。其時八郎右衛門一言の斷もなく、本屋へ移申候。其後出雲國松平出羽殿御家來三谷權大夫と申仁は、勘右衛門母の爲に明にて候に付、勘右衛門惣領の子勘兵衛を、權大夫所へ頼遣置候。次男彌五大夫と申は、五歳より八郎右衛門妹阿部五郎右衛門女、主筋にて候とて、養置申候。娘の内、姉の分一人岡山にて方々奉公仕居申候。此次の娘十三迄は母の手前に居候得共、是も五郎右衛門女引取養育申候。勘右衛門女後家に成、國守村へ罷越候以後、八郎右衛門少の合力も不仕、言葉なども我下人のごとく申、むごきあいらしい仕候。國守村へ罷歸候節、八郎右衛門に領置候地株・田畠共、高二十二石六斗九升六合、勘右衛門子共の内作仕候時は、右の高半分作り、半分は八郎右衛門に相渡作らせ可申候。其内は道下の田一段一畝十二歩の所、又田六畝二十四歩・畠三畝六歩の處、右三箇所八郎右衛門作り、後家へ相渡可申と、書物を仕候處に、一年は作り、後家へ相渡、其後は三箇所の田畠後家にふりわけ、八郎右衛門構不申、後家年もより、女の儀にて作り候事も不罷成、右田の分同村の者に加地子一斗餘にて作らせ可申と、約束仕候處に、八郎右衛門罷出、此方の地株の内、他村へ作らせ申事仕まじく、我等加地子一斗餘にて作り可申とて作仕候。其後加地子一年は出し、其已後は出し不申に付、縫殿下代此様子を承り、八郎右衛門をしかり、出させ申候。其後御平に成候ては、加地子少も出し不申、彌飢に及、纔に三疊敷庵、屋福もこぼれ、庭もなく、迷惑に及候體、八郎右衛門不忠の至、前代未聞に候に付て、當二月二十五日、籠舎被仰付、御成敗に相究申候。

一、此一巻御せんさくに付、阿部五郎右衛門女の忠義様々あらはれ候事、大村勘右衛門は八郎右衛門・五郎右衛門女爲には主筋にて候。五郎右衛門女の母は、勘右衛門所に奉公仕居申候。阿部先五郎右衛門も勘右衛門父久右衛門下人にて、未進方に御小人に出、其より御引上被成、御小道具の者に成居申候。後五郎右衛門女の母を、先五郎右衛門女房に持候節、後五郎右衛門女幼少にて召連參、其後成人仕候故、後五郎右衛門を養ひ、夫婦に致置候。此故に後五郎右衛門女の爲には、久右衛門・勘右衛門は主筋にて候。久右衛門相果候て、久右衛門女勘右衛門に掛居申候。勘右衛門夫婦不孝無申計、堪忍成がたく、出雲國三谷權大夫所へ引切り參候節、五郎右衛門女主筋にて候と申、久右衛門後家を引取能痛り、我召仕の下女を相添、權大夫所へ寛永十八年に送り申候。翌年久右衛門後家相果候まで見届、下女岡山へ歸申候。奇特に見届候と申、能仕立有付とらせ申候事。



一、勘右衛門二男彌五大夫、五歳より五郎右衛門女養ひ、本親とても成まじき程に、十三まで育立、其事出雲の權大夫を頼何とぞ、出羽守殿へ奉公人に出し給候様にと申、正保三年に遣申候。彌五大夫出雲に六年罷在候處、權大夫子息と申事仕候て、五郎右衛門所へ歸り候。五郎右衛門不届の仕合とて中違に成、寄せ不申候。彌五大夫一兩年因州に罷在、あなたこなた流浪いたし候。五郎右衛門女、様々五郎右衛門に佗言いたし、彌五大夫を呼歸、はごくみ置候。其後香庵様へ出し育候事。

一、勘右衛門娘十三の歳より、五郎右衛門女養ひ、當夏迄子のごとくいたはり置候事。

一、勘右衛門姉娘岡山に方々奉公仕居申を、五郎右衛門女不便に存、よび取、是又能いたはり、五年以前に因州より牢人にて罷越候白銀屋吉大夫所へ、娘分に仕有付申候。

右の品々達御聽、奇特に思召、御ほうびとして、三野郡立川村の内散田地を一町五段七畝十五步被下、先五郎左衛門子阿部夫兵衛は、後五郎右衛門養子分に仕置候を、後五郎右衛門御成敗以後、日置猪右衛門に御預置候を、五郎右衛門後家に被下、作主に成、母をはごくみ候様にと被仰付、扱、御成敗に究候八郎右衛門命を五郎右衛門後家に被下、八郎右衛門親子を、作下人に被仰付、家など立被遣、兵糧・牛・銀・農具迄調候銀を被下、よく召付居申事。

勘右衛門後家の儀、八郎右衛門不忠の段々被爲聞召上、先家内御追出し被成、則勘右衛門地株、不殘宮山林共に被下候。むこの吉大夫作下人に被仰付、無異義耕作可仕候。尤いにしへを御吟味被成候に、久右衛門後家は、我が男の爲に母、己が爲にはしうとめて候處、不孝無限に依て、我が子の所に堪忍不成、甥の權大夫所へ引切參候。程之あいしらひ不届仕合、急度御拂可被成と思召候得共、今度の一卷とは各別に候故、御赦免被成置候。以來吉大夫御法式を守、耕作に精を出し、御年貢無懈怠上可仕候。尤悴彌五大夫、親勘右衛門、地かぶ可被下候得共、母國守にて飢に及、かんなん仕候ても、少も見つき不仕、折々見廻さへ不致、大不孝の者又は後五郎右衛門御成敗の刻香庵様缺落仕事、しづまり候て罷出候。臆病の至段々不届の者に候間、御追放可被仰付候得共、甚右衛門後家に地株被下候上は、御拂被成候儀、御赦免被成候。國守へ罷越、少にても及異義候はゞ、急度可爲申事旨、郡奉行堅書物申付、差免候なり。

吉備温故秘録 卷之五十四(紀事四)終

吉備温故秘録 卷之五十五(原本無卷數)

大澤惟貞輯録

紀事 五(原本紀事三) 目錄

- |                         |                             |                     |
|-------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 一、寛文元年、慶雲寺廢せらる。         | 二、同年、赤坂郡百姓の女房焼印の刑。          | 三、同年、土倉隼人家來成敗。      |
| 四、寛文二年、山崎八兵衛出奔。         | 五、同年七月、大村權大夫召使成敗。           | 六、同年八月、坂内久右衛門改易。    |
| 七、同年、田中三甫改易。            | 八、同年、河野十三郎御暇。               | 九、同年、永田孫右衛門賜御暇。     |
| 一〇、同年九月二十五日、彌五郎梶右衛門喧嘩。  | 一一、同日、於御城番頭物頭へ被仰渡。          | 一二、同年、斬大役八郎右衛門。     |
| 一一、同年、上山十郎兵衛退去。         | 一六、守田與五郎出奔。                 | 一七、森島六助狂氣。          |
| 一八、寛文四年、丹羽主殿家絶。         | 一九、同年、賜死伊庭權右衛門。             | 二〇、同年、斬餌指半助。        |
| 二一、同年、安藤利兵衛自殺。          | 二二、同年、大口文六郎辭仕。              | 二三、同年、池田伊賀家來と町人喧嘩。  |
| 二四、同年、河崎段之亟狂氣。          | 二五、寛文五年、今屋八左衛門狂氣。           | 二六、同年、捕横尾山僧。        |
| 二七、寛文六年、谷田五郎右衛門・世賀又助争論。 | 二八、同年、捕用贖銀旅人。               |                     |
| 二九、同年、刎教運坊首。            | 三〇、同年、波多野權七・田中惣左衛門出奔。       | 三一、同年、野津猪大夫追放。      |
| 三二、寛文七年、藤井八右衛門狂氣。       | 三三、同年、放古田左次右衛門。             | 三四、同年、刎武田彦太郎・水谷又六首。 |
| 三五、兒島郡山田村次郎兵衛子猪兵衛籠舎。    | 三六、寛文八年、放横井彌兵衛・越七右衛門・小林庄兵衛。 |                     |
| 三七、同年、牧野仁右衛門辭仕。         | 三八、同年、久徳兼松傷奴豊。              | 三九、同年、火事場争論遠藤彌兵衛。   |
| 四〇、同年、長谷川彦七郎出奔。         | 四一、寛文九年、賜死大久保彦兵衛家隸。         | 四二、同年、片岡次郎大夫出奔。     |
| 四三、同年、西脇吉大夫・垣見源兵衛狂氣。    | 四四、同年、賜死牧野又兵衛家隸高本茂右衛門。      |                     |
| 四五、同年、備中賀屋郡牧谷村與一郎追放。    | 四六、寛文十年、禁獄村上濱之助。            |                     |



- 四七、同年、三間勘介出奔。 四八、同年、山田重右衛門斬八藏。 四九、同年、放萬代慶久。
- 五〇、同年、長谷川彦七郎狂氣。 五一、同年、箕浦孫大夫狂氣。 五二、同年、坂田清四郎傷水番七兵衛。
- 五三、同年、奥上道郡吉原村公事被仰出覺。 五四、同年、御野郡四日市村次右衛門籠舎
- 五五、同年、放入江又八郎・鈴木佐右衛門・高橋利兵衛・石岡六郎右衛門・村上治兵衛。
- 五六、同年、三宅九右衛門家隸傷森寺九左衛門家隸。 五七、同年七月朔日、伊豫守様被仰出。
- 五八、村上了村出奔。 五九、六月二十三日、須賀又右衛門女目安差上に付仰出。
- 六〇、野殿町醫者岡本玄佐追放。 六一、奥上道郡塚原山三働院追放并同所一乘坊閉門。
- 六一、才兵衛弟關助を切殺の事。 六二、吉田多兵衛閉門。
- 六四、語都悴久四郎・市左衛門を切殺の事。
- 六五、備中淺口郡鴨方村又兵衛下人三介斬罪申付、首御藏奥山田村へ遣せし事。
- 六六、邑久郡朝日寺山田十右衛門詔公事人共被行罪科。

吉備温故秘録卷之五十五(紀事五)目錄終

吉備温故秘録

卷之五十五(原本、無卷數)

大澤惟貞輯録

紀事五

一、寛文元年慶雲寺廢せらる。河村源左衛門が弟内藤數右衛門が兄に絶天と云僧あり。京都妙心寺の塔頭常春院に住持す。此絶天、寛文元年四月朔日、播州姫路城下野里町慶雲寺に行く。當寺の住持南室といとねんごろなれば、此寺に逗留す。又岡山慶雲寺即宗も、折ふしこゝに來りければ、珍客輻湊とて、詩や連句の興に數日を消す。同十四日、即宗姫路を發し、同十八日岡山へ歸り、河村源右衛門を呼むかへ、拙僧此比南室を訪ひ、姫路に參りし折ふし、絶天も下向にて、久々に參會、緩々物語し候ひし處、去る十一日の夜半過、日比絶天酒狂に候や、自害ありて、明日十三日曉に終に遷化なり。さてさて是非もなき次第、其元の心中察入りぬ。其刻弟子の宗虎并に權三郎といふ僕も能見たりといふ。源左衛門聞て、弟絶天自害の後、一兩日もながらへある事ならば、何とて知らせなきやといふ。即宗答に南室も其心得ありしかども、拙僧迎も歸る事なれば、容態樣態具に申べしと、さし留し故なりといふ。かくて源左衛門此よしを申出、御暇を乞ひ、姫路に行、絶天の弟子宗虎に逢ひ、始終の様子を聞けるが、宗虎は絶天と同床には寝ず、遙に間を隔て臥しければ、くはしき事は知らず。殺害にあひけるも知べからずといふ。されば即宗が申旨とは齟齬せるうへ、其外いぶかしき事ども多し。源左衛門思ふやう。出家沙門を相手とし、太刀打にも及がたく、殊に此慶雲寺は春日局の取立にて、新地の御朱印を將軍家より賜る寺なれば、いかに穿鑿すとも、中々下にては事濟べきにあらざれば、所詮身命を抛ち、公儀へ訴へ、御裁斷を傳へしとおもひ定め、長く御暇を願ひければ、此旨聞しめし、備前慶雲寺即宗を稻川十郎左衛門宅に召出され、鈴木夫兵衛を以て御穿鑿ありしに、即宗が申所偽多く、言葉變轉しければ、小堀彦左衛門へ預られ、源左衛門へは御暇を賜ふ。弟内藤數右衛門は、江戸



に詰居けるが、是も御暇を賜りて、兄弟一所になり、公儀へ訴へければ、兩國の慶雲寺を江戸へ被召出、段々御穿鑿ありて、御裁斷如左。

絶天後住を被召出、授首座儀、絶天が死後の不審、俗性の兄弟を指留、おのれ進て御穿鑿を可奉願に、其愁もなく、剃南室に與力仕、師匠の恩を忘れ申段不届に付、御追放の次に、備前慶雲寺を被召出、即宗が事絶天死後の砌、南室方へ參會、始終不念の裁許、其上南室より備前への飛脚を指留、早速も歸寺不仕、作州邊へ立寄、絶天一類共へ注進延引、其上今度召下被尋問候にも、前後不同に偽所多く、此誤に付、備前慶雲寺御潰し、汝儀從是御追放并寂源儀、絶天と同床に臥し、殺害自害、此兩様能寝入前後不存と申候。不審至極仕處、御穿鑿は汝一人に落着候。因茲蟄居被仰付候間、的方の萬法事を己が一生の間、門外へ出申間敷候。扱南室を被召出、今度絶天が儀に付、穩便を構へ、所の大寺の役をも不請、又は一宗體の露顯の不及沙汰、始申終己が儘に振舞候事、紫衣を着する出家道を忘れ、無作法千萬、急度仰付候へ共、浪人共手前に正敷證據無之、只不審計の訴詔に付、汝が弟子共の誤を改、先々に被仰付候上は、汝が儀歸寺を御赦免。然共寂源蟄居の事、堅く守を可申候。子細は源左衛門・數右衛門手前に、少にても證據有之候はゞ、銘々可爲死罪を、不審迄の訴詔に付、寂源件の通に候。亦源左衛門・數右衛門。只今承り届候通に、手前に正敷證據無之、不審專の訴詔に付、相手共死罪の科を御赦免に候。兎角不審の留候至極は、寂源一人に落着候。元來に殺害仕候て、自害と申なし候はゞ、後々年に至り、人のさへづりを以、善顯れ申におゐては、急度訴可申候。爲其寂源一生の間蟄居被仰付候と、御申渡。其時伊賀守被仰候は、今度浪人共身命を懸け訴詔申上たる處、深切の至、因茲度々評定の上を以て、利分に被仰付候事、難有可存候。然る上は最早御構無之候條、何方へも身上働き可申旨被仰渡。能勢庄右衛門を被召出、只今被承届候通、源左衛門・數右衛門訴詔利分仕、相手共先々に被付候、中にも即宗儀は、從是御追放に候間、備前の慶雲寺を御潰し、俗屋に可被仰付候。兄弟の浪人儀、公儀の御構無之間、御國元へも可被遣や、此旨新太郎様へ可申達と被仰渡。

寛文二年九月九日、兄弟共歸參被仰付、此慶雲寺の且趣を蔭涼寺請込ければ、今も蔭涼寺且那多しといふ。

二、同年赤坂郡百姓の女房焼印の刑。二月二十二日、赤坂郡西輕部村の三郎右衛門悻右衛門、歳十八、鐵砲腹仕相果。意趣は三郎右衛門女房は、右衛門爲に繼母にて、常に當り様悪敷、食物などせはしく申、確にあたへ不申に付、右の通に自害仕候。何を以急度申立有之にては無之候。三郎右衛門女房、右の科により焼印を付、御國御拂被成候。此女繼子計に悪くあたりたるにてもなく、諸事せはしく、家内小舅・小姑奴などにも、せはしく候。女故死罪を御免、右の通被仰付候なり。

三、同年土倉隼人家來成敗。當春迄土倉隼人召仕候下人、盜にはいり候に付、からめ穿鑿いたし、ぬすみものなども出候間、いかゞ可申付やの由、伊賀・猪右衛門方迄相尋候に付、心次第に可申付由及返答、閏八月十五日成敗す。

四、寛文二年山崎八兵衛出奔す。山崎八兵衛といふ者罪ありて召捕らるべきに、出奔す。されば曹源公、三月二十五日岡山を立給ひ、江戸に趣給ふ時、歩横目齋藤五郎兵衛、御先立にて同月十九日岡山を出立す。此時自然道中にて山崎八兵衛に逢なば、心得有べしと、谷田甚右衛門を以て命ぜらる。かくて同二十三日の曉、齋藤は大坂御藏屋敷の前に着、伏見に上る船支度する所に、彼山崎八兵衛西の方へ通るよし聞ければ、小人頭那須茂右衛門も聞付、船よりあがる。此時八兵衛西の方へ通けるを追かけ、肥後殿橋を越し、西國橋まで走付しが、はや乗出しの船の内に入、いづれとも見分がたく、されども最初より茂右衛門謀者を付置ければ、八兵衛が乗合船は知れてあり。件の船汀より五六間乗出しけるに、茂右衛門其船に立向ひ、山崎八兵衛ありと見付たり。早々上れと詞をかく、此時船はとどめけれども、答る者なし。其内に歩行者も船場よりかけ來り、齋藤五郎兵衛刀の柄に手をかけ、八兵衛の臆病者早くあがれよ、其船こゝに寄よと呼はりければ、八兵衛船中に立上り、今陸に上りて勝負すべしとて、船を寄けれども、なか／＼手出しもせず上りけり。五郎兵衛・八兵衛に向ひ、其方江戸出奔の始末あしく、母は備前にて獄に下れり、されば主君此表に御着までは、待べしと申渡し、榊十郎兵衛と談合し、直に八兵衛をば大坂の御藏屋敷にいましめ置、此旨を曹源公の御船に申上しかば、八兵衛は船頭中に渡すべしと、御下知ありて早



速に引渡、同二十七日、五郎兵衛は伏見にのぼりぬ。八兵衛は、備前に歸り罪かうぶりし成べし。されども、其詳なる事をしらす。

五、同年大村權大夫召使成敗。七月小堀彦左衛門組、大村權大夫召つかひの、若黨八郎左衛門といふ者、不法ありければ、成敗せんとおもひ、土肥飛彈が組頭神子田助兵衛・安藤奎組頭永田三郎左衛門に相談しければ、神子田・永田兩人、小堀彦左衛門に此旨を申ければ、家老まで届て成敗に極りぬ。然るに若黨八郎左衛門が請人疊屋甚左衛門聞て、此者は子細あれば、御成敗には成まじと申けれ共、何條不法者くるしからずとて成敗す。扱其跡にて能々聞ば、八郎左衛門は切支丹の子にて、預置るゝものなるよし、はじめて請人甚左衛門申けるゆへ、此事御聽に達しぬ。七月二十九日、御下知あるは、神子田・永田兩人、彦左衛門へ申さんと思はゞ、彦左衛門が組頭河原藤兵衛に先談し合、藤兵衛よりこそ彦左衛門には可申事を、他の組頭として藤兵衛を指置、彦左衛門に申聞、其上不穿鑿の事、沙汰のかぎりなり。此兩人始終組頭を勤むべき人質にあらずとて、其役をゆるされ、閉門す。大村權大夫は切支丹の事不吟味に仕なし、成敗する條不法なりとて、閉門す。小堀彦左衛門は、おのが組頭を指置、他の組頭の申旨を用ひ、其上死罪すべきほどの科人なるを、權大夫が申條をもきかず、龜忽に差圖する事、大に烈公の御旨にかなはず、御叱りありしかば、池田伊賀・日置猪右衛門兩人指圖にて、小堀は出仕をとどめける。疊屋甚左衛門は、彼八郎左衛門はいふに及ばず。其兄次郎左衛門をも預り居けるに、權大夫が八郎左衛門を成敗せんといふ時に、其切支丹たることをあらはに申さず、跡にて彼是申條不法なり。其上預り居ける次郎左衛門をも、御持筒の足輕に出し置し事も、此度で露顯し、重々不法なりとて、町内に預らる。此甚左衛門、後いか成しや、くはしき事をしらす。住町もしれず。

六、同年坂内久右衛門改易。中小姓坂内久右衛門が親善兵衛といふ者、出奔しけれども、此旨早々家老にも申さず、遲滞しければ、同月十四日久右衛門を改易し給ふ。是一家に養育しながら、立退をも知らず、疎略の至り、そのうへ其旨を家老にも申さず、所在をも尋ねず、打捨置けるゆへ、御とがめありしなり。按るに、此善兵衛父が養はれ居りしにや、但し家を子の久右衛門にゆずりて、後の事にや、其詳なる事知がたし。いづれ詳ならねども、今の世を以ておしはかるにまじき事なり。

七、同年田中三甫改易。田中玄順の子田中三甫といふ者、醫術修行のため京にのぼりけるが、在京の中本業をば怠り、遊山風流のみに日を消しけるよし聞しめされ、京へのぼりし元は、文學・醫業の爲なり。然るを専務を外になし、ひとへに遊興に耽るをとがめ給ひ、八月十四日改易なり。寛文四年六月十一日歸參、前のごとく御扶持を賜り、天和二年父玄順隱居し、家督相違なく百五十石を賜る。

八、同年河野十三郎御暇。兒小姓河崎十三郎といふ者、御尋の事ありて、九月二十五日尾關源次郎に預られ、同二十七日御暇出づ。此十三郎御城内につとめ居けるきちといふ女とちなみけるよし聞しめし、御穿鑿ありしに、母子の契約仕たるよし申す。されども十年已前は十三郎小悴と云、浪人なれば、左もあるべし。近年は俵米も賜ひ、年齢もたけたるに、その契約不似合なりとて、かくは命ありと云。尤かのきちといふ年ごろの女も、今日御暇出づ。きちには母子の約をなさば、媒を以て申べし。然るを密談に濟す條、不法なりとぞ仰渡されける。

九、同年永田孫右衛門賜御暇。弓組永田孫右衛門、去年より江戸にありしが、召仕の家人度々出奔し迷惑なり。かさねて又出奔せば、度々の事思召の程いかゞなれば、所詮奉公を辭し申さんとて、備前に歸り、此旨古田齋まで申出づ。されば古田と杉山五左衛門・小堀彦左衛門三人一同に、永田に諫を加へけれども、更に心得ず。やむことを得ずして、御聽に達しければ、此旨聞し召、永田事は召抱へられし時の約よりも、所帶加増、ことに品よくつとめ、新參の者には過分の事と思しければ、暇乞ふ事はあるまじと思しめさる。人遣ひのあしきは、己思ひ直しければ、いかにも成べし。夫に三人の諫をも用ひず申出ること、心得ね。去ながら異義なく御暇賜はりしが、勿論他家の奉公は御指留。

此永田は射術に名を得たり。御家へ來り仕へしはじめに、烈公御野廻りに出たまひしが、折ふし田の面に雁すへいたり、公永田に、あの雁を射よと仰ありければ、永田かしこまりて、弓矢たづさへ進み寄、此時烈公傍より寄やうあしく鳥はたつべしと仰けるに、なほ永田は進みより、矢をはけたるに、公の仰のごとく雁は見とがめて立んとす。公をはじめて、人々興さめて見居たる所に、永田滿引しながら歩み寄る。雁立とひとしく、はつしとはなちたりしが、其矢あやまたず、雁の脇をつらぬき



てぞ落たりけり。公大きに感じ給ひ、扱仰に、鳥に寄る時、射るべき場合はいくらもありしに、何しによりたせしにやと、尋給へば、永田承り、さん候。射るべき場はいくらも候ひしかども、君の後より孫右衛門鳥は立べしと仰ありしかば、若々立ざる内に射留候はんには、君の御目がねのはづれたるをあらはし候なり。わざとたせして仕りたりと、御答へ申上ければ、烈公いよ／＼其伎の長せるを感じ給ひ、御供の人々も深く感賞しけるといふ。

十、同年九月二十五日 彌五郎梶右衛門喧嘩。伊木長門草り取彌五郎と、日置猪右衛門鍵持梶右衛門といふ者、下馬腰懸にて喧嘩に及び、梶右衛門手負ける。双方意趣御穿鑿ありける處に、梶右衛門は科これなく、彌五郎重々不届これあり、これによつて成敗仕べき旨、長門へ仰せさる。又梶右衛門儀は御成敗仰付るべき科これなく候間、扶持をはなし候様にと、猪右衛門へ九月二十七日仰渡さる。  
同十月朔日、御前へ老中出座の時、御直に被仰聞候は、

此度申事仕、長門下々の事、御祭禮の刻、馬上覽の時、作りひげ仕通り候由被聞召、縦申事不仕候共、此儀計りにても御成敗可被仰付と思召候。惣家中のしまりに可罷成長門、か様の儀不申付段、越度と思召候由、御意の事。

十一、同日於御城番頭・物頭へ被仰渡。一統へも觸有之、左のごとし。

今度長門猪右衛門下々喧嘩仕候刻、家中士双方へ見廻候由、不遁者は無心元存候も尤に候。無左右見舞騷動仕惡敷候間、向後左様の事有節、親類の外無用に候。

十二、寛文三癸卯年 斬山伏左京。四月十四日の事なりしが、備中松山近邊に、十歳ばかりなる小比丘尼切られて死し居けり。いかなる者の所爲にやと穿鑿しけるに、山伏左京が妻の弟子比丘尼なり。ゆへに左京の口状を聞しに、左京答に、我は備前國岡山正壽院といふ、山伏の弟子なり。相弟子の内秀尊といふ山伏、岡山より此節こゝに來り居けるが、小比丘尼は、此秀尊切殺せりといふ。然るに秀尊は岡山に歸りて松山には居らざりしか共、左京が同道に、りせうといふ比丘尼一人あれば、いづれ取放すべき者にあらずとて、同十二日松山奉行所より、書狀差添、左京りせう兩人を岡山に送る。されば山伏秀尊をも召捕られ、左京りせう都合三人獄に下さる。かくて段穿鑿あり

しに、左京已が妻を師匠正壽院が方に捨置、件のりせうといふ比丘尼此りせうも正壽院を盗み出し、うち連れて松山へはしりければ、相弟子の秀尊跡を追ひ、松山に行、左京を捕へんとせしに、取逃し、無念に思ふ折ふし、彼小比丘尼に行逢ふ故、引立行んとせしが、泣きさけびあへてあゆまざれば、秀尊其儘刀を抜むね打に、小比丘尼をうちけるが、手の内廻りて切殺せるにぞありける。同二十三日左京は斬罪に處せられ、りせうは鼻をそがれ追放、秀尊は右の手の大指を切て放され、正壽院も追放なり。

十三、同年 放願福寺并斬益山。御野郡福永村に、願福寺と云日蓮宗あり。此寺の老僧、寛文二年に死す。寺久しく養ひ置ける姥妙正と云者は、親類の只一人もなければ、老僧此姥を不便の者と思ひ、終焉の時我死すとも、必疎略ならざる様に頼むよし、住持の僧に遺言しける。然るに去年十二月末、住僧のはからひにて、妙正を外に出し、妙正が養ひ立し下女の十八歳なるを添てぞ置ける。此比すでに老僧が遺言にたがひ、飯米をもあたへず。朝夕の食事絶々なり。剩今年寛文三年二月、寺より妙正が方に人をやり、夜着衣類など剝取、其上件の下女をば寺へ呼戻し同宿の益山といふ僧、此女に通じ、女はらめるを寺内にて流産させし。此旨且越どもより申訴へけるに依て、住僧并に益山を呼寄、郡奉行・寺社奉行・横目等、せんさくし言上しければ、五月十一日、皆其罪をかぞへられ、住僧は追放、益山は斬罪、下女追放、妙正は所を拂はる。

十四、同年 斬犬役八郎右衛門。大役の内、八郎右衛門と申者、備中山手の内柿木村の者、四月二十四日の宵、伊勢宮敷へ竹子盗に入候を、番の鐵砲の者、其外町人・百姓出合捕候。前かどにも盗人三度入申故、此八郎右衛門、右にも盗候や、同類も在之やと、拷問候へ共、同類も無之故、五月二日成敗。

右の夜番仕鐵砲の者、其外か様の節罷出肝煎松など出候へと、竹子奉行其内に申付置候者共、早々續松にて罷出、殊外精出し候段、老中承届候て、御褒美被遣候分。

- 一、銀子一枚 瀧川縫殿預り 文左衛門。 一、同一枚 伊庭半藏預り 安右衛門。 一、米二俵 上出石 久兵衛。
- 一、同一俵 上出石小商人 孫右衛門。 一、同一俵 伊勢宮髮結 六右衛門。 一、同一俵 南方百姓 喜兵衛。



一、同二俵　めあかし　善右衛門。

十五、補同年　上山十郎兵衛退去。　中小姓上山十郎兵衛四十五俵、病氣によつて、奉公勤がたく、月・日御暇申出、御國退去。定て何ぞ不快の事ありしや、同九年難有御意にて、歸參被仰付、大組に御入被成。

十六、同　守田與五郎出奔。　守田與五郎父源左衛門は、新參なれども二百石にて弓組を勤めしに、與五郎部屋住にて御祭禮の流鏑馬等をも勤けれども、父の家業勤めがたく、今年三月御暇申乞、御國退去せしが、同六年十一月歸參仰付られ、天和三年六月十二日、父源左衛門隱居、與五郎家を繼、百五十石賜はり、池田七郎兵衛組になる。

十七、森島六助狂氣。　森島六助三百石。八月六日狂氣しければ、同九月十二日、兵介儀年久者の筋目故、弟甚左衛門・久之丞兩人へ百石づゝ賜り召出されし。

十八、寛文四年　丹羽主殿家絶。　丹羽主殿は内記が子なり。内記は山城が孫にて、圖書が子なり。此主殿祿千五百石なりしが、狂氣の機よしありければ、池田美作信成、主殿が父内記が妻は、池田美作守元俊が女にして、此美作信成とは兄妹なり。されば美作信成が爲には、主殿は妹の子にて甥なり。早速主殿を押籠置て、美作おのが次男長五郎を主殿が養子に願出たり。是は美作我子に丹羽の家を押籠させんとて、主殿が家隸などかたらひ、少し常にかはりたる事有しを、かく計らひしが、閏五月十五日、池田美作・眞田將監・宮城大藏三人を池田伊賀宅にまねき、今度丹羽主殿不作法多きゆへ、一類ども談合し、刀・脇指を取除け、押こめ置よし勝手次第の取扱不届に思しめさる。尤刀・脇指をも抜て、人を害する者ほどの亂氣に極らば、左もあるべきに、それほどの事にもあらず。其上主殿は祿もあり、格も番頭、かたぐし上にうかゞひ、御下知をも待べき事なり。此上は類家の者きつと御咎もあるべけれど、右のごとく扱ふこそ、御爲にもよきなど、心得違たると思しめさる故に、三人の者ども其儘にさし置れ、主殿は知行没收せられ、美作に預らるゝよし、御意を傳ふ。主殿は美作が下屋敷にありて、美作が子左衛門が時まで存生して幽死せり。

主殿が父内記も狂氣しけるを、病死しける由披露して、一旦家は續けれ共、主殿に至て今度斷絶しけるなり。内記が狂氣あらまし聞傳ふるまゝ、爰に記す。丹羽内記は山城次男圖書が子なり。祿三千石番頭にて、妻は池田美作守元信が女なり。寛永十六年己卯、内記狂氣して妻を切殺したり。此由池田美作信成聞て、然る様やある、聞正すべしとて、早々内記が宅に駈付ぬ。眞田次郎兵衛もかくと聞て、いそぎ、趣きしに、美作にひしと行合たり。次郎兵衛申には、美作殿には直に歸られよ、此度の捌は我等請込候なり。こゝに居られなば、家の爲に然るべからず。あしくは取はからふまじとて、美作を返し、跡にて様子を聞定め、切腹をすゝめければ、内記罪儀にも及ばず自殺せしが、病氣と稱しけるにや、遺跡は子主殿に幼年なれば、千五百石賜りし由。按ずるに丹羽が家の先祖書に、内記狂氣としるしあれば、病死といつはり、披露せるにも有べからず。くはしき事はしらす。

十九、同年　賜死伊庭權右衛門。　岡山紺屋町三郎兵衛が子、中買佐次右衛門といふ者、元來久しく渡り奉公しけるが、ことし二月より父三郎兵衛が方に歸り居ける。鞠を好で蹴ければ、妙福寺に行て度々蹴鞠寺、妙福寺の隣寺妙恩寺の住持、日相が愛童作彌も、鞠見物に妙福寺に度々行けるが、彼左次右衛門・作彌に執心深く書を贈りしが、其後はいつとなく情交厚く、同六月十日の晩、妙福寺の鞠過伊木長門家來最上源八郎が座敷に居けるを、佐次右衛門呼て作彌に逢度事のあれば、何とぞ爰へ作彌を呼て給はり候へ、作彌をば刺殺べしと云。源八郎聞て、是は思ひもよらぬ事、いかなる子細ぞと尋ければ、佐次右衛門答に、それがし三度呼とも出合す。されば是非呼出し殺べしといふゆへ、強て異見すれども承引せざれば、最早此上は其方次第とて、源八郎は家に歸る。其跡にて書を作彌によせ、少しの内出合べしと申ければ、作彌返答に、日相が用事ありとてしたはらず。佐次右衛門又申遣には、出合事ならずば、それへ參らんとせめければ、作彌當惑して、やむことを得ず妙福寺に來れり。佐次右衛門以の外腹立して、罵けれども、作彌更に承引せず。彼是と申けるに、佐次右衛門は是非殺さんといふ。今は作彌すべきやうなく、左らば今一度母に對面し、その後はいかやうとすべしと答ければ、佐次右衛門聞て、いざもろとも母の方へ參るべしとて、同道して中島村に行けるが、作彌が母おどろきて此夜中に何とて來りたるやと尋ねければ、作彌答に、日相留守ゆへ參りたる由を申ければ、母よくこそ來れり、夜ふけぬ内に早々歸れよと申けれ



ば、作彌母がもとを出、又佐次右衛門とつれだち、御野郡石井寺に行て刺殺すべしと云ば、作彌必死の覺悟を究め、經など讀て、とくく刺殺せと云ければ、佐次右衛門大きにめいはいはくし、何とて堪忍せよと詔言し、松尾村に居ける代官伊庭權右衛門が所にゆく、此時は夜半過る比なり。折ふし權右衛門は留守なれば、家來と談じて、佐次右衛門・作彌二人とも、伊庭が家に宿しける。同十一日の朝四つ時分に、あるじ權右衛門歸り・作彌佐次右衛門に面談し、權右衛門許容して、十三日まで兩人を逗留させける。初め十日の晩、長門が家來源八郎は佐次右衛門とかけ合ながら、捨置ておのが家に歸り居ける所に、五郎左衛門姓氏と云朋友來り、草履取我等所へ其元を尋に參たる由申ければ、源八郎て宵に佐次右衛門ことの噂ありしかば、彼が宿に參り、様子聞べしとて、源八郎・五郎左衛門同道し、佐次右衛門が家に行、父三郎兵衛に尋ければ、三郎兵衛答に、佐次右衛門は中島村に病人ありて、見廻に參けるよし申ける。其後又二度まで行て尋候に、いまだ歸らぬよしを申。扱兩人度々御尋の事不審のよし、三郎兵衛申ければ、源八郎聞て、さればよ、別の子細に非ずとて、作彌との一件を咄聞せ、自然作彌を連て出奔せしにやと云ければ、三郎兵衛大に驚き、源八を頼方にと尋囉ひ、其上三郎兵衛考に、別の所へは參まじく候。權右衛門殿へ參べしと申ければ、同十一日の晩、源八郎より權右衛門が方に書狀を以て尋しに、伊庭が返事に、此方には居ざれども、立退ける事不審なれば、何分源八郎に參り吳よとの書翰なり。此旨源八郎より三郎兵衛に示しければ、路銀少しもなく、他方へは出まし。權右衛門殿の御方にこそ居るべければ、是非となく源八郎に參りて引連歸られかしと、三郎兵衛頼みければ、源八郎・五郎左衛門同道して、十二日に權右衛門方に行けるが、五郎左衛門を歸し、源八郎は留置て、佐次右衛門・作彌にあはせける。かくて源八は十三日まで伊庭が方に逗留し、いろく異見を加へいさめけれども、佐次右衛門は歸らず。詮かたなくて、源八郎は其晩に歸り、父三郎兵衛に其段を申聞す。三郎兵衛歎かなしみ、十四日の朝、三郎兵衛夫婦伴ひ、權右衛門方に行、是非返して賜れと歎ければ、權右衛門答に、きのふ源八郎と共に色々異見せしかど、承引せず。すでにゆふべ夜半時分立のき、路銀などあたへ、我等も送り、只今歸りたるよし申ければ、夫婦はなくく歸りける。扱、方々手配して尋ねに追手をやりけるが、同月二十

二日、大阪より捕て歸り、二十三日、町内に預け置、七月朔日御穿鑿ありしに、源八郎・五郎右衛門・作彌四人が手前、右の趣に少違なく、伊庭權右衛門方をば河村平太兵衛・西村源五郎・都志源右衛門に仰て、御吟味ありて、七月二日に權右衛門口書を出しける。大様四人の者申條と違りたる事なき中に、源八郎・權右衛門、様々異見しければ、佐次右衛門は作彌次第と申に、作彌合點せず。少年の事なれば、聞入れずば定て強剛なる人なれば、引立ちるべし。若左もあらば、舌を喰て死べしと申ければ、やむ事を得ず路銀帷子など遣し、松崎村まで送りたるよしの文詞あり。此旨を烈公いぶかしく思しめされ、かさねて佐次右衛門・源八郎・作彌三人の口を御正しありければ、佐次右衛門・源八郎兩人は如何にも作彌其ごとく合點致さぬよし申けると答へければ、作彌を呼出し、承りしに、いかにも左様申し云ければ、何とてかくは申にやと尋しに、作彌答に、佐次右衛門それがしにむかひ、其方母殊外迷惑いたすよし聞ば、はやく歸るべし。我等は道にて腹切べしと申ゆへ、我等は歸り、其方腹切たるに、我等其儘居らるべきや、其上日相の前面目なければ、いかでふたゝび歸るべきと申す。その時佐次右衛門・權右衛門にむかひ、我等が申たる趣を語りければ、權右衛門聞て頼もしき云やう、左こそ有べし。定て作彌強剛者なれば、若引立なば、舌を喰て死べし。されば舌を喰といふ事一段の事なりと、權右衛門答けると。残る所なく佐次右衛門・源八郎が前にて作彌申出しければ、佐次右衛門一言の答句なく、皆作彌が申旨に相違なしとて、閉口す。此時源八郎只今存じ當りたる事こそ候へ、權右衛門と佐次右衛門一所に口強く申ゆへ、我等腹を立、權右衛門を叱り、其座を立破り歸らんとせし時、權右衛門我等と同じ様に、佐次右衛門に異見申けれども、強て佐次右衛門に歸れとの異見にてもなきよしを申ければ、巨細となく御穿鑿ありて、七月二日伊庭權右衛門切腹、佐次右衛門は斬罪、最上源八郎はすでに此一件の發端に長門より暇を出しけるを聞しめされ、事に臨の手前掬なる仕方、長門には不似合なりと仰て、早々源八郎をば長門が方に引取、縛首刎べしと御下知あり。此旨家老中より長門が家來に申渡しける。五郎左衛門は此度の事にはかゝはらねども、日比不行跡なれば、御國を拂はせらる。作彌はゆるし給ひて、其儘日相召仕ふとも暇やるとも、心次第たるべしとぞ仰ある。此作彌、妙恩寺に歸參の暇やりしか未詳。



二十、同年斬餌指半助。鷹餌指半介といふ者、平生養父に不孝なるよし聞しめされ、御穿鑿ありしに、養父ならびに妻子まで引連て、九月三日の夜逐電す。され共猶其始末を御吟味ありしに、半助平生女を勾引し、所々に連行し事度々のよし聞えければ、追手遣し召捕べき旨、安藤徳兵衛に命ぜられぬ。かくて能々吟味せしに、備中井山寶福寺に隠れ居ける故、安東徳兵衛が手の者を、中島治大夫・渡邊與次兵衛引具し、彼地向ふ。然るに井山は御朱印地、門外は蒔田權作の知行所なれば、踏込めし捕ん事如何なりと、皆々打寄評議せり。中島は蒔田家に入魂なり。ことに寶福寺とも心やすれば、まづ蒔田の家士に出會、右の趣を議し、又寶福寺へもひとり行て相對し、扱穿鑿にかゝりける所、蒔田の家士、百姓二百ばかり引連警固せり。半介父子共寺内の塔の二重目に籠り居りけるを、欺き出し召連て安東が宅に歸りける。此由徳兵衛より日置猪右衛門方へ注進す。此旨烈公聞しめされ、他領へ逃去りたる者は、容易に召捕がたし、況や寺院に籠り居ける者を手早く取はからひ、良計をめぐらし、召捕歸る事、手柄せるとて、大によるこひ給ひ、此旨次大夫に申聞よとの仰あれば、やがて中島を日置が家に呼び、御感の仰を傳ふ。扱半助は御せんさくまでもなく、同八月斬罪に處せられ、養父并妻子は追放となる。同日安東徳兵衛をめされ、半助が所行一として義理にあたらす。況や餌指なれば、度々御前ちかくも出る者なれば、彌以不届いふばかりなり。かゝる者ならんには、上より吟味あるまでもなく、其頭たるものは早速御聽に達し、諸しまり嚴重にすべき事なるを、やゝもすれば先例などを見合、事遲滞に及び、終に言上せざるに至る。是しかしながら、上の爲をはずれて、ひとへに身構するにあらずや。頭たる者はこゝを能心得て、已來は此病なきやうすべき事、要用なりと仰て、いろ／＼御教諭ありしかば、安東恐入かこまり候旨を申て、御前を退きけるとぞ。中島が家に傳ふるは、寛四年なるべし。故に此としにのす。

二十一、同年安藤利兵衛自殺。池田信濃殿組安藤利兵衛といふ者、五月五日自殺して死す。其子細知れず。定て狂氣なるべし。

二十二、同年大口文六郎辭仕。大口文六郎といふもの、奉公を辭し、他國に出んことを願ひければ、文六郎は久敷者の子にて、近年武藝も稽古し、役にも立べき者と内々思しけるに、御暇を願ふは其心根立身にありければ、御にくみ深く、急度御成敗もあるべけれども、其親久しく奉仕せるものに對し給ひて、其旨に任せらる。さりながら、他家につかふ事は構せ給ふよし、九月十七日に仰わたされし。

二十三、同年池田伊賀家來と町人喧嘩。池田伊賀が家僕關助といふ者、夜の事なりしが、途中にて橋本町淀屋三郎兵衛が子傳十郎に行當り、口論と成しが、傳十郎を大きに打擲す。尤喧嘩の事なれば、雙方同罪に御下知有べしと、諸人おもひ居ける所に、十二月八日に御裁許あるは、一方は町人の事、殊に關助手を過ければ、首を刎べしと伊賀に命ぜられ、傳十郎は追放せられぬ。

二十四、同年河崎段之亟狂氣。湯淺民部組河崎段之亟、六月二十日たちまち狂氣にて自殺す。其子九一郎今年九歳なり。八月二十三日命ありて、百五十石没收せられ、新に俸米十口を九一郎に賜ひ、屋敷も召上られ、下濃平大夫が方に同居しけり。

二十五、寛文五年今屋八左衛門狂氣。一本寛文元年に作る。曹源公九月二十日江戸下谷の邸を御發駕あり、久々煩ひ給ひて、今年平かせ御歸國なりしかば、福照院初め皆よろこび給て、當日御本邸にて御いはゐのため、申樂を興行ありしかば、上下見物として、賑はひける。申樂も半過、やう／＼終ならんと思ふ比、忍の者今屋八左衛門兼て病に伏し、向御屋敷の長屋にありて、けふの見物にも出ざりしが、不圖物狂しくなりて、同長屋の在府喜大夫といふものゝ小屋に走り行、刀を抜て内に入、喜大夫が妻子大きにおどろき逃まどふ。火廻りの大横目森半右衛門・徒横目山内甚六・尾上忠左衛門等廻りかゝり、八左衛門が狂氣のよし聞とひとしく、かけ付しが、はやよほど大勢集り居けれども、八左衛門が取籠りたる體さだかに見へざれば、とかくためらひ、内に入者なかりし時、半左衛門見て、亂心者抜刀にてとりこもりなば、即時に踏込押取べしとて、自身踏込んとするけしきなれば、從者沖元右衛門進出、半右衛門をおしとめて、一番に飛入ける。狂人其まゝ元右衛門に立むかひ切てかゝるを、忽とりふせ、からめた



り。つゞいて入りし尾關理左衛門此時徒に元右衛門聲をかけ、抜刀あるぞ、油断して踏べからずと心を付、兩人八左衛門を召捕へて半右衛門に出しければ、やがて八左衛門を駕にて備前へ歸されし。

二十六、同年捕横尾山僧 邑久郡横尾山の本坊退去しければ、内藤數右衛門に命ぜられ、追手としてさしむけられしが、やがて大阪にて召捕て歸る。其罪條は詳ならず。

二十七、寛文六年谷田五郎右衛門・世賀又助爭論 谷田五郎右衛門が手代世賀又助此時、谷田は圓盛院殿附の奉行にて、御賄役なり

といかなる事にや、爭論起りければ、右兩人并に清水大夫・山田藤助厨方都合四人、土肥飛彈に預けられ、八月二十七日の夜、飛彈四人を召具し、鳴子の邸に行、穿鑿し、事落着しければ、十月五日土肥本邸に歸る。かく隙取事ながら、いかなる事といふこと今詳ならず。

二十八、同年捕用賈銀旅人 六月の事なりしが、旅装したる者岡山に來りて、似せ銀を遣ふ。町方は知りて捕んとせしに行方を失せり。然るに又八月十六日件の旅人四人連にて、岡山に來りければ、捕んと支度する所、あくる十七日すでに岡山を立て東に趣く、四人の内惣介といふ者、森下町にて錢を買たり。其銀の似せなるを知りて、忽捕へけるが、殘三人ははや遙に行延しを、追懸て小津といふ所にて追付しに、皆武士のごとく出立ければ、追手聲を懸、其元の下人百姓と爭論し、百姓手負たり。歸られよと申ければ、三人歸らんとする所、其體紛もなく武士にあらざれば、搦捕て口狀を聞ければ、長兵衛といふ者白狀に、今度召連來し四郎兵衛といふ者、其親善兵衛と兩人、似銀吹て今年六月、それがしと吉兵衛といふ者、當所より安藝宮島へ行、船路を経て京へのぼりける。其時召連來りし七郎兵衛は、奉公人故當月二日にいとまを出し、今にては住所もさだかならず。右惣助は日備なり。今度は當月三日京を出て、播磨・美作・因幡へ參り、鳥取より又美作を経て備前に來れりといふ。四郎兵衛・吉兵衛・惣助三人が口上も、同様なれば、九月三日淵本甚左衛門に徒二人、小頭一人、足輕八人、人足百人添られ、件の四人を京都諸司代牧野佐渡守にぞ渡されける。

二十九、同年勿教運坊首 土肥飛彈が鷹師七郎大夫が子に、教運坊といふ者あり。七郎大夫が妻の兄、金藏坊が弟子となりて、彼が方でありけるが、去年六月二十日狂氣しければ、金藏細引を以て教運坊が胴を卷き置、今年四月二日、親七郎大夫が方にぞをくり返しける。其後は正氣になる事もあれば、七郎大夫憐みて、自身他に出る時は胴をまき、歸ればゆるして置けるに、七月二十四日、七郎大夫・飛彈がかたより歸る時、教運雪隠へ行たきと云ける故、件の細引を解けるに、七郎大夫が指居たる脇指をうばひ取、七郎大夫がうしろより袈裟がけに切り、腹の皮少かりて、其まゝ七郎大夫は庭に倒る。續て教運飛かゝり、頭を後より齒まで切割、又腕をも切ける時、其隣の犬引孫兵衛教運初太刀に七郎大夫を切ける時、七郎大夫が妻と娘と隣へ行て、孫兵衛に知らせるといふ。聞付て、出合様にて打合ける内に、大勢あつまり、教運をからめ捕る。扱津田重次郎穿鑿しければ、教運承り、此比父七郎大夫私を切んといたしけるが、今日は頻りに切んといたしける故に、右の如く切たりと申ける。同二十五日に、教運首を刎らる。

三十、同年波多野權七・田中惣左衛門出奔 磨屋町、屋根葺勘右衛門が娘を、波多野源兵衛が養子權七かこひ置、勘右衛門が方に預け、折々は權七、勘右衛門が方にも行、又其娘を源兵衛長屋にも呼寄ける。かゝる所に、池田五郎兵衛が鐘持角左衛門此娘を戀慕し、朋輩の關助・角助兩人を媒にたのみければ、兩人また同朋輩孫右衛門・糸助と同道し、勘右衛門が方に行、娘を囉んと云。勘右衛門更に同心せず。四人の奴しきりに促す。勘右衛門答に、只に辭退申にては候はず、様子あれば斷申よしを云、且娘も同道せざれば、かたぐゆるされよと申ければ本人の角左衛門は最早其分にて止むべしと思ひけるが、媒の四人猶承引せず。我等にまかせよとて、其様子を聞糺さんとして、關助酒肴を以て無理に祝ひけるが、勘右衛門いよゝ同心せざれば、双方言葉あらくなり、權七にもあてゝ惡口せしを、權七傳聞しかば、一分立がたく出奔す。はじめより、權七にくみしける田中市郎兵衛が嗣子惣左衛門も退去せり。されば此事御穿鑿ありて、十一月十八日に鐘持角左衛門は斬罪に處せらる。是親同心せざるに、其娘を囉ひ、傍輩を促し、理不盡の働、人大義を亂るによつてなり。關助・角助は角左衛門に頼まれ、種々不法をなし、中頃は本人角左衛門は止べしと申けるに、却て本人よりも増りて、理不盡のはたらき、重罪なればと



て、是も斬罪なり。孫右衛門・糸助は竟畢關助・角助に引立られ取持ければ、其罪かろしとて、片耳を切らる。勘右衛門おのれが娘とは云ながら、かこひ女の宿しければ、法を背罪によつて鼻を切られしと云。

三十一、同年野津猪大夫追放 野津猪大夫祿二百石、池田邊金左衛門 祿三百石、土兩人、江戸相詰にて、今年歸田美作組。の道中相宿なり。或日登城しけるが、猪大夫、金左衛門に向ひ、此度道中相宿、日々遣錢家來ども申合せしに、其

許より鳥目三百文差越るゝ筈なり。然るに今日まで延引ある條、沙汰の限りなりといふ。金左衛門聞て、それはた

がひに申談たる事、我等存たる事にあらず。其上左様なる事は、宿へこそ申越さるべきに、殿中にて申さるゝこ

そ、沙汰のかぎりとは申べけれど答ふ。猪大夫怒て、人の物借りて返辨延滞の挨拶もなく、却て我等をあしざまに

申さるゝ事、いよく以て心得ざる次第なりと云ければ、金左衛門又答に、纒の鳥目の事、此場にて高聲に申出さ

れ、人々聞ん所も恥しからずやと、たがひに言葉争ひす。傍人皆口を揃、こゝは殿中なり、似合ざる口論他日の事

にこそ致されよと、やう／＼扱ひ取しづめぬ。其後十二月朔日、猪大夫事、場所をもゑらばず、不作法なる争論御

心に叶はぬよし仰あつて、改易し給ふ。金左衛門はもとより何の御とがめもなし。

三十二、寛文七年 藤井八右衛門狂氣 大船頭藤井八右衛門、狂氣して自殺す。狂氣の委細知されば、其家斷絶あれがたし。

るべけれ共、其養子佐介も久々勤仕しければ、父が祿を半減して、其家をつがせらる。是十二月二十六日の事なり

と云。

三十三、同年放古田左次右衛門 古田左次右衛門に子一人あり。嗣子を彌三左衛門といふ。此彌三左衛門

質長大にして智少く、兇暴にして無禮なり。何の故もなきに、其身を自慢して出奔す。其始末不義なれば、父左次

右衛門は數日閉門す。親類残らず彌三左衛門と通路を絶す。其後左次右衛門病死しけれども、件の罪によつて、家

督の命あらず。去ながら、先祖より久しく勤仕せる家なればとて、新に左次右衛門が次男それがしを召出されぬ。

是も左次右衛門と改名して、中小姓たり。かくて今左次右衛門が兄彌三左衛門、密に岡山に來りて、左次右衛門方

に數日逗留す。去年の冬も來りて、何の遠慮もなく番頭横目等のかたに行、いろ／＼とおのが藝能を口贅して、ふ

たゝび召返されんことを望む。此よし池田伊賀聞て出奔或は追放の者、其ゆるしなくて參事、常々の制禁なり。此度は其儘にさし置ぬ。重て參るべからずと申聞せしが、ことし正月左次右衛門一書を出せり、其趣はそれがし近來學問し、兄を親むこと父の如きを存候ひぬ。されは御慈悲を以て、兄彌三左衛門召返され候へとの書出しなり。同月二十八日、左次右衛門事出奔せし兄を滞留させ、いろ／＼の事ありし罪重きうへ、此度の書付、上を憚からぬ仕方なりとて、追放せられし。

三十四、同年勿武田彦太郎・水谷又六首 歩行者山下三右衛門、去年江戸に詰居たり。彼が妻は水野六郎左衛門がむすめなり。去年七月朔日、此妻父六郎左衛門が方に行て一宿す。其留主へ盜賊入りて、數々の物取逃ぬ。其時の婢にたつと云女、いとまをておのが宿、上の町市左衛門が方に歸る。此女の所爲ならんと疑ひて、拷問す。遠藤與左衛門歩行者が下男仁介姦淫しければ、此仁介にたのみてぬすませしと云。此旨早々言上せしに、則仁介をめし捕れ御尋ありしに、更に覺なきよしを云。此時たつわらはが申ける事は皆偽なりと云。此旨曹源公聞しめし、仁介を強てせめなば、堪かねておのれが所爲といふ事も有べし。されば不便の事なり。まづ此穿鑿は延滞すべしと仰ありて、吟味なかりし所に、同じ年十二月朔日、伊庭半藏が長屋に紛失物あり。家内を搜索しけるに、薪

部屋の下下に品々あり。かゝる所に、伊庭が履僕四郎介出奔す。されば四郎介が父をめし捕、猶四郎介を尋しに、やがて搦て参りぬ。折ふし長屋に質札あり、此札を以て質屋を吟味しけるが、山下三右衛門が妻の帷子も此内にあり。故に其質主を尋ねしに、赤坂郡新庄村庄次郎此庄次郎も、伊庭が家僕。なり。此旨伊庭より申出ければ、早速庄次郎めしとられ、質物の事御吟味ありて、庄次郎殘所なく白狀す。其趣は、傍輩權八・吉右衛門・四郎介并に浪人若黨渡邊利介と博突し、私負候ひし、折ふし七月朔日の夜、山下が家の前を通りしに、門錠しまり居ければ、私懷中の鍵にて試候へば、能合ける故、深夜に及忍入盜候とぞ申ける。扱失物の内三品其行方知れざれば、猶御吟味ある。是は權八・吉右衛門兩人相に、しなといふ女此しなは、御野郡津島村市右衛門といふ者の娘。をかこひ置、此女に右の三品は遣しける。元來此女いたづら者にて、四郎介を持ながら、又武田彦太郎次通水谷又六御所方の水谷孫兵衛が子なり。二人相にかこひ置、剃大阪、作州などへ



内々行し事も候。此節は土肥飛驒の家來野呂久右衛門が僕傳介が妻と成たるよしを申ければ、今年十月二十九日、庄次郎は斬罪、其外の奴・僕。若黨渡邊利介等は、皆々指を切られ、武田彦太郎は首を刎らる。水谷又六は、去年武田と密行し、直に立退、九月末に再び備前に立歸り、所々に身をかくし居ければ、町奉行共穿鑿して言上す。あくる寛文八年二月二十九日、是も首を刎られし。

三十五、兒島郡山田村次郎兵衛子猪兵衛籠舎 此猪兵衛幼少の時より同村法壽院と申出家の弟子に罷成候。去春師匠と一度に還俗致し、商買を仕候が、商買に利無之、渡世難成故、八月二日夜御野郡福島村喜右衛門と申還俗民の方にて、木綿・夜着・蒲團・帷子を盗取、質に置申候。同四月東田井地村にて親類の馬を盗、岡山博勞町にて賣候を捕、郡奉行村田小右衛門老中へ申達に付、籠舎被申渡なり。此猪兵衛を山田村の民共井師匠五右衛門・福島村喜右衛門并馬主一等に平世律義成者に候間、此度の科御赦免奉願候由、御佗言申上度由、老中へ村田小右衛門より申上、御耳に立、御僉議の上、右の者共一等に佗言仕候は、此盗人渡世につまり候事實事にて、常々心根の程知申旨依仰、籠舎御赦免、盗人猪兵衛を右の者共へ御預被成旨、老中より村田小右衛門へ被申渡、喜右衛門、本は福島村の僧にて、出家の時猪兵衛を暫く弟子に仕候由。

三十六、寛文八年、放横井彌兵衛・越七右衛門。小林庄兵衛 圓盛院殿附の居番、越七右衛門・小林庄兵衛、不法あつて三月八日追放せらる。横井彌兵衛も圓盛院殿へ附人なりしが、勤仕御心に應ぜずとて、同月十八日改易し給ふ。

三十七、同年牧野仁右衛門辭仕 尾關兵庫組牧野仁右衛門、祿二百貧窮にして勤仕なりがたく、仕を辭せんと乞ふ。其時の願に、

私勝手不相成候。然共被召出候節、天樹院様より如何様に被仰入候も不存候得ば、兎角難申上候。只御暇被遣候様に奉願候。

此仁右衛門が伯父萩原助之丞と云者を、過し年天樹院殿の女房松坂と云者より、何とぞ召仕はれ賜るべしと頼

によつて、祿二百石にて召抱られしが、助之丞死後子なきによつて、甥の仁右衛門を又召出されかしと、松坂願ふによつて、めし出されしは、此仁右衛門なり。かゝりければ、何の仰もなく、六月二十五日御暇賜はる。

三十八、同年久徳兼松傷奴豊 馬取の奴豊といふ者、今年十九歳、眼玉出ける故童ども異名して、木綿實と云。四月二十九日の事なりし、童子共豊をなぶり、わたさねよ〜といふを、豊追廻り、杉山四郎右衛門が子松之助今年十が手を取て叱りける。傍に池田伊賀長屋に居ける、浪人久徳久佐が子兼松今年十此體を見て大に怒り、刀の柄に手をかけて豊を叱る。豊又無禮成體なり。此時三右衛門・與兵衛・七兵衛と云馬取の奴三人來て、豊を追拂ひしが、兼松追懸て、豊顧所を兼松切付、頬先と脇に當る。二の太刀にて背を割り、尻にあたる。又切る、首に疵付く、追々人集り取鎮めける。町奉行藤岡内助・加世八兵衛吟味しければ、兼松答に、豊を打べしと思ひ、棒を尋ねしかども、折ふし棒なければ、むね打にしなければ、血見えける故、最早切殺すにしかじと思慮せしよし。元來豊不禮者なれども、さしたる事もあらざれば、双方御ゆるし有て、然るべからんと言上しける。其旨たるべしと、烈公仰ありし。是翌晦日の事なり。

三十九、同年火事場争論遠藤彌兵衛 十二月二十一日、九軒町火事の節、徒横目黒田甚七郎が門外の事なりし、池田主水馬先にて歩行黒田兵右衛門と主水家士遠藤彌兵衛と口論し、彌兵衛馬口にて兵右衛門が面を二箇所打破れり。兵右衛門は火消の妨に成べきと思ひつゝ堪忍し、甚七郎が宅に行、扱あくる二十二日、此旨兵右衛門より大横目へ達し、其身は引籠居ける。やがて大横目の指圖にて、兵右衛門は黒田甚七郎并其嫡子彌六郎に預置よし申渡す。同二十四日、家老中より仰の旨を傳ふ。

大横目

黒田兵右衛門儀、品により其儘被召使候儀も可有之候へども、御扶持被召放候。此旨一類共に可申聞候。

瀧川縫殿池田藤右衛門兩人へ、家老中仰を傳ふ、其趣、

池田主水家士遠藤彌兵衛成取可仕旨、御意に候。

吉備温故秘録



此日御精進日なれば、大横目より黒田兵右衛門へ申渡事延引せしが、其内兵右衛門自害して死せり。

四十、同年長谷川彦七郎出奔 長谷川彌五兵衛、四月九日、六十三歳にて病死す。死する三日前七日の事なりし、其子五兵衛に云けるは、其方横目役命ぜられん事、氣遣なりしに、今我死たらば、跡目給り、役は御ゆるしあらん事大慶なり。去ながら大勢の役介人引請難儀すべし。弟彦七郎近年御用所へ召れ、諸役人存知の事なれば、彼に跡目賜はらんことを願ては、如何やと相談す。五兵衛聞て、さやう願度事ながら、子細なく弟を願ふもいかゞと答へけるに、其段尤なりと云て、彌五兵衛は死す。其後安藤奎へ右の趣五兵衛物語しければ、御聽に達しけるにや、跡目いづれへも賜はらざりしに七月初彦七郎出奔し、兄弟一類に不足無之由書置し、森半左衛門へ出しける。烈公御覽有て、理屈がましき事申さず身を引けると御感あり。扱或日、日置猪右衛門宅へ五兵衛を呼、彦七郎手違なる所に置べからず、備前の端の在郷に置か、左なくば金川へ引取置べし。此よし伊木頼母より申渡すべけれど、内證事故直に申由云ける。やがて呼寄て八木山村に置けるが、同九年三月御參府前、歩行にめし出されぬ。かゝりければ、御供いたし度旨願ふによつて、相したがつて江戸に詰、同十年岡山に歸る。途中大阪にて五月二十二日狂氣自殺して死す。事は、十年に見へたり。

按ずるに彦七郎出奔せし後、五兵衛に跡目被仰付しなるべし。

四十一、寛文九年賜死大久保彦兵衛家隸 八月某日の事成し、大久保彦兵衛若黨伊藤十之丞が子助八と云者、御旅所河原にて網をうちけるが、下出石町の網打市兵衛と口論し、助八件の市兵衛を打擲す。其後九月二日市兵衛帖を荷ひ、大久保が門前を通るを、十之丞呼けるに、魚はなしと答て、市兵衛行過る。十之丞怒て叱りければ、前恨によつて棒にて十之丞に打てかゝりしに、棒折れたり。十之丞脇指にて切ける。市兵衛猶折たる棒にてうつたるに、十之丞又切けるが、其疵にて同十七日市兵衛死す。ゆへに同十九日十之丞に腹切らせらる。

四十二、同年片岡治郎大夫出奔 池田三郎左衛門組片岡次郎大夫・加藤十郎兵衛兩人、大阪米拂の役に於て彼地にまいり、八月二十四日大阪より京都へ米百五十俵、銀十五貫目廻しける。此裁判に、今西半内預林吉左衛門

と水手五右衛門といふ者添て遣す。同二十五日、伏見より車十二輛に米を積み、銀箱は跡の車にのせて吉左衛門添行けるが、九條あたりにて言傳銀ありとて、吉左衛門銀箱をひらき、銀を出し風呂敷につゝみて其まゝ逐電す。扱米銀とも京に着けるに、箱輕ければ改しに、五貫目不足せり。件の吉左衛門は去年の春榊十郎兵衛召抱て、ことしの春今西半内と交代すれば、吉左衛門が請人大阪にては安道寺町大和屋久兵衛、備前にては榊が家來小松庄兵衛と定て、請狀添て今西半内に渡したる者なれば、早速請人大和屋久兵衛を呼に遣しけるが、安道寺町に大和屋久兵衛といふ者更になきよし、町の者答ける故、如何せんと案じわづらふ所に、南久寶寺町上横堀の西町にて、久兵衛を尋出し、右一件を咄しければ、久兵衛答に、吉左衛門は知る人にては候へども、請にはたゞざる由を申、頓着せず。此旨備前に言上しければ、家老中榊十郎兵衛を呼て尋しに、去春吉左衛門を召抱し時承りしは、元來伊勢の者と申候。先年大阪に詰たる中村主馬預水手の源兵衛肝煎にて、籠屋町九兵衛請人なりしを、當春役替によつて、家來庄兵衛申付、請狀改させ、今西半内へ渡しけると、十郎兵衛答へける。かくて家老より片岡次郎大夫・加藤十郎兵衛・今西半内は引込あるべしと、同晦日差圖にて、右の趣を江戸へ注進あり。烈公聞しめし、是ひとへに加藤・片岡兩人が不覺なりとて、生駒平大夫・井上藤介を俄に大阪にのぼせ、片岡・加藤に代らしむ。生駒・井上九月二十五日、大阪に至り、加藤・片岡は同所を發し、備前に歸る。道中明石にて十月七日片岡次郎大夫一封の書を番頭池田三郎左衛門に残して、同所より出奔す。其書の趣はそれがし先年郡奉行つとめしに、故なく其役をゆるされ、不快存候ひしに、御用にて大阪へのほせられ、心も解候處、又今度の事到來し、面目なきゆへに退去と云。

四十三、同年西脇吉大夫・垣見源兵衛狂氣 西脇吉大夫といふ者、七月十一日江戸にて狂氣自殺、同十月二十八日、士鐵砲垣見源兵衛狂氣して自害す。兩人とも其委事知れず。

四十四、同年賜死牧野又兵衛家隸高本茂右衛門 牧野又兵衛門が若黨高本茂右衛門といふ者、口論并其時の始末く論の座にて高橋佐左衛門を切殺しければ、九月十一日茂右衛門に腹切らせらる。はしき事を知らず。

四十五、同年備中賀屋郡牧谷村與一郎追放 牧谷村百姓與一郎と申者あり、兄仁兵衛と申者去年よ



り瀧田出羽役人に罷出申候。右の仁兵衛・與一郎方へ参り、毎度與一郎妻に密通仕、母是を見付、與一郎に何となく妻を去候様にと、申候に付、與一郎兄仁兵衛に妻を可去の由談合仕候得ば、仁兵衛申候は、其方妻無之候は、洗濯する者無之不可然事とて差止め、當七月又仁兵衛來て妻と不義を仕候所へ、與一郎外より歸り、見付驚出て、從弟五兵衛と申者の方へ取退罷有て、與一郎存念には、右の不義見届候間、仁兵衛も妻も恥て立退候はんと存、わざと三四日も我家に不歸罷有候處、兄仁兵衛・與一郎を待とて、其まゝ家に居候由を聞て、與一郎其様子を見候はんと存、我家に罷歸候得ば、仁兵衛伏て有之、其方を待候て居候由申候。與一郎覺有候やと申候得ば、仁兵衛覺有之候とて起候處を、與一郎棒を以て仁兵衛を打倒候。妻外より來候處を、又打倒し候。仁兵衛申候は、由斷仕せんを被越無是非候。公儀の御法度に逢候はんよりは、其方竊に我を殺せと申に付、與一郎・仁兵衛を谷に誘、鎌を以咽を切て殺候。妻又來て同死せんと申に付、また咽を鎌にて切て殺候。近き頃生候男子養育難成事を思、是をも與一郎指殺候。與一郎家に歸、席の下を見候得ば、脇指にねたばを付、さやをはづし斧を添て有之由、右の段々那奉行岩根源左衛門申上に付、於御前老中并毎もの僉議人共に僉議被仰付被聞召、御意被成候は、仁兵衛不義可申様も無之事に候。與一郎歴々侍にて候は、いまだ仕様も可有之儀にて候得共、件のしかた程に仕るも、土民の身としては、少はきとく成所も有に付、死罪に可被仰付様も無之候。然とて弟として兄を殺候事、人倫をそこなひ申ものにて候故、其まゝ免じて置儀にても無之候間、與一郎は追放可仕候。與一郎母は在所に其儘居可申と申候は、與一郎田地を取らせ可置の由。右の段老中於評定所、郡奉行岩根源左衛門へ、被申渡。

四十六、寛文十年禁獄村上濱之助 兒小姓村上濱之助といふ者、古田番右衛門が子半之助を戀し、去年冬書を半之助に贈り、爾來歳久しく心易く交度といふ。此よし番右衛門聞て、人を頼み異見を加へけるが、濱之助其事の洩を怒り、番右衛門を打果すべしと聞しを、曹源公聞しめし、今年正月六日、濱之助を池田藤右衛門に預らる。かゝる所に、同七日江戸より脚力到來し、信濃守殿・兵部殿豊前守に任ず。受領ありし賀儀の節なれば、濱之助を日置猪右衛門に預度よし、藤右衛門より伊木屋門・池田主税殿を以て申ければ、同八日濱之助死罪一等をゆるされ、日置家に

預られ、采地金川にて禁獄すべしと命あり、此後光清寺を以て、京都門跡より御捨免を願ひあるによつて、十月五日、門跡の使へ濱之助わたすべしと御ゆるしありしなり。あくる十一年八月二十一日、濱之助切腹せしと云。是自恥て死しや。未詳。

四十七、同年三間勘介出奔 三間勘介は學校馬術の師たり。久々病氣、とても始終奉公ならず。其上老母故郷を慕ければ、やむことを得ず、先達て願、母を故郷に遣しぬれば、かたゞ仕へ辭し候ひぬ。新參者剩拜借の銀子も辨えず、一入恐入たるよしの一書を、丹羽次郎右衛門に残し、十月二十八日出奔す。

四十八、同年山田重右衛門斬八藏 邑久郡村代官山田重右衛門といふ者、十一月十八日雉子を獲んとて、鐵砲携同郡庄田村徳右衛門が裏なる山に行、所々覘て山を下りける所に西須惠村の百姓八藏といふ者、徳右衛門が裏より薪を荷ひ山にのぼるに行合、道狭ければ、重右衛門道をゆづりて少し傍に寄居けるが重右衛門が羽織に薪を引懸、片袖引切、脇をも裾まで破りつゝ、會釋もせず行過ぬ。重右衛門聲かけて呼返しけるに、耳にも入れず通れば、おのれ何者ぞかへれといふ。此時八藏顧て立戻り、風吹て聞えずといふ。重右衛門聞て、たとへ風吹とも、衣類の裂るをしらぬ者やある。定て其薪は盗たらん、いざ徳右衛門に聞合、其上にてあたふべしとて、徳右衛門が方に連れゆき、薪の事尋ねしに、いかにも遺候ひぬ、此八藏はそれがし縁者に候と答へければ、さらば薪は言分んなし。元來裏道を通らず表道へ戻るべきに、仕形甚宜しからず。扱八藏をのれ人の衣類をかくまで大に破裂し、其斷はいはで、只聞えぬとのみ申條、不届なり。以來憤めよ、代官にさへかく不禮す、況や餘人には、いかなる事をや仕出さんも、知がたしと叱しに、曾て存ぜぬとばかり答て、敢て一言の斷にも及ばず、おのれは何方にぞ奉公せしやと、重右衛門尋ねければ、去年までは二合半を噉候と云つゝ、薪にさしたる鎌取てひかへける故、重右衛門持たる鐵砲取直し、一うち打つ、八藏鎌にて請留め、そのまゝ荷の上飛越す所、徳右衛門うしろより重右衛門が背抱へ御堪忍候へ、八藏逃よと制しけるに、八藏一足も退かず、猶かゝり來る。重右衛門件の鐵砲抛捨、大脇指を抜其比殺生などには、諸士一刀を帶し大小さす事はなかりしと聞く。夫より後に、左の肩先少し切る。八藏ちつともひるまず、彌も、享保比迄は、此風残りし由、監見七郎左衛門杯も一刀にて殺生せし由。



躍りかゝり、重右衛門が帯を取て押倒し、鎌にて首を刎んとす。重右衛門仰ぎながら、足にて鎌持たる手を蹴あげ、そのまゝ立あがり、袈裟に切たるに、八藏ひしと抱付を、額を二刀切付て、扱首を打落しぬ。此時まで徳右衛門は、重右衛門をいだし居けるが、初て放し脇へ寄る。同十九日、重右衛門岡山に出、代官頭西村源五郎に右の段物語し、始終の子細、徳右衛門見けるを申ければ、西村は徳右衛門を呼、委細尋しに、重右衛門申所に違なければ、同日家老中へ源五郎より達す。家老の差圖にて、重右衛門爲なれば、徳右衛門を大横川鈴田夫兵衛へ遣し、此度の一件申置べしとありて遣しければ、夫兵衛委細に、徳右衛門が口状を聞届、同二十二日、重右衛門事は、別儀あらざる旨仰ありて、其旨を家老より、源五郎へ傳えられ事濟たり。

四十九、同年放萬代慶久 外料萬代慶安、五月に病死し、養子慶久に父が祿を給ふ。慶安が妾、子二人うめり。一人は男子なり。こゝに慶安が弟高田金右衛門といふ浪人、慶安が時より、萬代が家に寄宿す。十月三日件の金右衛門、慶安が妾并娘を連て、萬代が家を出、大横目へ行、いろゝの事訴て古京町に行て住す。岸織部・山崎大膳は慶安と由緒あれば、彼妾がもとへ家來を遣し、いか成にて立出しぞ、慶久方へ先歸り然るべしと兩度まで異見を加へしに、更に同心せず。其後川村平太兵衛、かの妾を呼てさまゝ申けれ共、背はねば、さらば慶安が貯の銀子に扶持米そへて、慶久より助力さすべし、娘は同人が方にかへすべしと、岸・山崎よりかさねて申けるが、助力は請べし、娘返す事はならぬよしを答ふ。かくて金右衛門を、岸・山崎がもとに呼、娘は乳呑子なれ共、母に慶安が妻渡て、此度の事だに落着せば、其方越度に成まじきと申に、金右衛門聞て、彼妾慶安召仕の事なれば、其段もならざるよしを答ふ。織部・大膳よりふたゝび妾が方へいろゝと申、娘を兩人方へ預るべしと扱ども、猶其意にまかせねば、同十一月二十二日、岸・山崎兩人より此旨家老へ言上す。同二十七日御裁斷あり。妾并金右衛門追放、慶久は若輩ながら何とぞ扱べき品有べきに、家内治らざるよし御とがめ有て改易なり。男女の子二人は、慶安が妻共に追放ありし。慶安が貯の金銀は、残らず此三人に賜りしなり。

五十、同年長谷川彦七郎狂氣 今年大崎の邸、下谷邸とかえられ、惣圍の普請奉行明田平左衛門・長谷川

彦七郎兩人の歩行なりしが、御用仕廻同道して大阪までのぼり、御藏屋敷河瀬與五左衛門に來り物語する。かゝる所に、彦七郎厠に行て、そのまゝ自害して死たり。是五月二十二日の事なり。彦七郎はしくは、寛文七年彦七出奔の條にのす、并見るべし。

五十一、同年箕浦孫大夫狂氣 歩行者箕浦孫大夫と云者、いつの事にや狂氣自害して死す。母并幼少の子多ければ、不便の事なりと仰て、八月二十六日、扶持米を給ふ。

五十二、同年坂田清四郎傷水番七兵衛 池田主税組坂田權兵衛が嗣子清四郎此年十小堀彦左衛門組浦上孫大夫次男十二郎十二兩人、七月九日の事成し、西川七軒町の水汲場にて、水遊びける所、水番の七兵衛と云者來り、御法度なりと叱りければ、十二郎・七兵衛に取次、いかにも堪忍すべしと云。七兵衛猶言葉をあらゝげ、叱りければ、清四郎たちまち脇指を抜て七兵衛が左の耳かけて肩へ二刀切付たり。七兵衛そのまゝ逃出し、浦上孫大夫が方に行、かくと告てければ、其近邊河村平太兵衛・渡邊利右衛門・歩行横目大平權左衛門出合、様子承届しとぞ、其後はいかゞなりしやしらす。

五十三、同年奥上道郡吉原村公事被仰出覺 今度申分仕候者共、双方の申様被聞召上候。尤科の輕重も有之候間、急度曲事可被仰付儀にも候得共、何も一類の内にて有ながら、常々不和にして出入に成様に仕なし候事不届ながら、下々の儀に候へば、左様の辨も無之段、却て不便に思召候間、和睦仕候様にと思召、一所に被召置候。和睦不仕候はゞ、いつ迄も籠舎可被仰付事。

右の通被仰出、九人一つ籠舎被仰付候。

年寄 久左衛門。「惣左衛門・久左衛門從弟なり。」

久左衛門子 半左衛門。

庄屋

惣左衛門。

惣左衛門子 善兵衛。

惣左衛門妹 甚右衛門。

甚右衛門子 市介。

惣左衛門甥 萬藏。

萬藏兄 太郎兵衛。

惣左衛門アヒヤケ 六兵衛。

公事は長き事故、略之。

市介三箇條なり。



惣左衛門籠屋にて痢病相煩、當年九月二十六日、籠屋より出し町屋にて養生致させ候得共、次第に重り、十月五日在所へ歸し、同日病死。村に有之親類共、籠舎の様子見届、何も和睦仕候由申上候に付、十一月二十一日に不殘籠舎御捨免被仰付。

五十四、同年御野郡四日市村次右衛門籠舎 當正月十日、郡奉行武田左吉申候は、御野郡四日市村の次右衛門事、町人は申合、賣延米銀、都合二十三貫目餘有之候に付、番を付置候由、老中籠舎被申付、弟久右衛門・平三郎二人は、郡の籠へ入置候。當十三日弟二人御赦免、次右衛門は其職分にあらずして、人の財を失候、曲事に被仰付候得共、田地御取上、住宅は可任心旨にて御赦免。  
左吉老中へ伺相濟候覺。

耕作道具、家に殘し置、其外の道具次右衛門に被下。 親久兵衛隱居領田畠二段二畝餘、其ま被下。 弟久右衛門自分に求候田畠、一段六畝餘、同斷。 弟共に家を建て遣由にて、竹木調置候。同斷。 親兄弟共其儘四日市に住宅可仕候。

(番號)寛文十一年 放竹中茂助・庄野市郎兵衛・小谷甚之亟・高桑彌三右衛門・渡邊勘平・大橋宗七

九月四日備後守殿御弟逝去ありければ、穩便の比なれども、此月は諸社祭禮多き事なれば、神事ばかりは例のごとく執行ひ、去ながら大勢集り、聲高に賑々敷するは然るべからざるよし、家老中より郡奉行に觸らる。同十四日は御野郡大供村戸隱宮の祭禮なり。されば郡奉行武田左吉より、猶又庄屋・年寄に、きびしく令しぬれば、警固として百姓六人を社邊に付置、夜に入て子供など寄合、相撲をあらそふを兩度まで追はらひ、夜も更ければ、件の警固も宿に歸し所、又相撲場に大聲す。彼警固出向て制しけるに、兩刀佩したる者大勢集り、いつかな聞入もなし。扱翌日百姓・庄屋御吟味ありしに、庄屋は服者にて、社參さへせざるよしを陳す。其後段々御穿鑿ありしに、諸士の少年輩等多く集りしなり。同月十一日、曹源公それ〴〵御裁斷あり。其趣、

一、庄屋・年寄忌有とて、社内へは參間敷とも、近所迄罷出可申付を、奉行申付を疎に仕段、不届の仕合なり。警固罷出候者共示しを不聞とて、庄屋申分を其分に仕置候段、不届に付、庄屋・年寄追込置、并警固の百姓共、六人に手錠をおろし、村へ可

預置旨。

右家老中より武田佐吉へ申渡。又家老中書付を以て、曹源公の御意を傳ふ。

一、侍從君の十人組、竹中關左衛門悻茂助儀、常にても遠慮可仕處、見物場へ參、夜中に不作法の仕合、殊に此度は重き御忌中にて候處、何の憚無之段、不届の至に候間、可追放旨被仰出候。

一、池田美作組庄野市郎兵衛、池田藤右衛門組小谷甚之亟儀、不届の様子、右同斷に被思召候へ共、江戸羽林君へ御伺被成候間、其内閉門被仰付候。

一、池田美作組高桑忠右衛門悻彌三右衛門、池田藤右衛門組大橋與右衛門悻宗七、池田三郎左衛門組渡邊利右衛門悻勘平治儀今度の仕形常に父共の示し惡敷故と被思召、御機嫌不宜候間、當分爲恐引籠罷有可然旨、家老より番頭共に申渡す。

右の趣江戸へ言上あり。同十一月十八日、烈公の御下知を家老より書付にて番頭に申渡す事、左に記す。

一、池田美作組庄野市郎兵衛、池田藤右衛門組小谷甚之亟儀、常とて可有之に、時節の考も無之、見物場へ參、其上不作法の仕合、不届に被思召候間、兩人共追放被仰付候。

一、池田美作組高桑忠右衛門、池田三郎左衛門組渡邊利右衛門兩人悻、常々親の示惡敷故か、但親の示にても不用子有之候へば、親取計とも難申、其上時節惡敷候へば、子ども兩人追放被仰付。

一、池田藤右衛門組大橋與右衛門悻事、同罪にて無之とは乍申、所・時節惡、か様の場へ罷出候事、親尤とは存間敷候。此儀に不限、か様の者は親の心に不叶儀と存ながらも、不改と思召候へば、追放被仰付候。

五十五、同年放入江又八郎・鈴木佐右衛門・高橋利兵衛・石岡六郎右衛門・石丸安左衛門・村上治兵衛 藏奉行共不直の事ありて、段々穿鑿にて皆罪かふむる。先づ入江又八郎といふ者、赤坂郡日用米四百二俵、高瀬運上來五十三俵、切手を出し置、本帳の元を見落したるとて、勘定に立てず。并に拂方たしかならぬ米三百二十七俵あり。其上勘定に滞ありて、自分のはからひにて、大數の米賣拂、相場相にて私曲なり。御野郡四日市村の次右衛門といふ百姓となれ合、誓紙にそむき、米を次右衛門に借し、納めざる米の切手を出てあ